

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月15日

【発行者名】 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング
(ケイマン)リミテッド
(Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役
サムウェル・ズビンデン
(Samuel Zbinden, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9010、グランド・ケイマン、
クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、
キャンベルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド気付
(c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4,
Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-9010,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 原 田 寛 司
弁護士 野 村 直 弘

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)】 スーパーファンド・ジャパン
外国投資信託受益証券に係る (Superfund Japan)
ファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)】 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、5つの
外国投資信託受益証券の金額】 サブファンドの各クラスにつき1,000億円、合計17,000億円を限
度とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 本書中における米ドル及びユーロの円貨換算は、別段の表示のない限り、2018年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行によつて公表された対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.70円、1ユーロ=126.73円)による。

(注2) 円貨への換算は、本書において該当する各数値につき、所定の為替換算レートで単純計算の上、必要に応じて四捨五入している。したがって、本書中の同一情報につき異なった数値で円貨表示がなされている場合がある。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スーパーファンド・ジャパン(以下「当ファンド」という。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(オープン・エンド型)

当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」という。)及びハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)らが署名したユニット型投資信託証書(以下「信託証書」という。)によって設立されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

(注1)当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス(以下それぞれ「クラス」という。)から成る単一通貨建てのサブファンド(以下それぞれ「サブファンド」という。)に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、当ファンドの投資目的と投資戦略に従って管理会社により投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日(以下に定義する。)に発行される。

(注2)「発行日」とは、申込及び申込金の支払の直後に到来する評価日(以下に定義する。)を意味する。但し、受益証券の発行及び登録は、該当する評価日(以下「申込金受領期日」という。)の午後3時(東京時間)頃、受益証券の申込金の全額の支払いが確認されたときに法的に有効となる。

(注3)「評価日」とは、各暦月の最後のファンド営業日の営業終了時、並びに/又は、管理会社及び/若しくは受託会社が別に定める日をいう。

(注4)「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京、ニューヨーク州ニューヨーク市、英国及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

「本邦営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいう。

「マスターファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、英国ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

(注5)本書において、「受益証券」とは、当該クラスの受益証券により表章される、当該サブファンドの一定の持分又はかかる持分の端数部分をいう。

(注6)当ファンドはグリーンA、グリーンB、グリーンC、レッド、ブルーの5つのサブファンドから構成され、各サブファンドにつき下記(4)記載のとおり1つ又は複数のクラスを有する。

(注7)受益証券の所持人(以下「受益権者」という。)はそれぞれ、各サブファンドのファンド資産の投資に関して生じた損益を享受する。但し、受益証券に適用される申込手数料及びその他の手数料はサブファンドにより異なる場合がある。

(注8)当ファンドの受益証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3)【発行(売出)価額の総額】

すべてのサブファンド及びクラスについての当ファンドによる発行価額の総額(各受益証券の発行価額に発行された受益証券の数を乗じた額の合計)は17,000億円を限度とする(下記の申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれない。下記「(5)申込手数料」参照)。

(注1)当ファンドは、ケイマン諸島の法に基づいて設立されている(「第三部 特別情報、第3 投資信託制度の概要」参照)。本書に基づき募集が行われる各サブファンドの基準通貨は円及び米ドルである(以下それぞれを「基準通貨」という。)

(注2)本書の中で金額及び比率を表示する場合には、四捨五入した数値を表示するものとする。したがって、合計の数字が実際に計算された合計額と一致しない場合がある。

(4) 【発行(売出)価格】

サブファンド	クラス	
グリーンA	ゴールド円・クラス	1口100円
	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンB	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンC	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
レッド	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
	シルバー円・クラス	1口100円
	シルバー米ドル・クラス	1口1米ドル
ブルー	円ヘッジ有・クラス	1口100円
	ゴールド円・クラス	1口100円

(注) 各発行日に発行された各クラスの受益証券は、当該発行日に係る評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、申込者に発行された受益証券数が調整される。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各発行日に係る評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることになる。

(5) 【申込手数料】

販売会社(以下に定義する。)、代行協会員(以下に定義する。)及び/又は管理会社は、それぞれ単独の裁量において、関連するすべての報酬及び/又は手数料の一部又は全部の支払いを免除することができる。販売会社(販売取次会社(以下に定義する。))を含む)は、申込手数料を受領する権利を有する。

各申込に適用される申込手数料は、当該投資家の各クラスの購入申込総額(以下「申込金額」という。)に基づき計算される。各申込に適用する申込手数料は当該申込についての申込金額に、上限5.40%(税抜5%)の申込手数料率を乗じた額とする。

(注) 上記には、申込手数料に課される消費税相当額(日本における現在の消費税率である8%での相当額)が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額(以下「申込金」という。)は、()申込金額及び()申込手数料(かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む。)の合計額となる。

(6) 【申込単位】

各クラスの最小申込単位は以下のとおりである。

サブファンド	クラス	最小申込単位
--------	-----	--------

グリーンA	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンB	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンC	円・クラス	100,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	100,000口以上、100口単位
レッド	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー円・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
ブルー	円ヘッジ有・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位

(注1) 販売会社(以下に定義する。)は、管理会社と協議の上、上記の申込単位の一部又は全部を変更することがある。

(注2) 月の最終ファンド営業日にあたる評価日では、最小申込単位は、(サブファンド「グリーンC」を除き)各クラスとも1,000口以上、100口単位である。

(7) 【申込期間】

2018年7月1日から2019年6月30日まで。

(注1) 本書に従った募集後、さらに有価証券届出書を提出することによって、受益証券の募集を継続することが現在意図されている。当該有価証券届出書においては、主要な点に関する諸条件が異なることがある。

(注2) 受益証券は、それぞれの発行日に発行される。

(注3) 受益証券の申込希望者(以下「申込者」という。)からの受益証券の購入の申込(以下「申込」という。)は、上記申込期間中の本邦営業日に、下記申込取扱場所にて受け付ける。

(8) 【申込取扱場所】

スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下「販売会社」という。)

本店所在地 : 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー10階

代表電話番号 : 03 - 3508 - 6700

(注1) 申込者からの申込は、上記販売会社及び販売取次会社の本支店において受け付ける。

(注2) その他の申込取扱場所に関する情報については販売会社に問い合わせされたい。

(9) 【払込期日】

申込を行う投資家は、該当する評価日の1ファンド営業日前の日までに販売会社に申込金を支払うものとする。

払込期日の詳細については、上記販売会社の連絡先に問い合わせされたい。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所については、上記販売会社の連絡先に問い合わせされたい。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし

(12) 【その他】

() 申込の方法

申込者は、販売会社(販売取次会社を含む。)と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結する。販売会社(販売取次会社を含む。)は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込者は、それぞれの評価日の1ファンド営業日前の期日までに、申込用紙を販売会社へ提出する。その後、申込金(申込金額及び申込手数料)は、国内受渡日までに販売会社へ支払われるものとする。受益証券の発行及び登録は、当該申込に係る払込期日に、申込金額の全額の支払いが当ファンドに代わって事務管理会社によって確認されたときに法的に有効となるものとする。

(注1) 上記手続に従ってなされる申込は、申込金の受領が当ファンドによって確認されたことをもって有効となる。マスターファンド(以下に定義する。)は、申込が当ファンドによって受け付けられた場合でも、その裁量により申込を拒否することができる。したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンドに対する当ファンドの持分につき強制買戻しされた場合の金員は、当該申込者へ利息なしに払い戻される。

(注2) 受益証券はそれぞれの発行日まで発行されないが、支払金は直ちに当ファンドに預託され、利子を付されることなく保管される。

() 申込金及び買戻金の相殺

(特に信託証書及び本書の記載に従った他の投資がない限り)当ファンドにより受領された申込金はすべてマスターファンドの株式を購入するために使われ、また受益証券の買戻しのための資金として当ファンドにより必要とされる金員と相殺されないものとする。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

スーパーファンド・ジャパン(以下「当ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」という。)らにより署名されたユニット型投資信託証券(以下「信託証券」という。)によって設立されたマルチ・クラス(以下に定義する。)のユニット・トラストである。当ファンドは現在ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)第4項(1)(b)に従って「ミューチュアル・ファンド」として登録されている。但し、当ファンドは、1名の登録された受益証券(以下に定義する。)の所持人(以下「受益権者」という。)を有するのみである(但し、サブファンド(以下に定義する。))「レッド」は2名の登録受益権者を有する。)ことから、受益権者(その過半数によって受託会社を選任又は解任する権限を有する者)が15名を超えないことに基づき、ケイマン諸島の金融当局(以下「金融当局」という。)に対して、ミューチュアル・ファンド法第4項(4)に定める登録の免除を利用しミューチュアル・ファンド法に基づく登録を廃止する申請を行った。なお、事務管理会社の関連会社は、当ファンドの主たる営業所をケイマン諸島内で提供する。当ファンドは下記に詳説する投資活動に従事すべく組成されている。

(注1)当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス(以下それぞれ「クラス」という。)から成る単一通貨建てのサブファンド(以下それぞれ「サブファンド」という。)に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、当ファンドの投資目的と投資戦略に従って管理会社により投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日(以下に定義する。)に発行される。

(注2)本書において、「受益証券」とは、当該クラスの受益証券により表章される、当該サブファンドの一定の持分又はかかる持分の端数部分をいう。

当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、1つ以上のサブファンドを設立することができる。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理される。また、各サブファンドにつき1つ又はそれ以上のクラスが設定される。

当ファンドは、グリーンA、グリーンB、グリーンC、レッド、ブルーの5つのサブファンドから構成され、第一部「証券情報」記載の通り各サブファンドにつき1つ又は複数のクラスを有する。

各サブファンドの資産は管理会社により運用され、管理会社は各サブファンドの資産の基本的にすべてを、以下のようにそれぞれ対応するマスターファンド(以下「マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオの発行する株式の対応するクラスに投資する。マスターファンドは、いずれもケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除有限責任会社(exempted limited liability company)として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていない。

サブファンド	マスターファンド/分別ポートフォリオ
グリーンA	スーパーファンド・グリーンSPC/分別ポートフォリオA スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC/分別ポートフォリオA
グリーンB	スーパーファンド・グリーンSPC/分別ポートフォリオB スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC/分別ポートフォリオB
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC/分別ポートフォリオC

レッド	スーパーファンド・レッドワンSPC / 分別ポートフォリオ I
ブルー	スーパーファンド・ブルーSPC / 分別ポートフォリオ I

当ファンドの5つのサブファンドの一つであるレッドについては、マスターファンドであるスーパーファンド・レッドワンSPC(分別ポートフォリオ I)が直接市場に投資を行う。同マスターファンドの投資目的は、(株式及びオプション市場とは実質的な相関関係を持たないことにより)証券市場の動向から潜在的に独立した投資形態を投資家に提供することであり、長期的な資本増価における平均以上の収益の確保を期待するものである。同マスターファンドの投資目的は、投資顧問会社であるスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下「マスターファンド投資顧問会社」という。)が随時選定するテクニカル分析ソフトウェアの使用を通じた長期的な資本増価である。マスターファンドのクラスA(ゴールド)シェアは、金先物及び金現物の値動きに連動する(通貨から独立した)投資対象(金現物にのみ投資を行う上場投資信託等の投資対象を含む。)に資産の一部の投資することを望む投資家のために設計されている。マスターファンド投資顧問会社はまた、マスターファンドのクラスA(ゴールド)に代わって直接又は間接的にプラチナ及び銀並びにそれらの関連商品を含む(がそれに限られない)その他の貴金属に(またその現物に対して)投資することができる。マスターファンドの貴金属現物すべては、カストディアンにより保有される。マスターファンドは将来的にカストディアンを任命することができる。

マスターファンド投資顧問会社の裁量により、マスターファンドは上場投資信託(以下「ETF」という。)に投資することも可能である。

マスターファンドが購入した金及び貴金属は、マスターファンド投資顧問会社により選任されるカストディアンにより保有される。かかる金の利用は、地震等の天災又はテロ等の人的行為により制限を受けうる。

マスターファンドは、上記の目的を達成するため、マスターファンド投資顧問会社により随時選定されるテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルの導入を目指す。かかるソフトウェアは、マスターファンド投資顧問会社により管理される場合がある。

マスターファンド投資顧問会社は、マスターファンドが、上場先物取引及び各種店頭デリバティブ(外国為替取引を含む。)において、レバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用する。

サブファンドであるレッドに保有される資産のうちマスターファンドに投資されていない残額は、現金勘定、定期預金、定期的取引されかつ満期までの残余期間が12ヶ月を超えない短期金融資産、米国財務省長期債券、OECD加盟国若しくはその各国自治体又はEUの国際機関(規模が局地的か世界的かを問わない。)が発行した債券、また証券取引所に公式に上場された債券又は規制された市場において相対で取引される債券(流動性が高く、高格付けの発行体、マネー・マーケット・ファンド及び債券投資ファンドによって発行されたもの)に投資される。

レッド以外の4つのサブファンドについては、マスターファンド(その各分別ポートフォリオ)は、その資産の一部を分別ポートフォリオ会社として登録されている3つのケイマン諸島の適用免除有限責任会社である、スーパーファンド・グリーン・マスター、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC、スーパーファンド・ブルー・マスターSPC(以下、それぞれを「アンダーライニング・マスターファンド」という。)の株式に投資する。当ファンドの5つのサブファンド、マスターファンド、及びアンダーライニング・マスターファンドとの関係については、下記(3)「ファンドの仕組み」の「当ファンドの運用ストラクチャー」を参照のこと。

アンダーライニング・マスターファンドは、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の実質的な事業は行っていない。

当ファンドのサブファンドのうちグリーンAのマスターファンドについては、その分別ポートフォリオであるスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAは、それぞれその資産の約50%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。サブファンド「グリーンB」のマスターファンドについては、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBは、それぞれその資産の約75%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。サブファンド「グリーンC」のマスターファンドについては、マスターファンドのサブファンドであるスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCは、その資産の約100%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。マスターファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、債券、現金、金先物及び金現物に投資される。

サブファンドであるグリーンA、グリーンB及びグリーンCのマスターファンドの目的及び各アンダーライニング・マスターファンドの目的は、株式及び固定利付証券市場の動向から独立した投資形態をそれぞれの投資家に提供することであり、株式及び固定利付証券市場との相関関係が低く、通貨とは無関係の、金先物及び金現物に連動する投資を通じて、長期的な資本増価による平均以上の収益の確保も期待されるものである。

当ファンドのサブファンドであるブルーのマスターファンドの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、証券、株式配当スワップ、先物、先物契約及び/又はオプションの取引を通じて資本増価を目指す投資形態をそれぞれの投資家に提供することであり、長期的な資本増価、並びに(ゴールド・シェアについては)通貨や為替の動向にかかわらず、金先物及び金現物の値動きへの連動により、平均以上の収益の確保を期待するものである。

アンダーライニング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、マスターファンドの投資顧問会社でもあるスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下「マスターファンド投資顧問会社」という。)が随時選定するテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入している。かかるソフトウェアは、マスターファンド投資顧問会社により管理される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるため、将来の運用について、現時点で既定されたものはなく、またいかなる制限を受けるものでもない。

マスターファンド投資顧問会社は、上記アンダーライニング・マスターファンドが、上場先物及び店頭デリバティブ(外貨取引を含む。)の取引において、レバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用する。アンダーライニング・マスターファンドは借入を行う権限を有し、マスターファンド投資顧問会社が適当であるとみなす場合に資金を借り入れる。

当ファンドも借入を行う権限を有し、為替ヘッジ取引に関連して借入を行うことがある。当ファンドが借入を行った場合、かかる借入金を担保するために当ファンドの資産に担保を設定することができる。各サブファンドは、当該サブファンドの純資産価額の10%を上限として借入を行うことができる。

(2)【ファンドの沿革】

2009年6月5日 信託証書締結及び当ファンドの設立

2009年6月8日 ケイマン諸島における適用免除信託としての当ファンドの登録

2009年8月3日 当ファンドの運用開始

- 2011年6月24日 当ファンドの名称をスーパーファンド・ゴールド・ジャパンから
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンに変更
- 2015年5月8日 受託会社の変更及び事務管理会社の任命
- 2017年9月26日 当ファンドのサブファンドである「ブルー(Superfund Blue Japan)」及び
「レッド(Superfund Red Japan)」の設定
- 2018年1月1日 当ファンドの名称をスーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンから
スーパーファンド・ジャパンに変更
- 2018年6月13日 当ファンドのサブファンドである「グリーンC(Superfund Green Japan)」
の設定

(注) 2018年7月1日付で、当ファンドの管理会社が設定・運用するスーパーファンド・グリーン・ジャパンは、受益権者集会の決議に基づき、各ファンドの受益証券が償還され、それぞれ当ファンドの対応するサブファンドの該当クラスの受益証券がそれに代わって発行される予定である(以下「ファンド統合」という。)。このファンド統合を実施するため、それに先立って当ファンドにサブファンド「グリーンC」が追加設定された。

(3) 【ファンドの仕組み】

() マスターファンド

マスターファンドは投資会社として設立され、投資事業を営むものであり、投資以外の実質的な事業は行っていない。

() アンダーライニング・マスターファンド

アンダーライニング・マスターファンドは投資会社として設立され、投資事業を営むものであり、投資以外の実質的な事業は行っていない。

() ファンドの仕組み

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ(「サブファンド」と称することもある)の株式に投資する。

続いて、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの分別ポートフォリオの株式に投資する(但し、レッドのマスターファンドはその資産を直接市場で運用し、ブルーのマスターファンドはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資する。)。マスターファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、債券、現金、金先物及び金現物に投資することができる。

アンダーライニング・マスターファンドに対する投資についての記述は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンド並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが随時投資する集合投資スキームを通じた、当ファンドによる直接又は間接の投資を含むものである。

マスターファンドの各サブファンドは、いかなる点においても、管理会社が運用するその他のサブファンド又はその他のファンドから独立した個別のものとして管理され、本書において明示的に定める場合を除き、いかなる方法でも混合されてはならない。

() 関係法人

(a) 管理会社

管理会社であるスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの運用及び投資の指図を行う。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)に基づいて設立され、ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に登記上の事務所を置く投資運用会社である。管理会社の授權資本の総額50,000,000円は、議決権付き、利益参加型、買戻し可能な額面各1円の50,000,000株の株式に分割される。

管理会社の株主は以下のとおりである。

氏名	住所	所有株式数	発行済株式数に対する所有株式数の比率
スーパーファンド・グループ・コーベラティブ・ユーエー	オランダ	1	100%

また、管理会社は、受益証券の発行者としても行為する。

(b) 受託会社

受託会社であるハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッドは、管理会社と受託会社らとの間の信託証書に従って当ファンドの受託会社を務める。受託会社の主たる所在地は、ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱10240、サウス・チャーチ・ストリート103、ハーバー・プレース4階である。受託会社は、ケイマン諸島の銀行及び信託会社法(その後の改正を含む。)に従いケイマン諸島の金融当局によって発行された信託会社免許を保有する。受託会社は、当ファンドの受託者として行為する。本書に記載のとおり、受託会社は管理会社、事務管理会社及びスーパーファンド・ジャパン株式会社(以下「販売会社」という。)に特定の職務を委託する。

信託証書は、いかなる種類又は性質のものであれ、信託証書に基づく義務の履行において事務管理会社により負担されるか又は事務管理会社に対して主張できるすべての負債、債務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、経費、費用又は支払いに対する受託会社並びにその取締役、役員及び従業員の補償(受託会社又はその取締役、役員、従業員若しくは代理人の不誠実不正、重過失行為又は故意の不履行に起因するものを除く。)につき規定する。受託会社は、90日前の書面による通知によりその役務を終了することができる。

当ファンドの受益証券が、すべての適用ある証券等に関する法律を遵守して市場で取引され、売却されているかの判断については、受託会社でなく、販売会社及び管理会社が責任を負っている。

受託会社は信託証書に基づき、受託会社と管理会社との間で締結された役務提供契約の規定において合意された手数料を受け取ることができる。

信託証書は、ケイマン諸島の法令に準拠する。

(c) 事務管理会社

事務管理会社であるエイペックス・ファンド・サービス(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店は、受託会社との間で締結される事務管理契約に従って、当ファンドの純資産価額の計算、決済業務、会計及びその他の財務関連業務、並びに当ファンドの運営管理に必要となるその他の各種業務を行う。

事務管理会社の主たる所在地は、ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L - 1528、フォーワール通り 2 番であり、事務管理会社は、ルクセンブルク商業会社登記に B 154 605番として登記されている。

事務管理会社は、当ファンドに代わって権限を与えられた受託会社、管理会社、マスターファンド投資顧問会社、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドのその他の投資顧問会社若しくは管理会社及び/又は委任を受けたその他の代理人から得た情報に基づき、当ファンドの受益証券 1 口当たりの純資産価額を計算する。また、事務管理会社は当ファンドの会計処理も行い、当ファンドの事業年度末に一般会計原則に従った年次財務諸表を時宜に即して作成する。

事務管理会社は、事務管理契約に基づき合意された手数料を受け取ることができる。

事務管理契約は、ケイマン諸島の法律に準拠する。

(d) 販売会社

販売会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社は、管理会社との間で締結された2009年6月5日付受益証券販売・買戻契約及び2017年12月6日付受益証券販売・買戻契約変更契約(これらを併せて、以下「受益証券販売・買戻契約」という。)(注1)に従って、当ファンドに係る受益証券の販売業務を行うとともに、当ファンドに関する全般的な問い合わせを取り扱う。販売会社は、受益証券の名義上及び受益権者名簿上の保有者であり、日本の投資家(本書内において「受益権者」ともいう。)のために受益証券を保有するものである。販売会社は、マネー・ロンダリングの防止及び販売会社に適用されるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の遵守について責任を負い、受託会社はかかる責任を負わない。本書における受益権者に関する記述は、実質的受益権者たる各投資家についての記述である。販売会社は、投資家に代わって取得された受益証券についての実質的権利の譲渡の全記録を保管する。

スーパーファンド・ジャパン株式会社は、管理会社との間で締結された2009年6月5日付代行協会会員契約及び2015年6月15日付代行協会会員契約変更契約(これらを併せて、以下「代行協会会員契約」という。)(注2)(注3)として選任されている。

(注1) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売及び買戻業務並びに当ファンドに関する全般的な問い合わせ等の業務を提供することを約する契約である。

(注2) 代行協会会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会会員が、当ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書及び運用報告書の配布、受益証券 1 口当たり純資産価額の公表、当ファンドの財務書類の配布等の業務を提供することを約する契約である。

(注3) 代行協会会員は、代行協会会員及び管理会社との間で締結された代行協会会員契約に基づき、受益証券 1 口当たりの純資産額の公表並びに決算報告書の日本証券業協会(以下「JSDA」という。)及び他の販売会社への提出又は送付を行う代理人である。

(e) 販売取次会社

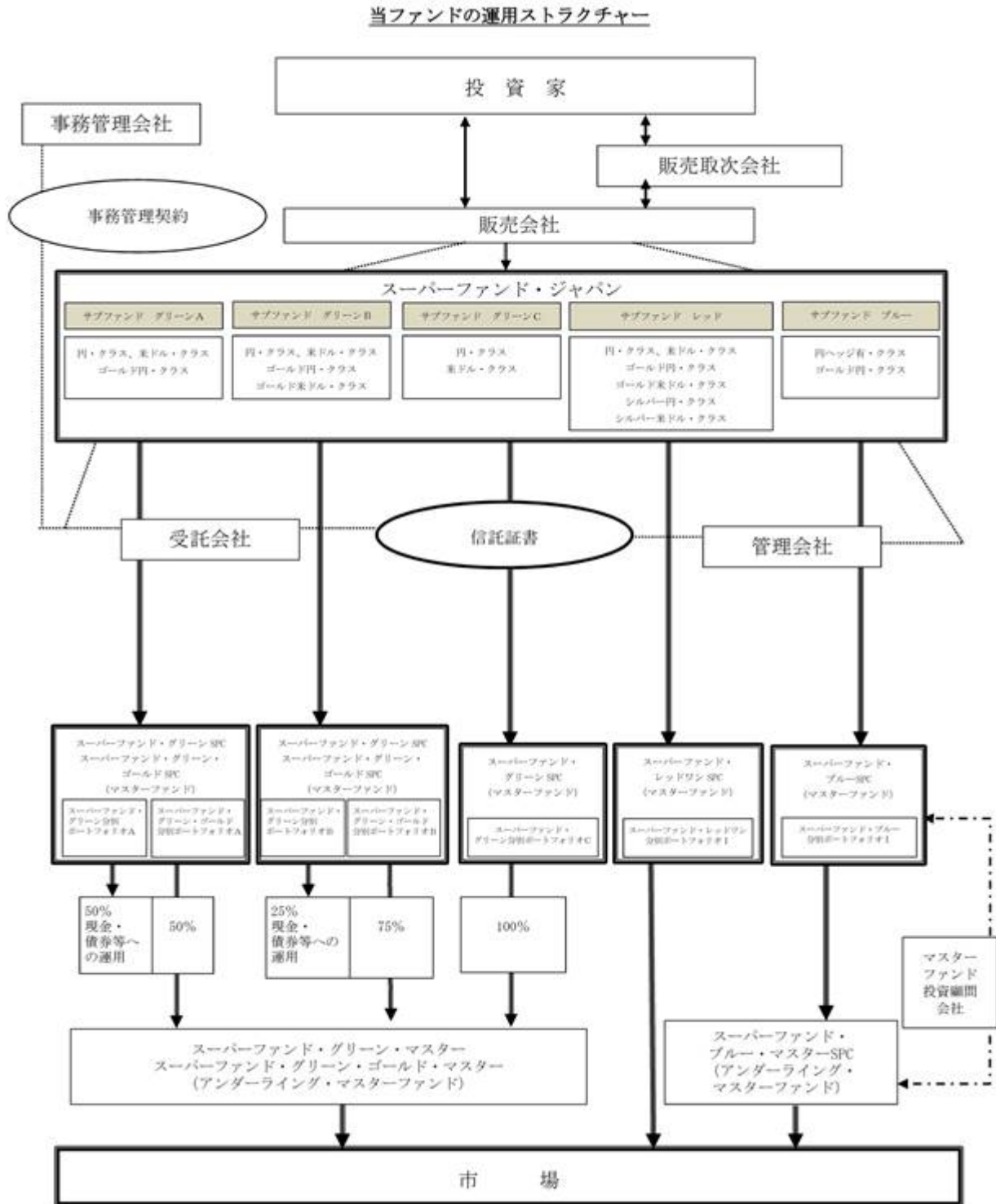
販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務及び当ファンドに関する全般的な問い合わせの処理について責任を有する 1 又は複数の販売取次会社(以下「販売取次会社」という。)を随時任

命することができる。販売取次会社は、マネー・ロンダリングの防止及び販売取次会社に適用されるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の遵守について責任を負い、受託会社はかかる責任を負わない。

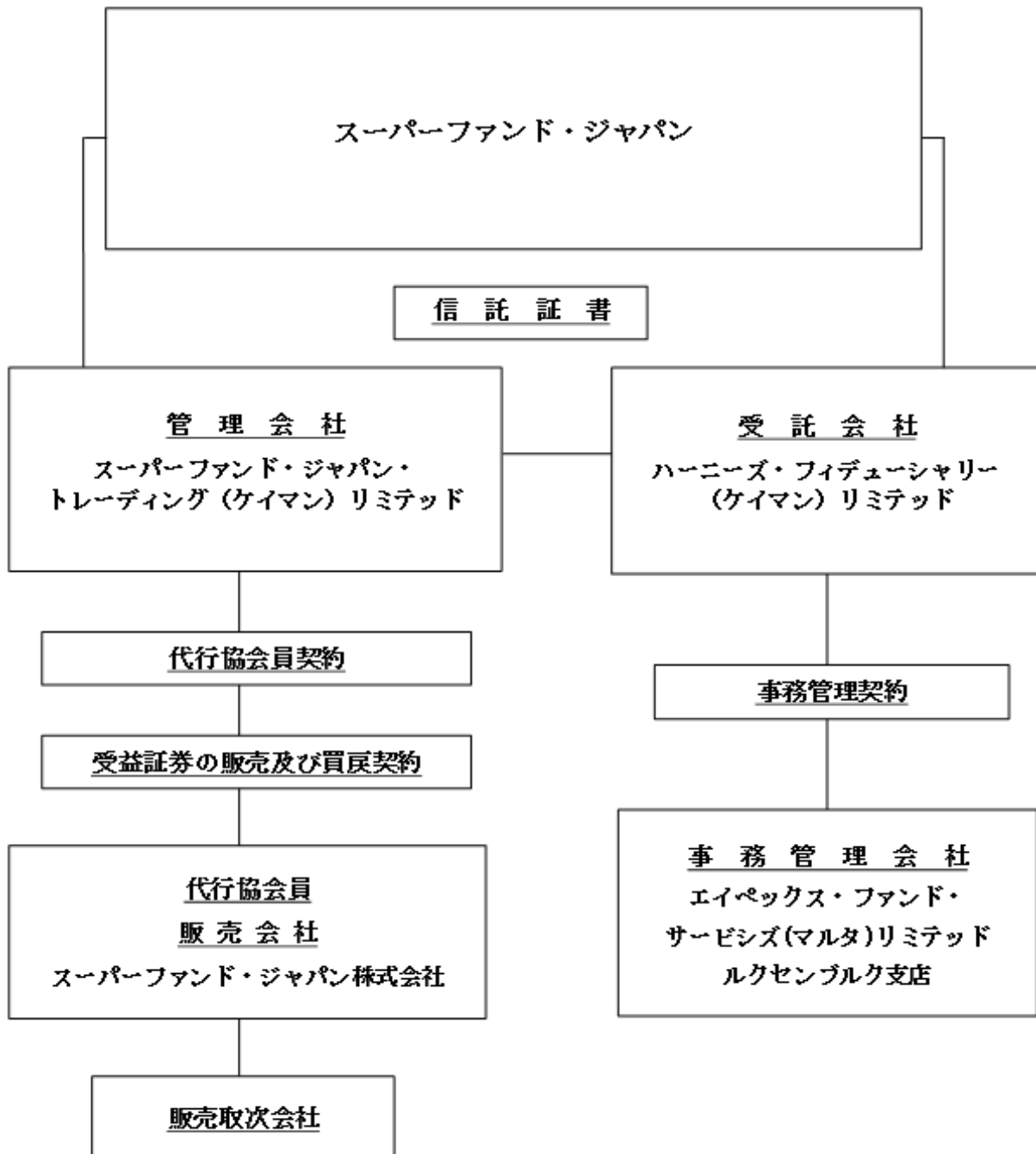
(f) 監査人

当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、BDOケイマンリミテッドを監査人として任命している。

次に記載する図は当ファンドの運用ストラクチャー及び関係法人を図式化したものである。



当ファンドの関係法人



(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

当ファンドは、現在ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)項に基づき登録されている。詳細は、下記「(6) 監督官庁の概要」を参照。

(5) 【開示制度の概要】

(A) ケイマン諸島における開示

() 監督官庁に対する開示

当ファンドは唯一の登録された受益権者(すなわち、販売会社)を有する(但し、サブファンド「レッド」は、販売会社の他1名の登録受益者を有する。)。当ファンドは、現在ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)項に基づき「ミューチュアル・ファンド」として登録されているが、受益権者(その過半数によって受託会社を選任又は解任する権限を有する者)が15名を超えないことに基づき、金融当局に対して、ミューチュアル・ファンド法第4項(4)に定める登録の免除を利用しミューチュアル・ファンド法に基づく登録を廃止する申請を行った。

登録廃止時点までは、当ファンドは規制下にあるミューチュアル・ファンドとして金融当局の監督下にあり、金融当局は、金融当局が指定する期間内におけるその計算書類の監査及びその提出をいつでも当ファンドに指示することができる。登録期間中は、ミューチュアル・ファンド法に基づき、当ファンドは届出書及び一定の追加的な所定の明細(及びその重要な変更)を、監査済の計算書類とともに提出しなければならない。また、当ファンドは登録及び年次更新費用として約4,268米ドル(約463,932円)を支払わなければならない。さらに金融当局は、ミューチュアル・ファンド法に基づく自らの義務を履行するために金融当局が合理的に必要とする当ファンドに関する情報又は説明を受託会社に求めることができる。

受託会社は、合理的な期間をもって当ファンドに関する一切の記録を金融当局が利用できるようにし、また金融当局は、閲覧に供された記録を複製又は抜粋することができる。金融当局の要求に従わなければ、受託会社には多額の罰金が科せられ、金融当局は裁判所に対して当ファンドの清算を申し立てる可能性がある。金融当局は、規制下にあるミューチュアル・ファンドが、履行すべき義務を履行することができず若しくは履行できなくなることが見込まれ、又は投資家若しくは債権者に不利益となるような方法で業務を行っている若しくは行おうとしているか若しくは事業を任意清算していると確信する場合には、一定の措置を取ることができる。金融当局の権限には、受託会社の交替を要求する権限、当ファンドの業務に関する適正な行動について当ファンドに助言する者を選任する権限、又は当ファンドの業務を管理する者を選任する権限が含まれる。これ以外にも、その他の措置について承認を得るために裁判所に申立てを行うこと等、金融当局が利用することのできる救済手段がある。

() 受益権者に対する報告

事務管理会社は、販売会社に対して、各受益権者の受益証券の純資産価額を明記した月次の計算書及び当ファンドの年次の運用報告書を提出するものとする。監査済財務諸表を含む当ファンドの年次報告書及び、未監査の財務諸表を含む半期報告書は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムで開示される。受益権者及びその他の希望者は、これらの報告書を閲覧することができる。

(B) 日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法により要求される開示

一定の金額を上回る当ファンドの受益証券を日本において募集する場合、信託証書の写しを添付書類として添付した上で有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資家及びその他の希望者は、関東財務局の閲覧室及び電子開示システム上でこれらの文書を閲覧することができる。管理会社の日本における代理人は、当ファンドに関して必要なすべての書類の提出を財務省関東財務局に対して行うことに同意した。

販売会社は、投資家が投資を決定する際に特に重要となる情報を内容とする交付目論見書を投資家に交付する。交付目論見書に記載するよう求められている事項は、1) 基本情報() ファンドの名称、() 管理会社等の情報、() ファンドの目的・特色、() 投資リスク、() 運用実績、() 手続・手数料等) 及び、2) 追加的情報である。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書と概ね同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付しなければならない。管理会社は、当ファンドの財務状況等を開示するため、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、各会計年度の上半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、日本における代理人を通して関東財務局長に提出するほか、当ファンドにつき重要な変更が生じた場合には、遅滞なく臨時報告書を関東財務局長に提出する。投資家及びその他の希望者は、関東財務局の閲覧室及び電子開示システム上で、これらの文書を閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく届出書等

当ファンドの受益証券の募集を開始する前に、管理会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投資信託法」という。)に基づいて、日本における代理人を通じて、当ファンドに関する特定の情報を金融庁長官に提出しなければならない。さらに、信託証書につき変更がされる場合には、管理会社は、日本における代理人を通してその旨及びその変更内容をあらかじめ金融庁長官に届け出る。また、事務管理会社及び販売会社の協力の下、管理会社は、投資信託法に基づいて、当ファンドの計算期間の末日後速やかに当ファンドの資産に関する交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出する。

() 受益権者に対する開示

信託証書に重要な変更が行われる場合には、管理会社は日本における代理人を通じて当該変更の2週間以上前に、日本における知られたる受益権者に当該変更について書面による通知をしなければならない。

日本の受益権者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益権者に通知される。

販売会社は、当ファンドに関する交付運用報告書を日本における知れたる受益権者に交付する。運用報告書(全体版)は、販売会社のウェブサイト上で開示される。

(6) 【監督官庁の概要】

規制下にあるミューチュアル・ファンドとして、当ファンドは金融当局の監督下にあり、金融当局は、金融当局が指定する期間内におけるその計算書類の監査及びその提出をいつでも当ファンドに指示することができる。ミューチュアル・ファンド法に基づき、当ファンドは登録書類及び一定の追加的な所定の明細(及びその重要な変更)を、監査済の計算書類とともに提出しなければならない。また、当ファンドは登録及び年次更新費用として約4,268米ドル(約463,932円)を支払わなければならない。さらに金融当局は、ミューチュアル・ファンド法に基づく自らの義務を履行するために金融当局が合理的に必要とする当ファンドに関する情報又は説明を受託会社に求めることができる。

受託会社は、合理的な期間をもって当ファンドに関する一切の記録を金融当局が利用できるようにし、また金融当局は、閲覧に供された記録を複製又は抜粋することができる。金融当局の要求に従わなければ、受託会社には多額の罰金が科せられ、金融当局は裁判所に対して当ファンドの清算を申し立てる可能性がある。金融当局は、規制下にあるミューチュアル・ファンドが、履行すべき義務を履行することができず若しくは履行できなくなることが見込まれ、又は投資家(すなわち受益権者)若しくは債権者に不利益となるような方法で業務を行っている若しくは行おうとしているか若しくは事業を任意清算していると確信する場合には、一定の措置を取ることができる。金融当局の権限には、受託会社の交替を要求する権限、当ファンドの業務に関する適正な行動について当ファンドに助言する者を選任する権限、又は当ファンドの業務を管理する者を選任する権限が含まれる。これ以外にも、その他の措置に

ついて承認を得るために裁判所に申し立てを行うこと等、金融当局が利用することのできる救済手段がある。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ(サブファンド)の株式に投資する。

続いて、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの分別ポートフォリオの株式に投資する(但し、レッドのマスターファンドはその資産を直接市場で運用し、ブルーのマスターファンドはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資する。)。マスターファンドのサブファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、債券、現金、金先物及び金現物に投資される。

マスターファンドの各サブファンドの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、上述したところに従って、長期的な投資元本の増価により平均以上の収益の確保を目指すことである。アンダーライニング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、マスターファンド投資顧問会社が随時選定するテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入している。かかるソフトウェアは、マスターファンド投資顧問会社により管理される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるため、将来の運用について、現時点で既定されたものはなく、またいかなる制限を受けるものでもない。マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンド(レッドの場合はマスターファンド)が、上場先物及び店頭デリバティブ(外貨取引を含む。)の取引においてレバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用することができる。

別段の記載がある場合を除き、本書において各サブファンドの投資及び投資プログラムに言及した場合、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資及び投資プログラムに対する言及を含む。

スーパーファンド・グリーン・マスター及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCは、中長期トレンドフォロー戦略を中核とした複数のテクニカル分析に基づくマネージドフューチャーズ戦略を採用する。スーパーファンド・レッドワンSPC(スーパーファンド・レッドワン分別ポートフォリオ)は、短期間のポジション保有に限定した複数のテクニカル分析に基づくマネージドフューチャーズ戦略を採用する。マネージドフューチャーズ戦略は、金融先物と商品先物双方への分散投資を行い、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。また、スーパーファンド・ブルー・マスターSPCは、短期間のポジション保有に限定したテクニカル分析に基づくマーケットニュートラル戦略(ダイナミックヘッジ)を行う。スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターにより株式市場の指数をアウトパフォーマンスする銘柄を選定しロングポジションを取り、同銘柄が属する市場の指数を同金額のショートポジションを取ることによって、マーケットリスクをヘッジする。

(2) 【投資対象】

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ(サブファンド)の株式に投資する。

続いて、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの分別ポートフォリオの株式に投資する(但し、レッドのマスターファンドはその資産を直接市場で運用し、ブルーのマスターファンドはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資する。)。

(3) 【運用体制】

当ファンドは管理会社により運用されている。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はサムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏である。サムウェル・ズビインデン氏は、金融業界、主に投資ファンド分野において17年余の経験を有し、ヨセフ・ホルツァー氏は、金融業界、主に金融サービス及び投資ファンドの分野において10年以上の経験を有する。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資を監督する。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理を調整する。

現在、サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの資産のアンダーライング・マスターファンドへの投資を監視する。サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、アンダーライング・マスターファンドの取締役を兼務している。

(4) 【配分方針】

現段階では分配を行う予定はないが、管理会社はその裁量により分配を行う権利を留保している。

(5) 【投資制限】

JSDAが制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準等を遵守するため、管理会社は、各サブファンドが常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

- () 空売りを行った証券の時価総額が、当該サブファンドの直近の純資産価額(空売りを行った証券の総額を含む。)を超えるものでないこと。
- () サブファンドにおける借入額並びにマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドにおける借入額のうち当ファンドの持分に相当する借入額の総額は、ファンドの期間中のいかなる時点においても当該サブファンドの直近の純資産価額の10%を超えるものでないこと(ここで留意すべきは、借入額を決定するに際しては、当ファンドが負担した当ファンドの投資対象の購入に関連する信用取引に関する借入れが含まれないことである。)
- () 受託会社が投資顧問又は管理会社を務める(単独で投資顧問又は管理会社の資格を有する場合に限り、単に受託会社又はカストディアンである場合を含まない。)各ファンドの総投資額の合計で、一発行会社の議決権の50%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと(但し、この制限はマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドを含む投資会社により発行された株式には適用されない。)
- () 管理会社が投資顧問又は管理会社を務める(単独で投資顧問又は管理会社の資格を有する場合に限り、単に受託会社又はカストディアンである場合を含まない。)各ファンドの総投資額の合計で、一発行会社の議決権の50%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと(但し、この制限はマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドを含む投資会社により発行された株式には適用されない。)
- () (直接又はマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドを通じて)サブファンドに組み入れられる証券又は持分の85%以上は、上場されている株式又は純資産価額が少なくとも四半期毎に報告されているファンドの持分から構成されること。
- () 管理会社及び受託会社は、自己又は当ファンドの受益権者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、又は投資信託財産の運用の適正を害する取引を行わないこと。
- () サブファンドの資産のうち50%以上が投資信託法及びこれに基づく規則に定義される「特定資産」であること。ここでいう特定資産には、(A)金融商品取引法に定義される「有価証券」(国内外の株式、国債、地方債、社債、投資信託受益証券、ワラント、米国預託証券等を含

む。)、(B)国内又は海外の、上場又は店頭デリバティブ取引に係る権利、(C)金銭債権、(D)約束手形、(E)当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分及び(F)日本の商品先物取引法に定義される「商品」が含まれるが、これらに限定されない。

()当ファンドはデリバティブ取引等を利用していない。

さらに、管理会社は、マスターファンド投資顧問会社が、マスターファンド(レッドの場合。以下同じ)及びアンダーライニング・マスターファンドの運用を行うに当たって常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、金融商品にのみ投資を行い、美術品には投資を行わない。

投資ファンドが発行するシェア又はユニット以外の有価証券への投資を行う場合、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは以下の事項を行わない。

- a) 証券取引所に上場しておらず、また他の規制市場で取引もされていない証券又は短期金融資産にいずれの当ファンドの純資産額の10%を超える投資を行うこと。
- b) 同一の発行体により発行された同じ種類の有価証券又は短期金融資産の10%を超えて取得すること。
- c) 同一の発行体により発行された有価証券又は短期金融資産に当ファンドの純資産額の20%を超える投資を行うこと。

上記の制限は、OECD加盟国又はその各国自治体若しくはEUの国際機関(規模が局地的か世界的かを問わない。)によって発行又は保証された有価証券には適用されない。

管理会社はかかる投資制限について監視する責任を負う(受託会社はこの限りではない。)

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドに対する投資には、他のオルタナティブ投資にはないリスクを伴う場合がある。投資された資本の総額が損失を被る可能性は排除できない。投資家は、損失をまかなえる以上に、投資すべきでない。投資の長期的な利点を享受するためには、3年以上保有することを推奨する。

投資家は以下に説明するリスク要因について、他の要因と併せて注意深く検討すべきである。下記のリスク要因は当ファンドの投資に関連するすべてのリスクを網羅的に列挙することを意図したものではない。下記のリスク要因は、各サブファンドがすべての資産をマスターファンドの分別ポートフォリオの株式に投資すること、及び(レッド以外のマスターファンドに関して)マスターファンドの各サブファンドがその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資するという事実について記述されている。

投資リスク

当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドがその投資目的を達成するという保証はない。金の先物及び金の現物並びに/又は異なる国の企業及び政府により、異なる通貨で発行された証券は一定のリスクを伴い、それにより受益証券の価値が下落する場合がある。受益証券の価値は、アンダーライニング・マスターファンドが投資する先物等の価格変動に連動するマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの株式の価値と連動して増減する場合がある。当ファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資収益は、当該ファンドが所有する資産から得た収入から負担した費用を控除した額に基づく。したがって、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資収益はかかる収入又は費用に応じて変動することが予想される。

商品先物・オプションへの投資

マスターファンドのサブファンドは、直接、又はアンダーライング・マスターファンドを通じて、商品先物取引及びこれに対するオプションに投資することができる。商品市場は極めて不安定である。かかる投資の収益性は投資顧問会社の商品市場に対する正確な分析能力に依存しており、その能力は需給関係の変動、天候、商品価格に影響を及ぼすことを目的とした政府、農業、商業及び貿易計画並びに方針、世界の政治的・経済的事象及び利率の変動等による影響を受けている。さらに、商品先物及びオプション取引への投資は、レバレッジ(通常利ざや取引額面のわずか5 - 15%であり、エクスポージャーは無制限に近い)を含むがこれに限定されない付加的なリスクが関係する。CFTC及び先物為替取引所は、特定の商品において誰もが所有若しくは支配が可能なネット・ロング・ポジション又はネット・ショート・ポジションの最大値に関して、「投機的ポジション制限」と称される制限値を制定した。マスターファンド又はアンダーライング・マスターファンドのサブファンドにより所有又は管理されている口座が保有するポジション全ては、ポジション制限を遵守しているか判断するため集約される。かかる制限を超過することを避けるため、マスターファンドのサブファンドが保有するポジションを流動化しなければならない可能性がある。そのような変更又は流動化(必要な場合)は、サブファンドの経営及利益性に悪影響を及ぼしかねない。

金及び貴金属への投資

スーパーファンドのトレーディング戦略のトレーディング成果に加えて、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの純資産価額は、米ドル建ての金(並びにマスターファンド投資顧問会社が将来においてマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの資産を投資しうるその他の貴金属)の価格の変動、及び金先物契約や金先渡契約に必要な委託保証金の水準によって影響を受ける。マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドが金先物契約及び金先渡契約を保有しようとする場合、委託保証金の水準によっては、マスターファンド投資顧問会社が計画どおりに投資を行えない可能性がある。マスターファンド及び/又はアンダーライング・マスターファンドの募集文書に記載の一般的な取引制限により、マスターファンド及び/又はアンダーライング・マスターファンドの資産を金の価格に対してフルヘッジできない場合は、目的のフルヘッジに可能な限り近い状態になるように、金のヘッジ・ポジションが取られる。取引プロセスにおいて常に最重視されるスーパーファンドの一般的な投資戦略に必要な資産のポジションが阻害されることはない。マスターファンド及び/又はアンダーライング・マスターファンド(ひいては当ファンド)の投資資産の全体が金価格に対して常にフルヘッジされるという保証はない。金の価格は短期間に大きく変動する可能性があるため、当ファンドは他の投資商品よりも変動性が大きくなる可能性がある。金の価格は、下記に示す数多くの制御不可能な要因(これらに限定されない。)によって影響を受ける。

- ・世界各国における予測不可能な金融政策及び経済状況や政治情勢
- ・将来のインフレ率、及び世界の株式市場、金融市場、不動産市場の動きに関する投資家の予想
- ・世界における金の供給と需要動向 - 金の需給は、金の生産者による産出量と先渡し売買高、中央銀行による売買、貴金属の実需、再利用貴金属の供給、投機的需要と産業向け需要など、数多くの要因によって影響を受ける。
- ・金利及び為替レート、特に米ドルの強さ及び信頼
- ・ヘッジファンド、商品ファンド等の投機筋の投資及び取引活動

金、銀及びその他貴金属への投資

マスターファンドのサブファンドは、金、銀、プラチナ及びその他の貴金属の現物並びにその関連商品に投資することができる。金、銀及びその他の貴金属の価格は大幅に変動し、以下の多数の要因の影響を受ける。()世界的及び地政学的な経済・財務状況、()将来のインフレ率、及び世界の株式

市場、金融市場、不動産市場の動きに関する投資家の予測、()世界における金、銀及び貴金属の需給動向(需給は、生産者による産出量と先渡し売買高、中央銀行による売買、貴金属の実需、再利用貴金属の供給、投機的需要と産業向け需要など、数多くの要因によって影響を受ける。)、()金利及び為替レート、特にユーロ及び米ドルの動向及び信頼度、並びに()ヘッジファンド、商品ファンド等の投機筋の投資及び取引活動等の数多くの要因による影響を受ける。

ゴールドクラス又はシルバークラスの株価は、米ドル建て金価格の変動により直接影響を受ける。これは、ヘッジが全面的に導入された場合、米ドル建て金・銀価格の5%の上昇が各クラスの株式の純資産額(以下「NAV」という。)を5%増加させ、逆に米ドル建て金・銀価格の5%の下落はNAVを5%減少させるということを意味している。

各クラスの株式の投資資産の全体が、金又は銀価格に対して常にフルヘッジされるという保証はない。

為替リスク

当ファンドのサブファンドは円建て又は米ドル建てであり、その資産は円建て又は米ドル建てのマスターファンドのクラスに投資されるが、マスターファンドがその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建て又はユーロ建ての株式に投資する。よってマスターファンドは米ドルと円との間の為替変動に起因する損失を被る可能性がある。また、アンダーライニング・マスターファンドの機能通貨は米ドル又はユーロであるが、円以外の通貨建ての債券、現金、金先物及び金現物並びに米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定するその他金融商品にも投資する。その価格は米ドル若しくは円以外の通貨を参照して決定される。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの資産価値は、米ドル、ユーロ及び円の為替レートの変動及び各国の市場及び通貨におけるアンダーライニング・マスターファンドの投資対象の価格変動に伴い変動する。外国為替市場における変動は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの業績に大きな影響を与える可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドが投資するその他通貨に対する米ドル又はユーロの価値の上昇は、米ドル又はユーロ相当額において、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル又はユーロ以外の通貨建ての資産の価格上昇の効果を縮小し、価格下落の効果を拡大させる。反対に、米ドル又はユーロの価値の下落は、米ドル又はユーロ相当額において、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル又はユーロ以外の通貨建ての資産の価格下落の効果を縮小し、価格上昇の効果を拡大する。アンダーライニング・マスターファンドは、為替リスクをヘッジするために各種の金融デリバティブ商品(オプション、先物、先渡し及びスワップを含むが、これに限定されない。)を組み込むことができるものとする。かかるヘッジ取引が効果的であるという保証はない。為替リスクの管理により、アンダーライニング・マスターファンドの業績がマイナスの影響を受ける可能性がある。サブファンド、マスターファンドのサブファンド又はアンダーライニング・マスターファンドのクラスと異なる通貨建てのすべての受益証券又は株式のクラスに対し、上記に記載されたところと同様のことが当てはまる。

フィーダーファンドに投資することのリスク

各サブファンドは、マスターファンドのサブファンドに投資し、マスターファンドの各サブファンドは、レッドのマスターファンドを除きその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。当ファンドの投資家はアンダーライニング・マスターファンドに直接投資した場合には適用されない追加の事務手数料を負担することとなる。但し、前記にかかわらず、管理会社は当ファンドについて手数料を受領するのみであり、マスターファンドへの投資を実行した結果として通常受けられることとなる追加の申込手数料及びその他手数料については放棄する。さらに、マスターファンドは、マスターファンドへの投資の結果として当ファンドに通常課せられることとなる申込手数料は放棄する。アンダーライニング・マスターファンドのレベルでは、マスターファンド投資顧問会社はマスターファンドのレベルの手数料のみを受領する(アンダーライニング・マスターファンドのレベルではな

い。)。さらに、ファンドから発生する受益証券の購入の申込(以下「申込」という。)に関し、アンダーライング・マスターファンドは、アンダーライング・マスターファンドへの投資を実行した場合において通常マスターファンドが負担することとなる申込手数料については放棄する(下記「4 手数料等及び税金」参照)。

偶発的投資集中

同一又は異なる投資顧問会社が運用する複数のファンド(当ファンド、マスターファンド及び/又はアンダーライング・マスターファンドを含む。)が、同時期に同一の有価証券等を相当数組み入れることが起こりうる。この偶発的な投資集中は、アンダーライング・マスターファンドの、投資分散という目標を妨げるものである。アンダーライング・マスターファンドはかかる偶発的な投資集中を、定期的な監視及び再配分プロセスの一環で軽減しようとしている。なお、異なる投資顧問会社により運用されている複数の特定のファンドを選択することが、単独の投資顧問会社により運用されているファンドを選択するよりも、より良い運用結果又は投資分散をもたらすという保証はない。

マスターファンド投資顧問会社が使用する特別な技術のリスク

マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライング・マスターファンドの投資に際して特別な投資技術を用いるが、かかる特別な投資技術により、アンダーライング・マスターファンド(並びに結果としてマスターファンド及び当ファンド)は、株式及び固定利付証券への投資に内在するリスクとは異なるリスクに曝されている。アンダーライング・マスターファンドの投資は、金融市場全体と相互に関連するように設定されたものではなく、また株式投資又は固定利付債投資の代替とみなされるべきものでもない。

投資の流動性

いくつかの取引市場で、契約価格の1日の変動率が、「1日当たり価格変動制限」又は「日次制限」と言われる規制により制限されている。これにより1取引日において、かかる日次制限を超過した価格で取引することはできない。ある市場の価格が日次制限と同等の割合で上昇又は下落した場合、取引業者が当該変動制限と同等又はその範囲内の割合で取引を実行することを希望しない限り、投資ポジションを取得又は換金できない。過去においては、価格が連日日次制限一杯まで推移したため、取引がほとんど行われなかったか又は全く行われなかった例もある。同様の状況により、アンダーライング・マスターファンド又はマスターファンドが速やかに不利なポジションを売却できないおそれがあり、その結果アンダーライング・マスターファンド又はマスターファンドが多額の損失を被る可能性がある。

ヘッジによる損失

マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドは、為替レートの変動並びに株式市場、市場金利及びその他の事由における変動により生じたポートフォリオ・ポジションの価値の減少をヘッジするために、金融商品(先物契約、オプション及び金利スワップ並びにキャップ・アンド・フロア等)を使用することができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の減少に対するヘッジは、かかるポジションの価値が減少してしまった場合、ポートフォリオ・ポジションの価値の変動を抑え、又はかかる価値の変動による損失を回避することはできない。しかしながら、当該ポジションの価値の減少により利益が得られるように作られたその他のポジションにより、ポートフォリオ・ポジションの価値の減少は相殺される。またかかるヘッジ取引は、ヘッジされたポートフォリオ・ポジションの価値が増加した場合、利益幅を制限する。さらに、マスターファンド又はアンダーライング・マスターファンドは、価格変動により予想されるポートフォリオ・ポジションの価値の減少を、それぞれの資産価値を保全するのに十分な価格でヘッジすることができない可能性がある。これに加えて、特定のリスクを全くヘッジすることができない可能性もある。

マスターファンド投資顧問会社は、ポートフォリオ・ポジションのヘッジを行う義務を負わず、またこれを差控えることができる。ヘッジ取引が成立する限り、ヘッジの成功は、為替レート、金利及び株式市場の動向又はヘッジの対象となるその他の事由の発生及びその時期を正確に予測するマスターファンド投資顧問会社の能力に依存する。マスターファンド投資顧問会社が不正確な決断をした場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、マスターファンド投資顧問会社がかかるヘッジ取引を行っていなかった場合よりも全体的に低い投資業績となる可能性がある。また、ヘッジ戦略に用いられた商品の価格変動とポートフォリオ・ポジションの価値の変動における相関の度合は異なることがある。さらにマスターファンド投資顧問会社は、様々な理由により、特定のポートフォリオをヘッジし、又はヘッジ商品とヘッジの対象となるポートフォリオ資産の完全な相関関係を築くことを望まない場合がある。相関関係が不完全であることにより、企図されるヘッジからマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが利益を受けることが妨げられ、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドがさらなる損失リスクに曝される可能性がある。ヘッジの使用及びリスク管理取引を成功させるためには、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドにおけるポートフォリオの選択に必要な技量と相互補完的な技量が必要である。

デリバティブ一般

デリバティブ商品(「デリバティブ」)には、1つ以上の原証券、金融ベンチマーク、通貨若しくはインデックスから派生し、又は価値がこれらに連動しているオプション、スワップ、仕組み証券並びにその他商品及び契約が含まれる。一般的にデリバティブは、原資産に投資した場合の費用よりも低い費用で特定の証券、金融ベンチマーク、通貨、インデックス又は商品の価格変動をヘッジ又は投機対象とすることを可能にする。アンダーライニング・マスターファンドが取得したいと考えるデリバティブが特定の時期に、納得のいく条件で取得できるという保証はなく、またその取得自体も保証はできない。

デリバティブの価格は原資産の価格変動に大きく左右される。したがって、原資産の取引について生じうる多くのリスクは、かかる資産のデリバティブについても生じ得る。但し、デリバティブ取引にはその他多くのリスクが伴う。例えば、多くのデリバティブはレバレッジがかかっていることから、取引の開始時に支払った、又は預託した金銭よりも多くの市場リスクを伴い、市場の比較的小さい不利な変動でも投資額すべての損失につながるだけでなく、投資額を超える損失を負うリスクにアンダーライニング・マスターファンドを曝す可能性がある。

クレジットリスク

デリバティブその他の契約(債券その他確定利付証券等)は、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドを、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが取引を行う相手方当事者の信用リスクに曝す。財政上又はその他の理由により相手方当事者がかかる契約を履行しなかった場合、取引そのものが有益であったか否かを問わず、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド、ひいては当ファンドは、損失を被る可能性がある。またデリバティブは、履行されたデリバティブ契約を終了又は処分する流動的な市場がない場合、投資家を流動性リスクに曝す可能性がある。

確定利付証券

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、米国及び米国以外の発行者が発行する債券又はその他の確定利付証券に投資することがある。確定利付証券は、確定、可変又は変動する金利が付されている。マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが投資する確定利付証券の価値は、金利の変動によって変化する。さらに、一定の確定利付証券の価値は、信用度、政治的安定度又は経済政策の健全性の認識に応じて変動する可能性がある。確定利付証券は、発行者の元本及び利息の支払能力が失われるリスク(すなわち信用リスク)、並びに金利感応度や発行者の信用度に係る

市場の認識及び市場の一般的な流動性(すなわち市場リスク)等の要因による価格のボラティリティの影響を受ける。

オプション及びスワップ

オプション契約における価格変動及びスワップ契約に基づく支払いは、金利、需給関係の変化、政府による貿易、財政、金融及び為替の管理プログラム及び方針、並びに国内外における政治的・経済的な事由及び方針に影響を受ける。オプション及びスワップ契約の価値は、それらの原証券及び通貨の価格に依存する。また、アンダーライニング・マスターファンドは、ポジション取引が行われる取引所又はアンダーライニング・マスターファンドの手形交換所若しくは相手方当事者の不履行に伴うリスクに曝されている。

アンダーライニング・マスターファンドは、とりわけ米国及び米国以外の国の商品取引所及び証券取引所、並びに米国及び米国以外の国の店頭市場で取引される株式及び通貨に対するオプションを売買することができる。カバード・プット・オプションの売主は、原証券又は通貨の市場価格が、原証券又は通貨の(売りポジションを設立するための)販売価格に受領したプレミアムを加えた額を上回るリスクを負い、プット・オプションの権利行使価格を下回る価格にて原証券又は通貨の利益を得る機会を放棄することとなる。カバーされていないプット・オプションの売主は、原証券又は通貨の市場価格がオプションの権利行使価格を下回るリスクを負う。プット・オプションの買主は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負う。

カバード・コール・オプションの売主は、対象株式又は通貨の市場価格が、原証券又は通貨の価格から受領したプレミアムを控除した額を下回るリスクを負い、オプションの権利行使価格を上回る価格にて原証券又は通貨の利益を得る機会を放棄することになる。カバーされていないコール・オプションの売主は、原証券又は通貨がオプションの権利行使価格を理論的には無制限に上回るリスクを負う。またカバーされていないコール・オプションの行使に必要な証券が、大幅に高い価格でしか購入できない場合がある。カバーされていないコール・オプションを行使するため証券を購入することは、時としてそれ自体が証券の価格を大幅に上昇させ、それにより損失を増大させる可能性がある。コール・オプションの買主は、コール・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負う。

店頭市場のオプションは一般的に、それに関連している当事者間での合意でしか譲渡できず、いかなる当事者又は購入者もかかる譲渡を承認する義務を負わない。オプションの店頭市場は特にアンダーライニング・マスターファンドがその投資戦略において行う比較的小規模の取引において、相対的に非流動的である。

レバレッジ

アンダーライニング・マスターファンドの取引活動には、高いレバレッジを有する市場における投資及び/又は投資手法が含まれる。レバレッジには高いリスクを伴うが、より高い利回り及び総利回りを得る機会を与えてくれる。アンダーライニング・マスターファンドは、資本の留保戦略及び投資の分散化により、レバレッジによる取引活動のリスク管理に努める。

一般的に、予期されるアンダーライニング・マスターファンドによる短期証拠金借入の利用は、マスターファンド及びその結果としての当ファンドのリスク増大につながる。例を挙げれば、アンダーライニング・マスターファンドの信用取引口座を担保するためにブローカーに差し入れられた有価証券の価値が減損した場合、又はアンダーライニング・マスターファンドが借入を受けているブローカーがその維持証拠金を引き上げた場合(若しくは融資枠のパーセンテージを引き下げた場合)、アンダーライニング・マスターファンドは追証の差入れを求められることがあり、その場合はブローカーに対し追加資金を預託するか又は担保として差し入れられた有価証券の全部若しくは一部を減損価値の補填のために強制的に清算しなければならない。アンダーライニング・マスターファンドが管理する資産の価値が急落した場合には、かかるファンドが証拠金債務の支払いに間に合うように資産を換金できるとは限らず、下落傾

向の市場において比較的低い価格で強制的にポジションの清算を行った結果、相当の損失を被る可能性もある。

金利リスク

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは金利の変動に伴うリスクに曝されている。金利が下落すると、転換証券の利息や空売りの手取金からアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが受け取るべき収入が減少する可能性がある。一方、金利が上昇すると、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが保有する転換証券の価値が減少する可能性がある。固定利付債券からのキャッシュフローが事前に分かる範囲において、当該キャッシュフローの現在価値(すなわち割引価値)は利率が増加するに従い減少する。当該キャッシュフローが偶発的である範囲において、米ドル建ての受取額はその時々市場金利に左右される可能性がある。さらに、多くの固定利付証券の価値は、特定時点の金利だけではなく、利回り曲線の形状に左右される。したがって、例えば、3ヶ月LIBORなどの短期金利に応じてクーポンが変化する任意償還条項付証券のキャッシュフローは、長期金利が低下すると受取り期間が短くなる(すなわち証券が期限前償還される。)。このように、かかる証券は長期金利と短期金利の差によるリスクに曝されている。またアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは変動利付証券に投資することができる。これらの投資商品の価値はかかる金利の絶対値又はかかる金利の変動に関する市場予測に密接に関係する。そのため、特定の金利の変動に伴い、ヘッジが困難又は不可能であるリスク要因が新たに発生するほか、かかるリスク要因は期限前償還リスクとも複雑に相互作用する。

相手方当事者のリスク

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンド(場合により)が取引を行う市場のいくつかは「店頭」市場又は「ディーラー間」市場である。かかる市場の参加者は、「取引ベース」市場のメンバーと異なり、一般的に信用査定又は規制機関による監督の対象外である。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは相手方当事者が信用又は流動性の問題により取引を決済せず、これによりアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは損失を被ることとなるリスクを負う。これに加えてアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、取引のデフォルトに直面した場合、代替取引が実行されるに際し厳しい市場状況に曝される可能性がある。このような「相手方当事者によるリスク」は、長期にわたる契約でその間に取引の決済を妨げる様々な事由が起こりうるもの、又はアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが取引の相手方を単一若しくは少数のグループに集中させることにより増大する。しかしながらアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、特定の相手方と取引を行うこと、及び単一の相手方に一部又はすべての取引を集中させることについて制限を受けない。また、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、相手方の信用力を査定する内部の査定機能を有していない。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが損失を被る可能性は、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが単一又は複数の相手方と取引できること、かかる取引の相手方の財務能力を有意義に、かつ独立して査定する機能を有さないこと、また決済を促進する規制市場が存在しないこと等の理由により、増大する可能性がある。

仲介機関の財政破綻

当ファンド、マスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが取引を行い、又は証券の保管を預託している金融機関(ブローカー及び銀行を含む。)には、常に、かかる機関の経営能力を低下させ、又は当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに損失をもたらす財政難に陥る可能性がある。

空売り

空売りとは、売主が所有していない証券(又はこれに交換可能な証券)を後日より低い価格で購入することを予定して売却することである。買主に証券を引き渡すために、売主は証券を一時的に借入れ、後日当該証券を実際に購入して貸主に返却しなければならない。空売りを行った場合、売主は売却代金をブローカーに預け、現行の証拠金取引規則に従い、借りている証券を返却する義務を担保するために必要な現金又は米国債をブローカーに供託しなければならない。米国外の市場において空売りが行われた場合、当該取引は現地の法律に準拠する。空売りは、理論上証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴う。空売りのために借入れた証券は、後に市場での購入により返却する必要があるため、かかる証券の市場価格の上昇(潜在的には無制限である。)はすべて、損失につながることになる。空売りポジションの手仕舞いのために証券を購入すること自体、かかる証券の市場価値を上昇させる要因となる可能性があり、その場合さらに損失が増大することになる。さらに空売りは、他の調達源から当該証券を借りることができない時期に貸主に返却しなければならないリスクを伴い、よって不適当な時期に、又は不利な状況で空売りを手仕舞わなければならない可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドは、空売りを行った借入証券の返却義務を担保するために必要な資本額を制限しない方針である。

ポートフォリオの投下資本回転率

アンダーライニング・マスターファンドは通常、ポートフォリオ投下資本回転率の制限により取引の実行が制限されることはない。アンダーライニング・マスターファンドの投資目的及び投資方針によると、アンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ投下資本回転率が年100%を超える可能性は十分にあり、この場合、アンダーライニング・マスターファンドは多額の取引コストを負うことになる。

投資の集中と分散

アンダーライニング・マスターファンドが一つの企業体、業界又は国に対して投資できる資産について制限は設けられていない。アンダーライニング・マスターファンドが適切な分析に基づき、アンダーライニング・マスターファンドの投資を特定の発行体、業界又は国に集中することを選択した場合、アンダーライニング・マスターファンドは当該発行体、業界又は国に影響を与える不利な経済状況による価格変動の影響を受けやすくなる。

規制されていないファンド及びファンドの投資顧問会社

当ファンド、管理会社、マスターファンド、アンダーライニング・マスターファンド及び/又はマスターファンド投資顧問会社は、規制当局による実質的又は永続的な規制を受けない可能性がある。投資家は、規制されていないファンド(又は規制されていない投資顧問会社の助言を受けたファンド)への投資は、規制されたファンド(又は規制された投資顧問会社の助言を受けたファンド)への投資よりも高リスクであると認識されていることに留意する必要がある。かかるリスクとしては、特に、会計基準の欠如並びに当ファンド及びそのアドバイザーに諸規則を適用する規制当局の不在が挙げられる。

規制されていない取引

アンダーライニング・マスターファンドにより取引される特定の商品通常、取引所において取引されておらず、かかる取引は政府機関により規制されていない。したがって、投資取引を行うに当たり、かかる規制による保護は受けられない。マスターファンド投資顧問会社が適当であると判断した場合、かかる投資取引はアンダーライニング・マスターファンドの資産の相当な部分を占める場合があるが、アンダーライニング・マスターファンドの資産の15%を超えることはない。

取引停止

各取引所は通常、上場しているすべての証券の取引を停止又は制限する権利を有している。かかる取引停止により、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドがポジションを清算することが不可能になり、損害を被ることとなりうる。また、必ずしも取引所以外の市場がアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドがポジションを清算できる程度の流動性を維持するとは限らない。

ヘッジファンドの事業リスク及び規制リスク

当ファンド期間中、当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに不利な影響を与える法律、税制及び規制の変更が行われる場合がある。ヘッジファンドの規制環境は変化しており、ヘッジファンドの規制の改正は、当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが保有している投資の価値及び当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが通常であれば取得できるレバレッジ又は各々の取引戦略を追求する能力に不利な影響を与える場合がある。また、証券市場及び先物市場は総じて、法律、規則、証拠金率の規制に服する。米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、その他の国際的な規制機関、自主規制組織及び取引所は市場に緊急事態が発生した場合、臨時的措置をとることができる。デリバティブ取引及びかかる取引を行うファンドに関する規制は発展中の法律分野であり、政府及び司法上の行為による変更の対象となる。当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに関する規制の今後の変更は重要かつ不利な影響を及ぼしうる。

アンダーライニング・マスターファンドが主に投資を行う市場及び特定の投資手段は、その時々により非常に不安定になることがある。例えば、政府による税制及び外貨送金に関する突然の政策転換又は企業の外国資本出資率に関連する法律の改正が不安定化要因として挙げられるが、かかる市場の不安定性は、買戻請求又はその他の資金需要を満たすために換金されるポジションの価格に影響を与えることがある。また、一部の新興市場は現在急成長の段階にあり、これらの市場は世界のその他の先進株式市場よりも規制が緩くなっている。一般的にかかる新興株式市場は流動性が低く、そのため確立された市場の大半と比べて投資の売買に要する時間が長くなることもあり、また不利な価格にて取引を行う必要が生じることもある。有価証券への投資はすべて、証券市場に係る一般的なリスクに曝される。さらに、個々の有価証券への投資により、市場全体と同規模かそれを上回る損失が生じないという保証はない。

政府規制

当ファンドが非米国投資信託として構成され、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが非米国投資会社として構成されているため、米国の1940年投資会社法(その後の改正を含む。)に基づき投資信託又は投資会社として登録する必要はなく、また登録を行う予定もない。したがって、1940年投資会社法の規定は適用されない。さらに、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドはいずれも、ケイマン諸島及び日本以外の管轄の証券取引所又は政府当局の登録又は規制を受けておらず、今後も登録又は規制を受ける予定はない。また、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける受益証券又は株式は、政府当局により登録されておらず、今後も登録される予定はない。とりわけ、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの株式及び当ファンドの受益証券は、SECに登録される予定はない。マスターファンド投資顧問会社は、日本、米国若しくはいかなる地域の証券取引所又は政府当局による登録もされておらず、規制も受けていない。

受益証券の大量買戻しによる不利な影響の可能性

限られた期間内で受益証券又はマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの株式が大量に償還又は買い戻された場合、マスターファンド投資顧問会社は、その資産配分及び取引戦略を、突然削減された運用資産額に適合させることが困難となる場合がある。かかる状況下で、買戻し及び償

還に伴う手取金の支払いに必要な資金を手当てするため、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、不適切な時期に、又は不利な条件で、ポジションを解消する必要に迫られ、その結果、間接的に、残りの受益権者にとって受益証券1口当たりの純資産価額が下がり、買戻しの対象証券を保有する受益権者にとっての資産価値が削減されることがある。それ以降、大量の買戻し又は償還が生じた期間にかかわらず、より少ない資産ベースでの運営によってマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが追加利益を創出することはより困難となり、また、ファンドの買戻し又は償還に資金提供するために資産を整理した結果、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに残されたポートフォリオはより流動性の低いものとなる可能性がある。

受益証券の換金規制

現在、受益証券のための市場はなく、かつその創設も予定されていない。その結果、受益権者は、緊急事態の発生その他の理由による自己の投資資産の換金ができないことがあり、受益証券はローンの担保として容易には受諾されない場合がある。

受益権者は、下記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に記載されたとおり、毎月自己の受益証券を処分することができる。受益権者が買戻しの通知を行った時点から次の償還可能日までの間、当ファンドへの投資の価値が低下するリスクは受益権者が負う。受益権者は、相当な期間、自己の受益証券を所有し、自己の投資のリスクを負う準備をしておかなければならない。管理会社はいかなる受益証券の譲渡についても、事前に、書面により同意をしなければならない(かかる同意は管理会社又は受託会社の単独の裁量で留保することができる。)。かかる受益証券は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)上、登録されず、又は日本以外の管轄内の法律上、売出し登録はなされない。

管理会社は、(受託会社の委託を受けて)信託証書規定の一定の状況下で、買戻権を一時差し止めることができる。受益証券を譲渡した結果、譲渡人が不利な税務上の影響を受ける場合がある。

管理会社の買戻請求権

管理会社は、一定の条件下(下記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、()強制買戻し」に掲げる事由)において、誠意ある判断により、受益権者が保有する受益証券の買戻しを強制することができ、かかる強制的買戻しの結果としてかかる受益権者が損失を伴う売却を余儀なくされる場合がある。

マスターファンド投資顧問会社の報酬

マスターファンド投資顧問会社は、下記「4 手数料等及び税金、(4)その他の手数料等、()マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料」に記載の成功報酬を受領する権限を有する。パフォーマンスベースの報酬を支払うことにより、マスターファンド投資顧問会社がマスターファンドのサブファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに対し、マスターファンド投資顧問会社が固定報酬のみの支払いを受ける場合よりも高いリスクで投機的な投資を行わせる意欲を生じさせる可能性がある。さらに、成功報酬はマスターファンドのサブファンドの資産の未実現増価を基に計算されるので、かかる手数料額は、成功報酬が実現利益のみを基にした場合より高額になる場合がある。

報酬及び手数料は業績にかかわらず課される

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドの各サブファンドには、マスターファンドの各サブファンドの業績に基づき支払う成功報酬(マスターファンドのレベルのみ)に加え、業績にかかわらず相当額の費用が課せられる。これらの費用には、管理、編成・募集、仲介手数料及び運営費が含まれる。アンダーライニング・マスターファンドの先物取引の際、アンダーライニング・マスターファンドにより支払われる仲介手数料に加え、アンダーライニング・マスターファンドの先物契約及びスワッ

ブ契約について決定される価格には、それぞれ相手方当事者により、売買スプレッド及び主要仲介手数料が組み込まれている。アンダーライング・マスターファンドは、相手方当事者がその先物取引及びスワップ取引において上げている収益を確定することができないため、アンダーライング・マスターファンドが支払う売買スプレッド及び主要仲介手数料を数値化することはできない。かかるスプレッドは、場合によっては大きくなることもある。

マスターファンド投資顧問会社が分析するのは市場のテクニカル・データのみであり、市場価格の外部に位置する経済要因は分析対象ではない

マスターファンド投資顧問会社が使用する取引システムは、過去の実績において相関性のない様々な金融商品を組み入れたテクニカルな手法である。この取引システムによる収益性は、とりわけ、先物価格及び先渡価格に顕著な上昇又は下落が発生するかどうかによって依存する。このような価格トレンドは明確に発生しないこともある。特定の市場では、過去にそのような顕著な価格変動が発生しない時期があった。市場外部の要因が価格に重要な影響を及ぼすような時期には、収益機会が大幅に失われる可能性がある。そのような時期においては、マスターファンド投資顧問会社が行う過去の実績に基づく価格分析によって、市場外部の要因による価格動向に沿わないポジションが構築される可能性がある。マスターファンド投資顧問会社が使用する取引システムは、2010年7月1日より改訂された。かかる取引システムに関する情報については、下記「(2)リスク管理」を参照。

運用資産の増加は売買決定に影響を及ぼすことがある

マスターファンド投資顧問会社が運用する資産が増加するほど、価格及びパフォーマンスに不利益な影響を及ぼすことなく大量のポジションを売買することが難しくなるため、収益性の高い売買をすることが困難になる可能性がある。したがって、運用資産のかかる増加によって、マスターファンド投資顧問会社は、売買決定の修正が必要となることがあり、その結果、アンダーライング・マスターファンドの収益性が悪影響を受ける可能性がある。

売買取引は透明性を有しない

マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライング・マスターファンドに代わり売買決定を行う。マスターファンド投資顧問会社は、決済仲介業者から取引確認書を毎日受け取る一方、投資家には売買・損益を通算したネットの取引結果のみが月単位で報告される。したがって、マスターファンドのサブファンドへの投資を通じたアンダーライング・マスターファンドへの投資では、個人の取引口座で提供されるのと同程度の透明性(すなわち、すべての投資ポジションを毎日確認できること)が投資家に提供されない。

パフォーマンス

マスターファンド投資顧問会社による投資活動では、管理会社が注意深く選定する取引ソフトウェア及び運用対象の分散を通じて、リスクを抑えることを目指す。しかし、アンダーライング・マスターファンド又はマスターファンドのサブファンドが投資目的を達成する保証はない。機械的なテクニカル・トレーディングを行うソフトウェアを利用することで、一定の状況下では、アンダーライング・マスターファンドが被る悪影響が増大する可能性がある。

同一又は類似の取引戦略を採用するその他のファンドの過去の実績、又は当ファンド、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの過去の実績を見る限り、高いリターンを上げるために過去に採用された戦略が好成績を上げ続けるという保証はなく、当ファンドのサブファンド、マスターファンドのサブファンド又はアンダーライング・マスターファンドに対する投資へのリターンが、同じ又は類似の取引戦略を採用した当ファンドのサブファンド又は、マスターファンド若しくはアンダーラ

イング・マスターファンドのサブファンドが過去に達成したりターンと類似の結果をあげるという保証はない。

純資産価額の計算

アンダーライニング・マスターファンドが保有するいかなる資産の最新評価額も、独立の又は公式な情報源から入手することはできず、アンダーライニング・マスターファンドの取締役会は、慎重で誠意ある判断に基づき価値を決定することが必要とされる。

マスターファンド投資顧問会社への依拠

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドのサブファンドは、日々の取引及び各々の投資ポートフォリオの投資活動に関するすべての投資助言につき、マスターファンド投資顧問会社に専ら依拠している。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドのサブファンドの成功、そして結果としてサブファンドの成功は、マスターファンド投資顧問会社の専門知識、とりわけ利用された財務分析ソフトの専門技術に相当に依拠するものである。

マスターファンド投資顧問会社のサービスが、何らかの理由により提供不可能な場合、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドとマスターファンド投資顧問会社との間で締結されたいずれかの投資顧問契約が終了した場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド(場合により)の議決権を保有する株主は、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドを清算することができる。また、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドもまたマスターファンド投資顧問会社以外の顧問を選任することができる。かかる顧問の交代は、アンダーライニング・マスターファンド及び/又はマスターファンドのサブファンド並びに、結果として当ファンドのサブファンドの業績に悪影響を及ぼすこともある。

投資家は、マーティン・シュナイダー氏が、マスターファンド投資顧問会社の唯一の取締役であること、またマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの運営の成功は、マスターファンド投資顧問会社の業務を行う彼の能力に依拠することに留意すべきである。

利益相反

マスターファンド投資顧問会社のその他の活動及び投資に関する制限又は同社により運用されるその他の投資ポートフォリオ活動に関する制限はない。マスターファンド投資顧問会社及び/又は同社の取締役は、現在及び将来において、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに類似する運用及び目的を有するその他のファンドの運営に関与することを許可されている。かかるその他のファンドの活動はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの活動と競合する可能性があり、かかるその他のファンドの利益となるようなマスターファンド投資顧問会社の活動は利益相反とみなされる可能性がある。

マスターファンド投資顧問会社は、いつでも、衡平かつ公正な方法で、責務を果たすものとする。上記の一般性を害することなく、マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドのサブファンドの事業及び活動を促進するために合理的に必要な時間のみを費やすことが要求される。

マスターファンドにより、マスターファンド投資顧問会社に支払われる報酬は、独立当事者間での交渉により決定されたものではない。マスターファンドにより、マスターファンド投資顧問会社に支払われる成功報酬は、かかる報酬がない場合よりリスクが高く、より投機的な投資を行わせる意欲を生ぜしめる可能性がある。

サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、いずれも管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役である。

サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、マスターファンド投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(注)ファンドのマネジメント株式の保有者は、ファンドの実際の所有者である。マネジメント株式には議決権が付随するのに対し、パーティシペーティング株式には議決権が付随しない。ファンドの投資家はパーティシペーティング株式を保有しているため、議決権を有しない。

その他のリスク

市場及び経済状況の悪化(金利、インフレ率、産業状況、政府規制、競争、技術発展、政治上及び外交上の事象並びに傾向等を含む。)、又は税金その他の法令若しくは会計基準の不利な変更は、当ファンドの投資並びに受益証券を所有することによる価値及びその結果に悪影響を及ぼすことがある。現在のところ、かかる悪化が生じるのかどうか、またどの程度これらの変化が当ファンドの事業に悪影響を及ぼすのかを予測することはできず、またこれらの事情はいずれも投資顧問会社の支配下でない。

受益証券1口当たり又は(マスターファンドの)株式1株当たりの純資産価額は、上昇するだけでなく下落することがあり、想定される最悪の場合では、受益証券又は株式総額の損失となる可能性もあるという事実に留意すべきである。投資家は、特に、受益証券又は株式が発行直後で、手数料を課せられた直後に償還される場合は、投資額元金を受領できないこともある。為替レートの変動もまた、投資家の基準通貨(以下に定義する。)における受益証券1口当たり又は株式1株当たりの純資産価額の上昇又は下落を引き起こしうる。将来の実績又は将来のリターンが得られるという保証は、当ファンド、管理会社、マスターファンド、アンダーライニング・マスターファンド若しくはマスターファンド投資顧問会社又は上記のいずれの管理者若しくは取締役からも得られない。

(注)有価証券届出書に基づき募集が行われる各サブファンドの基準通貨は円及び米ドルである(以下それぞれを「基準通貨」という。)

各サブファンドの資産及び負債は、計算書類作成のために、他のサブファンドの資産及び負債とは分別して記録される。また、信託証書は各サブファンドの資産が他の各サブファンドと分別されることを定めている。但し、債権者はかかる制限を認識していない可能性があり、かかる状況において、サブファンドの資産は他のサブファンドの負債に充当するために用いられる可能性がある。

当ファンドは、マスターファンドに投資し、さらにアンダーライニング・マスターファンドに投資するため、当ファンドへの投資はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに関連して記述されているリスクと同様のリスクを負うものである。

リスク要因の上記列挙は、当ファンドへの投資に関係するすべてのリスク及び重大な事柄の網羅的な列挙又は説明を目的とするものではない。潜在的な投資家は、受益証券に投資を行うことを決定する前に、本書全体を読むべきであり、自身の法律、経済、税務その他の顧問に相談するべきである。

(2) リスク管理

管理会社、マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、上記「2 投資方針」記載の投資方針を厳格に遵守する。また、マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認する。さらに、マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有する。これらの内部ガイドラインは、戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制及び適度のレバレッジ等を要求するものである。

マスターファンド投資顧問会社は、リスク管理に加え、投資決定についても、完全に系統化された取引システムを使用している。

取引システムは、下記の4つの基本方針に基づく投資運用を行う。

独自のテクニカル分析

先物市場のヒストリカル・データと多岐に渡る独自のテクニカル指標に基づき、高い収益機会をもたらす可能性のある価格パターン(トレーディング・シグナル)を見つけ出す。これらのトレーディング・シグナルに基づき、取引システムが自動的に売買注文を決定する。

マネージドフューチャーズ戦略及びマーケットニュートラル戦略

取引システムは、現在「マネージドフューチャーズ戦略」と「マーケットニュートラル戦略(ダイナミックヘッジ)」を採用している。各マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにより周期は短期から中長期と限定若しくはバランスされ、また、市場の上昇パターン又は下降パターンに関わらず収益を得ることを目指している。

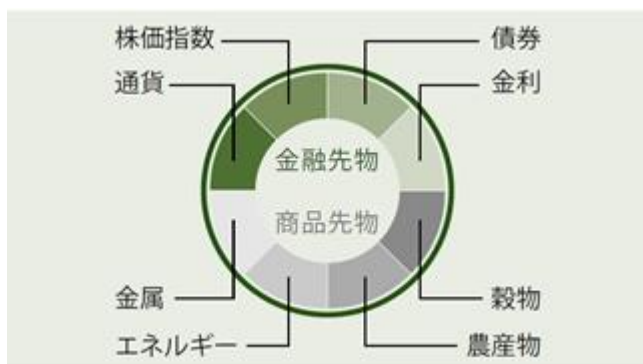
厳格なリスク管理

取引システムに組み込まれた厳格な取引ルールに基づき、取引に関する意思決定から人間の感情移入による誤算を排除する。個々の取引ポジションの金額を制限し、損失を早期に切り捨てる。各取引の初期リスクの上限を分別ポートフォリオの資産の一定割合に事前に設定し、リスク量を毎日継続的に監視する。

分散投資

マネージドフューチャーズ戦略では、世界中の流動性の高い金融先物市場及び商品先物市場を取引対象として、買いポジションと売りポジションの両方を使用した分散投資を行う。このような分散投資により、相互に独立した動きを示す数多くの異なる先物市場にリスクを分散させることを目指している。又マーケットニュートラル戦略では、世界中の株式市場の選別された銘柄郡の中から市場パフォーマンスを上回る個別銘柄を選別・投資し、同時にその銘柄の属する株価指数を売り建てすることで、マーケットリスクをヘッジしながら、個別銘柄のアウトパフォーマンスを積み上げ収益とする。

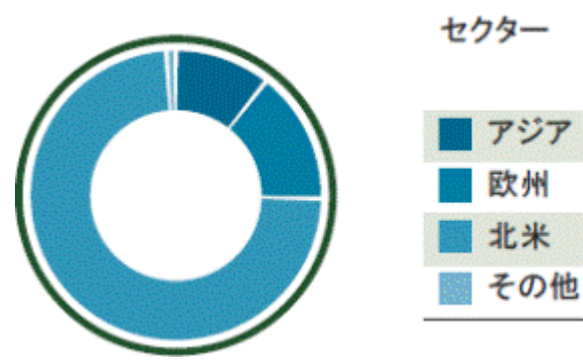
マネージドフューチャーズ戦略の概念図



上記は単なる概念図です。

実際の分散投資比率は、市場の状況・マスターファンド毎の戦略に応じて継続的に調整されます。

マーケットニュートラル戦略の概念図



マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、投資決定に関する裁量権を持たず、取引システムの要求に正確に従うことが求められる。かかる取引システムを使用することにより、経常的な投資決定プロセスにおいて人間の感情はほとんど除外される。

取引システムは、利益の最大化より資金の維持を優先させるよう設定されている。システムリスクを軽減するため、基準となる変数を多様化し、さらに、ポジションが形成される前に、市場の相関関係及びボラティリティに基づきかかるポジション毎の最大の未確定リスクを示す。ポジションは、ストップ・アウト、上記の市場のボラティリティ又は相関関係の変化を受けての調整又は利益を確定するためにクローズして決済されるが、かかるシステムが先例と同様の結果をもたらす保証はない。

またかかるシステムは、世界中の主要な市場にて取引を行うことによる地域市場に関連したリスクの軽減も行っている。市場の効率性は定期的に再査定され、特定の市場が市場ポートフォリオへ追加され、又は市場ポートフォリオから削除される。マスターファンド投資顧問会社が所在する地域における

災害に関連するリスクを最小限に抑えるため、かかる取引システムの予備システムが、マスターファンド投資顧問会社とは地理的に異なる場所で保守されている。管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、取引の発注に関与した結果又は取引システムに関与した結果得た情報を他の目的に使用してはならない。上記の記載に限らず、管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、自己のため又はその他の第三者のために取引活動を行ってはならない。管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、すべて契約により厳格な秘密保持義務が課せられている。

マスターファンド投資顧問会社はマスターファンドの月次の運用報告書及びアンダーライニング・マスターファンドの週次の運用報告書を作成し、当該報告書にはマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの純資産価額(場合により)、月末又は週末(場合により)の純収益、及び当該会計年度の初めから当該日時点までの純収益が含まれる。管理会社の財務諸表は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表と同様、独立会計事務所により毎年監査される。

管理会社の取締役会は、管理会社のために、特定のリスク管理に係る問題についての方針を定め、これを実施するものとし、かかる方針には相手方当事者の与信承認、相手方当事者の制限及び従業員の取引方針が含まれるがこれらに限らない。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価額の推移

■ グリーンA(ゴールド円・クラス)(2013年1月~2017年12月)



※旧名称「サブファンドA」

■ グリーンB(ゴールド円・クラス)(2013年1月~2017年12月)



※旧名称「サブファンドB」

*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

※当ファンドのサブファンドA及びBの各シリーズのうち、運用期間が最も長い当初シリーズの推移を示しています。

○ 各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(円ベース)

先進国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本、ヘッジなし)(円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

(注1) 上記「サブファンドA」は現在のサブファンド「グリーンA」、「サブファンドB」は現在のサブファンド「グリーンB」である。

(注2) サブファンド「レッド」及び「ブルー」は、新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月以前の情報が無い。

(注3) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報が無い。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社、代行協会及び/又は管理会社は、それぞれ単独の裁量において、関連するすべての料金及び/又は手数料の一部又は全部の支払いを免除することができる。販売会社(販売取次会社を含む)は、申込手数料を受領する権利を有する。

各申込に適用される申込手数料は、当該投資家の各クラスの購入申込総額(以下「申込金額」という。)に基づき計算される。各申込に適用される申込手数料は、当該申込についての申込金額に上限5.40%(税抜5%)の申込手数料率を乗じた額とする。

申込手数料は、金融商品販売時における、投資家に対する資料提供及び説明、受発注取次事務、約定及び受渡し関連事務・連絡等の役務に対する費用・報酬として支払われる。

(注)上記には、上記申込手数料に課される日本において適用される現行の法定消費税率である8%の消費税相当額が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額(申込金)は、()申込金額及び()申込手数料(かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む。)の合計額となる。

(2)【買戻し手数料】

受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」という。)が、当ファンドにより、受益権者に対して、管理会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。

買戻手数料は、投資家が保有するファンド資産の買戻し手続きのための資金をファンドから捻出するために、コストが発生した場合、その金額に充てるものとして支払われる。

同様に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又はマスターファンドの取締役による強制償還が行われた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドの当該サブファンドによって課される場合がある。かかる償還手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して(マスターファンドの投資顧問会社としての資格において)支払われる。

償還手数料は、投資家が保有するファンド資産の買戻し手続きのための資金をファンドから捻出するために、マスターファンドレベルにおいてコストが発生した場合、その金額に充てるものとして支払われる。

買戻し手数料又は償還手数料は、取締役が買戻し手数料の支払を免除した場合を除き、買戻金の支払時に課される(すなわち、買戻金から買戻し手数料又は償還手数料が差し引かれる。)

マスターファンドによる償還につき、アンダーライニング・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

(3)【管理報酬等】

()管理報酬

管理会社は、受益証券に関し、合計額が各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当の管理報酬を受領する権限を有する。かかる報酬は、日々発生し、各評価日(以下に定義する。)において計算され、毎月後払いで支払われる。

(注1)「評価日」とは、各暦月の最後のファンド営業日(以下に定義する。)の営業終了時、並びに/又は、管理会社及び/若しくは受託会社が別に定める日をいう。

(注2)「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京、ニューヨーク州ニューヨーク市、英国及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

「本邦営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいう。

「マスターファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、英国ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

管理報酬は、受託会社、事務管理会社及びカストディアンその他の者との間のやりとり、当ファンドの活動に関連する契約の管理、申込及び償還を含む投資活動の運用管理の対価として支払われる。

() 受託会社報酬

受託会社報酬は、受託会社に対し、各サブファンドの資産から毎年前払いにて下記のとおり支払われる。

各サブファンドにつき、年間8,500米ドル(約923,950円)

受託会社報酬は、信託証書第31条に定める報酬の請求に基づき、受託会社が当ファンドの受託会社として行為することへの対価として支払われる。

受託会社はまた、取引報酬を含めて業務遂行において生じた立替費用の清算金を受領する権限を有する。

() 事務管理会社報酬

単位：米ドル

	サブファンド	当ファンドの事務管理及び振替代行報酬(年間)	年次報告書及び監査手配報酬(年間)	新ファンドの設立報酬	主たる事務所の提供報酬(年間)
スーパーファンド・ジャパン (「当ファンド」)	サブファンド「グリーンA」	12,000	400	-	6,000
	サブファンド「グリーンB」	12,000	400	-	
	サブファンド「グリーンC」	9,800	400	1,000	
	サブファンド「レッド」	9,793	400	-	
	サブファンド「ブルー」	9,793	400	-	

当ファンドの事務管理及び振替代行報酬は、事務管理契約の添付1に記載される、各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価として毎月後払いにて支払われる。当該役務は、両当事者の合意により適宜修正される場合がある。年次報告書及び監査手配報酬は、関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価として毎月後払いにて支払われる。主たる事務所の提供報酬は、当ファンドの主たる事務所を提供することの対価として事務管理会社の関連会社に対し毎年前払いにて支払われる。

() 代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての役割(日本の投資家に対する目論見書及び財務諸表の交付(日本法及びJSDAの規則により義務づけられるもの)、並びに各サブファンドについての各シリーズの純資産価額の公表等)に関連する報酬(以下「代行協会員報酬」という。)を受領する権限を有する。代行協会員報酬は、各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)とする。かかる報酬は、日々発生し、各評価日において計算され、毎月後払いで支払われる。

() 販売会社報酬

販売会社は、販売会社としての立場では、当ファンドに関して報酬は受領しない。

しかし、販売会社は、マスターファンドにおいて徴収される販売報酬のうち、サブファンド「グリーンA」、「グリーンB」、「グリーンC」及び「レッド」については当該各サブファンドの純資産価額の1.8%(年率)に相当する額、サブファンド「ブルー」については当該サブファンドの純資産価額の1.0%(年率)に相当する額の販売会社報酬を受領する権限を有する。日々発生する当該販売報酬は、マスターファンドのレベルで各評価日に算出され、毎月後払いで支払われる。

販売会社報酬は、販売の手配を行うことへの対価として支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

() マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料

マスターファンド投資顧問会社は、マスターファンドの各サブファンドに属する各クラスのマスターファンド株式の純資産総額の、グリーンABC及びレッドにおいては毎月0.16%（年2.0%）並びにブルーにおいては毎月0.08%（年1.0%）相当額を管理報酬として受領する。当該報酬は毎月後払いにて、当該マスターファンドの各サブファンドから支払われる。管理報酬は、アンダーライニング・マスターファンドの投資管理を行うことへの対価として支払われる。

さらに、毎月の最終マスターファンド営業日（以下「マスターファンド評価日」という。）に支払われるマスターファンドの各サブファンドに属する各クラスの株式の純資産価額の増加（もしあれば）に対する一定割合（以下「成功報酬」という。）が、マスターファンドの各サブファンドからマスターファンド投資顧問会社に対して支払われる。ここで、各クラスの株式の純資産価額の増加とは、各サブファンドに属する当該クラスの株式のマスターファンド評価日毎における純資産価額（成功報酬支払前）が、前月のハイウォーターマークを超えて増加した金額を意味する。疑義を避けるために付言すれば、成功報酬は、累積ベース、すなわちハイウォーターマーク基準で計算され、ある株式の純資産価額が、当該株式の以前の純資産価額の最高値（ハイウォーターマーク）未満である場合には支払われない。成功報酬は新たに設定されたそれぞれのハイウォーターマークから計算される。本項において「ハイウォーターマーク」は、マスターファンド投資顧問会社に対して支払われる成功報酬を差し引いた後の、株式の純資産価額を意味する。

マスターファンドのサブファンドの各クラス株式に対して支払われるべき成功報酬額は以下のとおりである。

グリーンA及びグリーン・ゴールドA受益証券：マスターファンドより、毎月15%が支払われる。

その他の受益証券：マスターファンドより、毎月20%が支払われる。

成功報酬はすべての他の報酬及び費用が支払われた後に算出される。マスターファンド投資顧問会社は、何らかの理由（例えば、受益権者に対して提供された役務や受益権者が提供した役務を考慮するため、あるいは受益証券の発行に関連する理由等）により、受領した報酬の一部を第三者（サブファンドの受益権者等を含む。）に対して支払う場合がある。

成功報酬は、ハイウォーターマークを超えるマスターファンドの良好な投資成果への対価として支払われる。

マスターファンドによる申込につきアンダーライニング・マスターファンドによりマスターファンド投資顧問会社に対して支払われる管理報酬又は成功報酬はない。

マスターファンドの販売会社は、サブファンド「グリーンA」、「グリーンB」、「グリーンC」及び「レッド」については当該各サブファンドの純資産価額の1.8%（年率）に相当する額、サブファンド「ブルー」については当該サブファンドの純資産価額の1.0%（年率）に相当する額の販売報酬を受領する権限を有する。日々発生する当該販売報酬は、マスターファンドレベルで各評価日に算出され、毎月後払いで支払われる。

販売報酬は、販売の手配を行うことへの対価として支払われる。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの事務管理会社（以下「マスターファンド事務管理会社」という。）は、下表に示す年間報酬を受領する権限を有する。

単位：米ドル

		最低事務管理 報酬（年間）	年次報告書 及び監査手 配報酬 （年間）	登録事務 所の提供 報酬 （年間）	主たる 事務所 の提供 報酬 （年 間）

マスター ファンド	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC A	9,600	400	2,097	489
	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC B	7,200	400	506	118
	スーパーファンド・グリーンSPC A	7,300	400	573	133
	スーパーファンド・グリーンSPC B	9,800	400	2,835	662
	スーパーファンド・グリーンSPC C	9,800	400	2,592	605
	スーパーファンド・ブルーSPC I	14,400	400	6,000	1,400
	スーパーファンド・レッドワンSPC	27,500	2,000	6,000	1,400

単位：米ドル

		最低事務管理 報酬(年間)	年間監査 手配(年 間)	登録事務所の 提供報酬(年間)
アンダー ライング・ マスター ファンド	スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC	27,500	2,000	1,400
	スーパーファンド・グリーン・マスター	30,000	2,000	1,400
	スーパーファンド・ブルー・マスターSPC	30,000	2,000	1,400

当該年間報酬は、事務管理契約の添付1に記載される、各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価として、マスターファンド事務管理会社に対し毎月後払いにて支払われる。当該役務は、両当事者の合意により適宜修正される場合がある。マスターファンド事務管理会社はまた、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドに係る年次報告書及び監査手配報酬として上表に示す年間報酬を受領する資格を有する。年次報告書及び監査手配報酬は、関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価として毎月後払いにて支払われる。また、マスターファンド事務管理会社(又はその関連会社)は、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの登録事務所としての活動並びに役員及び秘書役サービスの提供に対する報酬として、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドそれぞれにつき上表に示す報酬を毎年前払いにて受領することもできる。マスターファンド事務管理会社(又はその関連会社)はまた、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法の第4項(1)(b)項に規定される、マスターファンドの主たる事務所として行為することにより、上表に示す報酬を毎年前払いにて受領する。

さらにマスターファンド事務管理会社は、その職務における自己負担費用(取引手数料を含む。)の支弁を受ける権利を有する。

マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドは、通常の業務においてマスターファンド若しくはアンダーライング・マスターファンド(場合により)により負担されるべき、又はマスターファンド若しくはアンダーライング・マスターファンド(場合により)のために負担されたすべての費用を支払う。かかる費用には、コンサルティング費、調査費、投資関連旅費、サービスその他の運営費、継続募集関連費用、保管及び管理事務代行費、印刷費、弁護士費用、会計・監査費用、支払利息、銀行手数料、仲介手数料、短期配当金、その他同様の費用並びに臨時費用が含まれる(但し、これらに限られるものではない。)。アンダーライング・マスターファンドから清算会社に支払われる仲介手数料の一部は、管理会社及び/又はマスターファンド投資顧問会社の関連会社である1つ以上の取次ぎ及び/又は執行を行ったブローカーでシェアされる場合がある。

() 諸費用

各サブファンドは、その運用及び業務に付帯するその他すべての費用を負担し、かかる費用には、() 仲介手数料及び費用、引受手数料並びに類似の費用、() カストディアン費用及び決済機関費用、() 借入金及び借方残高に対する支払利息及び約定手数料、() 所得税、源泉徴収税、譲渡税及びその他政府により課される費用及び税、() 当ファンドの法律顧問及び独立監査人への報

酬、()ケイマン諸島に登記された、当ファンドの主たる事務所の維持費、()受益権者に対する募集資料並びに報告書及び通知の印刷並びに分配費用、()設立費用並びに、()各サブファンドが投資したファンド(マスターファンドを含むがそれに限られない。)の費用が含まれる。

(5)【課税上の取扱い】

本書の内容は、情報の提供のみを目的として、受益権者となるべき投資家に対するケイマン諸島及び日本の税効果について記載したものである。当ファンドへの投資に関する課税上の問題については、それぞれの専門の税務アドバイザーに相談されることを推奨する。税効果は、受益権者となるべき各投資家の状況によって異なる。また、当ファンドの直接的受益権者ではないが、特定のルールが適用された結果、受益証券の保有者とみなされる投資家については、(本書に記載されていない)特別な検討が必要となる場合がある。本書の議論は、課税上のアドバイスではなく、また、受益権者は課税上のアドバイスとして、本書の議論の一部に依拠することのないように留意されたい。

()ケイマン諸島の課税上の取扱い

現行のケイマン諸島の法律においては、当ファンドが支払義務を負う所得税、相続税、譲渡税、売上税その他の税金、又は当ファンドによる分配金若しくは受益証券の買戻代金の支払いに適用される源泉徴収税はない。

当ファンドはケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)第74条に基づき、適用免除信託として登録されている。前述したとおり、納税義務を課す税制は現在のところケイマン諸島にはないが、当ファンドは、法律の改正の有無を問わず、信託証書の日付より50年以内であれば、所得又はキャピタル・ゲインについて将来課されるいかなる税金又は義務からもファンドが免除されるという旨の、ケイマン諸島の総督が署名した誓約の適用を受けている。

米国外国口座税務コンプライアンス法

米国内国歳入法の第1471項から第1474項(FATCAと称される)は、さまざまな情報報告要件が満たされている場合を除いて、当ファンド及び各サブファンドを含む特定の「外国金融機関」に対して支払われる米国源泉金額の合計金額に30%の源泉徴収税を課している。この規則に基づき源泉徴収の対象となる金額は通常、米国源泉の配当金及び利子所得の総額、米国国内の財源から配当金又は利子所得を生み出す財産の売却による総収益、及び「参加外国金融機関」から「非協力口座保有者」に対するその他の支払い(いわゆる「外国パススルー支払い」)を含む。

ケイマン諸島政府は、米国とモデル1政府間協定(以下「米国IGA」という。)を締結し、FATCA遵守を促進するための国内規制を実施した。適用ある法令に基づく義務を遵守するため、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、FATCAに関する情報をケイマン諸島の税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)に報告することが義務づけられ、ケイマン諸島税務情報局が関連情報を米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に報告する。FATCAに基づく源泉徴収税を回避するため、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、受益権者及び実質的所有者に追加の情報を要求して(これはケイマン諸島税務情報局及びIRSに開示されることがある。)、受益証券が直接又は間接的に「特定米国人」(米国IGAに定められる。)に保有されているかどうかを確認する。当ファンドが(1人以上の受益権者が十分な情報の提供を怠ったためか否かに関わらず、)米国IGAに基づく報告要件を遵守できなかった場合、FATCAに基づく30%の源泉徴収税が当ファンド及び各サブファンドに課される可能性がある。

税務報告に関するOECD共通報告基準の要件

OECDは、財務会計報告の世界基準とすることを意図して「共通報告基準」(以下「CRS」という。)を採用した。ケイマン諸島政府は、CRSを導入するすべての法域(以下「参加法域」という。)が採用する予定の所轄官庁多国間合意(以下「MCAA」という。)に署名している。CRS及びMCAAの採用を約し

た参加法域は国内規制を施行した時点で「報告対象法域」となり、当該制度に基づく初めての情報交換が2017年より行われる見通しである。ケイマン諸島施行規則(以下「CRS規則」という。)において、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、報告対象法域に居住する受益権者又はその「管理者」が報告対象法域に居住する受益権者であって、CRS規則における限定的な適用除外の対象ではない者につき、年次報告を行うことを義務づけられている。

ケイマン諸島税務情報局のウェブサイト(www.tia.gov.ky)において、参加法域の一覧を閲覧することができる。報告対象法域の一覧は、ケイマン諸島税務情報局により今後公表される予定である。

受益権者への予想される影響

米国IGA、MCAA及び関連する国内法令(以下「AE01法令」と総称する。)を遵守するため、当ファンドは、受益権者から提供された機密情報を関連するケイマン諸島以外の国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)又はケイマン諸島税務情報局に開示することがあり、その機密情報は関連する海外財政当局に報告されることがある。さらに、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、受託会社が当ファンド及び各サブファンドのためにケイマン諸島税務情報局及び/又は関連する海外財政当局に開示を要求される可能性がある追加的情報及び/又は書類の提供を受益権者に対して何時でも要求することがある。

受益権者が要求された情報及び/又は書類を提供しない場合、当ファンドによる法令遵守違反又は当ファンドが源泉徴収税若しくはその他の責任を負うリスクに実際につながるか否かにかかわらず、当ファンドは、自由にあらゆる措置を講じ、及び/又は救済を求めることができる。かかる措置又は救済には、関係している受益権者が保有する受益証券の一部又は全部の強制償還を含む。受益権者が情報等を提供しないことにより当ファンドが何らかの費用若しくは源泉徴収税を負担し、又は受益権者に対して源泉徴収税を適用することが法律によって要求される範囲内において、当該額を当ファンドが受益権者に対して負う支払額と相殺し、また当該受益権者が保有する受益証券に対して当該金額を分配することができる。AE01法令を遵守するため当ファンドによって又は当ファンドを代表して行われた措置又は求められた救済によって発生した一切の損害又は負債に対し、当該措置又は救済の影響を受ける受益権者は、当ファンドに対する請求権を有しないものとする。

受益権者は、サブファンドの受益証券への投資に対する、AE01法令の適用の可能性及びこれらの想定される影響について、自らのアドバイザーに相談することが奨励される。

() 日本の課税上の取扱い

日本の投資家は、各受益証券の申込の時点において適用される有価証券税制を個別に確認されたい。本書の日付現在、日本の税法で定義されている、日本で公募される外国株式投資信託(いわゆる「公募外国株式投資信託」)に関する税制は、下記のとおりである。日本の投資家は、所得税法、法人税法、租税特別措置法及びその他の税法の変更により、課税率及び課税方法も変更の対象となることに留意すべきである。

(a) 個人受益権者に支払われる当ファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなる。

個人に支払われるファンドの分配金については、20% (所得税15%、住民税5%) の税率による源泉徴収が行われる。受益権者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできる。また、2016年1月1日以降に取得した有価証券に係る分配金については、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を利用した場合、一定の要件下で、毎年120万円の投資枠内での投資については5年間配当所得が非課税となる。

受益権者は、申告不要を選択した場合、20% (所得税15%、住民税5%) の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税又は申告分離課税を選択することになる。申告分離課税を選択した場合の税率は、20% (所得税15%、住民税5%) となる。

なお、申告分離課税を選択した場合(源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含む。)、その年分の上場株式等の譲渡損失又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除く。)を控除することができる。

但し、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日までは20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以降は20% (所得税15%、住民税5%) となる。

- (b) 法人(公共法人等を除く。)が分配金を受け取る場合は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われる。法人の益金不算入の適用は認められない。
- 但し、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日までは15.315%(所得税のみ)、2038年1月1日以降は15%(所得税のみ)となる。
- (c) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。
- 譲渡損益における申告分離課税での税率は20%(所得税15%、住民税5%)となり、申告分離課税の上場株式等の譲渡による所得及び上場株式等の配当所得等との損益通算が可能となる。
- また、2016年1月1日以降に取得した有価証券に係る譲渡所得については、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を利用した場合、一定の要件下で、毎年120万円の投資枠内での投資については5年間譲渡所得が非課税となる。
- 源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 但し、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となる。
- (d) 上記の分配金及び譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (e) 当ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(c)と同様の扱いとなる。

当ファンドは、日本で公募される株式投資信託(公募外国株式投資信託)として取扱われる。但し、当ファンドの受益権者が課税当局により異なる扱いを受ける可能性があることに留意すべきである。上記の課税上の取扱いは、税法又は課税当局の決定の変更によって影響を受けることがある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2018年3月31日現在)

グリーンA	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
	スーパーファンド・グリーン・ ゴールドSPCの株式(クラスA)	ケイマン諸島	214,960,484	97.86%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	4,691,800	2.14%
	純資産総額		219,652,284	100.00%
グリーンB	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
	スーパーファンド・グリーン・ ゴールドSPCの株式(クラスB)及び スーパーファンド・グリーンSPCの株式 (クラスB)	ケイマン諸島	624,942,747	99.27%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	4,563,126	0.73%
	純資産総額		629,505,873	100.00%
レッド	資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率
	スーパーファンド・レッドワンSPCの株 式(クラス・ジャパン)	ケイマン諸島	9,741,632.72	99.44%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	54,812.85	0.56%
	純資産総額		9,796,445.57	100.00%
ブルー	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
	スーパーファンド・ブルーSPCの株式 (クラスBジャパン)	ケイマン諸島	559,441,886	98.77%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	6,988,558	1.23%
	純資産総額		566,430,444	100.00%

(注) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報が無い。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年3月31日現在)

サブ ファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価)		金額(時価)		投資 比率
グリーンA	ケイマン 諸島	スーパーファンド・ グリーン・ゴールドSPC の株式(クラスA)	分別 ポート フォリオ 会社	233,048.01	233,048,013円		214,960,481円		100%
					単 価	1,000.0000円	単 価	922.3871円	
グリーンB	ケイマン 諸島	スーパーファンド・ グリーン・ゴールドSPC の株式(クラスB)及び スーパーファンド・グ リーンSPCの株式(クラ スB)	分別 ポート フォリオ 会社	628,967.02	677,477,768円		624,942,745円		100%
					単 価	1,077.1276円	単 価	993.6018円	
レッド	ケイマン 諸島	スーパーファンド・レ ッドワンSPCの株式(クラ ス・ジャパン)	分別 ポート フォリオ 会社	11,524.53	11,524,534米ドル		9,741,633米ドル		100%
					単 価	1,000.0003米ドル	単 価	845.2955米ドル	
ブルー	ケイマン 諸島	スーパーファンド・ブ ルーSPCの株式(クラス Bジャパン)	分別 ポート フォリオ 会社	171,241.15	587,816,771円		559,441,885円		100%
					単 価	3,432.6841円	単 価	3,266.9828円	

(注) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報が無い。

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

*サブファンド「グリーンA」及びサブファンド「グリーンB」の受益証券は、当初設立(2009年)以降2017年12月31日まで、約2ヵ月毎の申込期間に対応して異なるシリーズとして発行されたが、その後順次当初シリーズに統合された。

【純資産の推移】

(a) 純資産総額の推移

*下記表中の「サブファンドA 円建てクラス」は現在のサブファンド「グリーンA」ゴールド円・クラス、「サブファンドB 円建てクラス」は現在のサブファンド「グリーンB」ゴールド円・クラスである(以下同じ)。

サブファンドA円建てクラス										
	純資産総額(円)									
	当初シリーズ	第2シリーズ	第3シリーズ	第4～9シリーズ	第10シリーズ	第11～16シリーズ	第17シリーズ	第18～23シリーズ	第24シリーズ	第25～42シリーズ
2009年12月	143,646,498	73,366,832	42,396,228	-	-	-	-	-	-	-
2010年12月	415,269,498	-	-	-	7,431,750	-	-	-	-	-
2011年12月	370,570,070	-	-	-	-	-	9,629,711	-	-	-
2012年12月	412,725,035	-	-	-	-	-	-	-	3,973,957	-
2013年12月	348,844,103	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2014年12月	368,465,583	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2015年12月	295,904,022	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2016年12月	246,279,593	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2017年4月	255,825,864	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5月	256,920,827	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月	246,001,090	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7月	253,359,710	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8月	264,048,491	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	245,260,798	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	258,683,782	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11月	234,780,033	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12月	243,292,020	-	-	-	-	-	-	-	-	-

サブファンドB円建てクラス								
	純資産総額(円)							
	当初シリーズ	第2シリーズ	第3シリーズ	第4～9シリーズ	第10シリーズ	第11～16シリーズ	第17シリーズ	第18～42シリーズ
2009年12月	315,262,768	75,382,593	131,406,366	-	-	-	-	-
2010年12月	776,346,212	-	-	-	5,795,000	-	-	-
2011年12月	556,834,485	-	-	-	-	-	11,837,014	-
2012年12月	561,302,766	-	-	-	-	-	-	-
2013年12月	439,984,178	-	-	-	-	-	-	-
2014年12月	444,745,667	-	-	-	-	-	-	-
2015年12月	307,101,495	-	-	-	-	-	-	-
2016年12月	248,681,504	-	-	-	-	-	-	-
2017年4月	260,942,252	-	-	-	-	-	-	-
5月	262,391,963	-	-	-	-	-	-	-
6月	251,038,464	-	-	-	-	-	-	-
7月	262,372,076	-	-	-	-	-	-	-
8月	269,373,740	-	-	-	-	-	-	-
9月	262,686,721	-	-	-	-	-	-	-
10月	285,613,366	-	-	-	-	-	-	-

11月	283,310,033	-	-	-	-	-	-	-
12月	285,519,878	-	-	-	-	-	-	-

- (注1) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注2) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注3) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注4) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注5) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注6) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注7) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

	サブファンド 「グリーンA」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーンB」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンB」 (米ドル・クラ ス)	サブファンド 「グリーンB」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーンB」 (ゴールド 米ドル・クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年1月	247,611,227	143,741,894	374,508.08	497,038,422	109,083.90
2月	218,001,189	129,629,791	333,800.68	419,284,675	95,181.05
3月	219,654,264	154,440,786	337,871.42	428,580,685	97,319.95

	サブファンド 「レッド」 (円・クラス)	サブファンド 「レッド」 (米ドル・クラ ス)	サブファンド 「レッド」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「レッド」 (ゴールド 米ドル・クラス)	サブファンド 「レッド」 (シルバー 円・クラス)	サブファンド 「レッド」 (シルバー 米ドル・クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年1月	207,061,531	208,019.74	209,638,865	436,023.95	157,915,611	5,911,928.90
2月	166,639,255	176,348.76	169,850,206	361,544.18	122,788,502	4,705,559.22
3月	171,580,688	182,005.91	174,543,552	374,013.14	124,852,991	4,815,229.19

	サブファンド 「ブルー」 (円ヘッジ有・ クラス)	サブファンド 「ブルー」 (ゴールド円・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (円)
2018年1月	178,353,556	428,872,546
2月	171,972,584	405,978,836
3月	167,304,412	399,113,354

- (注1) サブファンド「レッド」及び「ブルー」は、新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月以前の情報が無い。
(注2) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報が無い。

(b) 1口当たりの純資産額の推移

サブファンドA円建てクラス										
1口当たりの純資産額(円)										
	当初シリーズ	第2シリーズ	第3シリーズ	第4～9シリーズ	第10シリーズ	第11～16シリーズ	第17シリーズ	第18～23シリーズ	第24シリーズ	第25～42シリーズ
2009年12月	106.02	99.44	90.94	-	-	-	-	-	-	-
2010年12月	122.51	-	-	-	110.10	-	-	-	-	-
2011年12月	102.34	-	-	-	-	-	83.23	-	-	-
2012年12月	107.11	-	-	-	-	-	-	-	105.41	-
2013年12月	95.83	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2014年12月	111.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2015年12月	93.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2016年12月	79.42	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2017年4月	84.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5月	84.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月	81.57	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7月	84.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8月	87.80	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	86.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	91.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11月	90.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12月	94.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-

サブファンドB円建てクラス								
1口当たりの純資産額(円)								
	当初シリーズ	第2シリーズ	第3シリーズ	第4～9シリーズ	第10シリーズ	第11～16シリーズ	第17シリーズ	第18～42シリーズ
2009年12月	109.84	97.13	87.29	-	-	-	-	-
2010年12月	130.26	-	-	-	115.90	-	-	-
2011年12月	100.49	-	-	-	-	-	81.41	-
2012年12月	101.21	-	-	-	-	-	-	-
2013年12月	94.88	-	-	-	-	-	-	-
2014年12月	116.80	-	-	-	-	-	-	-
2015年12月	98.67	-	-	-	-	-	-	-
2016年12月	80.10	-	-	-	-	-	-	-
2017年4月	86.42	-	-	-	-	-	-	-
5月	87.36	-	-	-	-	-	-	-
6月	83.58	-	-	-	-	-	-	-
7月	87.58	-	-	-	-	-	-	-
8月	92.43	-	-	-	-	-	-	-
9月	90.68	-	-	-	-	-	-	-
10月	99.20	-	-	-	-	-	-	-
11月	98.40	-	-	-	-	-	-	-
12月	103.35	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 1口当たりの純資産額は、小数点以下第2位まで計算されている。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

	サブファンド 「グリーンA」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーンB」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンB」 (米ドル・クラ ス)	サブファンド 「グリーンB」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーンB」 (ゴールド 米ドル・クラス)
	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(米ドル)	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(米ドル)
2018年1月	96.08	83.20	0.92	107.19	1.02
2月	84.92	73.85	0.82	91.48	0.89
3月	85.86	75.12	0.83	93.32	0.91

	サブファンド 「レッド」 (円・クラス)	サブファンド 「レッド」 (米ドル・クラ ス)	サブファンド 「レッド」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「レッド」 (ゴールド 米ドル・クラス)	サブファンド 「レッド」 (シルバー 円・クラス)	サブファンド 「レッド」 (シルバー 米ドル・クラス)
	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(米ドル)	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(米ドル)	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(米ドル)
2018年1月	102.5736	0.9156	87.7594	0.7833	64.6289	0.5768
2月	84.9580	0.7762	71.1030	0.6495	50.2527	0.4591
3月	87.4773	0.8011	73.3749	0.6719	51.3076	0.4698

	サブファンド 「ブルー」 (円ヘッジ有・ クラス)	サブファンド 「ブルー」 (ゴールド円・ クラス)
	1口当たりの純資 産額(円)	1口当たりの純資 産額(円)
2018年1月	74.14	92.87
2月	73.63	88.70
3月	72.25	87.20

(注1) サブファンド「レッド」及び「ブルー」は、新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月以前の情報が無い。

(注2) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報が無い。

【分配の推移】

該当なし

【収益率の推移】

サブファンドA 円建てクラス

	自2009年 8月3日 至2009年 12月31日	自2010年 1月1日 至2010年 12月31日	自2011年 1月1日 至2011年 12月31日	自2012年 1月1日 至2012年 12月31日	自2013年 1月1日 至2013年 12月31日	自2014年 1月1日 至2014年 12月31日	自2015年 1月1日 至2015年 12月31日	自2016年 1月1日 至2016年 12月31日	自2017年 1月1日 至2017年 12月31日
当初シリーズ	6.02%	15.55%	-16.46%	4.66%	-10.53%	16.13%	-16.00%	-15.04%	18.42%
第2シリーズ	-0.56%	4.96%	-	-	-	-	-	-	-
第3シリーズ	-9.06%	4.96%	-	-	-	-	-	-	-
第4シリーズ	-	22.55%	-	-	-	-	-	-	-
第5シリーズ	-	0.76%	-	-	-	-	-	-	-
第6シリーズ	-	12.01%	-	-	-	-	-	-	-
第7シリーズ	-	11.25%	-	-	-	-	-	-	-
第8シリーズ	-	22.67%	-	-	-	-	-	-	-
第9シリーズ	-	8.87%	-	-	-	-	-	-	-
第10シリーズ	-	10.10%	-1.86%	-	-	-	-	-	-
第11シリーズ	-	-	7.84%	-	-	-	-	-	-
第12シリーズ	-	-	-3.89%	-	-	-	-	-	-
第13シリーズ	-	-	-7.39%	-	-	-	-	-	-
第14シリーズ	-	-	-1.72%	-	-	-	-	-	-
第15シリーズ	-	-	-9.55%	-	-	-	-	-	-
第16シリーズ	-	-	-6.23%	-	-	-	-	-	-
第17シリーズ	-	-	-16.77%	-3.03%	-	-	-	-	-
第18シリーズ	-	-	-	-11.48%	-	-	-	-	-
第19シリーズ	-	-	-	-9.53%	-	-	-	-	-
第20シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第21シリーズ	-	-	-	-5.16%	-	-	-	-	-
第22シリーズ	-	-	-	-5.22%	-	-	-	-	-
第23シリーズ	-	-	-	-8.65%	-	-	-	-	-
第24シリーズ	-	-	-	5.41%	-10.81%	-	-	-	-
第25シリーズ	-	-	-	-	-17.83%	-	-	-	-
第26シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第27シリーズ	-	-	-	-	-14.76%	-	-	-	-
第28シリーズ	-	-	-	-	2.36%	-	-	-	-
第29シリーズ	-	-	-	-	-3.21%	-	-	-	-
第30～32シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第33シリーズ	-	-	-	-	-	16.07%	-	-	-
第34シリーズ	-	-	-	-	-	21.55%	-	-	-
第35・36シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第37シリーズ	-	-	-	-	-	10.60%	-	-	-
第38シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第39シリーズ	-	-	-	-	-	-	-18.35%	-	-
第40・41シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第42シリーズ	-	-	-	-	-	-	-6.7%	-	-

サブファンドB 円建てクラス

	自2009年 8月3日 至2009年 12月31日	自2010年 1月1日 至2010年 12月31日	自2011年 1月1日 至2011年 12月31日	自2012年 1月1日 至2012年 12月31日	自2013年 1月1日 至2013年 12月31日	自2014年 1月1日 至2014年 12月31日	自2015年 1月1日 至2015年 12月31日	自2016年 1月1日 至2016年 12月31日	自2017年 1月1日 至2017年 12月31日
当初シリーズ	9.84%	18.59%	- 22.85%	0.72%	- 6.25%	23.10%	- 15.52%	- 18.82%	29.03%
第2シリーズ	- 2.87%	2.33%	-	-	-	-	-	-	-
第3シリーズ	- 12.71%	2.33%	-	-	-	-	-	-	-
第4シリーズ	-	26.75%	-	-	-	-	-	-	-
第5シリーズ	-	- 3.21%	-	-	-	-	-	-	-
第6シリーズ	-	18.09%	-	-	-	-	-	-	-
第7シリーズ	-	16.36%	-	-	-	-	-	-	-
第8シリーズ	-	28.84%	-	-	-	-	-	-	-
第9シリーズ	-	9.53%	-	-	-	-	-	-	-
第10シリーズ	-	15.90%	- 8.67%	-	-	-	-	-	-
第11シリーズ	-	-	2.20%	-	-	-	-	-	-
第12シリーズ	-	-	- 11.47%	-	-	-	-	-	-
第13シリーズ	-	-	- 13.86%	-	-	-	-	-	-
第14シリーズ	-	-	- 7.54%	-	-	-	-	-	-
第15シリーズ	-	-	- 17.26%	-	-	-	-	-	-
第16シリーズ	-	-	- 13.30%	-	-	-	-	-	-
第17シリーズ	-	-	- 18.59%	- 9.42%	-	-	-	-	-
第18シリーズ	-	-	-	- 17.37%	-	-	-	-	-
第19シリーズ	-	-	-	- 13.13%	-	-	-	-	-
第20シリーズ	-	-	-	- 16.57%	-	-	-	-	-
第21シリーズ	-	-	-	- 10.00%	-	-	-	-	-
第22シリーズ	-	-	-	- 11.16%	-	-	-	-	-
第23シリーズ	-	-	-	- 12.48%	-	-	-	-	-
第24シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第25シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第26シリーズ	-	-	-	-	- 18.30%	-	-	-	-
第27シリーズ	-	-	-	-	- 16.37%	-	-	-	-
第28シリーズ	-	-	-	-	1.97%	-	-	-	-
第29シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第30シリーズ	-	-	-	-	2.41%	-	-	-	-
第31～38シリーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第39シリーズ	-	-	-	-	-	-	- 18.45%	-	-
第40シリーズ	-	-	-	-	-	-	- 17.34%	-	-
第41シリーズ	-	-	-	-	-	-	- 17.06%	-	-
第42シリーズ	-	-	-	-	-	-	- 3.88%	-	-

(注1) 各シリーズの収益率の推移は、各運用開始日からの収益率の推移を表わしている。各シリーズの運用開始日はそれぞれ以下のとおりである。

シリーズ	当初シリーズ	第2シリーズ	第3シリーズ	第4シリーズ	第5シリーズ
運用開始日	2009年8月3日	2009年10月1日	2009年12月1日	2010年2月1日	2010年4月1日
シリーズ	第6シリーズ	第7シリーズ	第8シリーズ	第9シリーズ	第10シリーズ
運用開始日	2010年6月1日	2010年7月1日	2010年8月1日	2010年10月1日	2010年12月1日
シリーズ	第11シリーズ	第12シリーズ	第13シリーズ	第14シリーズ	第15シリーズ
運用開始日	2011年2月1日	2011年4月1日	2011年6月1日	2011年7月1日	2011年8月1日
シリーズ	第16シリーズ	第17シリーズ	第18シリーズ	第19シリーズ	第20シリーズ
運用開始日	2011年10月1日	2011年12月1日	2012年2月1日	2012年4月1日	2012年6月1日
シリーズ	第21シリーズ	第22シリーズ	第23シリーズ	第24シリーズ	第25シリーズ
運用開始日	2012年7月1日	2012年8月1日	2012年10月1日	2012年12月1日	2013年2月1日
シリーズ	第26シリーズ	第27シリーズ	第28シリーズ	第29シリーズ	第30シリーズ
運用開始日	2013年4月1日	2013年6月1日	2013年7月1日	2013年8月1日	2013年10月1日
シリーズ	第31シリーズ	第32シリーズ	第33シリーズ	第34シリーズ	第35シリーズ
運用開始日	2013年12月1日	2014年2月1日	2014年4月1日	2014年6月1日	2014年7月1日
シリーズ	第36シリーズ	第37シリーズ	第38シリーズ	第39シリーズ	第40シリーズ
運用開始日	2014年8月1日	2014年10月1日	2014年12月1日	2015年2月1日	2015年4月1日
シリーズ	第41シリーズ	第42シリーズ			
運用開始日	2015年6月1日	2015年7月1日			

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(注9) サブファンド「レッド」及び「ブルー」は、新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月31日以前の情報が無い。

(注10) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報が無い。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

(自2009年8月3日至2009年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	1,354,900 (1,354,900)	- (-)	1,354,900 (1,354,900)
	第2シリーズ	737,800 (737,800)	- (-)	737,800 (737,800)
	第3シリーズ	466,200 (466,200)	- (-)	466,200 (466,200)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	2,870,200 (2,870,200)	- (-)	2,870,200 (2,870,200)
	第2シリーズ	776,100 (776,100)	- (-)	776,100 (776,100)
	第3シリーズ	1,505,400 (1,505,400)	- (-)	1,505,400 (1,505,400)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(自2010年1月1日至2010年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	2,104,778.38 (2,104,778.38)	70,000 (70,000)	3,389,678.38 (3,389,678.38)
	第2シリーズ	- (-)	737,800 (737,800)	- (-)
	第3シリーズ	- (-)	466,200 (466,200)	- (-)
	第4シリーズ	582,700 (582,700)	582,700 (582,700)	- (-)
	第5シリーズ	171,000 (171,000)	171,000 (171,000)	- (-)
	第6シリーズ	275,000 (275,000)	275,000 (275,000)	- (-)
	第7シリーズ	75,000 (75,000)	75,000 (75,000)	- (-)
	第8シリーズ	30,000 (30,000)	30,000 (30,000)	- (-)
	第9シリーズ	57,000 (57,000)	57,000 (57,000)	- (-)
	第10シリーズ	67,500 (67,500)	- (-)	67,500 (67,500)

サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	3,469,673.99 (3,469,673.99)	379,900 (379,900)	5,959,973.99 (5,959,973.99)
	第2シリーズ	- (-)	776,100 (776,100)	- (-)
	第3シリーズ	- (-)	1,505,400 (1,505,400)	- (-)
	第4シリーズ	544,000 (544,000)	544,000 (544,000)	- (-)
	第5シリーズ	390,000 (390,000)	390,000 (390,000)	- (-)
	第6シリーズ	485,500 (485,500)	485,500 (485,500)	- (-)
	第7シリーズ	240,000 (240,000)	240,000 (240,000)	- (-)
	第8シリーズ	30,000 (30,000)	30,000 (30,000)	- (-)
	第9シリーズ	60,000 (60,000)	60,000 (60,000)	- (-)
	第10シリーズ	50,000 (50,000)	- (-)	50,000 (50,000)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(自2011年1月1日至2011年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	925,540 (925,540)	694,248.38 (694,248.38)	3,620,970 (3,620,970)
	第2～9シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第10シリーズ	- (-)	67,500 (67,500)	- (-)
	第11シリーズ	117,100 (117,100)	117,100 (117,100)	- (-)
	第12シリーズ	155,000 (155,000)	155,000 (155,000)	- (-)
	第13シリーズ	255,000 (255,000)	255,000 (255,000)	- (-)
	第14シリーズ	140,000 (140,000)	140,000 (140,000)	- (-)
	第15シリーズ	67,500 (67,500)	67,500 (67,500)	- (-)
	第16シリーズ	365,000 (365,000)	365,000 (365,000)	- (-)
	第17シリーズ	115,700 (115,700)	- (-)	115,700 (115,700)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	1,998,617.01 (1,998,617.01)	2,417,398 (2,417,398)	5,541,193 (5,541,193)
	第2～9シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第10シリーズ	- (-)	50,000 (50,000)	- (-)
	第11シリーズ	100,000 (100,000)	100,000 (100,000)	- (-)
	第12シリーズ	628,000 (628,000)	628,000 (628,000)	- (-)
	第13シリーズ	969,500 (969,500)	969,500 (969,500)	- (-)
	第14シリーズ	356,000 (356,000)	356,000 (356,000)	- (-)
	第15シリーズ	378,800 (378,800)	378,800 (378,800)	- (-)
	第16シリーズ	335,200 (335,200)	335,200 (335,200)	- (-)
	第17シリーズ	145,400 (145,400)	- (-)	145,400 (145,400)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(自2012年1月1日至2012年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	380,708 (380,708)	148,396 (148,396)	3,853,282 (3,853,282)
	第2~16シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第17シリーズ	- (-)	115,700 (115,700)	- (-)
	第18シリーズ	30,000 (30,000)	30,000 (30,000)	- (-)
	第19シリーズ	110,000 (110,000)	110,000 (110,000)	- (-)
	第20シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第21シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	- (-)
	第22シリーズ	55,000 (55,000)	55,000 (55,000)	- (-)
	第23シリーズ	195,000 (195,000)	195,000 (195,000)	- (-)
	第24シリーズ	37,700 (37,700)	- (-)	37,700 (37,700)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	661,738 (661,738)	657,009 (657,009)	5,545,922 (5,545,922)
	第2~16シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第17シリーズ	- (-)	145,400 (145,400)	- (-)
	第18シリーズ	198,000 (198,000)	198,000 (198,000)	- (-)
	第19シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	- (-)
	第20シリーズ	22,000 (22,000)	22,000 (22,000)	- (-)
	第21シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	- (-)
	第22シリーズ	330,000 (330,000)	330,000 (330,000)	- (-)
	第23シリーズ	60,000 (60,000)	60,000 (60,000)	- (-)
	第24シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(自2013年1月1日至2013年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	70,611 (70,611)	283,654 (283,654)	3,640,239 (3,640,239)
	第2~23シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第24シリーズ	- (-)	37,700 (37,700)	- (-)
	第25シリーズ	5,000 (5,000)	5,000 (5,000)	- (-)
	第26シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第27シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	- (-)
	第28シリーズ	14,200 (14,200)	14,200 (14,200)	- (-)
	第29シリーズ	5,000 (5,000)	5,000 (5,000)	- (-)
	第30シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第31シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	392,677 (392,677)	1,301,329 (1,301,329)	4,637,270 (4,637,270)
	第2~25シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第26シリーズ	260,000 (260,000)	260,000 (260,000)	- (-)
	第27シリーズ	20,000 (20,000)	20,000 (20,000)	- (-)
	第28シリーズ	125,600 (125,600)	125,600 (125,600)	- (-)
	第29シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第30シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	- (-)
	第31シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(自2014年1月1日至2014年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	15,543 (15,543)	344,922 (344,922)	3,310,860 (3,310,860)
	第2~32シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第33シリーズ	5,000 (5,000)	5,000 (5,000)	- (-)
	第34シリーズ	5,000 (5,000)	5,000 (5,000)	- (-)
	第35シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第36シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第37シリーズ	5,000 (5,000)	5,000 (5,000)	- (-)
	第38シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	- (-)	755,102 (755,102)	3,807,754 (3,807,754)
	第2~38シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(自2015年1月1日至2015年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	18,197 (18,197)	163,631 (163,631)	3,165,426 (3,165,426)
	第2~38シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第39シリーズ	5,000 (5,000)	5,000 (5,000)	- (-)
	第40シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第41シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第42シリーズ	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	- (-)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	159,934 (159,934)	855,278 (855,278)	3,112,410 (3,112,410)
	第2~38シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
	第39シリーズ	139,000 (139,000)	139,000 (139,000)	- (-)
	第40シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	- (-)
	第41シリーズ	11,500 (11,500)	11,500 (11,500)	- (-)
	第42シリーズ	40,000 (40,000)	40,000 (40,000)	- (-)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第46シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(自2016年1月1日至2016年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	- (-)	64,449 (64,449)	3,100,977 (3,100,977)
	第2～42シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	- (-)	7,772 (7,772)	3,104,638 (3,104,638)
	第2～42シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第53シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(自2017年1月1日至2017年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドA (円建てクラス)	当初シリーズ	- (-)	514,140 (514,140)	2,586,837 (2,586,837)
	第2～42シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	- (-)	341,988 (341,988)	2,762,650 (2,762,650)
	第2～42シリーズ	- (-)	- (-)	- (-)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(注9) サブファンド「レッド」及び「ブルー」は、新設ファンドとして2018年1月に運用が開始されたため、2017年12月末時点では実績がない。

(注10) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報がない。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込(販売)期間

2018年7月1日から2019年6月30日まで。

(2) 受益証券の価格

サブファンド	クラス	
グリーンA	ゴールド円・クラス	1口100円
	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンB	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンC	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
レッド	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
	シルバー円・クラス	1口100円
	シルバー米ドル・クラス	1口1米ドル
ブルー	円ヘッジ有・クラス	1口100円
	ゴールド円・クラス	1口100円

(注1) 各発行日(以下に定義する。)に発行された各クラスの受益証券は、当該発行日に係る評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、受益証券の申込希望者(以下「申込者」という。)に発行された受益証券数が調整される。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各発行日に係る評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることになる。

(注2) 「発行日」とは、申込及び申込金の支払の直後に到来する評価日を意味する。但し、受益証券の発行及び登録は、該当する評価日(以下「申込金受領期日」という。)の午後3時(東京時間)頃、受益証券の申込金の全額の支払いが確認されたときに法的に有効となる。

(3) 最小申込単位

サブファンド	クラス	最小申込単位
グリーンA	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンB	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンC	円・クラス	100,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	100,000口以上、100口単位
レッド	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー円・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
ブルー	円ヘッジ有・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位

(注) 月の最終ファンド営業日にあたる評価日では、最小申込単位は、(サブファンド「グリーンC」を除き)各クラスとも1,000口以上、100口単位である。

(4) 申込手数料

各申込に適用する申込手数料は、当該申込についての申込金額に上限5.40%(税抜5%)の申込料率を乗じた額とする。

(5) 申込手続

投資家は、申込期間において特定のシリーズの受益証券を購入するにあたり、該当する評価日より1ファンド営業日前の日(以下「投資家支払日」という。)までに申込金を支払うものとする。投資家支払日において、販売会社は、当該申込期間において当ファンドに申込みされた受益証券の確定数及び、かかる受益証券に投資家が支払った金額の合計を管理会社及び事務管理会社に知らせるものとする。

投資家支払日(ケイマン諸島時間)において、管理会社は、販売会社から通知された受益証券の数に対応する受益証券を発行し、事務管理会社は、販売会社の名前をかかる受益証券の保有者として受益権者名簿に登録するものとする。但し、かかる受益証券の発行及び登録は、申込金受領期日の午後3時(東京時間)頃、かかる申込金の全額の支払いが事務管理会社により、当ファンドに代わって確認されたときに法的に有効となる。同時に、事務管理会社は受益証券の発行及び登録の事実を販売会社に書面により通知するものとする。

販売会社は、申込金受領期日の午後3時(東京時間)までに、投資家によって支払われた資金を事務管理会社に送金し、販売会社のそれぞれの顧客口座に当該受益証券の数を貸方記入する。事務管理会社が当ファンドにかわって申込金全額を受領を確認した上で、受益証券の発行及びかかる受益証券の名目上の保有者の登録が、申込金受領期日の午後3時(東京時間)頃に法的に有効となる。各受益証券は、

当ファンドの資産の不可分の権利を表す。当ファンドの資産は、当ファンドがマスターファンドの株式を買い付けるまでは、販売会社が支払った現金から構成される。

上記手続に従ってなされる申込は、申込金の受領が当ファンドによって確認されたことをもって有効となる。マスターファンドは、申込が当ファンドによって受け付けられた場合でも申込を拒否する裁量をもち、したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンドに対する当ファンドの持分につき強制買戻しされた場合の金員は、当該申込者に対し利息なしに払い戻される。

2【買戻し手続等】

(1) 買戻しの方法

受益権者は、当ファンドの販売会社又は販売取次会社に対して買戻日(以下に定義する。)の「1ファンド営業日+1本邦営業日」前に通知することで、各買戻日に保有する受益証券のすべて又は一部の買戻しを請求することができる。かかる買戻しは、当該買戻日に決定された受益証券1口当たりの純資産額から買戻し手数料(以下に定義する。)を差し引いた額で行われるものとする。受益証券の「買戻日」は、各暦月の最終評価日(各暦月の最後のファンド営業日)及び管理会社が買戻日として定めるその他の日である。

受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」という。)が、当ファンドにより、受益権者に対して、管理会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。同様に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又はマスターファンドの取締役による強制償還が行われた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドの当該サブファンドによって課される場合がある。かかる償還手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して(マスターファンドの投資顧問会社としての資格において)支払われる。

本書に記載される一定の条件に従い、当ファンドは、当該サブファンドのために当該サブファンドに代わり、買戻実行日以降、事務管理会社が取引計算書及び適用される買戻価格を販売会社に送付した日から2本邦営業日以内に買戻金を送金する。日本における買戻しの約定日は、販売会社が受託会社から取引計算書及び適用される買戻価格を同日の正午(東京時間)までに受領し、確認した日である。買戻金は、販売会社又は販売取次会社が約定日(同日を含む。)から4本邦営業日以内に受益権者に支払う。支払日が確定した場合、事務管理会社は取引計算書を販売会社に送付した後、買戻金を送金する。なお、買戻日から実際の支払日までの間については、利息は付されない。

マスターファンドによる償還につき、アンダーライニング・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

(2) 買戻額

受益権者は、管理会社による単独の裁量で承諾されない限り、当該買戻請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券数が、各クラスについて初回申込の最小申込口数未満になるような場合には、部分的な買戻請求を行うことはできない。

受益権者は、いずれの買戻日においても、買戻日の1ファンド営業日前までに通知(以下「買戻通知」という。)することにより、当該受益権者の保有する受益証券の全部の買戻し又は本書に記載の投資最低額の規制に従った一部の買戻しにつき、販売会社を通じて管理会社及び事務管理会社に対して請求することができる。かかる買戻通知はいずれも、受託会社の書面による事前の承認がある場合を除き、取り消すことができない。

各クラスの受益証券の買戻価格(以下「買戻価格」という。)は、各買戻日のいずれにおいても当該買戻日に係る評価日の受益証券1口当たりの純資産価額とする。

本書に記載される一定の条件に従い、当事務管理会社は、当該ファンドのために当該ファンドに代わり、買戻日以降、取引計算書及び適用される買戻価格を事前に販売会社に送付した翌々本邦営業日(2本邦営業日目)以内に買戻代金を送金する。日本における買戻しの約定日(「国内約定日」)は、販売会社が事務管理会社から取引計算書及び買戻代金を同日の正午(東京時間)までに受領し、確認した日である。買戻し金は、販売会社又は販売取次会社が買戻金支払期日までに受益権者に支払う。上述の手続、及び最低保有額(又は最低保有口数)に関する規定は、将来変更される可能性がある。

(注)買戻請求の手続及び買戻し代金の支払等に関する詳細については、販売会社又は販売取次会社に問い合わせされたい。

なお、管理会社は、受益権者の保有する受益証券を当該ファンドが買い戻すために、将来発生しうる債務(訴訟費用その他の費用を含む。)のための準備金を設けたり、償還された受益証券について、上記のとおり支払われる額から一定額を留保したりする必要があると判断する場合がある。かかる準備金は、例えば、受益権者が保有する受益証券の販売、買戻し又はその他の取引に関して当該ファンドが訴訟の対象となった場合に設置することがある。管理会社はまた、当該ファンド又は受益権者の利益を保全するのに最良の方法であると確信する場合は、買戻し返戻金の支払いを遅らせる権利を留保する。

(注)受益証券は、各買戻日において消却されることとなるが、買戻金は支払いが完了するまで、当該ファンド中に利息を付さずに保持されることになる。

(3) 管理会社が買戻しを制限する権利

管理会社は、全受益権者の利益を保護するため、1以上のクラスにおける買戻可能受益証券総数、又は特定の買戻日に買い戻される可能性のあるサブファンドに関する各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、発行済の当該クラスの各受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数まで制限することができる。かかる制限が行われた場合、通常、当該買戻請求が販売会社に受領された順に、買戻しが有効となる。また、販売会社の裁量により、該当するクラスの受益権者の受益証券保有割合に応じて按分比例により買戻制限を適用することもできるものとする。特定の買戻日に、管理会社による買戻制限を理由として買戻請求が受け付けられなかった受益証券は、次回の当該クラスの受益証券の買戻日に買い戻されるものとするが、20%制限は引き続き適用されるものとする。買戻請求がこうして繰り延べられた場合、管理会社は販売会社に対して、当該買戻日から7日以内に、当該受益証券の買戻しとなされなかったこと及び当該受益証券は次回の該当するクラスの買戻日に買い戻されるが、20%の買戻制限の適用を引き続き受ける旨の通知を行う。販売会社及び販売取次会社は、当該受益権者に通知を回送するものとする。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 資産の評価

純資産価額及び受益証券1口当たりの純資産額の計算は、事務管理会社により行われる。

サブファンドの純資産価額とは、サブファンドの受益証券の各クラスに帰属せしめられるサブファンドの資産を公正な市場価格で評価したものをいい、既発生かつ未払の費用及び特定の状況のための留保金を含む一切の負債を差し引いて評価される。「受益証券1口当たりの純資産額」とは、当該受益証券がその一部を形成する、受益証券の各クラスに適正に帰属せしめられるサブファンドの純資産価額を、発行済未償還の各クラスの受益証券数で除したものをいう。受益証券1口当たりの純資産額は、円建てのクラス及び米ドル建てのクラスに関しては、サブファンド「レッド」においては小数点第4位まで、サブファンド「グリーンA」、「グリーンB」、「グリーンC」及びサブファンド「ブルー」においては小数点第2位まで計算する。純資産価額の計算結果は、代行協会員によってJSDAに

毎月報告され、受益権者に開示される。費用、手数料及びその他の負債は、実行可能な限り、米国の一般会計原則に従って処理されるものとする。

各サブファンドの資産の評価において、市場の相場が容易に入手可能である上場株式については、その購入価格にかかわらず、決定する日の最終の売値で評価されるものとする。かかる売値が付かなかった上場有価証券及び非上場株式は、現在の取引値、又はブルームバーグ(取得可能な場合)での現在の気配値(もしあれば)における売り注文及び買い注文の仲値で決定される。60日以下の償還期限の短期投資は、経過利息を加えた償却原価で評価される。市場の相場が容易に入手可能であるその他の証券は、時価で評価される。その他の証券及び資産は、マスターファンド投資顧問会社により誠実に決定された公正な価格で評価される。サブファンドが投資会社へ投資し、当該投資会社の現在の純資産価額の計算値が入手できない場合、マスターファンド投資顧問会社は、かかる投資会社により提供される計算日現在において直近の純資産価額の見積額を決定し、かかる見積額を、当該サブファンドの純資産価額の決定に用いるものとする。アンダーライング・マスターファンドの取締役会、マスターファンドの取締役会、マスターファンド投資顧問会社、管理会社及び事務管理会社は、サブファンドが資産を投資している投資会社のマネージャーにより提供された、純資産価額の見積額等の評価に依拠することができる。

サブファンドの純資産価額を決定することができない又は上記の手続に従ってサブファンドの純資産価額を決定することが実行不可能若しくは不適切である場合、純資産価額はアンダーライング・マスターファンドの取締役会が規定する方法で誠実に決定された公正な評価額によるものとする。アンダーライング・マスターファンドの取締役会、マスターファンドの取締役会、管理会社、受託会社、事務管理会社又はマスターファンド投資顧問会社は、その下した決定又はその他の作為若しくは不作為につき、意図的な不正行為、悪意又は過失によらないものについては、一切責任を負わない。

(注)直近に計算された純資産価額は、代行協会員により、毎月10日又は10日が本邦営業日でない場合にはその直後の本邦営業日に、JSDAIに報告される。

() 評価及び取引の停止

受託会社は、下記の期間中、純資産価額の計算及びサブファンドの受益証券の買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブファンドの投資について相場が決定される証券取引所又は商品取引所が通常の休業日又は週末以外で閉鎖されている期間及び取引が制限又は停止されている期間
 - (b) 関連するサブファンドによる投資対象の処分が、合理的に実行不可能である又は買戻しをしていないサブファンドの受益権者を害する可能性があるとして受託会社が考える事象が発生している期間
 - (c) 関連するサブファンドの投資対象の価格若しくは価値又は前述した証券取引所若しくは商品取引所における時価につき、これらの決定に通常用いられる通信手段に支障が生じている期間
 - (d) 資金の移動又は投資対象の取得に伴う換金を通常の為替レートで行うことができないと受託会社が判断する期間
 - (e) マスターファンド又はアンダーライング・マスターファンドが純資産額の計算及び当ファンド若しくはマスターファンド(場合により)が投資している株式の買戻しの制限を宣言した期間
- 受託会社が停止を宣言した場合、受託会社は宣言後可及的速やかにその停止の旨を事務管理会社及び販売会社に通知するものとする。それを受けて販売会社は、受益証券の実質的所有者及び受益証券の買戻しの申込停止により影響を受ける一切の者に対して、停止が宣言された旨の通知を行うものとする。停止期間中に受益証券は買い戻されず、また買戻代金は支払われない。

(2) 【保管】

受益証券の所有権について、証書は発行されない。事務管理会社は、受益証券の申込及び買戻しについてのすべての記録を維持するものとする。

(3)【信託期間】

信託証書に従って関連する当事者により終了された場合を除き、当ファンドは、信託証書の日付より150年後の日に終了するものとする。

(4)【計算期間】

当ファンドの最初の計算期間は2009年12月31日に終了し、以降の計算期間は、毎年12月31日に終了する。

(5)【その他】

() 報告

当ファンドの各シリーズの純資産価額は、事務管理会社によって毎月計算され、代行協会員によってJSDAに報告され、受益権者に開示される。なお、販売会社は、法令に従って、取引残高報告書及び年次運用報告書を受益権者に交付する。当ファンドの監査済財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、BDOケイマンリミテッドにより作成される。

() 強制買戻し

当ファンドは、当該サブファンドが下記について決定した場合又は下記のとおりとする理由が存すると判断した場合、10日を下回らない事前の書面による通知の上で、販売会社に対して、当ファンドが保有する当該サブファンドの受益証券のすべて又は一部を買い戻すよう請求する権利を留保する。

(a) 信託証書に反して当該サブファンドの受益証券の一部を移転した又は移転を試みた場合

(b) 当該受益証券の所有により、当ファンド又はサブファンドが、米国若しくはその他該当する法域の有価証券若しくは商品に関する法又は当ファンド若しくはサブファンドに適用のある自主規制機関の規則に違反する場合、又はそれに基づきサブファンドの受益証券の登録が必要となり又は当ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社がさらなる規制に服することとなる場合

(c) 受益証券の継続的な所有が、当ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社の事業若しくは世評に悪影響を及ぼす等有害である場合、又は当ファンド、サブファンド若しくはその他の受益権者に過度のリスク若しくは不利な税効果若しくは会計上の効果をもたらす可能性のある場合

(d) 受益証券の取得に関する表明及び保証のいずれかが、行われた時点において事実と反する場合、又は重要な点において事実と反することとなった場合

(e) 受益証券の部分的な償還により、その発行済償還対象受益証券の属するサブファンドについて必要とされる最小投資単位に満たない純資産価額総額のみ保有することとなる場合

さらに、当ファンドは、サブファンドの資産の一部の投資を効果的に実行できないと判断した場合、当該サブファンドの受益証券の強制買戻しを請求する権利を有する。かかる状況の下で、サブファンドは、販売会社の名義で、適当と認められる方法により受益証券を償還する権利を有し、かかる権利は撤回されないものとする。

強制買戻しにおいて、買戻価格は、買戻し手数料を差し引いた、買戻日の営業終了時の当該サブファンドの受益証券1口当たりの純資産額をいう。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。

強制買戻しが行われた場合、販売会社は、買戻価格を利息の支払いなく受領する権利を除き、買戻価格が計算される日の営業終了時間後に買い戻される受益証券に関する権利を有しない。

() 主要契約等の更改等に関する手続及び変更した場合の開示

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対し3ヶ月前に書面で通知することにより本契約を終了することができる。上記にかかわらず、管理会社又は販売会社は、受益証券販売・買戻契約に規定されるその他の状況においても終了することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、他方当事者に対し3ヶ月前に書面で通知することにより本契約を終了することができる。上記にかかわらず、管理会社又は代行協会員は、代行協会員契約に規定されるその他の状況においても終了することができる。

代行協会員及び/又は販売会社は、管理会社と引き続き協議の上、新たなサブファンドの設立その他、当ファンドに影響を与える契約等のすべての重要な変更について、受益権者に対して適切に開示する。

() ファンドの終了

(a) 受託会社による終了

受託会社は、以下のいずれかの事由の場合に、当ファンド又はいずれかのサブファンドを終了させることができる。

- () 当ファンドの運用を違法と定める法律が成立し、又は受託会社が当ファンドを継続させるのは実行不可能又は得策ではないと合理的に判断する場合。但し、管理会社及び販売会社は、受託会社から後任の受託会社を任命する事前の機会を与えられる。
- () 信託証書の定めるところにより管理会社が解任され、かかる解任から30日以内に、後任の管理会社が任命されていない場合。
- () 販売会社の破産その他信託証書に記載された事由に基づき、管理会社又は受託会社により販売会社が解任されてから30日以内に、後任の販売会社が任命されない場合。
- () 受託会社が辞任することを選択したものの、受託会社が管理会社及び販売会社に対して辞任することを選択した旨を通知してから90日以内に、管理会社及び販売会社が後任の受託会社を任命していない場合。
- () 販売会社が辞任することを選択したものの、販売会社が管理会社及び受託会社に対して辞任することを選択した旨を通知してから6ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が後任の販売会社を任命していない場合。

(b) 管理会社による終了

管理会社は、受託会社及び販売会社に対して通知を行うことにより、その絶対的な裁量をもって当ファンド又はいずれかのサブファンドを終了させることができる。

(c) 共同での終了

受託会社は、販売会社及び管理会社から当ファンドを終了するよう共同で指図する書面を受領した場合、当ファンドを速やかに終了させる。

受託会社、管理会社及び販売会社が信託証書の規定に基づき解任され、当該当事者の職務を遂行する後任の者が解任の効力発生日より30日以内に任命されない場合、信託証書の残りの当事者は合意により当ファンドを終了させることができる。

(d) 販売会社による終了

販売会社は、販売会社が辞任する旨を選択したにもかかわらず、管理会社及び受託会社に対しかかる選択について通知してから6ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が後任販売会社を任命していない場合に、受託会社及び管理会社に対して通知を行うことにより、その絶対的かつ自由な裁量をもって当ファンドを終了させることができる。

(e) 終了の通知

信託証書の規定に基づき、受託会社、管理会社又は販売会社が、当ファンド又はサブファンドを終了させる場合、当該当事者は、終了する旨の通知をその他の当事者に対し交付し、かかる通知において当ファンドの終了の効力発生日を定めるものとする(当該日は、当該通知の送達後6ヶ月目以降の日とする。)。但し、信託証書の特定の規定に基づき終了した場合には、かかる終了は終了する旨の通知の交付後、実行可能となり次第効力が発生する。信託証書に従い、販売会社は、受益権者に通知を行い、また清算日の1ヶ月前までに日本の主要新聞紙一紙上にかかる清算に関する公告を掲載し、かかる公告に要する経費は受託会社が当ファンドの資産から支払う。

(f) 終了手続

当ファンドが終了した場合、受託会社は以下に従って手続を行うものとする。

- () 管理会社は、当該時点において当ファンドを構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社及び管理会社が望ましいと判断する当ファンドの終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。

- () 換価が行われた場合、受託会社は、その手取金(下記()項に服することを条件とする。)を、当ファンドのクラス間で、当該終了日の直前の評価日現在における各純資産価額の比例割合にて割り当てる。
- () 受託会社は、販売会社に対して、上記()項に従い得られた正味の手取金のうち(下記()及び()に従うことを条件として)分配の目的のために供される金額を適宜分配し、かかる分配は、販売会社が有するクラスの受益証券数との比例割合にて行われる。
- () 分配に関する一切の支払いは、信託証書に従って行われる。
- () 受託会社は、最終の分配の場合を除き、当該時点においてサブファンドを構成する金員のうち、受益証券1口につき1米ドルに相当する額に満たない金額については分配の義務を負わない。
- () 受託会社は、サブファンドを構成する金員から、受託会社が当ファンド、又は当ファンドの終了に関して負担し、行い、開始し、認識したあらゆる経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続の全額に充当することを受託会社が決定する金額を留保する権利を有し、かつ留保した金員から、当該経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続についての補償及び免責を受ける。
- () 関連する受益権者の同意を得ることを条件として、受託会社は、受益権者が受領すべき金額の全部又は一部を、現物で分配することができる。
- () 受取請求のなされない手取金、その他本書の規定に基づき受託会社が保有する本書に記載する金員は、当該金員が支払可能となった日から12ヶ月の期間が満了した時点で、裁判所に供託することができる。この場合、受託会社は、供託に際して受託会社が負担した費用を、受取請求のなされない手取金から控除することができる。

販売会社は、上記()項に従って支払われた手取金を、当ファンドの各クラスの受益権を保有する受益権者に対して分配する。かかる手取金は当該クラスについて販売会社が各受益権者に代わって保有している受益権の口数に応じて配分される。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

当ファンドの発行済受益権数は、受益権者名簿に記載され、受益権者名簿は事務管理会社が管理するものとする。受益権者名簿には、受益権の保有者として販売会社が登録される。受益権者の要請に応じて、受益権者には受益証券の所有権を証明する書面が発行されることがあるが、受益証券証書は発行されない。

当ファンドの法的所有権及び当ファンドにより何らかの取引を行う権利は、受託会社又はその代理人に授与されており、受益権者はこの権利を有せず、ただ受益証券が付与する受益権のみを持つ。受益権者は当ファンドの財産、収入、権利又は持分を分割又は分配するよう要求するいかなる権利を持たない一方、受益権者が当ファンドの損失を分担若しくは負担するよう要求されること、又は受益証券の所有を理由として何らかの負担を課されることはない。受益証券は個人的財産であって、当ファンドを構成する信託証書に存する権利のみを与えるものとする。受益権者は、自身の受益証券を用いた自身の取引に由来するものを除き、個人として、当ファンド又は当ファンドの取引、債務若しくは事務に関連して、いかなる債務をも負うことはないものとする。

登録された受益権者は、本書の記載及び信託証書の規定するところに従い、書面による通知後、自らの受益証券を償還することができる。

登録された受益権者は、当ファンドの管理会社及び受託会社の事前の書面による承認なしに、自らの受益証券を譲渡してはならない。

(2) 【為替管理上の取扱い】

ケイマン諸島には、日本その他の国における受益権者に係る受益証券に関する配当及び償還金の支払いについて外国為替管理規制はない。

(3) 【本邦における代理人】

下記法律事務所は、以下の目的のために日本において当ファンドを代理する真正かつ合法的な代理人である。

- () 法律上及びJSDAの規則上の問題に関する、一切の書簡、請求、訴状その他訴訟関係書類の受領
- () 当ファンドの受益証券の日本における募集、販売及び買戻しに関する取引に関する、一切の紛争、論争又は意見の差違に関連した裁判上及び裁判外の行為

財務省関東財務局長に対する受益証券の当初募集に関する届出及び継続開示に関する代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 森 下 国 彦

電話番号 03(6775)1000

(4) 【裁判管轄等】

当ファンドの受益証券の日本における募集、販売及び買戻しに関連する取引に関して、日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、日本法が適用される。

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番4号

東京地方裁判所

第3【ファンドの経理状況】

1. スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(2018年1月1日付でファンド名を「スーパーファンド・ジャパン」と変更。以下「第3 ファンドの経理状況」において「当ファンド」という。)の2017年及び2016年12月31日に終了した期間の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された財務書類を、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項但書の規定に従って日本文に翻訳して作成されたものである。
2. 当ファンドの2017年及び2016年12月31日に終了した期間の財務書類の原文は、本国における独立監査人であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。)であるBD0ケイマンリミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを添付のとおり受領している。
3. BD0ケイマンリミテッドの監査報告書に相当するものは、専らファンドによる利用にのみ供される。また、同監査報告書に相当するものは、それぞれ2018年5月23日付及び2017年5月25日付で作成されており、BD0ケイマンリミテッドは、同日以降、それぞれの日付を延長するようないかなる性質の手続も行っていない。
4. 当ファンドの2017年及び2016年12月31日に終了した期間の原文の財務書類の一部は、米ドルで開示されている。翻訳された日本文の財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。この日本円による金額は、2018年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.70円)を用いて換算され、千円未満を四捨五入して表示されている。したがって、合計数値は関係数値の合計額と必ずしも一致しない。
5. 本書に記載されている当ファンドの財務書類は、当ファンドのサブファンドA及びサブファンドB(2018年1月1日付で、それぞれ「グリーンA」及び「グリーンB」と変更)に関するものである。他のサブファンド(「グリーンC」、「レッド」及び「ブルー」)は2017年12月31日時点においてまだ運用を開始していなかったため、財務書類は作成されていない。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

2017年12月31日終了年度

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンド A

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位：日本円)

	<u>注記</u>	
資産		
マスターファンド分別ポートフォリオAへの投資	3	237,106,791
マスターファンド分別ポートフォリオAからの未収金		660,092
現金		2,540
外貨建て現金(原価：5,709,787円)		5,627,728
その他資産		990,523
		<u>244,387,674</u>
負債		
未払買戻し金		473,448
未払金及び未払費用	5,8,9,10	1,091,123
		<u>1,564,571</u>
純資産		<u>242,823,103</u>
第1シリーズ1口当たり純資産：発行済2,581,803口に基づく		
(単位：日本円)		94.05円
(単位：オンス(金))		<u>0.001オンス</u>

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンド A
損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位: 日本円)

	<u>注記</u>	
マスターファンド分別ポートフォリオAから配分された 正味投資損失		
受取利息		229,352
費用		(14,953,961)
		<u>(14,724,609)</u>
サブファンド費用		
受託会社報酬	9	951,462
代行協会員報酬	8	1,260,683
事務管理報酬	10	678,336
専門家報酬		794,637
管理報酬	5	251,929
その他の費用		3,004,468
		<u>6,941,515</u>
正味投資損失		(21,666,124)
サブファンドの外貨に係る実現損失及び未実現損失の変動		
外貨に係る正味実現損失		(516,935)
外貨に係る未実現損失の変動		(144,642)
		<u>(661,577)</u>
マスターファンド分別ポートフォリオAから配分された投資及び外貨に 係る正味実現利益及び未実現利益の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益		59,620,689
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		5,294,201
		<u>64,914,890</u>
営業活動から生じた純資産の正味増加額		<u>42,587,189</u>

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンド A
純資産変動計算書2017年12月31日に終了した年度
(単位: 日本円)**営業**

正味投資損失	(21,666,124)
投資及び外貨に係る正味実現利益	59,103,754
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	5,149,559
	<hr/>
	42,587,189

資本取引

受益証券の買戻し	(45,294,693)
	<hr/>
	(45,294,693)

当期純資産減少額 (2,707,504)

期首純資産残高 245,530,607

期末純資産残高

242,823,103

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンドB

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位：日本円)

	注記	
資産		
マスターファンド分別ポートフォリオBへの投資	3	279,976,474
現金		12,326
外貨建て現金(原価：5,971,514円)		5,678,001
スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパンに対する債権		3,590,000
その他の資産		993,921
		290,250,722
負債		
前受申込金		3,590,000
未払買戻金		803,236
未払金及び未払費用	5,8,9,10	1,140,237
		5,533,473
純資産		284,717,249
第1シリーズ1口当たり純資産：発行済2,754,878口に基づく		
(単位：日本円)		103.35円
(単位：オンス(金))		0.001オンス

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンドB
損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位: 日本円)

	<u>注記</u>	
マスターファンド分別ポートフォリオBから配分された 正味投資損失		
受取利息		344,850
費用		(16,449,703)
		<u>(16,104,853)</u>
サブファンド費用		
受託会社報酬	9	951,462
代行協会員報酬	8	1,331,204
事務管理報酬	10	678,336
専門家報酬		802,408
管理報酬	5	266,025
その他の費用		3,088,524
		<u>7,117,959</u>
正味投資損失		(23,222,812)
サブファンドの外貨に係る実現損失及び未実現損失の変動		
外貨に係る正味実現損失		(83,936)
外貨に係る未実現損失の変動		(317,042)
		<u>(400,978)</u>
マスターファンド分別ポートフォリオBから配分された投資及び外貨に 係る正味実現利益及び未実現利益の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益		86,523,129
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		4,693,959
		<u>91,217,088</u>
営業活動から生じた純資産の正味増加額		<u>67,593,298</u>

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンドB
純資産変動計算書2017年12月31日に終了した年度
(単位: 日本円)**営業**

正味投資損失	(23,222,812)
投資及び外貨に係る正味実現利益	86,439,193
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	4,376,917
	<hr/>
	67,593,298

資本取引

受益証券の買戻し	(27,565,549)
	<hr/>
	(27,565,549)

当期純資産増加額

40,027,749

期首純資産残高

244,689,500

期末純資産残高

284,717,249

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン

財務諸表注記

2017年12月31日(単位:日本円)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(以下、「当信託」という。)は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下、「退任受託会社」という。)及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という。)の間で締結された信託証書(以下、「信託証書」という。)に従ってケイマン諸島の法律に基づいて設立された。当信託は、信託証書に従ってケイマン諸島の信託法に基づいて2009年6月5日に組織され、2009年6月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法セクション4(1)(b)に基づいて登録された。退任・指名・変更証書に従い、2015年5月8日付でハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド(旧会社名:ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。))が当信託の受託会社に指名された。受託会社の当信託に関する主な営業拠点はケイマン諸島である。

当信託はオープン・エンド型のアンブレラ・ファンドであり、サブファンドA及びサブファンドB(以下、それぞれ「サブファンド」という。)が設立されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理されている。サブファンドA及びサブファンドBは「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(以下、「マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオに投資している。

マスターファンドは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC(以下、「アンダーライニング・マスターファンド」という。)のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオに投資している。アンダーライニング・マスターファンドは主に中長期トレンドに追随する戦略を採用しており、流動性の高い、世界約150の金融及びコモディティ市場において取引を実行している。また、さらなる分散を図るべく、アンダーライニング・マスターファンドでは予想モデル、カウンター・トレンド、短期トレンドフォローなどの短期的戦略も採用している。このマネージド・フューチャーズ戦略は、相場の上落及び上昇局面のいずれにおいても、長期的に絶対リターンを確保することを目指している。アンダーライニング・マスターファンドにおけるマネージド・フューチャーズ戦略は、1996年3月以来、長期に渡って良好な実績を収めており、完全自動化により効果的に人間の感情を排した独自のトレーディング・システムを基盤としている。全体のリスクは常に評価され、各トレーディング・ポジションは市場のボラティリティに応じて連続的に調整される。長期では他の資産クラスとの相関が低いいため、スーパーファンド・グリーンの追加は全てのポートフォリオにとって有益となり得る。

2017年12月31日現在、サブファンドA及びサブファンドBは、それぞれマスターファンドの分別ポートフォリオAのクラスA円建て参加型株式、及びマスターファンドの分別ポートフォリオBのクラスB円建て参加型株式の発行済み株式のすべてを保有していた。

管理会社は、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下、「販売会社」という。)を当信託の日本における代行協会員に選任している。代行協会員は1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会(以下、「JSDA」という。)に財務諸表を提出する責任がある。当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表は本報告書に含まれており、当信託の財務諸表と共に読まれるべきである。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会(以下、「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下、「ASC」という。)に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「GAAP」という。)に従って作成されている。当信託はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス - 投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(b) マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資

マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。公正価値は、当信託に帰属する純資産(マスターファンドの事務管理会社により報告される。)に基づき決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益は、損益計算書に計上される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資に関する評価方針は、本報告書に含まれているマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表注記に記載されている。

(c) 投資収益及び費用

各サブファンドは、期首現在のマスターファンドの分別ポートフォリオの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの分別ポートフォリオの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の持分相当額を、週次で損益計算書に計上している。また、各サブファンドの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(d) 1口当たり純資産価額

1口当たり純資産価額(以下、「1口当たりNAV」という。)は、円及び金の単位オンスの両方で表示されており、特定のクラスに帰属するサブファンドの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み受益証券口数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらに評価日におけるロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(e) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上されている。

(f) 現金

現金は日本円建て及び外貨建ての要求払いの預金及び利付預金から構成されており、いずれも当初の満期が3ヶ月以内で流動性が高いとみなされている。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで日本円に換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで日本円に換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益は、損益計算書に含まれる。

当信託は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、税制優遇措置法第6条に従って、2059年6月5日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受け取っている。よって、法人税等に関する引当金はこれらの財務諸表に含まれていない。

当信託は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当信託は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当信託のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して、税務費用に係る負債又は税務便益に係る資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定のサブファンドに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各サブファンドに配分又は費用計上されている。その他の収益及び費用は、サブファンド間で比例配分されるか、あるいは受託会社の判断により配分されている。

(j) 未払買戻金

受益証券保有者又は当信託の選択により買戻される受益証券は、買戻しの通知が受理され、買戻金額が決定された時点で未払買戻金に分類される。

(k) 前受申込金

前受申込金は申込みの通知を受領し、申込金額を受領した時点で計上されている。

(l) 公正価値による投資の評価 - 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。

レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。

レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値の階層については、本報告書に含まれているそれぞれの財務諸表の注記に開示されている。

3. 金融商品

当信託のアンダーライニング・マスターファンドへの投資は、マスターファンドを通じて間接的に、アンダーライニング・マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当信託がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。当信託がさらされている金融リスクに関しては、アンダーライニング・マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

アンダーライニング・マスターファンドが保有する投資に関する詳細(投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。)については、本報告書に含まれているアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表の注記2に開示されている。

4. 受益証券保有者資本

2017年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

	口数
サブファンドA	
第1シリーズ：	
期首残高	3,091,483
期中の買戻し	(509,680)
	2,581,803

サブファンドB

 第1シリーズ：

期首残高	3,054,638
期中の買戻し	(299,760)
	<u>2,754,878</u>

各サブファンドには、最低申込単位が設定されている。サブファンドAは5,000口以上で100口ごとに申込みが可能で、サブファンドBは10,000口以上で100口ごとに申込みが可能である。販売会社は、管理会社と協議のうえ、特定の申込みについてはこれらの条件の全体又は一部を免除することができる。

当信託は、各シリーズの純資産価額を計算するために、各シリーズについて分別された口座を維持している。異なるシリーズの受益証券は発行日及びその後の各発行日に発行される予定である。信託証書に記載されている場合を除き、すべての受益証券は平等であり、ほぼ同等の権利及び条件を有している。

受益証券の申込みには申込手数料が適用される。特定の投資家の申込みに適用される申込手数料は、当該投資家による各シリーズの申込総額(以下、「購入金額」という。)に基づき決定される。各申込みに適用される申込手数料は、購入金額に5.25%(税抜きでは5%)を上限とする料率を乗じた金額である。

管理会社は受託会社と協議の上、サブファンドのすべて又は一部のシリーズのすべて又は一部の受益証券を、当該サブファンドの第1シリーズに統合することができる。当該統合の結果、割り当てられるシリーズの最小単位(1口)に満たない端数の受益証券が生じた場合、管理会社は受託会社及び販売会社と協議の上、公正な統合方法を決定する。

受益証券保有者は、当信託の販売会社に書面による通知を提示することにより、毎月最終日付ですべて又は一部の受益証券の買戻しを要求することができる。当該買戻しは、該当月の最終日に決定される受益証券1口当たり純資産価額で行われる。

当初申込みから12ヶ月以内に買戻請求が行われるか、あるいは当信託による強制的な買戻しが行われる場合、管理会社の単独の裁量により、当信託から受益証券保有者に対して、買戻価格の2%の買戻手数料が請求される可能性がある。当該買戻手数料の請求は当信託の利益のために行われる。

管理会社の単独の裁量により認められる場合を除き、受益証券保有者は、いかなる状況においても、買戻後の保有残高が各シリーズにおける最低当初投資額を下回るような一部買戻しを請求することはできない。

5. 管理報酬

当信託の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である管理会社により管理されている。投資顧問契約に基づいて、管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2017年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、サブファンドAが61,402円で、サブファンドBが71,210円である。

6. 成功報酬

各サブファンドのレベルで支払われる成功報酬はない。マスターファンドが支払う成功報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記8に開示されている。

7. 販売会社報酬

2017年12月31日に終了した年度において、各サブファンドのレベルで支払われた販売会社報酬はない。マスターファンドが支払う販売会社報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記9に開示されている。

8. 代行協会員報酬

販売会社は、各サブファンドの純資産価額の0.5%(年率)相当の報酬を受領する権利を有している。

2017年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払代行協会員報酬はサブファンドAが101,467円で、サブファンドBが119,069円である。

9. 受託会社報酬

2015年5月8日付で、ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)が、当信託の受託会社となった。

信託証書に規定されたとおり、当信託は、各サブファンドにつき年間8,500米ドルの報酬を受託会社に支払うことに合意している。

2017年12月31日現在、サブファンドA及びBに対する未払受託会社報酬はない。

10. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、当信託はエイペックス・ファンド・サービシーズ(マルタ)リミテッド、ルクセンブルグ支店(以下、「当管理会社」という。)に対し、毎月最終評価日において計算されたサブファンドA及びBそれぞれの事務管理報酬月間505米ドルを後払いで支払っている。

2017年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払事務管理報酬はサブファンドA及びBそれぞれ505米ドルである。

11. 関連当事者の取引

管理会社及び販売会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。管理会社及び販売会社に支払われる報酬は、独立第三者間条件に基づく交渉により設定されたものではない。

12. 公正価値

2017年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、外貨建て現金、未払買戻金並びに未払金及び未払費用を含む当信託の特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに期日を迎える又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値測定の分類に関する情報については、アンダーライニング・マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

13. 財務ハイライト

サブファンドA(第1シリーズ)

(円)

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式1株に関して)⁽¹⁾

期首参加型株式1株当たりの純資産価額	79.42
投資事業による利益:	
正味投資損失	(7.38)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	22.01

投資事業による利益合計	14.63
期末参加型株式1株当たり純資産価額	94.05円
総利回り(2)	18.42%
補足情報：	
平均純資産比率	
営業費用及びその他費用合計	(8.69%)
正味投資損失	(8.60%)

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

サブファンドB(第1シリーズ)

(円)

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式1株に関して)⁽¹⁾

期首参加型株式1株当たりの純資産価額	80.10
投資事業による利益:	
正味投資損失	(7.85)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	31.10
投資事業による利益合計	23.25
期末参加型株式1株当たり純資産価額	103.35円
総利回り ⁽²⁾	29.03%
補足情報:	
平均純資産比率	
営業費用及びその他費用合計	(8.86%)
正味投資損失	(8.73%)

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2018年5月23日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2017年12月31日の後、約415,512,334円の申込金が処理されており、このうち3,590,000円が前受金であった。また、約20,618,984円の買戻金が処理されており、このうち1,276,684円が期末日現在で未払いとなっていた。

複数のスーパーファンドのファンド構造を、2018年1月1日付で統合する管理会社の計画に関する通知が、2017年12月4日に受託会社から当信託の受益証券保有者に対して送付された。

2018年1月1日、当信託はスーパーファンド・ジャパンへ、サブファンドAはスーパーファンド・グリーンAジャパンへ、サブファンドBはスーパーファンド・グリーンBジャパンへとそれぞれ名称を変更した。2017年12月31日時点で、サブファンドA及びサブファンドBのシリーズ1が保有していた受益証券は、2018年1月1日付でそれぞれスーパーファンド・グリーンAジャパンのゴールド円・クラス及びスーパーファンド・グリーンBジャパンのゴールド円・クラスへ移管された。

ファンド構造統合の一環として、2017年9月26日付で受託会社は当信託の新たなサブファンドであるスーパーファンド・ブルー・ジャパン及びスーパーファンド・レッド・ジャパンの2本を組成した。スーパーファンド・ブルー・ジャパン及びスーパーファンド・レッド・ジャパンの資産は、2018年1月1日付で正貨に基づく買戻し及び申込みによって、当信託のこれらの新たなサブファンドへと移管された。スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパンの資産も、2018年1月1日付で当信託のサブファンドであるスーパーファンド・グリーンBジャパンへ正貨に基づく買戻し及び申込みによって移管された。

[次へ](#)

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
マスターファンドへの投資	4	5,757,226	625,810
マスターファンドからの未収買戻金		217,397	23,631
現金		3,046,539	331,159
外貨建て現金(原価:2,314米ドル)		2,402	261
ブローカーに対する債権	3	2,755,450	299,517
未決済先物契約に係る未実現利益	2(f),4,5	39,160	4,257
その他資産		79	9
		<u>11,818,253</u>	<u>1,284,644</u>
負債			
未払買戻金		203,317	22,101
未払金及び未払費用	7,9,10,11	54,715	5,948
		<u>258,032</u>	<u>28,048</u>
純資産		<u>11,560,221</u>	<u>1,256,596</u>

	米ドル	円
クラスA参加型株式1株当たり純資産: 発行済6,820.43株に基づく (単位:米ドル) (単位:オンス(金))	<u>845.47</u>	<u>91,902.59</u>
	<u>0.65オンス</u>	
クラスA2参加型株式1株当たり純資産: 発行済4,443.61株に基づく (単位:米ドル) (単位:オンス(金))	<u>830.34</u>	<u>90,257.96</u>
	<u>0.64オンス</u>	
クラスA(円)参加型株式1株当たり純資産: 発行済19,996.64株に基づく (単位:円) (単位:オンス(金))	<u>-</u>	<u>11,857.34</u>
	<u>0.08オンス</u>	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 要約投資明細書

2017年12月31日現在
 (単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)	満期日	想定元本	公正価値 (米ドル)
先物契約(0.34%)			
金(0.34%)	2月18日	5,760,920	39,160
先物契約合計		米ドル	39,160

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された正味投資損失			
収益		6,353	691
費用		(35,834)	(3,895)
		(29,481)	(3,205)
ファンド収益			
受取利息		1,307	142
		1,307	142
ファンド費用			
管理報酬	7	244,419	26,568
販売会社報酬	9	146,707	15,947
専門家報酬		8,735	949
事務管理報酬	10	9,696	1,054
取締役報酬		13,307	1,446
一般管理費		38,259	4,159
		461,123	50,124
正味投資損失		(489,297)	(53,187)
ファンドの投資及び外貨に係る実現利益及び未実現利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		320,874	34,879
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		166,463	18,095
		487,337	52,974
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		1,697,098	184,475
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		213,311	23,187
		1,910,409	207,661
営業活動から生じた純資産の正味増加		1,908,449	207,448

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

純資産変動計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(489,297)	(53,187)
投資及び外貨に係る正味実現利益		2,017,972	219,354
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		379,774	41,281
		1,908,449	207,448
資本取引			
参加型株式の発行による収入:			
クラスA(米ドル)		4,221,436	458,870
参加型株式の買戻し:			
クラスA(米ドル)		(374,381)	(40,695)
クラスA2(米ドル)		(1,032,260)	(112,207)
クラスA(円)		(463,505)	(50,383)
		2,351,290	255,585
当期純資産増加額		4,259,739	463,034
期首純資産残高		7,300,482	793,562
期末純資産残高		11,560,221	1,256,596
期末純資産の内訳:			
		米ドル	千円
クラスA(米ドル)株式		5,766,467	626,815
クラスA2(米ドル)株式		3,689,691	401,069
クラスA(日本円)株式		2,104,063	228,712
		11,560,221	1,256,596

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
マスターファンドへの投資	4	2,134,724	232,044
現金		582,653	63,334
ブローカーに対する債権	3	109,130	11,862
未決済先物契約に係る未実現利益	2(f), 4, 5	4,450	484
その他資産		26	3
資産合計		2,830,983	307,728
負債			
未払金及び未払費用	7, 9, 10, 11	13,883	1,509
		13,883	1,509
純資産		2,817,100	306,219
		米ドル	円
クラスB参加型株式1株当たり純資産:			
発行済402.85株に基づく			
(単位:米ドル)			
		825.66	89,749.24
(単位:オンス(金))			
		0.64オンス	
		米ドル	円
クラスB(日本円)参加型株式1株当たり純資産:			
発行済22,986.85株に基づく			
(単位:円)			
		-	12,179.85
(単位:オンス(金))			
		0.08オンス	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ B
 要約投資明細書

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)	満期日	想定元本	公正価値 (米ドル)
先物契約(0.16%)			
金(0.16%)	2月18日	654,650	4,450
先物契約合計		米ドル	4,450

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された 正味投資損失			
収益		3,121	339
費用		(17,349)	(1,886)
		(14,228)	(1,547)
ファンド収益			
受取利息		375	41
		375	41
ファンド費用			
管理報酬	7	78,465	8,529
販売会社報酬	9	47,096	5,119
事務管理報酬	10	7,272	790
専門家報酬		2,827	307
一般管理費		9,847	1,070
取締役報酬		4,307	468
		149,814	16,285
正味投資損失		(163,667)	(17,791)
ファンドの投資及び外貨に係る実現利益及び未実現 利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		46,348	5,038
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		23,447	2,549
		69,795	7,587
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 実現利益及び未実現利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		829,227	90,137
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		113,935	12,385
		943,162	102,522
営業活動から生じた純資産の正味増加		849,290	92,318

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

純資産変動計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(163,667)	(17,791)
投資及び外貨に係る正味実現利益		875,575	95,175
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		137,382	14,933
		849,290	92,318
資本取引			
参加型株式の買戻し			
クラスB(米ドル)		(54,008)	(5,871)
クラスB(日本円)		(296,831)	(32,266)
		(350,839)	(38,136)
当期純資産増加額		498,451	54,182
期首純資産残高		2,318,649	252,037
期末純資産残高		2,817,100	306,219
期末純資産の内訳:			
		米ドル	千円
クラスB(米ドル)株式		332,616	36,155
クラスB(円)株式		2,484,484	270,063
		2,817,100	306,219

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ C

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
マスターファンドへの投資	4	207,889	22,598
マスターファンドからの未収買戻金		2,060	224
現金		49,730	5,406
その他資産		71	8
		259,750	28,235
負債			
未払金及び未払費用	7,9,10,11	9,265	1,007
		9,265	1,007
純資産		250,485	27,228
		米ドル	円
クラスC参加型株式1株当たり純資産:			
発行済394.56株に基づく			
(単位:米ドル)		634.85	69,008.20
(単位:オンス(金))		0.49オンス	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ C

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された 正味投資損失			
収益		6,423	698
費用		(40,233)	(4,373)
		(33,810)	(3,675)
ファンド費用			
管理報酬	7	143,749	15,626
販売会社報酬	9	86,282	9,379
専門家報酬		7,474	812
事務管理報酬	10	9,696	1,054
取締役報酬		11,386	1,238
一般管理費		14,792	1,608
		273,379	29,716
正味投資損失		(307,189)	(33,391)
マスターファンドから配分された投資及び外貨に 係る正味実現利益及び未実現利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		1,575,276	171,233
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		588,759	63,998
		2,164,035	235,231
営業活動から生じた純資産の正味増加		1,856,846	201,839

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ C

純資産変動計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(307,189)	(33,391)
投資及び外貨に係る正味実現利益		1,575,276	171,233
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		588,759	63,998
		1,856,846	201,839
資本取引			
参加型株式の買戻し:			
クラスC(米ドル)		(7,874,144)	(855,919)
		(7,874,144)	(855,919)
当期純資産減少額		(6,017,298)	(654,080)
期首純資産残高		6,267,783	681,308
期末純資産残高		250,485	27,228
期末純資産の内訳:		米ドル	千円
クラスC(米ドル)株式		250,485	27,228
		250,485	27,228

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記

2017年12月31日(単位:米ドル)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(以下、「当社」という。)は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2005年9月28日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社の目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。

当社は複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分)、クラスB参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分)、及びクラスC参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオCの持分)(以下、総称して「ファンド」という。)

分別ポートフォリオは「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除有限会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターファンドSPC(以下、「マスターファンド」という。)のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオに投資している。マスターファンドの財務諸表(要約投資明細表を含む。)は、本報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。

2017年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオA(以下、「分別ポートフォリオA」という。)、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオB(以下、「分別ポートフォリオB」という。)及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオC(以下、「分別ポートフォリオC」という。)は、マスターファンドのそれぞれ44.32%、16.43%、及び1.60%を保有している。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会(以下、「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下、「ASC」という。)に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「GAAP」という。)に従って作成されている。当社はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス - 投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) マスターファンドへの投資

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。

公正価値は、当社に帰属する純資産(実務的にはマスターファンドの事務管理会社により報告される。)が使用される。投資に係る実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。マスターファンドへの投資の評価は、本報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(c) 投資収益及び費用

各分別ポートフォリオは、マスターファンドの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の変動の持分相当額を損益計算書に計上している。また、各分別ポートフォリオの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(d) 1株当たり純資産価額

1株当たり純資産価額(以下、「1株当たりNAV」という。)は、金の単位オンズで表示されており、特定のクラスに帰属する分別ポートフォリオの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み株式数で除し、金の単位オンズで表示されている株式については、さらにロンドンの金1オンズ当たりの午前決め値で除することで計算される。

(e) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(f) 公正価値による投資の評価 - 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。

レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。

レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2016年12月31日現在の当社の投資に係る評価の概要である。

分別ポートフォリオA	合計	レベル1	レベル2
未決済先物契約に係る未実現利益	39,160	39,160	-
合計	39,160	39,160	-

分別ポートフォリオB	合計	レベル1	レベル2
未決済先物契約に係る未実現利益	4,450	4,450	-
合計	4,450	4,450	-

(g) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(h) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当社は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれている。

(i) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2024年11月16日までの期間における将来の収益又は利益に関する現地におけるすべての税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当社は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当社は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当社のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(j) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(k) 未払買戻金

保有者又は当社の選択により買い戻される株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(l) 相殺

金融資産及び負債(未決済先物契約に係る未実現損益を含む。)は、当社が認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当社は相殺の要件を満たしていない。

3. ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インクに預けている現金残高(未決済の証券取引に関する未払金控除後)が含まれ、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金が分別ポートフォリオAに関して193,600米ドル及び分別ポートフォリオBに関して22,000米ドル含まれている。2017年12月31日現在、ブローカーに対する債権には、分別ポートフォリオA及び分別ポートフォリオBの未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当社は、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当社の保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当社は、直接及びマスターファンドが保有し、市場価格で評価されている金融商品に関して市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、当社は先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金(担保)が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当社の投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いいため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が契約当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当社は不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。当社のマスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は取引所外の取引である。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドが投資した株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下、「投資顧問会社」という。)が当社の投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

当社は、マスターファンドへの投資により、間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。当社がさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表の注記4を参照のこと。

マスターファンドは、投資運用戦略に基づき、様々なデリバティブ及び非デリバティブ金融商品のポジションを維持している。2017年12月31日現在のマスターファンドの投資ポートフォリオには、先物契約及び先渡契約が含まれている。

マスターファンドへの投資は、公正価値で計上されており、当該公正価値はマスターファンドに帰属する純資産(マスターファンドの事務管理会社により報告される。)に基づいている。マスターファンドは、マスターファンドの収益、費用、並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を計上している。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細(投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。)については、添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

5. デリバティブ契約

当社はトレーディング目的で金先物取引を行っているため、当社がさらされている主要なリスク・エクスポージャーは金の価格である。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当社はデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2017年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブ契約の詳細(2017年12月31日に終了した年度におけるこれらのデリバティブ契約に関連する損益を含む。)については、マスターファンドの財務諸表の注記5を参照のこと。

2017年12月31日現在における金先物契約の公正価値は要約投資明細表に含まれている。下表は、2017年12月31日に終了した年度の損益計算書において、投資及び外貨に係る正味実現利益(損失)、並びに投資及び外貨に係る未実現利益(損失)の変動に含まれている、金先物に係る利益及び損失を示したものである。

	資産 デリバティブ	想定元本	未実現利益 (損失)	実現利益 (損失)
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約				
分別ポートフォリオA	39,160	5,760,920	172,240	302,480
分別ポートフォリオB	4,450	654,650	25,240	43,410
	43,610	6,415,570	197,480	345,890

2017年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中における当社のデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

	米ドル
授権株式:	
1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株	1
1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式4,999,900株	49,999
	50,000

	株式数
発行済み及び全額払込済み：	
発起人株式	1
分別ポートフォリオA	
クラスA参加型株式：	
期首残高	2,219.30
期中の発行	5,092.63
期中の買戻し	(491.50)
期末残高	6,820.43
分別ポートフォリオA	
クラスA 2参加型株式：	
期首残高	5,799.15
期中の買戻し	(1,355.54)
期末残高	4,443.61
分別ポートフォリオA	
クラスA(円)参加型株式：	
期首残高	24,692.16
期中の買戻し	(4,695.52)
期末残高	19,996.64
	株式数
分別ポートフォリオB	
クラスB参加型株式：	
期首残高	477.89
期中の発行	(75.04)
期末残高	402.85
分別ポートフォリオB	
クラスB(円)参加型株式：	
期首残高	26,091.35
期中の買戻し	(3,104.50)
期末残高	22,986.85
分別ポートフォリオC	
クラスC参加型株式：	
期首残高	14,328.18
期中の買戻し	(13,933.62)
期末残高	394.56

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。2017年12月31日現在、当社の発起人株式は、当社の投資顧問会社の株主によって保有されている。

参加型株式

クラスA、クラスA2、クラスB及びクラスC参加型株式は、それぞれの1株当たり純資産価額で毎週発行される。分別ポートフォリオA及びBには日本円建て株式クラスがあるが、その他の株式クラスはすべて米ドル建てである。クラスA、クラスB及びクラスC参加型株式の申込みは米ドル、日本円、ユーロ又はスイスフランで受け付けられているが、当社は受領した申込金を米ドル又は日本円に転換している(該当する株式クラスの通貨に応じて)。

米ドル建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は5,000米ドル、クラスA2参加型株式は20,000米ドル、クラスB参加型株式は50,000米ドル及びクラスC参加型株式は100,000米ドルである。日本円建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は500,000円及びクラスB参加型株式は5,000,000円である。

取締役は、単独の裁量により、これらの最低当初申込金額を下回る金額で当初申込を受け付けることができる。参加型株式は、毎週水曜日の前営業日、又は毎月最終週の最終営業日、毎月の最終営業日、又は取締役がその時々決定する日に、該当する分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買い戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発起人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。

各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

2017年12月31日現在、クラスA参加型株式136.17株、クラスA(円)参加型株式19,996.63株及びクラスB(円)参加型株式22,986.85株が関連当事者によって保有されている。

7. 管理報酬

当社の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の3%(年率)の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2017年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、分別ポートフォリオAに関しては27,049米ドル、分別ポートフォリオBに関しては6,502米ドル、及び分別ポートフォリオCに関しては583米ドルである。

8. 成功報酬

投資顧問会社はまた、それぞれの株式クラスに関して年度末で有効な投資顧問契約の定義に基づき、各株式クラスの1株当たり純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、分別ポートフォリオAは

増加分の20%、分別ポートフォリオBは増加分の25%、及び分別ポートフォリオCは増加分の30%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、月次で支払われる。

2017年12月31日現在、分別ポートフォリオA、B及びCに関する支払済成功報酬又は未払成功報酬の残高はない。

9. 販売報酬

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク(以下、「販売会社」という。)は、当社株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%(年率)相当の販売報酬を月次で後払いで受け取る権利を有している。

2017年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売報酬は、分別ポートフォリオAに関しては16,235米ドル、分別ポートフォリオBに関しては3,902米ドル、及び分別ポートフォリオCに関しては350米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各申込に関して7%を上限とした申込手数料を受け取る権利を有している。

2017年12月31日現在、分別ポートフォリオA、B及びCに関する未払申込手数料はない。

10. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、当社はエイペックス・ファンド・サービシーズ(マルタ)リミテッド、ルクセンブルグ支店(以下、「当管理会社」という)に対し、毎月最終評価日において計算された事務管理報酬を後払いで支払っており、金額は分別ポートフォリオAが月間808米ドル、分別ポートフォリオBが月間606米ドル、分別ポートフォリオCが月間808米ドルである。

2017年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、分別ポートフォリオAが824米ドル、分別ポートフォリオBが618米ドル、分別ポートフォリオCが824米ドルである。

11. 株式買戻手数料

当初申込から12ヶ月以内にクラスA、クラスB又はクラスC参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる可能性がある。

クラスA 2参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、以下のとおり買戻価格に対する買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる。

- ・ 当初申込から12ヶ月以内に買戻しが行われる場合、5%の買戻手数料
- ・ 当初申込から24ヶ月以内に買戻しが行われる場合、4%の買戻手数料
- ・ 当初申込から36ヶ月以内に買戻しが行われる場合、3%の買戻手数料
- ・ 当初申込から48ヶ月以内に買戻しが行われる場合、2%の買戻手数料
- ・ 当初申込から60ヶ月以内に買戻しが行われる場合、1%の買戻手数料
- ・ 当初申込から60ヶ月を超えて買戻しが行われる場合、買戻手数料なし

2017年12月31日現在、分別ポートフォリオAに関する未払買戻手数料は211米ドルであった。分別ポートフォリオB及びCに関する未払買戻手数料はない。

12. 関連当事者間取引

投資顧問会社及び販売会社は共通の支配下にある関連当事者である。投資顧問会社及び販売会社に対する未払報酬は、独立した第三者間の交渉により設定されたものではない。投資顧問会社に対して支払われ

る成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又はより投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

ファンドはスーパーファンドの投資会社グループの一部である関連プライベート投資ファンドへの投資を実行した。投資売却収入は分別ポートフォリオAが3,021,700米ドル、分別ポートフォリオBが303,150米ドルであり、投資に係る実現利益は分別ポートフォリオAが19,110米ドル、分別ポートフォリオBが1,917米ドルであった。2017年12月31日現在、このような投資は保有していない。

13. 公正価値

2017年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、未払金及び未払費用、並びに未払買戻金を含む当社の特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに決済される又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。マスターファンドが保有する投資の公正価値測定のカテゴリに関する情報については、マスターファンドの財務諸表注記を参照のこと。

14. 財務ハイライト

分別ポートフォリオA - クラスA

米ドル

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾

期首1株当たり純資産価額	664.43
投資事業による収益	
正味投資損失	(46.41)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	227.45
投資事業による利益合計	181.04
期末1株当たり純資産価額	845.47
総利回り ⁽²⁾	27.25%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(6.14)%
正味投資損失	(6.04)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオA - クラスA 2

米ドル

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾

期首1株当たり純資産価額	652.53
投資事業による収益	
正味投資損失	(44.45)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	222.26
投資事業による利益合計	177.81
期末1株当たり純資産価額	830.34
総利回り ⁽²⁾	27.25%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(6.11)%
正味投資損失	(6.01)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオA - クラスA (円)

円

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾

期首1株当たり純資産価額	9,671.37
投資事業による収益	
正味投資損失	(633.08)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	2,819.05
投資事業による利益合計	2,185.97
期末1株当たり純資産価額	11,857.34
総利回り ⁽²⁾	22.60%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(6.12)%
正味投資損失	(6.12)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオB - クラスB

米ドル

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾

期首1株当たり純資産価額	595.54
投資事業による収益	
正味投資損失	(43.76)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	273.88
投資事業による利益合計	230.12
期末1株当たり純資産価額	825.66
総利回り ⁽²⁾	38.64%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(6.40)%
正味投資損失	(6.26)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオB - クラスB (円)	円
1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾	
期首1株当たり純資産価額	9,121.17
投資事業による収益	
正味投資損失	(643.48)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	3,702.16
投資事業による利益合計	3,058.68
期末1株当たり純資産価額	12,179.85
総利回り ⁽²⁾	33.53%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(6.39)%
正味投資損失	(6.26)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオC - クラスC

米ドル

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾

期首1株当たり純資産価額	437.44
投資事業による収益	
正味投資損失	(32.37)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	229.78
投資事業による利益合計	197.41
期末1株当たり純資産価額	634.85
総利回り ⁽²⁾	45.13%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(6.46)%
正味投資損失	(6.33)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

15. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2018年5月23日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2017年12月31日より後に約1,806,942米ドルの申込みが処理された。また、約757,437米ドルの買戻しが処理され、うち期末日現在で203,317米ドルが未払いとなっている。

[次へ](#)

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
現金		2,067,063	224,690
ブローカーに対する債権	3	45,257,081	4,919,445
未決済先物契約に係る未実現利益	2(d), 4, 5	908,489	98,753
未決済先渡契約に係る未実現利益	2(d), 4, 5	42,121	4,579
その他の資産		176	19
		48,274,930	5,247,485
負債			
ブローカーに対する債務	3	34,518,800	3,752,194
未決済先物契約に係る未実現損失	2(d), 4, 5	482,535	52,452
未決済先渡契約に係る未実現損失	2(d), 4, 5	45,044	4,896
未払買戻金		219,458	23,855
未払金及び未払費用	8	17,672	1,921
		35,283,509	3,835,317
純資産		12,991,421	1,412,167
		米ドル	円
参加型株式1株当たり純資産：			
発行済7,134.41株に基づく		1,820.95	197,937.27

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 要約投資明細書

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先物契約(7.00%)			
債券先物(0.47%)	2018年3月	15,905,562	60,416
通貨(1.07%)	2018年3月	11,328,093	139,192
エネルギー(1.06%)	2018年1~12月	3,713,037	138,324
食品/繊維/木材/ゴム(0.45%)	2018年2~5月	5,013,428	57,992
インデックス(2.08%)	2018年1~3月	29,300,089	270,533
畜類(0.00%)	2018年2月	57,420	200
金属(0.86%)	2018年3月	3,084,663	111,138
金(1.01%)	2018年2~10月	3,813,483	130,694
先物契約に係る未実現利益		米ドル	908,489

銘柄(純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先物契約(-3.72%)			
債券先物(-1.03%)	2018年3月	46,327,755	(133,326)
通貨(-0.08%)	2018年3月	1,096,789	(9,747)
エネルギー(-0.45%)	2018年2~5月	953,990	(57,940)
食品/繊維/木材/ゴム(-0.98%)	2018年3月	3,106,536	(127,779)
インデックス(-0.63%)	2018年1~3月	5,915,787	(81,525)
畜類(-0.01%)	2018年2月	194,480	(1,930)
金属(-0.54%)	2018年3~10月	1,790,581	(70,288)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(482,535)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
要約投資明細書(続き)

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)

満期	想定元本	公正価値
----	------	------

先渡契約(0.32%)

外国為替(0.32%)	2018年3月	3,397,855	42,121
-------------	---------	-----------	--------

先渡契約に係る未実現利益		米ドル	42,121
--------------	--	-----	--------

満期	想定元本	公債価値
----	------	------

銘柄(純資産における%)

先渡契約(-0.35%)

外国為替(-0.35%)	2018年3月	4,524,100	(45,044)
--------------	---------	-----------	----------

先渡契約に係る未実現損失		米ドル	(45,044)
--------------	--	-----	----------

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
収益			
受取利息		18,182	1,976
		18,182	1,976
費用			
事務管理報酬	8	27,775	3,019
その他費用		21,865	2,377
専門家報酬		14,277	1,552
支払利息		16,912	1,838
取締役報酬		20,000	2,174
		100,829	10,960
正味投資損失		(82,647)	(8,984)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		4,468,139	485,687
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		912,553	99,195
		5,380,692	584,881
営業活動から生じた純資産の正味増加		5,298,045	575,897

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
純資産変動計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(82,647)	(8,984)
投資及び外貨に係る正味実現利益		4,468,139	485,687
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		912,553	99,195
		<u>5,298,045</u>	<u>575,897</u>
資本取引			
参加型株式の発行		6,740,271	732,667
参加型株式の買戻し		(10,608,774)	(1,153,174)
		<u>(3,868,503)</u>	<u>(420,506)</u>
当期純資産増加額		<u>1,429,542</u>	<u>155,391</u>
期首純資産残高		11,561,879	1,256,776
期末純資産残高		<u>12,991,421</u>	<u>1,412,167</u>

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2017年12月31日現在(単位:米ドル)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC(以下、「マスターファンド」という。)は、2004年9月6日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2013年6月12日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

マスターファンドの目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。マスターファンドはその資産を金先物を含む様々な種類の先物契約に投資し、また金現物にも投資することができる。

マスターファンドの資産は一般資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではないマスターファンドの資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2017年12月31日現在、マスターファンドは一般資産を保有していない。

2017年12月31日現在、マスターファンドが保有している分別ポートフォリオは、2006年に設立されたスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオの1種類である。マスターファンドは、その資産を金先物を含む様々な先物に投資し、また金現物にも投資することができる。マスターファンドの株式は、「マスター・フィーダー」構造の一部として、スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(以下、「フィーダー・ファンド」という。)に販売されている。フィーダー・ファンドは、複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分)、クラスB参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分)、及びクラスC参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオCの持分)。2017年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオA、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオB及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオCは、マスターファンドのそれぞれ44.32%、16.43%、及び1.60%を保有していた。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会(以下、「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下、「ASC」という。)に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「GAAP」という。)に従って作成されている。マスターファンドはGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス-投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。マスターファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(b) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(c) 先渡契約

未決済先渡契約は、契約価格と、該当する公表フォワード・レートとの差額として計算された市場価値にて計上される。実現損益と未実現損益の変動額は損益計算書に計上される。

(d) 公正価値による投資の評価 - 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2015年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の要約である。

資産	合計	レベル1	レベル2
未決済先物契約に係る未実現利益	908,489	908,489	-
未決済先渡契約に係る未実現利益	42,121	-	42,121
合計	\$ 950,610	908,489	42,121

負債	合計	レベル1	レベル2
未決済先物契約に係る未実現損失	(482,535)	(482,535)	-
未決済先渡契約に係る未実現損失	(45,044)	-	(45,044)
合計	\$ (527,579)	(482,535)	(45,044)

(e) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(f) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

マスターファンドは投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益(損失)及び未実現利益(損失)の変動に含まれる。

(g) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、マスターファンドは、税制優遇措置置法第6条の規定に従って、2024年10月26日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

マスターファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。マスターファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣はマスターファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(h) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各分別ポートフォリオに配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(i) 相殺

金融資産及び負債(未決済先物契約に係る未実現損益を含む。)は、マスターファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、マスターファンドは相殺の要件を満たしていない。

3. ブローカーに対する債権及び債務

ブローカーに対する債権及び債務には、ADMインベスター・サービス・インク及びINTL・FCストーン・ファイナンシャル・インクに預けている現金残高が含まれ、未決済先物契約及び先渡契約に関して担保として差し入れられている証拠金3,670,504米ドルが含まれる。2017年12月31日現在、ブローカーに対する債権・債務には、未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、マスターファンドは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。マスターファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、マスターファンドは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金(担保)が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

マスターファンドは先渡契約を締結している。先渡契約の場合、契約期間終了時まで様々な契約相手先について未実現評価益に係る信用リスク(但し担保分を除いた額)を内包する。マスターファンドは、先渡契約については、取引を信用に値する契約相手先に限定することにより信用リスクの軽減を図っている。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接関連していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。マスターファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、マスターファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いいため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動がマスターファンドに多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、マスターファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドに投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下、「投資顧問会社」という。)が、マスターファンドの投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

マスターファンドは様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

マスターファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2017年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2017年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び未決済先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表は、デリバティブに関する実現損益及び未実現損益を契約種類ごとに示しており、当該金額は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現損益並びに投資及び外貨に係る未実現損益の変動に含まれている。

また下表は、2017年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

	デリバティブ	想定元本	デリバティブ	想定元本	未実現損益	実現損益
	資産	米ドル	負債	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
債券先物	60,416	15,905,562	(133,326)	46,327,755	(106,141)	170,823
通貨	139,192	11,328,093	(9,747)	1,096,789	168,404	(59,765)
エネルギー	138,324	3,713,037	(57,940)	953,990	25,362	62,092
食品 / 繊維 / 木材 / ゴム	57,992	5,013,428	(127,779)	3,106,536	(71,329)	47,037
インデックス	270,533	29,300,089	(81,525)	5,915,787	46,480	4,015,853
畜類	200	57,420	(1,930)	194,480	95,100	(119,370)
金属	111,138	3,084,663	(70,288)	1,790,581	106,116	47,988
金	130,694	3,813,483	-	-	521,872	573,869
合計	908,489	72,215,775	(482,535)	59,385,918	785,864	4,738,527
	デリバティブ	想定元本	デリバティブ	想定元本	未実現利益	実現損益
	資産	米ドル	負債	米ドル	米ドル	米ドル
	米ドル		米ドル			
先渡契約						
外国為替	42,121	3,397,855	(45,044)	4,524,100	18,538	(64,258)
合計	42,121	3,397,855	(45,044)	4,524,100	18,538	(64,258)

2017年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるマスターファンドのデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授権株式：

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式5,000,000株	50,000米ドル
--------------------------------	-----------

 株式数

参加型株式：

期首残高	10,168.24
期中の発行	3,961.01
期中の買戻し	(6,994.84)
期末残高	7,134.41

参加型株式

参加型株式には議決権が与えられており、各暦月の最初の営業日又は取締役会の定める日に、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができる。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

マスターファンドが解散する際、分別ポートフォリオ及び一般資産は、それぞれ分別ポートフォリオ債権者及び一般債権者の債権に対して支払われる。一般資産の残高がある場合は、各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

7. 公正価値

2017年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金並びに未払金及び未払費用を含むマスターファンドの一部の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

未決済先渡契約への投資は、デリバティブ契約締結日の公正価値にて初めて認識される。先渡契約の公正価値の変動から増価又は減価が生じたときは、直接損益計算書に反映される。当初計測の後は先渡契約は公正価値にて計測される。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

8. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、マスターファンドはエイペックス・ファンド・サービシーズ(マルタ)リミテッド、ルクセンブルグ支店(以下、「当管理会社」という)に対し、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.06%、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルから1億米ドルの間の場合は年率0.035%、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米

ドル超の場合は年率0.01%の事務管理報酬を毎週後払いで支払っており、最低事務管理報酬は27,775米ドルである。

2017年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は2,359米ドルである。

9. 財務ハイライト

	米ドル
1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)⁽¹⁾ :	
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	1,137.06
投資事業による利益 :	
正味投資損失	(10.07)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現利益の変動	693.96
投資事業による利益合計	683.89
期末の1株当たり純資産価額	1,820.95
総利回り⁽²⁾	60.15%
補足情報 :	
平均純資産比率	
費用	(0.87)%
正味投資損失	(0.71)%

1. 期中平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

10. 関連当事者間取引

2017年12月31日現在、マスターファンドの参加型株式2,686.28株が関連当事者によって保有されている。

ファンドはスーパーファンドの投資会社グループの一部である関連プライベート投資ファンドへの投資を実行した。投資売却収入は2,221,759米ドルであり、投資に係る実現利益は11,835米ドルであった。2017年12月31日現在、このような投資は保有していない。

11. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2018年5月23日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2017年12月31日より後に、約1,906,333米ドルの申込みが処理されており、このうち、事前に受領した金額はなかった。また、約1,306,569米ドルの買戻しが処理されており、このうち219,458米ドルが期末日現在において未払いとなっていた。

[次へ](#)

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND A

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

	Note	
Assets		
Investment in Master Fund Segregated Portfolio A	3	237,106,791
Receivable from Master Fund Segregated Portfolio A		660,092
Cash		2,540
Cash denominated in foreign currencies (Cost: ¥5,709,787)		5,627,728
Other assets		990,523
		244,387,674
Liabilities		
Redemption payable		473,448
Accounts payable and accrued expenses	5,8,9,10	1,091,123
		1,564,571
Net assets		¥ 242,823,103
Net assets per Series 1 Unit based on 2,581,803 units outstanding		
expressed in Japanese Yen		¥ 94.05
expressed in ounces of gold		Oz 0.001

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND A

Statement of Operations

Year ended December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund Segregated Portfolio A		
Interest income		229,352
Expenses		(14,953,961)
		(14,724,609)
Sub-Fund expenses		
Trustee fees	9	951,462
Agent member company fees	8	1,260,683
Administration fees	10	678,336
Professional fees		794,637
Management fees	5	251,929
Other expenses		3,004,468
		6,941,515
Net investment loss		(21,666,124)
Sub-Fund realized and movement in unrealized loss on foreign currency		
Net realized loss on foreign currency		(516,935)
Movement in unrealized loss on foreign currency		(144,642)
		(661,577)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency allocated from Master Fund Segregated Portfolio A		
Net realized gain on investments and foreign currency		59,620,689
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		5,294,201
		64,914,890
Net increase in net assets resulting from operations		¥ 42,587,189

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND A

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

Operations	
Net investment loss	(21,666,124)
Net realized gain on investments and foreign currency	59,103,754
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency	5,149,559
	<u>42,587,189</u>
Capital transactions	
Redemption of units	(45,294,693)
	<u>(45,294,693)</u>
Decrease in net assets for year	(2,707,504)
Net assets at beginning of year	245,530,607
Net assets at end of year	¥ 242,823,103

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND B

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

	Note	
Assets		
Investment in Master Fund Segregated Portfolio B	3	279,976,474
Cash		12,326
Cash denominated in foreign currencies (Cost: ¥5,971,514)		5,678,001
Due from Superfund Green One Japan		3,590,000
Other assets		993,921
		290,250,722
Liabilities		
Subscription received in advance		3,590,000
Redemptions payable		803,236
Accounts payable and accrued expenses	5,8,9,10	1,140,237
		5,533,473
Net assets		¥ 284,717,249
Net assets per Series 1 Unit based on 2,754,878 units outstanding		
expressed in Japanese Yen		¥ 103.35
expressed in ounces of gold		Oz 0.001

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND B

Statement of Operations

Year ended December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund Segregated Portfolio B		
Interest income		344,850
Expenses		(16,449,703)
		(16,104,853)
Sub-Fund expenses		
Trustee fees	9	951,462
Agent member company fees	8	1,331,204
Administration fees	10	678,336
Professional fees		802,408
Management fees	5	266,025
Other expenses		3,088,524
		7,117,959
Net investment loss		(23,222,812)
Sub-Fund realized and movement in unrealized loss on foreign currency		
Net realized loss on foreign currency		(83,936)
Movement in unrealized loss on foreign currency		(317,042)
		(400,978)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency allocated from Master Fund Segregated Portfolio B		
Net realized gain on investments and foreign currency		86,523,129
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		4,693,959
		91,217,088
Net increase in net assets resulting from operations	¥	67,593,298

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND B

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

Operations	
Net investment loss	(23,222,812)
Net realized gain on investments and foreign currency	86,439,193
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency	4,376,917
	<hr/>
	67,593,298
Capital transactions	
Redemption of units	(27,565,549)
	<hr/>
	(27,565,549)
Increase in net assets for year	<hr/>
	40,027,749
Net assets at beginning of year	244,689,500
	<hr/>
Net assets at end of year	<hr/>
	284,717,249

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

1. Incorporation and principal activity

Superfund Green Gold Japan (the "Trust") was established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed (the "Trust Deed") executed by UBS Fund Services (Cayman) Ltd. (the "Retiring Trustee") and Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the "Manager"). The Trust was formed under the Trusts Law of the Cayman Islands pursuant to the Trust Deed on June 5, 2009, and was registered on June 29, 2009 under Section 4(1) (b) of the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. Pursuant to a Deed of Retirement, Appointment and Variation, effective May 8, 2015 Harneys Fiduciary (Cayman) Limited (the "Trustee"), formerly known as Harneys Trustees (Cayman) Limited, has been appointed to be the trustee of the Trust. The Trustee provides the principal place of business for the Trust in the Cayman Islands.

The Trust is structured as an open-ended umbrella fund and has established Sub-Fund A and Sub-Fund B (each a "Sub-Fund"). Each Sub-Fund represents a separate pool of assets and liabilities which are managed separately from the other Sub-Fund. Sub-Fund A and Sub-Fund B are part of "master-feeder" structure, whereby they invest substantially all of their assets in the segregated portfolios of Superfund Green Gold SPC (the "Master Fund"), a Cayman Islands exempted Company.

The Master Fund is part of a "master-feeder" structure whereby it invests substantially all of its assets in Superfund Green Gold Master Segregated Portfolio of Superfund Green Gold Master SPC (the "Ultimate Master"), a Cayman Islands exempted company. The Ultimate Master's objective is long-term capital appreciation through the use of technical analysis. The Ultimate Master invests its assets in a variety of futures contracts, including gold futures, and may also invest in physical gold.

As at December 31, 2017, Sub-Fund A and Sub-Fund B held all of the outstanding Class A JPY Participating Shares of the Master Fund's Segregated Portfolio A and Class B JPY Participating Shares of the Master Fund's Segregated Portfolio B, respectively.

The Manager has appointed Superfund Japan Co. Ltd. (the "Distributor"), as the Agent Member Company for the Trust in Japan pursuant to an Agent Member Company Agreement. The Agent Member Company is responsible for publicizing the net asset value per unit and submitting the financial statements to Japan Securities Dealers Association ("JSDA"). The Trust's annual audited financial statements are included in the Annual Securities Report and Securities Registration Statement and filed with the Kanto Local Finance Bureau, as part of Japanese filing requirements.

The accompanying financial statements of the Master Fund and the Ultimate Master are included in this report and should be read in conjunction with the Trust's financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

2. Significant accounting policies

The financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("GAAP") as detailed in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC"). The Trust qualifies as an investment company under GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in FASB ASC 946, *Financial Services – Investment Companies*. The significant accounting policies adopted by the Trust are as follows:

(a) Use of estimates

The preparation of financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(b) Investments in the Master Fund's Segregated Portfolios

Investments in the Master Fund's Segregated Portfolios are accounted for on a trade date basis. Investments are initially measured at cost. Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value. Fair value is determined as the net assets attributable to the Trust, as reported by the Master Fund's administrator. Realized and unrealized gains and losses on investments are included in the statement of operations.

The valuation policy of the Master Fund's and Ultimate Master's investments are discussed in the notes to the Master Fund's and Ultimate Master's financial statements included in this report.

(c) Investment income and expenses

Each Sub-Fund records its proportionate share of the Master Fund's Segregated Portfolio's income, expenses and realized and unrealized gains and losses in its statement of operations weekly based on the value of its respective share of the net asset value of the Master Fund's Segregated Portfolio at the beginning of the period. In addition, each Sub-Fund also accrues its own income and expenses.

(d) Net asset value per unit

The net asset value per unit (the "NAV per unit") is expressed in both Japanese Yen and ounces of gold and calculated by dividing the net asset value of the relevant Sub-Fund attributable to a particular class by the number of units of that class outstanding then, for units expressed in ounces of gold, further dividing the value obtained by the London AM gold fixing per ounce price prevailing on the relevant valuation day.

(e) Interest income and expense

Interest income and expense are recorded on an accruals basis.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

2. Significant accounting policies (continued)*(f) Cash*

Cash is comprised of cash denominated in Japanese Yen and foreign currency due on demand as well as interest bearing deposits, all of which are considered to be highly liquid with original maturities of three months or less.

(g) Foreign currency

Assets and liabilities denominated or accounted for in foreign currencies are translated into Japanese Yen at the applicable exchange rates at the date of the statements of assets and liabilities. Foreign currency transactions are translated into Japanese Yen at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Realized and unrealized gains and losses arising from translation are included in the statement of operations.

The Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of investments held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments and foreign currency.

(h) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and, in accordance with the provisions of Section 6 the Tax Concessions Law, the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains until June 5, 2059. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

The Trust recognizes the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more-likely-than-not (i.e. greater than 50 percent) to be sustained assuming examination by a tax authority based on the technical merits of the position. The Trust analyzes all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for exam by taxing authorities, as defined by the statute of limitations in each jurisdiction.

Management has analyzed the Trust's tax positions, and has concluded that no liability for tax expenses or assets for tax benefits should be recorded in relation to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

(i) Allocation of income and expenses

Income and expenses that are identifiable with a particular Sub-Fund are allocated to or charged against the Sub-Fund in computing its net asset value. Other income and expenses are allocated pro-rata between the Sub-Funds or otherwise at the discretion of the Trustee.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

2. Significant accounting policies (continued)*(j) Redemptions payable*

Units redeemed at the option of the holder or the Trust are classified as redemptions payable when a redemption request has been received and the redemption amount has been determined.

(k) Subscriptions received in advance

Subscriptions received in advance are recognized when the subscription request and subscription amount have been received.

(l) Valuation of investments at fair value - definition and hierarchy

US GAAP establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels explained below:

Level 1: Valuations based on the unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that management has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 securities. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these securities does not entail a significant degree of judgment.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The fair value hierarchy for the investments held by the Master Fund and the Ultimate Master are disclosed in the notes to their respective financial statements, included elsewhere in this report.

3. Financial instruments

The Trust's investment in the Ultimate Master, via the Master Fund, indirectly exposes it to various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which the Ultimate Master invests.

The types of financial risk to which the Trust is exposed are market risk, credit risk and liquidity risk. Refer to the Ultimate Master's financial statements for information regarding financial risk to which the Trust is exposed.

Details of the investments held by the Ultimate Master, including a breakdown of the levels of their market price observability used in measuring investments at fair value, are disclosed in note 2 to the Ultimate Master's financial statements included elsewhere in this report.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in Japanese Yen)***4. Unitholders' capital**

	Number of shares
<i>Sub-Fund A</i>	
Series 1:	
Balance at beginning of year	3,091,483
Redeemed during year	(509,680)
	<u>2,581,803</u>
<i>Sub-Fund B</i>	
Series 1:	
Balance at beginning of year	3,054,638
Redeemed during year	(299,760)
	<u>2,754,878</u>

Each Sub-Fund is subject to a minimum investment amount for each series: for Sub-Fund A, the minimum amount for subscription is 5,000 units or more in increments of 100 units and for Sub-Fund B, the minimum amount for subscription is 10,000 units or more in increments of 100 units. The Distributor may, in consultation with the Manager, waive such minimums in whole or in part for certain subscriptions at their discretion.

The Trust maintains a separate account in respect of each series of units in order to calculate the net asset value of each series. A different series of units are issued on the issuing day and on each subsequent issuing day. All of the units shall, except as described in the Trust Deed, rank parri passu and have substantially the same rights, terms and conditions.

There is a sales charge applicable to subscriptions of units. The sales charges applicable to a particular investor's subscription is based upon the aggregate purchase price for the relevant subscription for each series by the investor (the "Purchase Amount"). The sales charges applicable to each subscription is an amount equal to the Purchase Amount for such subscription multiplied by a rate of up to 5.25% (5% without tax).

At such times as the Manager shall determine in consultation with the Trustee, the Manager may cause all or a part of units in all or a part of series of the relevant Sub-Fund to be consolidated into the initial series of that Sub-Fund. In case there may be resulting fractional units of less than the minimum denomination of the allotted series (1 unit) in such consolidation, the Manager shall determine a fair manner of consolidation upon due consultation with the Trustee and the Distributor.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

4. Unitholders' capital (continued)

The unitholders will generally be permitted to request to repurchase all or some of their units effective as at the last day of each month, by providing a prior written notice to the Distributor of the Trust. Any such repurchase will take place at the net asset value per unit, determined on the last day of a given month.

Where requests for repurchase of the units are made within twelve months of initial subscription or where a compulsory redemption is made by the Trust, a repurchase fee of two percent of the repurchase price may be charged by the Trust to the unitholder, at the sole discretion of the Manager. Such repurchase fee shall be for the benefit of the Trust.

In no event may a unitholder make a partial repurchase request that would result in such unitholder holding units that are less than the amount of the relevant minimum initial investment for each series, unless otherwise waived by the Manager in their sole discretion.

5. Management fees

The Trust's investment activities are managed by the Manager, a related party by virtue of common control. Under the terms of the Advisory Agreement, the Manager receives a management fee monthly in arrears at the rate of 0.1% per annum of the net asset value of each Sub-Fund.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017, are management fees payable of ¥61,402 for Sub-Fund A and ¥71,210 for Sub-Fund B.

6. Incentive fees

There are no incentive fees payable at the Sub-Fund level. The Master Fund pays incentive fees as disclosed in Note 8 of its financial statements, which are attached elsewhere in this report.

7. Distribution fees

There were no distribution fees payable in the Sub-Fund level for the year ended December 31, 2017. The Master Fund pays distribution fees as disclosed in Note 9 of its financial statements, which are attached elsewhere in this report.

8. Agent member company fees

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.5% per annum of the net asset value of each Sub-Fund.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017, are agency fees payable of ¥101,467 for Sub-Fund A and ¥119,069 for Sub-Fund B.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

9. Trustee fees

Effective May 8, 2015, Harneys Fiduciary (Cayman) Limited (the "Trustee") has been appointed to be the trustee of the Trust.

As defined in the Trust Deed, the Trust has agreed to pay the Trustee a fee of US\$8,500 per annum per Sub-Fund.

There were no trustee fees payable in the Sub-Fund A and B for the year ended December 31, 2017.

10. Administration fees

Under the terms of the Administration agreement, the Trust pays to Apex Fund Services (Malta) Limited, Luxembourg Branch (the "Administrator") a fee calculated at the last valuation day in each month in arrears at the rate of US\$505 per month for Sub - Fund A and B respectively.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017, are administration fees payable of US\$505 for Sub-Fund A and B respectively.

11. Related party transactions

The Manager and the Distributor are related parties by virtue of common control. Fees payable to the Manager and to the Distributor have not been set by arms-length negotiations.

12. Fair value

At December 31, 2017, the following methods and assumptions were used by management to estimate the fair value of each class of financial instruments. For certain of the Trust's financial instruments, including cash, cash denominated in foreign currency, redemptions payable and accounts payable and accrued expenses, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates. Refer to the Ultimate Master's financial statements for information in relation to fair value measurements classification of investments held by the Ultimate Master.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in Japanese Yen)***13. Financial highlights****Sub-Fund A (Series 1)****Per share operating performance (for a****Participating Share outstanding throughout the year)⁽¹⁾**

Net asset value per Participating Share at beginning of year	79.42
---	-------

Income from investment operations

Net investment loss	(7.38)
---------------------	--------

Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	22.01
--	-------

Total gain from investment operations	14.63
--	--------------

Net asset value per Participating Share at end of year	¥ 94.05
---	----------------

Total return⁽²⁾	18.42%
-----------------------------------	---------------

Supplemental data:**Ratio to average net assets**

Operating and other expenses	(8.69%)
------------------------------	---------

Net investment loss	(8.60%)
---------------------	---------

⁽¹⁾ Based on average units outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of unit subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in Japanese Yen)***13. Financial highlights (continued)****Sub-Fund B (Series 1)****Per share operating performance (for a****Participating Share outstanding throughout the year)⁽¹⁾**

Net asset value per Participating Share at beginning of year	80.10
---	-------

Income from investment operations

Net investment loss	(7.85)
---------------------	--------

Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	31.10
--	-------

Total gain from investment operations	23.25
--	--------------

Net asset value per Participating Share at end of year	¥ 103.35
---	-----------------

Total return⁽²⁾	29.03%
-----------------------------------	---------------

Supplemental data:**Ratio to average net assets**

Operating and other expenses	(8.86%)
------------------------------	---------

Net investment loss	(8.73%)
---------------------	---------

⁽¹⁾ Based on average units outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of unit subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in Japanese Yen)

14. Subsequent events

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 23, 2018 which is the date that the financial statements were available to be issued.

Subsequent to December 31, 2017, subscriptions of approximately ¥415,512,334 were processed of which ¥3,590,000 was received in advance. In addition, redemptions in the amount of approximately ¥20,618,984 were paid, of which ¥1,276,684 was payable at year-end.

On December 4, 2017 a letter was sent out to the unitholders of the Trust from the Trustee regarding the Manager's plans to consolidate a number of the Superfund fund structures which became effective on January 1, 2018.

On January 1, 2018 the Trust was renamed as Superfund Japan and Sub-Fund A was renamed as Superfund Green A Japan and Sub-Fund B was renamed as Superfund Green B Japan. The units currently held at December 31, 2017 in Series 1 of Sub-Fund A and Sub-Fund B respectively were transferred to Class Gold JPY of Superfund Green A Japan and Superfund Green B Japan on January 1, 2018.

As part of the consolidation of the fund structures the Trustee created two new Sub-Funds of the Trust on September 26, 2017, namely Superfund Blue Japan and Superfund Red Japan. The assets of the Superfund Blue Japan and Superfund Red Japan trusts were transferred to these new Sub-Funds of the Trust by way of an in specie redemption and subscription effective January 1, 2018. The assets of Superfund Green One Japan were also transferred to the Superfund Green B Japan sub-fund of the Trust by way of an in specie redemption and subscription effective January 1, 2018.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

	Note		
Assets			
Investment in Master Fund	4	5,757,226	
Redemption receivable from Master Fund		217,397	
Cash		3,046,539	
Cash denominated in foreign currencies (cost: \$2,314)		2,402	
Due from broker	3	2,755,450	
Unrealized gain on open futures contracts	2(f),4,5	39,160	
Other assets		79	
		11,818,253	
Liabilities			
Redemptions payable		203,317	
Accounts payable and accrued expenses	7,9,10,11	54,715	
		258,032	
Net assets		US\$	11,560,221
Net assets per Class A Participating Share, based on 6,820.43 shares outstanding			
expressed in United States dollars		US\$	845.47
expressed in ounces of gold		Oz.	0.65
Net assets per Class A2 Participating Share, based on 4,443.61 shares outstanding			
expressed in United States dollars		US\$	830.34
expressed in ounces of gold		Oz.	0.64
Net assets per Class A JPY Participating Share, based on 19,996.64 shares outstanding			
expressed in Japanese yen		JPY	11,857.34
expressed in ounces of gold		Oz.	0.08

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC- SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Condensed Schedule of Investments

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Expiration dates	Notional	Fair value
FUTURES CONTRACTS (0.34%)			
Gold (0.34%)	Feb-18	5,760,920	39,160
Total futures contracts		US\$	39,160

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2017
(stated in United States dollars)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund		
Income		6,353
Expenses		(35,834)
		(29,481)
Fund income		
Interest income		1,307
		1,307
Fund expenses		
Management fees	7	244,419
Distribution fees	9	146,707
Professional fees		8,735
Administration fees	10	9,696
Directors' fees		13,307
General and administrative expenses		38,259
		461,123
Net investment loss		(489,297)
Fund realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency		
Net realized gain on investments and foreign currency		320,874
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		166,463
		487,337
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency allocated from Master Fund		
Net realized gain on investments and foreign currency		1,697,098
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		213,311
		1,910,409
Net increase in net assets resulting from operations	US\$	1,908,449

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2017

(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(489,297)
Net realized gain on investments and foreign currency		2,017,972
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		379,774
		<u>1,908,449</u>
Capital transactions		
Proceeds from Participating Shares issued:		
Class A (USD)		4,221,436
Payments for redemptions of Participating Shares:		
Class A (USD)		(374,381)
Class A2 (USD)		(1,032,260)
Class A (JPY)		(463,505)
		<u>2,351,290</u>
Increase in net assets for year		<u>4,259,739</u>
Net assets at beginning of year	US\$	7,300,482
Net assets at end of year	US\$	<u>11,560,221</u>
Net assets at year end consist of:		
Class A (USD) Shares		5,766,467
Class A2 (USD) Shares		3,689,691
Class A (JPY) Shares		2,104,063
	US\$	<u>11,560,221</u>

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

	Note		
Assets			
Investment in Master Fund	4	2,134,724	
Cash		582,653	
Due from broker	3	109,130	
Unrealized gain on open futures contracts	2(f),4,5	4,450	
Other assets		26	
Total assets		2,830,983	
Liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	7,9,10,11	13,883	
		13,883	
Net assets		US\$ 2,817,100	
Net assets per Class B Participating Share, based on 402.85 shares outstanding expressed in United States dollars			
		US\$ 825.66	
expressed in ounces of gold			
		Oz. 0.64	
Net assets per Class B JPY Participating Share, based on 22,986.85 shares outstanding expressed in Japanese yen			
		JPY 12,179.85	
expressed in ounces of gold			
		Oz. 0.08	

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Condensed Schedule of Investments

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Expiration dates	Notional	Fair value
FUTURES CONTRACTS (0.16%)			
Gold (0.16%)	Feb-18	654,650	4,450
Total futures contracts		US\$	4,450

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2017
(stated in United States dollars)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund		
Income		3,121
Expenses		(17,349)
		(14,228)
Fund income		
Interest income		375
		375
Fund expenses		
Management fees	7	78,465
Distribution fees	9	47,096
Administration fees	10	7,272
Professional fees		2,827
General and administrative expenses		9,847
Directors' fees		4,307
		149,814
Net investment loss		(163,667)
Fund realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency		
Net realized gain on investments and foreign currency		46,348
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		23,447
		69,795
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency allocated from Master Fund		
Net realized gain on investments and foreign currency		829,227
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		113,935
		943,162
Net increase in net assets resulting from operations	US\$	849,290

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2017
(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(163,667)
Net realized gain on investments and foreign currency		875,575
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		137,382
		<u>849,290</u>
Capital transactions		
Payments for redemptions of Participating Shares:		
Class B (USD)		(54,008)
Class B (JPY)		(296,831)
		<u>(350,839)</u>
Increase in net assets for year		498,451
Net assets at beginning of year	US\$	2,318,649
Net assets at end of year	US\$	2,817,100
Net assets at end of year consist of:		
Class B (USD) Shares		332,616
Class B (JPY) Shares		2,484,484
	US\$	<u>2,817,100</u>

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO C**

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

	Note		
Assets			
Investment in Master Fund	4	207,889	
Redemption receivable from Master Fund		2,060	
Cash		49,730	
Other assets		71	
		<u>259,750</u>	
Liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	7,9,10,11	9,265	
		<u>9,265</u>	
Net assets		US\$	250,485
Net assets per Class C Participating Share, based on 394.56 shares outstanding			
expressed in United States dollars		US\$	634.85
expressed in ounces of gold		Oz.	0.49

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO C**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2017

(stated in United States dollars)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund		
Income		6,423
Expenses		(40,233)
		(33,810)
Fund expenses		
Management fees	7	143,749
Distribution fees	9	86,282
Professional fees		7,474
Administration fees	10	9,696
Directors' fees		11,386
General and administrative expenses		14,792
		273,379
Net investment loss		(307,189)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency allocated from Master Fund		
Net realized gain on investments and foreign currency		1,575,276
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		588,759
		2,164,035
Net increase in net assets resulting from operations	US\$	1,856,846

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO C**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2017
(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(307,189)
Net realized gain on investments and foreign currency		1,575,276
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		588,759
		<u>1,856,846</u>
Capital transactions		
Payment for redemptions of Participating Shares:		
Class C (USD)		(7,874,144)
		<u>(7,874,144)</u>
Decrease in net assets for year		(6,017,298)
Net assets at beginning of year	US\$	6,267,783
Net assets at end of year	US\$	250,485
Net assets at end of year consist of:		
Class C (USD) Shares		250,485
	US\$	<u>250,485</u>

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and principal activity

Superfund Green Gold SPC (the "Company") was incorporated as an exempted company under the Companies Law of the Cayman Islands on October 8, 2004 and was registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on September 28, 2005.

The Company's objective is long-term capital appreciation through the use of technical analysis. The assets of the Company can either be general assets or segregated portfolio assets. The assets attributable to a segregated portfolio comprise assets representing the share capital and reserves attributable to the segregated portfolio and other assets attributable to or held within that segregated portfolio. The general assets comprise the assets of the Company which are not segregated portfolio assets. Where a liability arises from a transaction in respect of a particular segregated portfolio and there are insufficient assets within that segregated portfolio, then there will be recourse to the general assets, but not to the assets of any other segregated portfolio.

The Company is a multi-class fund which has established separate and distinct portfolios of investments available to investors through the offering of Class A Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio A), Class B Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio B) and Class C Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio C), (collectively the "Funds").

The segregated portfolios are part of a "master-feeder" fund structure whereby they invest substantially all of their assets in the Superfund Green Gold Master Segregated Portfolio of Superfund Green Gold Master Fund SPC (the "Master Fund"), a Cayman Islands exempted limited company. The financial statements of the Master Fund, including the condensed schedule of investments, are included in this report and should be read in conjunction with the Company's financial statements.

At December 31, 2017, Superfund Green Gold Segregated Portfolio A ("Segregated Portfolio A"), Superfund Green Gold Segregated Portfolio B ("Segregated Portfolio B"), and Superfund Green Gold Segregated Portfolio C ("Segregated Portfolio C"), held 44.32%, 16.43% and 1.60% of the Master Fund, respectively.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies

The financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("GAAP") as detailed in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC"). The Company qualifies as an investment company under GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in FASB ASC 946, *Financial Services – Investment Companies*. The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

(a) Use of estimates

The preparation of financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(b) Investment in Master Fund

Investments in the Master Fund are accounted for on a trade date basis. Investments are initially measured at cost. Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value.

Fair value is determined as the net assets attributable to the Company, as a practical expedient, as reported by the Master Fund's administrator. Realized and movement in unrealized gains and losses on investments are included in the statement of operations. The valuation of the Master Fund's investments is discussed in the notes to the Master Fund's financial statements included in this report.

(c) Investment income and expenses

Each segregated portfolio records its proportionate share of the Master Fund's income, expenses and realized and movement in unrealized gains and losses in its statement of operations based on the value of its respective share of the net asset value of the Master Fund. In addition, each segregated portfolio also accrues its own income and expenses.

(d) Net asset value per share

The net asset value per share ("NAV per Share") is expressed in ounces of gold and calculated by dividing the net assets of the relevant segregated portfolio attributable to a particular class by the number of shares of that class outstanding then, for shares expressed in ounces of gold, further dividing the value obtained by the London AM gold fixing per ounce price.

(e) Futures contracts

Open futures contracts are carried at fair value calculated as the difference between the contract price and the market value based upon rates reported in published sources or those provided by the broker, if applicable rates are not readily available. Realized and movement in unrealized gains and losses are included in the statement of operations.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***2. Significant accounting policies (continued)***(f) Valuation of investments at fair value – definition and hierarchy*

US GAAP establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels explained below:

Level 1: Valuations based on the unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that management has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 securities. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these securities does not entail a significant degree of judgment.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The following table summarizes the valuation of the Company's investments based on the fair value hierarchy described above as at December 31, 2017.

Segregated Portfolio A	Total	Level 1	Level 2
Unrealized gain on open futures contracts	39,160	39,160	–
Total	US\$ 39,160	39,160	–

Segregated Portfolio B	Total	Level 1	Level 2
Unrealized gain on open futures contracts	4,450	4,450	–
Total	US\$ 4,450	4,450	–

(g) Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

(h) Foreign currency

Assets and liabilities denominated or accounted for in foreign currencies are translated into United States dollars at the applicable exchange rates at the date of the statement of assets and liabilities. Foreign currency transactions are translated into United States dollars at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Realized and movement in unrealized gains and losses arising from translation are included in the statement of operations.

The Company does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and movement in unrealized gain or loss from investments and foreign currency.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(i) Taxation*

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and in accordance with the provisions of section 6 of the Tax Concessions Law, the Company has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains until November 16, 2024. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

The Company recognizes the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more-likely-than-not (i.e. greater than 50-percent) to be sustained assuming examination by a tax authority based on the technical merits of the Position. The Company analyzes all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for examination by taxing authorities, as defined by the statute of limitations in each jurisdiction.

Management has analyzed the Company's tax positions and has concluded that no liability for unrecognized tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

(j) Allocation of income and expenses

Income and expenses that are identifiable with a particular segregated portfolio are allocated to or charged against the segregated portfolio in computing its net asset value. Other income and expenses are allocated pro-rata between the segregated portfolios or otherwise at the discretion of the Directors.

(k) Redemptions payable

Shares redeemed at the option of the holder or the Company are classified as redemptions payable when a redemption request has been received and the redemption amount determined.

(l) Offsetting

Financial assets and liabilities including unrealized gain or loss on open futures contracts are offset and the net amount is reported in the statement of assets and liabilities when the Company has a legally enforceable right to offset the recognized amounts and the transactions are intended to be settled on a net basis or simultaneously. The Company did not meet the requirements for offsetting during the year.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

3. Due from broker

Due from broker includes cash balances maintained at ADM Investor Services, Inc., net of amounts due for unsettled trades in securities and includes margin cash of US\$193,600 for Segregated Portfolio A and US\$22,000 for Segregated Portfolio B pledged as collateral against open future contracts. At December 31, 2017 due from broker included amounts receivable and payable for unsettled trades for Segregated Portfolio A and Segregated Portfolio B of US\$ nil and US\$ nil respectively.

4. Financial instruments*Market risk, credit risk and liquidity risk*

In the normal course of its business, the Company purchases and sells various financial instruments which may result in both market and credit risks, the amount of which is not apparent from the financial statements.

Market risk is the risk that changes in interest rates, foreign exchange rates or equity and commodity prices will affect the positions held by the Company. The Company is exposed to market risk on financial instruments held directly as well as by the Master Fund that are valued at market prices.

As part of its investment strategy, the Company enters into futures contracts. Futures contracts are traded on organized exchanges and require initial margin (collateral) in the form of cash or marketable securities. The initial margin is adjusted to reflect changes in the value of the futures contracts which is marked to market on a daily basis. Holders of futures contracts look to the exchange for performance under the contract and not to the entity holding the offsetting futures position.

Market risks arise due to the possible movement in foreign exchange rates, indices, commodities and securities' values underlying these instruments. Other market risks include the possibility that a change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies, commodities or stock indices. Certain risks exist when trading in futures contracts as they may increase the total return of the Company's investments, but may also entail greater than ordinary investment risks.

Futures markets are highly volatile and are influenced by factors such as changing supply and demand relationships, governmental programmes and policies, national and international political and economic events and changes in interest rates. In addition, because of the low margin deposits normally required in futures trading, a high degree of leverage may be typical of a futures trading account.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

4. Financial instruments (continued)*Market risk, credit risk and liquidity risk (continued)*

As a result, a relatively small price movement in a futures contract may result in substantial losses to the trader. Futures trading may also be illiquid. Certain futures exchanges do not permit trading in particular futures contracts at prices that represent a fluctuation in price during a single day's trading beyond certain set limits. If prices fluctuate during a single day's trading beyond those limits, the Company could be prevented from promptly liquidating unfavourable positions and thus be subject to substantial losses.

Credit risk is the risk of counterparty default. Credit risk is generally higher when a non-exchange traded financial instrument is involved because the counterparty for non-exchange traded financial instruments is not backed by an exchange clearing house. The Company's investment in the segregated portfolio of the Master Fund is not exchange traded.

As part of its investment strategy, the Master Fund utilizes leverage. The concept of leveraging is based on the premise that the Master Fund's cost of borrowing will be at rates that normally will be lower than the rate of return earned on the investments it holds. While the use of leverage may increase the returns on equity capital invested by the Master Fund, the use of leverage also increases the risk of loss of such capital.

Superfund Capital Management Inc. (the "Investment Adviser") acts as the investment adviser of the Company. The Investment Adviser has internal guidelines and limits to maintain levels of leverage.

The Company's investment in the Master Fund indirectly exposes it to various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which the Master Fund invests.

The types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit risk and liquidity risk. Refer to note 4 of the Master Fund's financial statements for information regarding financial risk to which the Company is exposed.

The Master Fund maintains positions in a variety of derivative and non-derivative financial instruments as dictated by its investment management strategy. The Master Fund's investment portfolio as at December 31, 2017 is comprised of futures and forwards.

The investment in the Master Fund is recorded at fair value and is based on the net assets attributable to the Master Fund as reported by the Master Fund's administrator. The Master Fund records its proportionate share of the Master Fund's income, expenses, and realized and unrealized gains and losses.

Details of the investments held by the Master Fund, including a breakdown of the levels of their market price observability used in measuring investments at fair value, are disclosed in the notes to the Master Fund's financial statements which are attached.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***5. Derivative contracts**

The Company transacts in gold futures contracts for trading purposes and hence its primary risk exposure is gold prices. Investments in derivative contracts are subject to additional risks that can result in a loss of all or part of an investment.

The Company records its derivative activities on a mark-to-market basis. Fair values are determined by using quoted market prices. Refer to note 5 of the Master Fund's financial statements for details of the derivative contracts held by the Master Fund as at December 31, 2017, including the gains and losses on these contracts for the year ended December 31, 2017.

The fair value amounts of gold future contracts as at December 31, 2017 has been included in the condensed schedules of investments. The table below indicates the gains and losses on gold futures, as included in net realized gain/(loss) on investments and foreign currency and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency within the statements of operations for the year ended December 31, 2017:

	Assets derivatives	Notional amounts	Unrealized gain/loss	Realized gain/loss
Futures contracts				
Segregated Portfolio A	39,160	5,760,920	172,240	302,480
Segregated Portfolio B	4,450	654,650	25,240	43,410
	43,610	6,415,570	197,480	345,890

The derivative instruments held as at December 31, 2017 and their effect on the statement of operations are indicative of the volume of derivative activity of the Company during the period.

6. Share capital

Authorized:

100 Founder Shares of US\$0.01 each	1
4,999,900 Participating Shares of US\$0.01 each	49,999
	US\$ 50,000

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

6. Share capital (continued)

	Number of shares
Issued and fully paid:	
Founder Shares	1
<i>Segregated Portfolio A</i>	
Class A Participating Shares:	
Balance at beginning of year	2,219.30
Issued during year	5,092.63
Redeemed during year	(491.50)
Balance at end of year	6,820.43
<i>Segregated Portfolio A</i>	
Class A2 Participating Shares:	
Balance at beginning of year	5,799.15
Redeemed during year	(1,355.54)
Balance at end of year	4,443.61
<i>Segregated Portfolio A</i>	
Class A JPY Participating Shares:	
Balance at beginning of year	24,692.16
Redeemed during year	(4,695.52)
Balance at end of year	19,996.64
<i>Segregated Portfolio B</i>	
Class B Participating Shares:	
Balance at beginning of year	477.89
Redeemed during year	(75.04)
Balance at end of year	402.85
<i>Segregated Portfolio B</i>	
Class B JPY Participating Shares:	
Balance at beginning of year	26,091.35
Redeemed during year	(3,104.50)
Balance at end of year	22,986.85
<i>Segregated Portfolio C</i>	
Class C Participating Shares:	
Balance at beginning of year	14,328.18
Redeemed during year	(13,933.62)
Balance at end of year	394.56

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***6. Share capital (continued)***Founder Shares*

Founder Shares may only be issued at par value and are not redeemable at the option of the holder. They carry one vote per share and confer on the holder thereof rights in a winding up as described below, but confer no other right to participate in the profits or assets of the Company. At December 31, 2017, the Company's Founder Shares were held by a shareholder of the Investment Adviser.

Participating Shares

Classes A, A2, B, and C Participating Shares are issued on a weekly basis at the relevant net asset value per share. There is a Japanese yen ("JPY") share class in Segregated Portfolios A and B, all other share classes are denominated in United States dollars. Subscriptions for Classes A, B, and C Participating Shares are accepted in United States dollars, Japanese yen, Euro or Swiss francs, however, the Company converts subscription payments received to United States dollars or Japanese yen (as the case may be).

The minimum initial subscription which is accepted by the Company in respect of USD share class is US\$5,000 for Class A Participating Shares, US\$20,000 for Class A2 Participating Shares, US\$50,000 for Class B Participating Shares and US\$100,000 for Class C Participating Shares. The minimum initial subscription which is accepted by the Company in respect of JPY share classes is JPY500,000 for Class A Participating Shares, and JPY5,000,000 for Class B Participating Shares.

The Directors may in its sole discretion accept initial subscriptions in lesser amounts. Participating Shares are redeemable at the net asset value per share of their respective segregated portfolio on the last business day before each Wednesday or, in the last week of each month, the last business day of the month, or such other day as the Directors may from time to time determine, and are non-voting except for matters allowed by the articles of association. Holders of Participating Shares are entitled to receive all dividends and are paid in proportion to the amounts paid up on shares held by them respectively.

The rights attached to any shares may be varied with the consent in writing of all the holders of the issued shares of the segregated portfolio, or with the sanction of a special resolution passed by three fourths of the votes cast at a meeting of the holders of the shares of that segregated portfolio.

On a winding up of the Company, segregated portfolio and general assets will be applied first in satisfaction of claims of the segregated portfolio creditors and general creditors, respectively. The balance of general assets, if any, will be used to repay the nominal paid-in capital on the Founder Shares, with any balance transferred to the segregated portfolios in proportion to the net asset value of each segregated portfolio.

The assets of each segregated portfolio will be paid to the shareholders of the respective segregated portfolio in proportion to the number of shares held. If there is more than one class of Participating Shares in a segregated portfolio, the assets of the segregated portfolio will be allocated pro rata to each class according to the relative net asset values and then paid to the shareholders in proportion to the number of Participating Shares of the relevant class held.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

6. Share capital (continued)*Participating Shares (continued)*

At December 31, 2017, 136.17, 19,996.63 and 22,986.85 of Class A, Class A (JPY) and Class B (JPY) Participating Shares were held by related parties.

7. Management fees

The Company's investment activities are managed by the Investment Adviser, a related party by virtue of common control. Under the terms of the Investment Advisory Agreement, the Investment Adviser receives a management fee monthly in arrears at the rate of 3% per annum of the net asset value of each segregated portfolio's Participating Shares.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017 are management fees payable of US\$27,049 for Segregated Portfolio A, US\$6,502 for Segregated Portfolio B and US\$583 for Segregated Portfolio C.

8. Incentive fees

The Investment Adviser is also entitled to receive an incentive fee of 20% of the increase in the NAV per Share of Segregated Portfolio A, 25% of the increase in the NAV per Share of Segregated Portfolio B, and 30% of the increase in the NAV per Share of Segregated Portfolio C above the previous high watermarks, as defined in the Investment Advisory Agreement in force at year end, of the respective share class. Incentive fees are calculated based on the net asset value after all other fees and expenses of the segregated portfolios and are payable monthly.

As at December 31, 2017 there were no incentive fees paid or payable for Segregated Portfolios A, B and C.

9. Distribution fees

Superfund Distribution and Investment, Inc. (the "Distributor"), a related party by virtue of common control, acts as distributor of the Company's shares and is entitled to a distribution fee monthly in arrears at the rate of 1.8% per annum of the net asset value of each segregated portfolio's Participating Shares.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017 are distribution fees payable of US\$16,235 for Segregated Portfolio A, US\$3,902 for Segregated Portfolio B and US\$350 for Segregated Portfolio C.

The Distributor is entitled, at the discretion of the Directors, to receive a subscription charge of up to 7% of each subscription.

As at December 31, 2017, there were no subscription fees payable for segregated portfolios A, B and C.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

10. Administration fees

Under the terms of the Administration agreement, the Company pays to Apex Fund Services (Malta) Limited, Luxembourg Branch (the "Administrator") a fee calculated at the last valuation day in each month in arrears at the rate of US\$808 per month for Segregated Portfolio A, US\$606 per month for Segregated Portfolio B and US\$808 per month for Segregated Portfolio C.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017, are administration fees payable of US\$824, US\$618 and US\$824 for Segregated Portfolios A, B and C respectively.

11. Share redemption fees

At the discretion of the Directors, when a redemption of Class A, Class B or Class C Participating Shares is made within twelve months of the initial subscription or any compulsory redemption is made by the Directors, a redemption charge of 2% of the redemption price may be charged and paid to the Investment Adviser.

At the discretion of the Directors, when a redemption of Class A2 Participating Shares is made or any compulsory redemption is made by the Directors, a redemption charge of the redemption price may be charged and paid to the Investment Adviser as follows:

- redemption is made less than 12 months from initial subscription, 5% redemption charge
- redemption is made less than 24 months from initial subscription, 4% redemption charge
- redemption is made less than 36 months from initial subscription, 3% redemption charge
- redemption is made less than 48 months from initial subscription, 2% redemption charge
- redemption is made less than 60 months from initial subscription, 1% redemption charge
- redemption is made greater than 60 months from initial subscription, no redemption charge

At December 31, 2017, there were US\$211 redemption fees payable for Segregated Portfolio A. There were no redemption fees payable for Segregated Portfolio B and C.

12. Related party transactions

The Investment Advisor and the Distributor are related parties by virtue of common control. The fees payable to the Investment Adviser and the Distributor have not been set by arms-length negotiations. The incentive fee payable to the Investment Adviser may create an incentive to make investments which are riskier or more speculative than would be the case in the absence of such an arrangement.

The Fund invested into an affiliated private investment fund, which is part of the Superfund group of investment companies. The proceeds for the selling of the investment were US\$3,021,700 for Segregated Portfolio A and US\$303,150 for Segregated Portfolio B and the realized gain on investment was US\$19,110 for Segregated Portfolio A and US\$1,917 for Segregated Portfolio B. There were no holdings of such investment as at December 31, 2017.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

13. Fair value

At December 31, 2017, the following methods and assumptions were used by management to estimate the fair value of each class of financial instruments. For certain of the Company's financial instruments, including cash, accounts payable and accrued expenses and redemptions payable, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

Open futures contract positions are recorded at market values based on quoted market prices or dealer quotes and therefore, the carrying amount approximates fair value.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgment and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates. Refer to the notes of the Master Fund's financial statements for information in relation to fair value measurement classification of the investments held by the Master Fund.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights**

Segregated Portfolio A – Class A	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per share at beginning of year	664.43
Income from investment operations	
Net investment loss	(46.41)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	227.45
Total gain from investment operations	181.04
Net asset value per share at end of year	US\$ 845.47
Total return ⁽²⁾	27.25%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(6.14)%
Net investment loss	(6.04)%

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio A – Class A2	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per share at beginning of year	652.53
Income from investment operations	
Net investment loss	(44.45)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	222.26
Total gain from investment operations	177.81
Net asset value per share at end of year	US\$ 830.34
Total return ⁽²⁾	27.25%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(6.11)%
Net investment loss	(6.01)%

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio A – Class A JPY	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per share at beginning of year	9,671.37
Income from investment operations	
Net investment loss	(633.08)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	2,819.05
Total gain from investment operations	2,185.97
Net asset value per share at end of year	JPY 11,857.34
Total return ⁽²⁾	22.60%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(6.12)%
Net investment loss	(6.02)%

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio B – Class B	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per share at beginning of year	595.54
Income from investment operations	
Net investment loss	(43.76)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	273.88
Total gain from investment operations	230.12
Net asset value per share at end of year	US\$ 825.66
Total return ⁽²⁾	38.64%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(6.40)%
Net investment loss	(6.26)%

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio B – Class B JPY	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per share at beginning of year	9,121.17
Income from investment operations	
Net investment loss	(643.48)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	3,702.16
Total gain from investment operations	3,058.68
Net asset value per share at end of year	JPY 12,179.85
Total return ⁽²⁾	33.53%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(6.39)%
Net investment loss	(6.26)%

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio C – Class C	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per share at beginning of year	437.44
Income from investment operations	
Net investment loss	(32.37)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	229.78
Total gain from investment operations	197.41
Net asset value per share at end of year	US\$ 634.85
Total return ⁽²⁾	45.13%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(6.46)%
Net investment loss	(6.33)%

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.**15. Subsequent events**

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 23, 2018, which is the date the financial statements were available to be issued.

Subsequent to December 31, 2017, subscriptions of approximately \$1,806,942 were processed. In addition, redemptions in the amount of approximately \$757,437 were paid, of which \$203,317 was payable at year-end.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

	Note	
Assets		
Cash		2,067,063
Due from brokers	3	45,257,081
Unrealized gain on open futures contracts	2(d),4,5	908,489
Unrealized gain on open forward contracts	2(d),4,5	42,121
Other assets		176
		48,274,930
Liabilities		
Due to brokers	3	34,518,800
Unrealized loss on open futures contracts	2(d),4,5	482,535
Unrealized loss on open forward contracts	2(d),4,5	45,044
Redemption payable		219,458
Accounts payable and accrued expenses	8	17,672
		35,283,509
Net assets		US\$ 12,991,421
Net assets per Participating Shares, based on 7,134.41 shares outstanding		US\$ 1,820.95

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Condensed Schedule of Investments

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FUTURES CONTRACTS (7.00%)			
Bond futures (0.47%)	March 2018	15,905,562	60,416
Currencies (1.07%)	March 2018	11,328,093	139,192
Energy (1.06%)	January - December 2018	3,713,037	138,324
Food/Fibers/Lumber/Rubber (0.45%)	February - May 2018	5,013,428	57,992
Index (2.08%)	January - March 2018	29,300,089	270,533
Livestock (0.00%)	February 2018	57,420	200
Metals (0.86%)	March 2018	3,084,663	111,138
Gold (1.01%)	February - October 2018	3,813,483	130,694
Unrealized gain on futures contracts		US\$	908,489
Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FUTURES CONTRACTS (-3.72%)			
Bond futures (-1.03%)	March 2018	46,327,755	(133,326)
Currencies (-0.08%)	March 2018	1,096,789	(9,747)
Energy (-0.45%)	February - May 2018	953,990	(57,940)
Food/Fibers/Lumber/Rubber (-0.98%)	March 2018	3,106,536	(127,779)
Index (-0.63%)	January - March 2018	5,915,787	(81,525)
Livestock (-0.01%)	February 2018	194,480	(1,930)
Metals (-0.54%)	March - October 2018	1,790,581	(70,288)
Unrealized loss on futures contracts		US\$	(482,535)

See accompanying notes to financial statements

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Condensed Schedule of Investments (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FORWARD CONTRACTS			
(0.32%)			
Foreign exchange (0.32%)	March 2018	3,397,855	42,121
Unrealized gain on forward contracts			42,121
Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FORWARD CONTRACTS			
(-0.35%)			
Foreign exchange (-0.35%)	March 2018	4,524,100	(45,044)
Unrealized loss on forward contracts			(45,044)

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2017
(stated in United States dollars)

	Note	
Income		
Interest income		18,182
		18,182
Expenses		
Administration fees	8	27,775
Other expenses		21,865
Professional fees		14,277
Interest expense		16,912
Directors' fees		20,000
		100,829
Net investment loss		(82,647)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency		
Net realized gain on investments and foreign currency		4,468,139
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		912,553
		5,380,692
Net increase in net assets resulting from operations	US\$	5,298,045

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2017

(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(82,647)
Net realized gain on investments and foreign currency		4,468,139
Movement in unrealized gain on investments and foreign currency		912,553
		<u>5,298,045</u>
Capital transactions		
Proceeds from issue of Participating Shares		6,740,271
Payments for redemption of Participating Shares		(10,608,774)
		<u>(3,868,503)</u>
Increase in net assets for year		<u>1,429,542</u>
Net assets at beginning of year	US\$	11,561,879
Net assets at end of year	US\$	<u>12,991,421</u>

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and principal activity

Superfund Green Gold Master SPC (the “Master Fund”) was incorporated as an exempted company under the Companies Law of the Cayman Islands on September 6, 2004 and was registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on June 12, 2013.

The Master Fund’s objective is long-term capital appreciation through the use of technical analysis. The Master Fund invests its assets in a variety of futures contracts, including gold futures, and may also invest in physical gold.

The assets of the Master Fund can either be general assets or segregated portfolio assets. The assets attributable to a segregated portfolio comprise assets representing the share capital and reserves attributable to the segregated portfolio and other assets attributable to or held within that segregated portfolio. The general assets comprise the assets of the Master Fund which are not segregated portfolio assets. Where a liability arises from a transaction in respect of a particular segregated portfolio and there are insufficient assets within that segregated portfolio, then there will be recourse to the general assets, but not to the assets of any other segregated portfolio. The Master Fund had no general assets at December 31, 2017.

At December 31, 2017, the Master Fund had one segregated portfolio which was established in 2006, the Superfund Green Gold Master Segregated Portfolio. The Master Fund invests its assets in a variety of futures, including gold futures and also may invest in physical gold. The Master Fund’s shares are offered to Superfund Green Gold SPC (the “Feeder Fund”) as part of a “master-feeder” structure. The Feeder Fund is a multi-class fund which has established separate and distinct portfolios of investments available to investors through the offering of Class A Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio A), Class B Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio B) and Class C Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio C). At December 31, 2017, Superfund Green Gold Segregated Portfolio A, Superfund Green Gold Segregated Portfolio B and Superfund Green Gold Segregated Portfolio C held 44.32%, 16.43% and 1.60% of the Master Fund, respectively.

2. Significant accounting policies

The financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“GAAP”) as detailed in the Financial Accounting Standards Board’s (“FASB”) Accounting Standards Codification (“ASC”). The Master Fund qualifies as an investment company under GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in FASB ASC 946, *Financial Services – Investment Companies*. The significant accounting policies adopted by the Master Fund are as follows:

(a) Use of Estimates

The preparation of financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SEGREGATED PORTFOLIO

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(b) Futures contracts

Open futures contracts are carried at fair value calculated as the difference between the contract price and the market value based upon rates reported in published sources or those provided by the broker, if applicable rates are not readily available. Realized and movement in unrealized gains and losses are included in the statement of operations.

(c) Forward contracts

Open forward contracts are carried at fair value calculated as the difference between the prevailing forward exchange rates and the deal rate. Realized and movement in unrealized gains and losses are included in the statement of operations.

(d) Valuation of investments at fair value – definition and hierarchy

US GAAP establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels explained below:

Level 1: Valuations based on the unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that management has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 securities. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these securities does not entail a significant degree of judgment.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The following table summarizes the valuation of the Master Fund's investments based on the fair value hierarchy described above as at December 31, 2017.

Assets	Total	Level 1	Level 2
Unrealized gain on open futures contracts	908,489	908,489	–
Unrealized gain on open forward contracts	42,121	–	42,121
Total	US\$ 950,610	908,489	42,121

Liabilities	Total	Level 1	Level 2
Unrealized loss on open futures contracts	(482,535)	(482,535)	–
Unrealized loss on open forward contracts	(45,044)	–	(45,044)
Total	US\$ (527,579)	(482,535)	(45,044)

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(e) Interest income and expense*

Interest income and expense are recorded on an accruals basis.

(f) Foreign currency

Assets and liabilities denominated or accounted for in foreign currencies are translated into United States dollars at the applicable exchange rates at the date of the statement of assets and liabilities. Foreign currency transactions are translated into United States dollars at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Realized and movement in unrealized gains and losses arising from translation are included in the statement of operations.

The Master Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange on investments and cash from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized gain/(loss) and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency in the statement of operations.

(g) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and in accordance with the provisions of section 6 of the Tax Concessions Law, the Master Fund has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains until October 26, 2024. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

The Master Fund recognizes the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more-likely-than-not (i.e. greater than 50-percent) to be sustained assuming examination by a tax authority based on the technical merits of the position. The Master Fund analyzes all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for examination by taxing authorities, as defined by the statute of limitations in each jurisdiction.

Management has analyzed the Master Fund's tax positions and has concluded that no liability for unrecognized tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

(h) Allocation of income and expenses

Income and expenses that are identifiable with a particular segregated portfolio are allocated to or charged against the segregated portfolio in computing its net asset value. Other income and expenses are allocated pro-rata between the segregated portfolios or otherwise at the discretion of the Directors.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(i) Offsetting*

Financial assets and liabilities including unrealized gain or loss on open futures contracts are offset and the net amount is reported in the statement of assets and liabilities when the Master Fund has a legally enforceable right to offset the recognized amounts and the transactions are intended to be settled on a net basis or simultaneously. The Master Fund did not meet the requirements for offsetting during the year.

3. Due from/to brokers

Due from/to brokers includes cash balances maintained at ADM Investor Services, Inc. and INTL FCStone Financial Inc. and includes margin cash of US\$3,670,504 pledged as collateral against open future contracts and forwards contracts. At December 31, 2017 due from/to brokers included amounts receivable and payable for unsettled trades of US\$nil and US\$nil, respectively.

4. Financial instruments*Market risk, credit risk and liquidity risk*

In the normal course of its business, the Master Fund purchases and sells various financial instruments which may result in market, credit and liquidity risks, the amount of which is not apparent from the financial statements.

Market risk is the risk that changes in interest rates, foreign exchange rates or equity and commodity prices will affect the positions held by the Master Fund. The Master Fund is exposed to market risk on financial instruments that are valued at market prices.

As part of its investment strategy, the Master Fund enters into futures contracts. Futures contracts are traded on organized exchanges and require initial margin (collateral) in the form of cash or marketable securities. The initial margin is adjusted to reflect changes in the value of the futures contracts which is marked to market on a daily basis. Holders of futures contracts look to the exchange for performance under the contract and not to the entity holding the offsetting futures position.

The Master Fund enters into forward contracts. Forward contracts contain credit risk for unrealized appreciation from various counterparties for the duration of the contract, net of collateral held. The Master Fund seeks to reduce its credit risk for forward contracts by only transacting with creditworthy counterparties.

Market risks arise due to the possible movement in foreign exchange rates, indices, commodities and securities' values underlying these instruments. Other market risks include the possibility that a change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies, commodities or stock indices. Certain risks exist when trading in futures contracts as they may increase the total return of the Master Fund's investments, but may also entail greater than ordinary investment risks.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

*(stated in United States dollars)***4. Financial instruments (continued)***Market risk, credit risk and liquidity risk (continued)*

Credit risk is the risk of counterparty default. Credit risk is generally higher when a non-exchange traded financial instrument is involved because the counterparty for non-exchange traded financial instruments is not backed by an exchange clearing house. In order to minimize the impact of credit risk, the Master Fund utilizes a number of brokers. Management reviews the credit rating and results of the brokers and is comfortable with the concentration of credit risk by the Master Fund.

Futures markets are highly volatile and are influenced by factors such as changing supply and demand relationships, governmental programs and policies, national and international political and economic events and changes in interest rates. In addition, because of the low margin deposits normally required in futures trading, a high degree of leverage may be typical of a futures trading account.

As a result, a relatively small price movement in a futures contract may result in substantial losses to the Master Fund. Futures trading may also be illiquid. Certain futures exchanges do not permit trading in particular futures contracts at prices that represent a fluctuation in price during a single day's trading beyond certain set limits. If prices fluctuate during a single day's trading beyond those limits, the Master Fund could be prevented from promptly liquidating unfavourable positions and thus be subject to substantial losses.

As part of its investment strategy, the Master Fund utilizes leverage. The concept of leveraging is based on the premise that the Master Fund's cost of borrowing will be at rates that normally will be lower than the rate of return earned on the investment it holds. While the use of leverage may increase the returns on equity capital invested in the Master Fund, the use of leverage also increases the risk of loss on such capital.

Superfund Capital Management Inc. (the "Investment Advisor") acts as the investment advisor of the Master Fund. The Investment Advisor has internal guidelines and limits to maintain levels of leverage.

5. Derivative contracts

The Master Fund transacts in a variety of futures contracts and forward contracts for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, foreign currency exchange rate, equity price and commodity price risks. Investments in derivative contracts are subject to additional risks that can result in a loss of all or part of an investment.

The Master Fund records its derivative activities on a mark-to-market basis. Fair values are determined by using quoted market prices. The fair value of derivative instruments held by the Master Fund as at December 31, 2017 is included as a separate line item in the statement of assets and liabilities.

The following table indicates the fair value amounts of derivative contracts as at December 31, 2017, disaggregated by asset and liability values and by contract type. The amounts are included in unrealized gain or loss on open futures contracts and open forwards contracts within the statement of assets and liabilities. The table also includes the realised gains and losses and unrealised gains and losses on derivatives by contract type, as included in the net realised gain or loss on investments and foreign currency and the movement in unrealized gain or loss on and investments and foreign currency within the statement of operations.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

5. Derivative contracts (continued)

The table also includes the notional amount of open contracts, by contract type as at December 31, 2017:

	Asset derivatives	Notional amount	Liability derivatives	Notional amount	Unrealized gain/loss	Realized gain/loss	
Futures contracts							
Bond futures	60,416	15,905,562	(133,326)	46,327,755	(106,141)	170,823	
Currencies	139,192	11,328,093	(9,747)	1,096,789	168,404	(59,765)	
Energy	138,324	3,713,037	(57,940)	953,990	25,362	62,092	
Food/fibers/lumber							
/rubber	57,992	5,013,428	(127,779)	3,106,536	(71,329)	47,037	
Index	270,533	29,300,089	(81,525)	5,915,787	46,480	4,015,853	
Livestock	200	57,420	(1,930)	194,480	95,100	(119,370)	
Metals	111,138	3,084,663	(70,288)	1,790,581	106,116	47,988	
Gold	130,694	3,813,483	–	–	521,872	573,869	
Total	US\$	908,489	72,215,775	(482,535)	59,385,918	785,864	4,738,527
Forward contracts							
	Asset derivatives	Notional Amount	Liability derivatives	Notional Amount	Unrealized gain	Realized gain/(loss)	
Foreign Exchange	42,121	3,397,855	(45,044)	4,524,100	18,538	(64,258)	
Total	US\$	42,121	3,397,855	(45,044)	18,538	(64,258)	

The derivative instruments held as at December 31, 2017 and their effect on the statement of operations are indicative of the volume of derivative activity of the Master Fund during the period.

6. Share capital

Authorized:			
5,000,000 Participating Shares of US\$0.01 each		US\$	50,000
			Number
Participating Shares:			
Balance at beginning of year			10,168.24
Issued during year			3,961.01
Redeemed during year			(6,994.84)
Balance at end of year			7,134.41

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

6. Share capital (continued)*Participating Shares*

Participating Shares carry voting rights and are redeemable at the net asset value per share of their respective segregated portfolio on the first business day of each calendar month or such other day as the Directors may determine. Holders of Participating Shares are entitled to receive all dividends declared and paid in proportion to the amounts paid up on shares held by them respectively.

The rights attached to any shares may be varied with the consent in writing of all the holders of the issued shares of the segregated portfolio, or with the sanction of a special resolution passed by three fourths of the votes cast at a meeting of the holders of the shares of that segregated portfolio.

On a winding up of the Master Fund, segregated portfolio and general assets will be applied first in satisfaction of claims of the segregated portfolio creditors and general creditors, respectively. The balance of general assets, if any, will be transferred to the segregated portfolios in proportion to the net asset value of each segregated portfolio. The assets of each segregated portfolio will be paid to the shareholders of the respective segregated portfolio in proportion to the number of shares held. If there is more than one class of Participating Shares in a segregated portfolio, the assets of the segregated portfolio will be allocated pro-rata to each class according to the relative net asset values and then paid to the shareholders in proportion to the number of Participating Shares of the relevant class held.

7. Fair value

At December 31, 2017, the following methods and assumptions were used by management to estimate the fair value of each class of financial instruments. For certain of the Master Fund's financial instruments, including cash and accounts payable and accrued expenses, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

Investments in open futures contract positions are recorded at market values based on quoted market prices or dealer quotes and therefore, the carrying amount approximates fair value.

Investments in open forward contracts are recognized initially at fair value on the date the derivative contract is entered into. Any appreciation or depreciation arising from changes in fair value of forward contracts are taken directly to the statement of operations. Subsequent to initial measurement, forward contracts are measured at fair value.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgment and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SEGREGATED PORTFOLIO

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

8. Administration fees

Under the terms of the Administration Agreement, the Master Fund pays to Apex Fund Services (Malta) Limited, Luxembourg Branch (the “Administrator”) each week in arrears a fee calculated at the rate of 0.06% per annum when the gross net asset value of the Master Fund is between \$0 and \$50 million, 0.035% per annum when the gross net asset value of the Master Fund is between \$50 million to \$100 million, 0.01% per annum when the gross net asset value of the Master Fund is over \$100 million, subject to a minimum annual fee of US\$27,775.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2017 are administration fees payable of US\$ 2,359.

9. Financial highlights

Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ⁽¹⁾	
Net asset value per Participating share at beginning of year	1,137.06
Income from investment operations	
Net investment loss	(10.07)
Net realized and movement in unrealized gain on investments and foreign currency	693.96
Total gain from investment operations	683.89
Net asset value per share at end of year	US\$ 1,820.95
Total return ⁽²⁾	60.15%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Expenses	(0.87%)
Net investment loss	(0.71%)

⁽¹⁾ Based on average shares outstanding during the year.

⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2017

(stated in United States dollars)

10. Related party transactions

At December 31, 2017, 2,686.28 Participating Shares of the Master Fund were held by a related party.

The Fund invested into an affiliated private investment fund, which is part of the Superfund group of investment companies. The proceeds for the selling of the investment were US\$2,221,759 and the realized gain on investment was US\$11,835. There were no holdings of such investment as at December 31, 2017

11. Subsequent events

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 23, 2018, which is the date that the financial statements were available to be issued.

Subsequent to December 31, 2017, subscriptions in the amount of approximately \$1,906,333 were processed, of which no amount was received in advance. In addition, redemptions in the amount of approximately \$1,306,569 were paid, of which \$219,458 was payable at year-end.

2016年12月31日終了年度

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンド A

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位：日本円)

	注記	
資産		
マスターファンド分別ポートフォリオAへの投資	3	238,806,900
マスターファンド分別Aからの未収金		2,834,302
現金		2,540
外貨建て現金(原価：2,504,455円)		3,108,973
グリーン・ゴールド・ジャパン サブファンドBに対する債権		841,406
その他資産		1,633,751
		247,227,872
負債		
未払買戻し金		754,013
未払金及び未払費用	5,8,9	943,252
		1,697,265
純資産		245,530,607
第1シリーズ1口当たり純資産：発行済3,091,483口に基づく		79.42円
(単位：日本円)		
(単位：オンス(金))		0.001オンス

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンド A
損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位: 日本円)

注記

マスターファンド分別ポートフォリオAから配分された

正味投資損失

受取利息及びその他収入

53,546

費用

(16,294,967)(16,241,421)

サブファンド費用

受託会社報酬

9

927,782

代行協会員報酬

8

1,419,766

専門家報酬

930,810

管理報酬

5

283,737

その他の費用

6,468,276

10,030,371

正味投資損失

(26,271,792)

サブファンドの外貨に係る実現利益(損失)及び

実現利益(損失)の変動

外貨に係る正味実現利益

(168,530)

外貨に係る未実現損失の変動

685,231

516,701

マスターファンド分別ポートフォリオAから配分された

投資及び外貨に係る実現利益(損失)及び実現利益(損失)の変動

投資及び外貨に係る正味実現損失

3,932,807

投資及び外貨に係る未実現損失の変動

(21,861,628)(17,928,821)

営業活動から生じた純資産の正味減少額

(43,683,912)

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンド A
純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位: 日本円)

営業

正味投資損失	(26,271,792)
投資及び外貨に係る正味実現利益	3,764,277
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(21,176,397)
	<u>(43,683,912)</u>

資本取引

受益証券の買戻し	(6,704,491)
	<u>(6,704,491)</u>

当期純資産減少額 (50,388,403)

期首純資産残高 295,919,010

期末純資産残高 245,530,607

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンドB
貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位：日本円)

	注記	
資産		
マスターファンド分別ポートフォリオBへの投資	3	237,983,634
マスターファンド分別ポートフォリオBからの未収金		6,104,786
現金		12,326
外貨建て現金(原価：4,334,600円)		4,764,122
その他の資産		1,644,108
		250,508,976
負債		
未払買戻金		4,005,000
グリーン・ゴールド・ジャパン サブファンドAに対する債務		841,406
未払金及び未払費用	5,8,9	973,070
		5,819,476
純資産		244,689,500
第1シリーズ1口当たり純資産：発行済3,054,638口に基づく		
(単位：日本円)		80.10円
(単位：オンス(金))		0.001オンス

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンドB
損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位: 日本円)

	<u>注記</u>	
マスターファンド分別ポートフォリオBから配分された 正味投資損失		
受取利息及びその他収入		66,056
費用		(17,032,073)
		<u>(16,966,017)</u>
サブファンド費用		
受託会社報酬	9	927,782
代行協会員報酬	8	1,461,604
専門家報酬		968,992
管理報酬	5	292,097
その他の費用		6,612,058
		<u>10,262,533</u>
正味投資損失		(27,228,550)
サブファンドの外貨に係る実現利益/(損失)		
外貨に係る正味実現利益		(159,286)
外貨に係る未実現利益の変動		594,587
		<u>435,301</u>
マスターファンド分別ポートフォリオBから配分された 投資及び外貨に係る実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失		(8,933,107)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(21,908,401)
		<u>(30,841,508)</u>
営業活動から生じた純資産の正味増加額		<u>(57,634,757)</u>

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン - サブファンドB
純資産変動計算書2015年12月31日に終了した年度
(単位: 日本円)**営業**

正味投資損失	(27,228,550)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(9,092,393)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(21,313,814)
	<u>(57,634,757)</u>

資本取引

受益証券の買戻し	(4,769,687)
	<u>(4,769,687)</u>

当期純資産減少額 (62,404,444)

期首純資産残高 307,093,944

期末純資産残高 244,689,500

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン

財務諸表注記

2016年12月31日(単位:日本円)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(以下、「当信託」という。)は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下、「退任受託会社」という。)及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という。)の間で締結された信託証書(以下、「信託証書」という。)に従ってケイマン諸島の法律に基づいて設立された。当信託は、信託証書に従ってケイマン諸島の信託法に基づいて2009年6月5日に組織され、2009年6月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法セクション4(1)(b)に基づいて登録された。退任・指名・変更証書に従い、2015年5月8日付でハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)が当信託の受託会社に指名された。受託会社の当信託に関する主な営業拠点はケイマン諸島である。

当信託はオープン・エンド型のアンブレラ・ファンドであり、サブファンドA及びサブファンドB(以下、それぞれ「サブファンド」という。)が設立されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理されている。サブファンドA及びサブファンドBは「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(以下、「マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオに投資している。

マスターファンドは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC(以下、「アンダーライング・マスターファンド」という。訳注:前年の財務書類では「最終マスター」と表記していた。)のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオに投資している。アンダーライング・マスターファンドの目的は、株式及び債券市場の動きの影響を受けない投資形態として、株式及び債券市場との相関関係が低く、通貨関連でもない、金先物及び金現物に連動した投資を通じて平均以上の長期的キャピタル・ゲインを達成するための投資を投資家に提供することである。

2016年12月31日現在、サブファンドA及びサブファンドBは、それぞれマスターファンドの分別ポートフォリオAのクラスA円建て参加型株式、及びマスターファンドの分別ポートフォリオBのクラスB円建て参加型株式の発行済み株式のすべてを保有していた。

管理会社は、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社(2016年6月27日までの旧会社名:スーパーファンド証券株式会社(以下、「販売会社」という。))を当信託の日本における代行協会員に選任している。代行協会員は1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会(以下、「JSDA」という。)に財務諸表を提出する責任がある。当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。

マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの財務諸表は本報告書に含まれており、当信託の財務諸表と共に読まれるべきである。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会(以下、「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下、「ASC」という。)に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「GAAP」という。)に従って作成されている。当信託はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス - 投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(b) マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資

マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。公正価値は、当信託に帰属する純資産(マスターファンドの事務管理会社により報告される。)に基づき決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資に関する評価方針は、本報告書に含まれているマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表注記に記載されている。

(c) 投資収益及び費用

各サブファンドは、期首現在のマスターファンドの分別ポートフォリオの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの分別ポートフォリオの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の変動の持分相当額を、週次で損益計算書に計上している。また、各サブファンドの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(d) 1口当たり純資産価額

1口当たり純資産価額(以下、「1口当たりNAV」という。)は、円及び金の単位オンスの両方で表示されており、特定のクラスに帰属するサブファンドの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み受益証券口数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらに評価日におけるロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(e) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上されている。

(f) 現金

現金は日本円建て及び外貨建ての要求払いの預金及び利付預金から構成されており、いずれも当初の満期が3ヶ月以内で流動性が高いとみなされている。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで日本円に換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで日本円に換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に含まれる。

当信託は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、税制優遇措置法第6条に従って、2059年6月5日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受け取っている。よって、法人税等に関する引当金はこれらの財務諸表に含まれていない。

当信託は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当信託は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。当信託は、米国及び当信託が重要な投資を行っている海外の税管轄を主要な税管轄区域とみなしている。

経営陣は当信託のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して、税務費用に係る負債又は税務便益に係る資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定のサブファンドに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各サブファンドに配分又は費用計上されている。その他の収益及び費用は、サブファンド間で比例配分されるか、あるいは受託会社の判断により配分されている。

(j) 未払買戻金

受益証券保有者又は当信託の選択により買戻される受益証券は、買戻しの通知が受理され、買戻金額が決定された時点で未払買戻金に分類される。

(k) 公正価値による投資の評価 - 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。

レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。

レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドが保有する投資の公正価値の階層については、本報告書に含まれているそれぞれの財務諸表の注記に開示されている。

3. 金融商品

当信託のアンダーライング・マスターファンドへの投資は、マスターファンドを通じて間接的に、アンダーライング・マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当信託がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。当信託がさらされている金融リスクに関しては、アンダーライング・マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

アンダーライング・マスターファンドが保有する投資に関する詳細(投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。)については、本報告書に含まれているアンダーライング・マスターファンドの財務諸表の注記2に開示されている。

4. 受益証券保有者資本

2016年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

	口数
サブファンドA	
第1シリーズ：	
期首残高	3,165,426
期中の買戻し	(73,943)
	3,091,483
サブファンドB	
第1シリーズ：	
期首残高	3,112,410
期中の買戻し	(57,772)
	3,054,638

各サブファンドには、最低申込単位が設定されている。サブファンドAは5,000口以上で100口ごとに申込みが可能で、サブファンドBは10,000口以上で100口ごとに申込みが可能である。販売会社は、管理会社と協議のうえ、特定の申込みについてはこれらの条件の全体又は一部を免除することができる。

当信託は、各シリーズの純資産価額を計算するために、各シリーズについて分別された口座を維持している。異なるシリーズの受益証券は発行日及びその後の各発行日に発行される予定である。信託証書に記載されている場合を除き、すべての受益証券は平等であり、ほぼ同等の権利及び条件を有している。

受益証券の申込みには申込手数料が適用される。特定の投資家の申込みには適用される申込手数料は、当該投資家による各シリーズの申込総額(以下、「購入金額」という。)に基づき決定される。各申込みに適用される申込手数料は、購入金額に5.25%(税抜きでは5%)を上限とする料率を乗じた金額である。

管理会社は受託会社と協議の上、サブファンドのすべて又は一部のシリーズのすべて又は一部の受益証券を、当該サブファンドの第1シリーズに統合することができる。当該統合の結果、割り当てられるシ

リーズの最小単位(1口)に満たない端数の受益証券が生じた場合、管理会社は受託会社及び販売会社と協議の上、公正な統合方法を決定する。

受益証券保有者は、当信託の販売会社に書面による通知を提示することにより、毎月最終日付ですべて又は一部の受益証券の買戻しを要求することができる。当該買戻しは、該当月の最終日に決定される受益証券1口当たり純資産価額で行われる。

当初申込みから12ヶ月以内に買戻請求が行われるか、あるいは当信託による強制的な買戻しが行われる場合、管理会社の単独の裁量により、当信託から受益証券保有者に対して、買戻価格の2%の買戻手数料が請求される可能性がある。当該買戻手数料の請求は当信託の利益のために行われる。

管理会社の単独の裁量により認められる場合を除き、受益証券保有者は、いかなる状況においても、買戻後の保有残高が各シリーズにおける最低当初投資額を下回るような一部買戻しを請求することはできない。

5. 管理報酬

当信託の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である管理会社により管理されている。投資顧問契約に基づいて、管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2016年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、サブファンドAが20,525円で、サブファンドBが20,726円である。

6. 成功報酬

各サブファンドのレベルで支払われる成功報酬はない。マスターファンドが支払う成功報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記8に開示されている。

7. 販売会社報酬

2016年12月31日に終了した年度において、各サブファンドのレベルで支払われた販売会社報酬はない。マスターファンドが支払う販売会社報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記9に開示されている。

8. 代行協会員報酬

販売会社は、各サブファンドの純資産価額の0.5%（年率）相当の報酬を受領する権利を有している。

2016年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払代行協会員報酬はサブファンドAが102,714円で、サブファンドBが103,719円である。

9. 受託会社報酬

2015年5月8日付で、ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)が、当信託の受託会社となった。

信託証書に規定されたとおり、当信託は、各サブファンドにつき年間8,500米ドルの報酬を受託会社に支払うことに合意している。

2016年12月31日現在、サブファンドA及びBに対する未払受託会社報酬はない。

10. 関連当事者の取引

管理会社及び販売会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。管理会社及び販売会社に支払われる報酬は、独立第三者間条件に基づく交渉により設定されたものではない。

11. 公正価値

2016年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、外貨建て現金、未払買戻金並びに未払金及び未払費用を含む当信託の特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに期日を迎える又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値測定の分類に関する情報については、アンダーライニング・マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

12. 最近の会計基準

2016年1月、FASBはASU第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表した。当ASUの改訂は、金融商品の認識及び測定の改善を目的としており、金融商品の分類及び測定に関するUSGAAPの指針に対する限定的な改訂を含んでいる。この新基準は、(1)持分証券への投資の分類及び測定、並びに(2)公正価値で測定される金融負債の公正価値変動の表示に関する事業体の会計処理を大幅に改訂している。当基準はまた、金融商品の公正価値に関する特定の開示要件も改訂している。当ASUの改訂は2018年12月15日より後に終了する年度、並びにそれ以降の年度及び中間期に適用されるが、早期適用が容認されている。投資顧問会社は、当基準による当社の財政状態及び経営成績への影響はないと考えている。

13. 財務ハイライト

サブファンドA(第1シリーズ)

(円)

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式1株に関して)⁽¹⁾

期首参加型株式1株当たりの純資産価額	93.48
投資事業による損失:	
正味投資損失	(8.39)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失	(5.67)
投資事業による損失合計	(14.06)
期末参加型株式1株当たり純資産価額	79.42円
総利回り ⁽²⁾	(15.04%)
補足情報:	
平均純資産比率	
営業費用及びその他費用合計	(9.28%)
正味投資損失	(9.26%)

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

サブファンドB(第1シリーズ)

(円)

1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式1株に関して)⁽¹⁾

期首参加型株式1株当たりの純資産価額	98.67
投資事業による損失:	
正味投資損失	(8.76)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失	(9.81)
投資事業による損失合計	(18.57)
期末参加型株式1株当たり純資産価額	80.10円
総利回り ⁽²⁾	(18.82)%
補足情報:	
平均純資産比率	
営業費用及びその他費用合計	(9.35)%
正味投資損失	(9.32)%

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2017年5月25日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2016年12月31日の後、約13,222,541円の買戻しが処理されており、このうち期末日現在で4,759,013円が未払いとなっていた。

[次へ](#)

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
関連プライベート投資ファンドへの投資 (原価:3,002,590米ドル)	2(g)	3,007,031	326,864
マスターファンドへの投資	4	3,620,874	393,589
マスターファンドからの未収買戻金		579	63
現金		20,802	2,261
外貨建て現金(原価:2,020米ドル)		2,314	252
ブローカーに対する債権	3	432,802	47,046
マスターファンドに対する債権		500,000	54,350
関連プライベート投資ファンドに対する債権		7,566	822
その他資産		7,591,968	825,247
負債			
未決済先物契約に係る未実現損失	2(g), 4, 5	133,080	14,466
未払買戻金		79,592	8,652
スーパーファンド・グリーン・ゴールド 分別ポートフォリオBに対する債務		7,552	821
未払金及び未払費用	7, 9, 10	71,262	7,746
		291,486	31,685
純資産		7,300,482	793,562

	米ドル	円
クラスA参加型株式1株当たり純資産: 発行済2,219.30株に基づく (単位:米ドル)	664.43	72,223.54
(単位:オンス(金))	0.57オンス	
クラスA2参加型株式1株当たり純資産: 発行済5,799.15株に基づく (単位:米ドル)	652.53	70,930.01
(単位:オンス(金))	0.56オンス	
クラスA(円)参加型株式1株当たり純資産: 発行済24,692.16株に基づく (単位:円)	-	9,671.37
(単位:オンス(金))	0.07オンス	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

要約投資明細書

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)	償還期日	株式数	公正価値 (米ドル)
--------------	------	-----	---------------

関連プライベート投資ファンドへの投資

流動性

スーパーファンド・キャッシュSPC
クラスB(41.19%)

日次 3,383 3,007,031

関連プライベート投資ファンドへの投資合計

米ドル 3,007,031

銘柄(純資産における%)	満期日	想定元本	公正価値 (米ドル)
--------------	-----	------	---------------

先物契約(1.82%)

金(1.82%)

2月17日 3,685,440 (133,080)

先物契約合計

米ドル (133,080)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された正味投資損失			
収益		1,301	141
費用		(31,456)	(3,419)
		(30,155)	(3,278)
ファンド収益			
受取利息		763	83
		763	83
ファンド費用			
管理報酬	7	314,054	34,138
販売会社報酬	9	188,502	20,490
専門家報酬		7,594	825
事務管理報酬		9,600	1,044
取締役報酬		12,514	1,360
一般管理費		39,355	4,278
		571,619	62,135
正味投資損失		(601,011)	(65,330)
ファンドの投資及び外貨に係る実現損失及び未実現利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		755,834	82,159
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		(76,820)	(8,350)
		679,014	73,809
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(315,683)	(34,315)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(194,196)	(21,109)
		(509,879)	(55,424)
営業活動から生じた純資産の正味減少		(431,876)	(46,945)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ A

純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(601,011)	(65,330)
投資及び外貨に係る正味実現利益		440,151	47,844
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(271,016)	(29,459)
		(431,876)	(46,945)
資本取引			
参加型株式の発行:			
クラスA(米ドル)		(1,400,037)	(152,184)
クラスA2(米ドル)		(1,438,436)	(156,358)
クラスA(円)		(192,856)	(20,963)
		(3,031,329)	(329,505)
当期純資産減少額		(3,463,205)	(376,450)
期首純資産残高		10,763,687	1,170,013
期末純資産残高		7,300,482	793,562
期末純資産の内訳:		米ドル	千円
クラスA(米ドル)株式		1,474,560	160,285
クラスA2(米ドル)株式		3,784,139	411,336
クラスA(日本円)株式		2,041,783	221,942
		7,300,482	793,562

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
関連プライベート投資ファンドへの投資 (原価:301,233米ドル)	2(g)	301,678	32,792
マスターファンドへの投資	4	1,705,811	185,422
関連プライベート投資ファンドに対する債権		200,000	21,740
現金		52,526	5,710
ブローカーに対する債権	3	138,646	15,071
スーパーファンド・グリーン・ゴールド 分別ポートフォリオAに対する債権		7,552	821
スーパーファンド・グリーン・ゴールド 分別ポートフォリオCに対する債権		6,621	720
その他資産		2,925	318
資産合計		2,415,759	262,593
負債			
未決済先物契約に係る未実現損失	2(g),4,5	20,790	2,260
未払買戻金		52,178	5,672
未払金及び未払費用	7,9,10	24,142	2,624
		97,110	10,556
純資産		2,318,649	252,037

	米ドル	円
クラスB参加型株式1株当たり純資産:		
発行済477.89株に基づく		
(単位:米ドル)	595.54	64,735.20
(単位:オンス(金))	0.51オンス	
	米ドル	円
クラスB(日本円)参加型株式1株当たり純資産:		
発行済26,091.35株に基づく		
(単位:円)	-	9,121.17
(単位:オンス(金))	0.07オンス	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

要約投資明細書

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

	償還期日	株式数	公正価値 (米ドル)
--	------	-----	---------------

銘柄(純資産における%)

関連プライベート投資ファンドへの投資(13.01%)

流動性

スーパーファンド・キャッシュSPC
クラスB(13.01%)

日次 339 301,678

関連プライベート投資ファンドへの投資合計

米ドル 301,678

銘柄(純資産における%)

先物契約(0.90%)

金(0.90%)

2月17日 575,850 (20,790)

先物契約合計

米ドル (20,790)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された 正味投資損失			
収益		1,089	118
費用		(21,264)	(2,311)
		(20,175)	(2,193)
ファンド収益			
受取利息		145	16
		145	16
ファンド費用			
管理報酬	7	143,986	15,651
販売会社報酬	9	86,424	9,394
事務管理報酬		7,200	783
専門家報酬		3,973	432
一般管理費		9,164	996
取締役報酬		6,545	711
		257,292	27,968
正味投資損失		(277,322)	(30,145)
ファンドの投資及び外貨に係る実現損失及び 未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		227,233	24,700
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(4,731)	(514)
		222,502	24,186
マスターファンドから配分された投資及び 外貨に係る実現(損)益及び未実現(損)益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		20,008	2,175
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(42,084)	(4,575)
		(22,076)	(2,400)
営業活動から生じた純資産の正味減少		(76,896)	(8,359)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ B

純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(277,322)	(30,145)
投資及び外貨に係る正味実現利益		247,241	26,875
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(46,815)	(5,089)
		(76,896)	(8,359)
資本取引			
参加型株式の買戻し			
クラスB(米ドル)		(3,064,930)	(333,158)
クラスB(日本円)		(175,986)	(19,130)
		(3,240,916)	(352,288)
当期純資産減少額		(3,317,812)	(360,646)
期首純資産残高		5,636,461	612,683
期末純資産残高		2,318,649	252,037
期末純資産の内訳:			
		米ドル	千円
クラスB(米ドル)株式		284,600	30,936
クラスB(円)株式		2,034,049	221,101
		2,318,649	252,037

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ C

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
マスターファンドへの投資	4	6,235,193	677,765
マスターファンドからの未収買戻金		15,033	1,634
現金		76,234	8,287
その他資産		6,629	721
		6,333,089	688,407
負債			
スーパーファンド・グリーン・ゴールド 分別ポートフォリオBに対する債務		6,621	720
未払金及び未払費用	7,9,10	58,685	6,379
		65,306	7,099
純資産		6,267,783	681,308
		米ドル	円
クラスC参加型株式1株当たり純資産: 発行済14,328.18株に基づく (単位:米ドル)		437.44	47,549.73
(単位:オンス(金))		0.38オンス	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ C

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された 正味投資損失			
収益		2,036	221
費用		(52,129)	(5,666)
		(50,093)	(5,445)
ファンド費用			
管理報酬	7	257,475	27,988
販売会社報酬	9	154,542	16,799
専門家報酬		6,033	656
事務管理報酬		9,600	1,044
取締役報酬		9,941	1,081
		11,080	1,204
正味投資損失		(498,764)	(54,216)
マスターファンドから配分された投資及び 外貨に係る実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(718,948)	(78,150)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(467,542)	(50,822)
		(1,186,490)	(128,971)
営業活動から生じた純資産の正味減少		(1,685,254)	(183,187)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC - スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオ C

純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(498,764)	(54,216)
投資及び外貨に係る正味実現損失		(718,948)	(78,150)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(467,542)	(50,822)
		(1,685,254)	(183,187)
資本取引			
参加型株式の買戻し:			
クラスC(米ドル)		(659,055)	(71,639)
		(659,055)	(71,639)
当期純資産減少額		(2,344,309)	(254,826)
期首純資産残高		8,612,092	936,134
期末純資産残高		6,267,783	681,308
期末純資産の内訳:		米ドル	千円
クラスC(米ドル)株式		6,267,783	681,308
		6,267,783	681,308

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記

2016年12月31日(単位:米ドル)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(以下、「当社」という。)は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2005年9月28日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社の目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。

当社は複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分)、クラスB参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分)、及びクラスC参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオCの持分)(以下、総称して「ファンド」という。)

分別ポートフォリオは「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除有限会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターファンドSPC(以下、「マスターファンド」という。)のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオに投資している。マスターファンドの財務諸表(要約投資明細表を含む。)は、本報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。

2016年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオA(以下、「分別ポートフォリオA」という。)、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオB(以下、「分別ポートフォリオB」という。)及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオC(以下、「分別ポートフォリオC」という。)は、マスターファンドのそれぞれ31.32%、14.75%、及び53.93%を保有している。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会(以下、「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下、「ASC」という。)に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「GAAP」という。)に従って作成されている。当社はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス - 投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) 関連プライベート投資ファンドへの投資

関連プライベート投資ファンドへの投資は、取引日基準で会計処理される。投資は当初取得原価で測定される。当初認識の後、投資は公正価値で測定される。公正価値は、関連プライベート投資ファンド

の事務管理会社によって報告される当社に帰属する純資産として決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益の変動は損益計算書に含まれる。2016年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの関連プライベート投資ファンドに対する保有比率は15.04%で、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの関連プライベート投資ファンドに対する保有比率は1.51%である。

(c) マスターファンドへの投資

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。

公正価値は、当社に帰属する純資産(実務的にはマスターファンドの事務管理会社により報告される。)が使用される。投資に係る実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。マスターファンドへの投資の評価は、本報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(d) 投資収益及び費用

各分別ポートフォリオは、マスターファンドの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の変動の持分相当額を損益計算書に計上している。また、各分別ポートフォリオの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(e) 1株当たり純資産価額

1株当たり純資産価額(以下、「1株当たりNAV」という。)は、金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属する分別ポートフォリオの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み株式数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらにロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(f) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(g) 公正価値による投資の評価 - 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2016年12月31日現在の当社の投資に係る評価の概要である。

分別ポートフォリオA	合計	レベル1	レベル1
関連プライベート投資ファンドへの投資	3,007,031	-	3,007,031
未決済先物契約に係る未実現損失	(133,080)	(133,080)	-
合計	<u>2,873,951</u>	<u>(133,080)</u>	<u>3,007,031</u>

分別ポートフォリオB	合計	レベル1	レベル1
関連プライベート投資ファンドへの投資	301,678	-	301,678
未決済先物契約に係る未実現損失	(20,790)	(20,790)	-
合計	<u>280,888</u>	<u>(20,790)</u>	<u>301,678</u>

(h) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(i) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当社は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれている。

(j) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2024年11月16日までの期間における将来の収益又は利益に関する現地におけるすべての税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当社は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当社は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。当社は、米国及び当社が重要な投資を行っている海外の税管轄を主要な税管轄区域とみなしている。

経営陣は当社のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(k) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(l) 未払買戻金

保有者又は当社の選択により買い戻される株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(m) 相殺

金融資産及び負債(未決済先物契約に係る未実現損益を含む。)は、当社が認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当社は相殺の要件を満たしていない。

3. ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービス・インクに預けている現金残高(未決済の証券取引に関する未払金控除後)が含まれ、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金が分別ポートフォリオAに関して211,200米ドル及び分別ポートフォリオBに関して33,000米ドル含まれている。2016年12月31日現在、ブローカーに対する債権には、分別ポートフォリオA及び分別ポートフォリオBの未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当社は、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当社の保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当社は、直接及びマスターファンドが保有し、市場価格で評価されている金融商品に関して市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、当社は先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金(担保)が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所であるため、先物契約に関する契約相手先による債務不履行リスクは極めて小さい。

関連プライベート投資ファンドに対する当社の投資により、当社は関連プライベート投資ファンドが投資する金融商品及び市場に関連する様々な種類のリスクに間接的にさらされている。関連プライベート投資ファンドへの投資により当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。2016年12月31日現在、関連プライベート投資ファンドはマネーマーケットファンドの非常に流動性の高い投資及び現金を保有している。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当社の投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いいため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が契約当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当社は不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関

の履行保証を受けていないためである。当社のマスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は取引所外の取引である。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドが投資した株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下、「投資顧問会社」という。)が当社の投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

当社は、マスターファンドへの投資により、間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。当社がさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表の注記4を参照のこと。

マスターファンドは、投資運用戦略に基づき、様々なデリバティブ及び非デリバティブ金融商品のポジションを維持している。2016年12月31日現在のマスターファンドの投資ポートフォリオには、先物契約及び関連プライベート投資ファンドが含まれている。

マスターファンドへの投資は、公正価値で計上されており、当該公正価値はマスターファンドに帰属する純資産(マスターファンドの事務管理会社により報告される。)に基づいている。マスターファンドは、マスターファンドの収益、費用、並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を計上している。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細(投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。)については、添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

5. デリバティブ契約

当社はトレーディング目的で金先物取引を行っているため、当社がさらされている主要なリスク・エクスポージャーは金の価格である。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当社はデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2016年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブ契約の詳細(2016年12月31日に終了した年度におけるこれらのデリバティブ契約に関連する損益を含む。)については、マスターファンドの財務諸表の注記5を参照のこと。

2016年12月31日現在における金先物契約の公正価値は要約投資明細表に含まれている。下表は、2016年12月31日に終了した年度の損益計算書において、投資及び外貨に係る正味実現利益(損失)、並びに投資及び外貨に係る未実現利益(損失)の変動に含まれている、金先物に係る利益及び損失を示したものである。

	負債 デリバティブ	想定元本	未実現利益 (損失)	実現利益 (損失)
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約				
分別ポートフォリオ A	133,080	3,685,440	(84,510)	755,860
分別ポートフォリオ B	20,790	575,850	(7,660)	226,560
	153,870	4,261,290	(92,170)	982,420

2016年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中における当社のデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授権株式：

1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式4,999,900株

	米ドル
	1
	49,999
	50,000

	株式数
発行済み及び全額払込済み：	
発起人株式	1
分別ポートフォリオA	
クラスA参加型株式：	
期首残高	3,854.61
期中の買戻し	(1,635.31)
期末残高	2,219.30
分別ポートフォリオA	
クラスA 2参加型株式：	
期首残高	7,565.57
期中の買戻し	(1,766.42)
期末残高	5,799.15
分別ポートフォリオA	
クラスA(円)参加型株式：	
期首残高	26,612.69
期中の買戻し	(1,920.53)
期末残高	24,692.16
	株式数
分別ポートフォリオB	
クラスB参加型株式：	
期首残高	4,483.75
期中の発行	(4,005.86)
期末残高	477.89
分別ポートフォリオB	
クラスB(円)参加型株式：	
期首残高	27,993.23
期中の買戻し	(1,901.88)
期末残高	26,091.35
分別ポートフォリオC	
クラスC参加型株式：	
期首残高	15,429.30
期中の買戻し	(1,101.12)
期末残高	14,328.18

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。2016年12月31日現在、当社の発起人株式は、当社の投資顧問会社の株主によって保有されている。

参加型株式

クラスA、クラスA2、クラスB及びクラスC参加型株式は、それぞれの1株当たり純資産価額で毎週発行される。分別ポートフォリオA及びBには日本円建て株式クラスがあるが、その他の株式クラスはすべて米ドル建てである。クラスA、クラスB及びクラスC参加型株式の申込みは米ドル、日本円、ユーロ又はスイスフランで受け付けられているが、当社は受領した申込金を米ドル又は日本円に転換している(該当する株式クラスの通貨に応じて)。

米ドル建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は5,000米ドル、クラスA2参加型株式は20,000米ドル、クラスB参加型株式は50,000米ドル及びクラスC参加型株式は100,000米ドルである。日本円建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は500,000円及びクラスB参加型株式は5,000,000円である。

取締役は、単独の裁量により、これらの最低当初申込金額を下回る金額で当初申込を受け付けることができる。参加型株式は、毎週水曜日の前営業日、又は毎月最終週の最終営業日、毎月の最終営業日、又は取締役がその時々決定する日に、該当する分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買い戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発起人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。

各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

2016年12月31日現在、クラスA参加型株式288.93株、クラスA(円)参加型株式24,692.15株、クラスB(円)参加型株式26,091.55株及びクラスC参加型株式13,763.82株が関連当事者によって保有されている。

7. 管理報酬

当社の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の3%(年率)の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2016年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、分別ポートフォリオAに関しては37,671米ドル、分別ポートフォリオBに関しては12,202米ドル、及び分別ポートフォリオCに関しては32,374米ドルである。

8. 成功報酬

投資顧問会社はまた、それぞれの株式クラスに関して年度末で有効な投資顧問契約の定義に基づき、各株式クラスの1株当たり純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、分別ポートフォリオAは増加分の20%、分別ポートフォリオBは増加分の25%、及び分別ポートフォリオCは増加分の30%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、月次で支払われる。

2016年12月31日現在、分別ポートフォリオA、B及びCに関する支払済成功報酬又は未払成功報酬の残高はない。

9. 販売報酬

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク(以下、「販売会社」という。)は、当社株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%(年率)相当の販売報酬を月次で後払いで受け取る権利を有している。

2016年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売報酬は、分別ポートフォリオAに関しては22,612米ドル、分別ポートフォリオBに関しては7,324米ドル、及び分別ポートフォリオCに関しては19,432米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各申込に関して7%を上限とした申込手数料を受け取る権利を有している。

2016年12月31日現在、分別ポートフォリオA、B及びCに関する未払申込手数料はない。

10. 株式買戻手数料

当初申込から12ヶ月以内にクラスA、クラスB又はクラスC参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる可能性がある。

クラスA 2参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、以下のとおり買戻価格に対する買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる。

- ・ 当初申込から12ヶ月以内に買戻しが行われる場合、5%の買戻手数料
- ・ 当初申込から24ヶ月以内に買戻しが行われる場合、4%の買戻手数料
- ・ 当初申込から36ヶ月以内に買戻しが行われる場合、3%の買戻手数料
- ・ 当初申込から48ヶ月以内に買戻しが行われる場合、2%の買戻手数料
- ・ 当初申込から60ヶ月以内に買戻しが行われる場合、1%の買戻手数料
- ・ 当初申込から60ヶ月を超えて買戻しが行われる場合、買戻手数料なし

2016年12月31日現在、分別ポートフォリオAに関する未払買戻手数料は563米ドルであった。分別ポートフォリオB及びCに関する未払買戻手数料はない。

11. 関連当事者間取引

投資顧問会社及び販売会社は共通の支配下にある関連当事者である。投資顧問会社及び販売会社に対する未払報酬は、独立した第三者間の交渉により設定されたものではない。投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又はより投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

12. 公正価値

2016年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、未払金及び未払費用、並びに未払買戻金を含む当社の特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに決済される又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。マスターファンドが保有する投資の公正価値測定のカテゴリに関する情報については、マスターファンドの財務諸表注記を参照のこと。

13. 最近の会計基準

2016年1月、FASBはASU第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表した。当ASUの改訂は、金融商品の認識及び測定の改善を目的としており、金融商品の分類及び測定に関するUSGAAPの指針に対する限定的な改訂を含んでいる。この新基準は、(1)持分証券への投資の分類及び測定、並びに(2)公正価値で測定される金融負債の公正価値変動の表示に関する事業体の会計処理を大幅に改訂している。当基準はまた、金融商品の公正価値に関する特定の開示要件も改訂している。当ASUの改訂は2018年12月15日より後に終了する年度、並びにそれ以降の年度及び中間期に適用されるが、早期適用が容認されている。投資顧問会社は、当基準による当社の財政状態及び経営成績への影響はないと考えている。

14. 財務ハイライト

分別ポートフォリオA - クラスA

米ドル

1 株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹

期首1株当たり純資産価額	737.40
投資事業による損失	
正味投資損失	(46.87)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現損失の変動	(26.10)
投資事業による損失合計	(72.97)
期末1株当たり純資産価額	664.43
総利回り ²	(9.90)%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(5.73)%
正味投資損失	(5.71)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオA - クラスA 2

米ドル

1 株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹

期首1株当たり純資産価額	724.20
投資事業による損失	
正味投資損失	(45.67)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現損失の変動	(26.00)
投資事業による損失合計	(71.67)
期末1株当たり純資産価額	652.53
総利回り ²	(9.90)%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(5.73)%
正味投資損失	(5.71)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオA - クラスA (円)

円

1 株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹**期首1株当たり純資産価額**

11,036.44

投資事業による損失

正味投資損失

(672.72)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動

(737.35)

投資事業による損失合計

(1,365.07)

期末1株当たり純資産価額

9,671.37

総利回り²

(12.37)%

補足情報:**平均純資産比率**

費用合計

(5.74)%

正味投資損失

(5.72)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオB - クラスB

米ドル

1 株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹

期首1株当たり純資産価額	691.74
投資事業による損失	
正味投資損失	(44.54)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(51.66)
投資事業による損失合計	(96.20)
期末1株当たり純資産価額	595.54
総利回り ²	(13.91)%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(5.78)%
正味投資損失	(5.75)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオB - クラスB (円)

円

1 株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹

期首1株当たり純資産価額	10,889.86
投資事業による損失	
正味投資損失	(613.80)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(1,154.89)
投資事業による損失合計	(1,768.69)
期末1株当たり純資産価額	9,121.17
総利回り ²	(16.24)%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(5.78)%
正味投資損失	(5.76)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオC - クラスC

米ドル

1 株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹

期首1株当たり純資産価額	558.16
投資事業による損失	
正味投資損失	(34.12)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(86.60)
投資事業による損失合計	(120.72)
期末1株当たり純資産価額	437.44
総利回り ²	(21.63)%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用合計	(5.80)%
正味投資損失	(5.78)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

15. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2017年5月25日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2016年12月31日より後に処理された申込みはなかった。また、約2,228,076米ドルの買戻しが処理され、うち期末日現在で131,770米ドルが未払いとなっている。

[次へ](#)

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
関連プライベート投資ファンドへの投資 (原価：2,209,924米ドル)	2(d), 4, 9	2,212,097	240,455
現金		879,838	95,638
ブローカーに対する債権	3	47,906,367	5,207,422
未決済先物契約に係る未実現利益	2(d), 4, 5	723,757	78,672
未決済先渡契約に係る未実現利益	2(e), 4, 5	36,960	4,018
		51,759,019	5,626,205
負債			
ブローカーに対する債務	3	39,023,889	4,241,897
未決済先物契約に係る未実現損失	2(d), 4, 5	1,083,667	117,795
未決済先渡契約に係る未実現損失	2(e), 4, 5	58,421	6,350
未払買戻金		15,612	1,697
未払金及び未払費用		15,551	1,690
		40,197,140	4,369,429
純資産		11,561,879	1,256,776
		米ドル	円
参加型株式1株当たり純資産： 発行済10,168.24株に基づく		1,137.06	123,598.42

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ

要約投資明細書

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)

**関連プライベート投資ファンドへの
投資(19.13%)**

流動性

スーパーファンド・キャッシュSPC、
クラスB(19.13%)

関連プライベート投資ファンドへの投資合計

	償還条件	株数	公正価値 (米ドル)
	日次	2,489	2,212,097
		2,489	2,212,097

銘柄(純資産における%)

先物契約(6.26%)

債券先物(1.31%)

2017年3月

31,893,721

151,482

通貨(0.24%)

2017年3月

7,559,917

27,459

エネルギー(0.63%)

2017年1~6月

3,194,786

72,461

食品/繊維/木材/ゴム(1.05%)

2017年2~5月

6,787,877

121,548

インデックス((2.02%))

2017年1~3月

18,227,373

233,879

金属(0.77%)

2017年3~10月

2,815,532

89,056

金(0.24%)

2017年2~10月

1,777,433

27,872

先物契約に係る未実現利益

米ドル

723,757

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 要約投資明細書(続き)

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先物契約(-9.36%)			
債券先物(-1.02%)	2017年1~3月	43,308,864	(118,251)
通貨(-0.57%)	2017年3月	5,256,974	(66,418)
エネルギー(-0.15%)	2017年2~3月	575,340	(17,439)
食品/繊維/木材/ゴム(-1.04%)	2017年3月	3,121,762	(120,005)
インデックス(-0.79%)	2017年1~3月	11,826,594	(91,352)
家畜(-0.84%)	2017年2月	1,180,000	(96,830)
金属(-1.33%)	2017年3~8月	4,506,751	(154,322)
金(-3.62%)	2017年2月	11,747,340	(419,050)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(1,083,667)

銘柄(純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先渡契約(0.32%)			
外国為替(0.32%)	2017年3月	5,111,682	36,960
先渡契約に係る未実現利益		米ドル	36,960

銘柄(純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先渡契約(-0.51%)			
外国為替(-0.51%)	2017年3月	5,812,190	(58,421)
先渡契約に係る未実現損失		米ドル	(58,421)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	米ドル	千円
収益		
受取利息	4,426	481
	4,426	481
費用		
事務管理報酬	27,500	2,989
その他費用	16,543	1,798
専門家報酬	13,200	1,435
支払利息	27,605	3,001
取締役報酬	20,000	2,174
	104,848	11,397
正味投資損失	(100,422)	(10,916)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失	(1,014,622)	(110,289)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(703,821)	(76,505)
	(1,718,443)	(186,795)
営業活動から生じた純資産の正味損失	(1,818,865)	(197,711)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC -
スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(100,422)	(10,916)
投資及び外貨に係る正味実現損失		(1,014,622)	(110,289)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(703,821)	(76,505)
		<u>(1,818,865)</u>	<u>(197,711)</u>
資本取引			
参加型株式の発行		1,347,156	146,436
参加型株式の買戻し		(6,046,509)	(657,256)
		<u>(4,699,353)</u>	<u>(510,820)</u>
当期純資産減少額		<u>(6,518,218)</u>	<u>(708,530)</u>
期首純資産残高		18,080,097	1,965,307
期末純資産残高		<u>11,561,879</u>	<u>1,256,776</u>

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2016年12月31日現在(単位:米ドル)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC(以下、「当社」という。)は、2004年9月6日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2013年6月12日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社の目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。当社はその資産を金先物を含む様々な種類の先物契約及び金現物に投資している。

当社の資産は一般資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2016年12月31日現在、当社は一般資産を保有していない。

2016年12月31日現在、当社が保有している分別ポートフォリオは、2006年に設立されたスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオの1種類である。当社は、その資産を金先物を含む様々な先物及び金現物に投資している。当社の株式は、「マスター・フィーダー」構造の一部として、スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(以下、「フィーダー・ファンド」という。)に販売されている。フィーダー・ファンドは、複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分)、クラスB参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分)、及びクラスC参加型株式(スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオCの持分)。2016年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオA、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオB及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオCは、マスターファンドのそれぞれ31.32%、14.75%、及び53.93%を保有していた。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会(以下、「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下、「ASC」という。)に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「GAAP」という。)に従って作成されている。当社はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス-投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) 関連プライベート投資ファンドへの投資

関連プライベート投資ファンドへの投資は、取引日基準で会計処理される。投資は当初取得原価で測定される。当初認識の後、投資は公正価値で測定される。公正価値は、関連プライベート投資ファンドの事務管理会社によって報告される当社に帰属する純資産として決定される。投資に係る実現損益及び未実現

損益の変動は損益計算書に含まれる。2016年12月31日現在、関連プライベート投資ファンドに対する当社の保有比率は、11.07%である。

(c) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(d) 先渡契約

未決済先渡契約は、契約価格と、該当する公表フォワード・レートとの差額として計算された市場価値にて計上される。実現損益と未実現損益の変動額は損益計算書に計上される。

(e) 公正価値による投資の評価 - 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。

レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。

レベル3： 公正価値測定全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2015年12月31日現在の当社の投資に係る評価の要約である。

資産	合計	レベル1	レベル2
関連プライベート投資ファンドへの投資	2,212,097	-	2,212,097
未決済先物契約に係る未実現利益	723,757	723,757	-
未決済先渡契約に係る未実現利益	36,960	-	36,960
合計	\$ 2,972,814	723,757	2,249,057

負債	合計	レベル1	レベル2
未決済先物契約に係る未実現損失	(1,083,667)	(1,083,667)	-
未決済先渡契約に係る未実現損失	(58,421)	-	(58,421)
合計	\$ (1,142,088)	(1,083,667)	(58,421)

(f) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当社は投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益(損失)及び未実現利益(損失)の変動に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2024年10月26日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当社は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当社は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。当社は、米国及び当社が重要な投資を行っている海外の税管轄を主要な税管轄区域とみなしている。

経営陣は当社のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各分別ポートフォリオに配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(j) 相殺

金融資産及び負債(未決済先物契約に係る未実現損益を含む。)は、当社が認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当社は相殺の要件を満たしていない。

3. ブローカーに対する債権及び債務

ブローカーに対する債権及び債務には、ADMインベスター・サービス・インク及びバンク・オブ・アメリカ・メリルリンチに預けている現金残高が含まれ、未決済先物契約及び先渡契約に関して担保として差し入れられている証拠金4,418,373米ドルが含まれる。2016年12月31日現在、ブローカーに対する債権・債務には、未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当社は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当社の保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当社は、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、当社は先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金(担保)が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。したがって、先物契約に関する契約相手先による債務不履行リスクは極めて小さい。

当社は先渡契約を締結している。先渡契約の場合、契約期間終了時まで様々な契約相手先について未実現評価益に係る信用リスク(但し担保分を除いた額)を内包する。当社は、先渡契約については、取引を信用に値する契約相手先に限定することにより信用リスクの軽減を図っている。

関連プライベート投資ファンドに対する当社の投資により、当社は関連プライベート投資ファンドが投資する金融商品及び市場に関連する様々な種類のリスクに間接的にさらされている。関連プライベート投資ファンドへの投資により当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。2016年12月31日現在、関連プライベート投資ファンドはマネーマーケットファンドの非常に流動性の高い投資及び現金を保有している。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当社の投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。当社は信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、当社の信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いいため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が当社に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当社は不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、当社はレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、当社の借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、当社に投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下、「投資顧問会社」という。)が、当社の投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

当社は様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当社はデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2016年12月31日現在で当社が保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2016年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び未決済先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表は、デリバティブに関する実現損益及び未実現損益を契約種類ごとに示しており、当該金額は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現損益並びに投資及び外貨に係る未実現損益の変動に含まれている。

また下表は、2016年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

	デリバティブ 資産		デリバティブ 負債		未実現損益	実現損益
	米ドル	想定元本 米ドル	米ドル	想定元本 米ドル		
先物契約						
債券先物	151,482	31,893,721	(118,251)	43,308,864	(383,292)	2,567,157
通貨	27,459	7,559,917	(66,418)	5,256,974	96,453	(719,417)
エネルギー	72,461	3,194,786	(17,439)	575,340	(111,615)	(980,634)
食品 / 繊維 / 木材 / ゴム	121,548	6,787,877	(120,005)	3,121,762	(52,252)	(389,861)
インデックス	233,879	18,227,373	(91,352)	11,826,594	41,589	(1,850,662)
畜類	-	-	(96,830)	1,180,000	(79,280)	(224,700)
金属	89,056	2,815,532	(154,322)	4,506,751	238,799	(709,072)
金	27,872	1,777,433	(419,050)	11,747,340	(391,178)	1,846,026
合計	723,757	72,256,639	(1,083,667)	81,523,625	(640,776)	(461,163)

	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現損益	実現損益
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先渡契約						
外国為替	36,960	5,111,682	(58,421)	5,812,190	(21,461)	(109,541)
合計	36,960	5,111,682	(58,421)	5,812,190	(21,461)	(109,541)

2016年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中における当社のデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授権株式：

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式5,000,000株	50,000米ドル
	<u>株式数</u>

参加型株式：

期首残高	13,116.59
期中の発行	981.29
期中の買戻し	(3,929.64)
期末残高	<u>10,168.24</u>

参加型株式

参加型株式には議決権が与えられており、各暦月の最初の営業日又は取締役会の定める日に、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができる。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際、分別ポートフォリオ及び一般資産は、それぞれ分別ポートフォリオ債権者及び一般債権者の債権に対して支払われる。一般資産の残高がある場合は、各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

7. 公正価値

2016年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金並びに未払金及び未払費用を含む当社の一部の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

未決済先渡契約への投資は、デリバティブ契約締結日の公正価値にて初めて認識される。先渡契約の公正価値の変動から増価又は減価が生じたときは、直接損益計算書に反映される。当初計測の後には先渡契約は公正価値にて計測される。

関連プライベート投資ファンドへの投資は、公正価値で測定される。公正価値は関連プライベート投資ファンドの事務管理会社により報告される当社へ帰属する純資産に基づき決定される。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

8. 最近の会計基準

2016年1月、FASBはASU第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表した。当ASUの改訂は、金融商品の認識及び測定の改善を目的としており、金融商品の分類及び測定に関するUSGAAPの指針に対する限定的な改訂を含んでいる。この新基準は、(1)持分証券への投資の分類及び測定、並びに(2)公正価値で測定される金融負債の公正価値変動の表示に関する事業体の会計処理を大幅に改訂している。当基準はまた、金融商品の公正価値に関する特定の開示要件も改訂している。当ASUの改訂は2018年12月15日より後に終了する年度、並びにそれ以降の年度及び中間期に適用されるが、早期適用が容認されている。投資顧問会社は、当基準による当社の財政状態及び経営成績への影響はないと考えている。

9. 関連当事者間取引

当社はスーパーファンド・グループの投資会社の一部である関連プライベート投資ファンドへ投資している。2016年12月31日現在、かかる投資の時価は2,212,097米ドルであり、当社の純資産の19.13%に相当する。

10. 財務ハイライト

	米ドル
1株当たりの業績(期中発行済み参加型株式に関して)¹ :	
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	1,378.42
投資事業による正味投資収益 :	
正味投資損失	(8.69)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失	(232.67)
投資事業による損失合計	(241.36)
期末の1株当たり純資産価額	1,137.06
総利回り²	(17.51)%
補足情報 :	
平均純資産比率³	
費用	(0.60)%
正味投資損失	(0.58)%

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。
2. 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。
3. 平均純資産額は期中加重平均純資産額を用いて計算されている。

11. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2017年5月25日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2016年12月31日より後に、約38,965米ドルの申込みが処理されており、このうち、事前に受領した金額はなかった。また、約2,355,783米ドルの買戻しが処理されており、このうち15,612米ドルが期末日現在において未払いとなっていた。

[次へ](#)

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND A

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

	Note	
Assets		
Investment in Master Fund Segregated Portfolio A	3	238,806,900
Receivable from Master Fund Segregated A		2,834,302
Cash		2,540
Cash denominated in foreign currencies (Cost : ¥2,504,455)		3,108,973
Due from Green Gold Japan - Sub Fund B		841,406
Other assets		1,633,751
		247,227,872
Liabilities		
Redemption payable		754,013
Accounts payable and accrued expenses	5,8,9	943,252
		1,697,265
Net assets		¥ 245,530,607
Net assets per Series 1 Unit based on 3,091,483 units outstanding		
expressed in Japanese Yen		¥ 79.42
expressed in ounces of gold		Oz 0.001

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND A

Statement of Operations

Year ended December 31, 2016
(stated in Japanese Yen)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund Segregated Portfolio A		
Interest and other income		53,546
Expenses		(16,294,967)
		(16,241,421)
Sub-Fund expenses		
Trustee fees	9	927,782
Agency fees	8	1,419,766
Professional fees		930,810
Management fees	5	283,737
Other expenses		6,468,276
		10,030,371
Net investment loss		(26,271,792)
Sub-Fund realized and movement in unrealized gain/(loss) on foreign currency		
Net realized loss on foreign currency		(168,530)
Movement in unrealized loss on foreign currency		685,231
		516,701
Realized and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency allocated from Master Fund Segregated Portfolio A		
Net realized gain on investments and foreign currency		3,932,807
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(21,861,628)
		(17,928,821)
Net decrease in net assets resulting from operations		¥ (43,683,912)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND A

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

Operations	
Net investment loss	(26,271,792)
Net realized gain on investments and foreign currency	3,764,277
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(21,176,397)
	(43,683,912)
Capital transactions	
Redemption of units	(6,704,491)
	(6,704,491)
Decrease in net assets for year	(50,388,403)
Net assets at beginning of year	295,919,010
Net assets at end of year	¥ 245,530,607

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND B

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

	Note	
Assets		
Investment in Master Fund Segregated Portfolio B	3	237,983,634
Receivable from Master Fund Segregated Portfolio B		6,104,786
Cash		12,326
Cash denominated in foreign currencies (Cost : ¥4,334,600)		4,764,122
Other assets		1,644,108
		250,508,976
Liabilities		
Redemptions payable		4,005,000
Due to Green Gold Japan -Sub Fund A		841,406
Accounts payable and accrued expenses	5,8,9	973,070
		5,819,476
Net assets		¥ 244,689,500
Net assets per Series 1 Unit based on 3,054,638 units outstanding		
expressed in Japanese Yen		¥ 80.10
expressed in ounces of gold		Oz 0.001

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND B

Statement of Operations

Year ended December 31, 2016
(stated in Japanese Yen)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund Segregated Portfolio B		
Interest and other income		66,056
Expenses		(17,032,073)
		(16,966,017)
Sub-Fund expenses		
Trustee fees	9	927,782
Agency fees	8	1,461,604
Professional fees		968,992
Management fees	5	292,097
Other expenses		6,612,058
		10,262,533
Net investment loss		(27,228,550)
Sub-Fund realized gain/(loss) on foreign currency		
Net realized loss on foreign currency		(159,286)
Movement in unrealized gain on foreign currency		594,587
		435,301
Realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency allocated from Master Fund Segregated Portfolio B		
Net realized loss on investments and foreign currency		(8,933,107)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(21,908,401)
		(30,841,508)
Net decrease in net assets resulting from operations	¥	(57,634,757)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN – SUB-FUND B

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

Operations	
Net investment loss	(27,228,550)
Net realized loss on investments and foreign currency	(9,092,393)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(21,313,814)
	(57,634,757)
Capital transactions	
Redemption of units	(4,769,687)
	(4,769,687)
Decrease in net assets for year	(62,404,444)
Net assets at beginning of year	307,093,944
Net assets at end of year	244,689,500

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold SPC and Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

1. Incorporation and principal activity

Superfund Green Gold Japan (the “Trust”) was established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed (the “Trust Deed”) executed by UBS Fund Services (Cayman) Ltd. (the “Retiring Trustee”) and Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the “Manager”). The Trust was formed under the Trusts Law of the Cayman Islands pursuant to the Trust Deed on June 5, 2009, and was registered on June 29, 2009 under Section 4(1) (b) of the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. Pursuant to a Deed of Retirement, Appointment and Variation, effective May 8, 2015 Harneys Trustees (Cayman) Limited (the “Trustee”) has been appointed to be the trustee of the Trust. The Trustee provides the principal place of business for the Trust in the Cayman Islands.

The Trust is structured as an open-ended umbrella fund and has established Sub-Fund A and Sub-Fund B (each a “Sub-Fund”). Each Sub-Fund represents a separate pool of assets and liabilities which are managed separately from the other Sub-Fund. Sub-Fund A and Sub-Fund B are part of “master-feeder” structure, whereby they invest substantially all of their assets in the segregated portfolios of Superfund Green Gold SPC (the “Master Fund”), a Cayman Islands exempted Company.

The Master Fund is part of a “master-feeder” structure whereby it invests substantially all of its assets in Superfund Green Gold Master Segregated Portfolio of Superfund Green Gold Master SPC (the “Ultimate Master”), a Cayman Islands exempted company. The Ultimate Master’s objective is to provide investments with a form of investment independent of the development of equity and fixed income securities markets, and which is expected to achieve above average returns on long term capital appreciation through a small correlation to those equity and fixed income securities markets and also currency irrelevant investments which are linked to gold futures and physical gold.

As at December 31, 2016, Sub-Fund A and Sub-Fund B held all of the outstanding Class A JPY Participating Shares of the Master Fund’s Segregated Portfolio A and Class B JPY Participating Shares of the Master Fund’s Segregated Portfolio B, respectively.

The Manager has appointed Superfund Japan Co. Ltd. (the “Distributor”), formerly known as Superfund Securities Japan Co. Limited, up to June 27, 2016 as the Agent Member Company for the Trust in Japan pursuant to an Agent Member Company Agreement. The Agent Member Company is responsible for publicizing the net asset value per unit and submitting the financial statements to Japan Securities Dealers Association (“JSDA”). The Trust’s annual audited financial statements are included in the Annual Securities Report and Securities Registration Statement and filed with the Kanto Local Finance Bureau, as part of Japanese filing requirements.

The accompanying financial statements of the Master Fund and the Ultimate Master are included in this report and should be read in conjunction with the Trust’s financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in Japanese Yen)***2. Significant accounting policies**

The financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“GAAP”) as detailed in the Financial Accounting Standards Board’s (“FASB”) Accounting Standards Codification (“ASC”). The Trust qualifies as an investment company under GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in FASB ASC 946, *Financial Services – Investment Companies*. The significant accounting policies adopted by the Trust are as follows:

(a) Use of estimates

The preparation of financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(b) Investments in the Master Fund’s Segregated Portfolios

Investments in the Master Fund’s Segregated Portfolios are accounted for on a trade date basis. Investments are initially measured at cost. Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value. Fair value is determined as the net assets attributable to the Trust, as reported by the Master Fund’s administrator. Realized and movement in unrealized gains and losses on investments are included in the statement of operations.

The valuation policy of the Master Fund’s and Ultimate Master’s investments are discussed in the notes to the Master Fund’s and Ultimate Master’s financial statements included in this report.

(c) Investment income and expenses

Each Sub-Fund records its proportionate share of the Master Fund’s Segregated Portfolio’s income, expenses and realized and movement in unrealized gains and losses in its statement of operations weekly based on the value of its respective share of the net asset value of the Master Fund’s Segregated Portfolio at the beginning of the period. In addition, each Sub-Fund also accrues its own income and expenses.

(d) Net asset value per unit

The net asset value per unit (the “NAV per unit”) is expressed in both Japanese Yen and ounces of gold and calculated by dividing the net asset value of the relevant Sub-Fund attributable to a particular class by the number of units of that class outstanding then, for units expressed in ounces of gold, further dividing the value obtained by the London AM gold fixing per ounce price prevailing on the relevant valuation day.

(e) Interest income and expense

Interest income and expense are recorded on an accruals basis.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

2. Significant accounting policies (continued)*(f) Cash*

Cash is comprised of cash denominated in Japanese Yen and foreign currency due on demand as well as interest bearing deposits, all of which are considered to be highly liquid with original maturities of three months or less.

(g) Foreign currency

Assets and liabilities denominated or accounted for in foreign currencies are translated into Japanese Yen at the applicable exchange rates at the date of the statements of assets and liabilities. Foreign currency transactions are translated into Japanese Yen at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Realized and movements in unrealized gains and losses arising from translation are included in the statement of operations.

The Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of investments held. Such fluctuations are included with the net realized and movement in unrealized gain or loss from investments and foreign currency.

(h) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and, in accordance with the provisions of Section 6 the Tax Concessions Law, the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains until June 5, 2059. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

The Trust recognizes the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more-likely-than-not (i.e. greater than 50 percent) to be sustained assuming examination by a tax authority based on the technical merits of the position. The Trust analyzes all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for exam by taxing authorities, as defined by the statute of limitations in each jurisdiction. The Trust identifies its major tax jurisdictions as the United States and foreign jurisdictions where the Trust makes significant investments.

Management has analyzed the Trust's tax positions, and has concluded that no liability for tax expenses or assets for tax benefits should be recorded in relation to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

(i) Allocation of income and expenses

Income and expenses that are identifiable with a particular Sub-Fund are allocated to or charged against the Sub-Fund in computing its net asset value. Other income and expenses are allocated pro-rata between the Sub-Funds or otherwise at the discretion of the Trustee.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

2. Significant accounting policies (continued)

(j) Redemptions payable

Units redeemed at the option of the holder or the Trust are classified as redemptions payable when a redemption request has been received and the redemption amount has been determined.

(k) Valuation of investments at fair value - definition and hierarchy

US GAAP establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels explained below:

Level 1: Valuations based on the unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that management has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 securities. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these securities does not entail a significant degree of judgment.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The fair value hierarchy for the investments held by the Master Fund and the Ultimate Master are disclosed in the notes to their respective financial statements, included elsewhere in this report.

3. Financial instruments

The Trust's investment in the Ultimate Master, via the Master Fund, indirectly exposes it to various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which the Ultimate Master invests.

The types of financial risk to which the Trust is exposed are market risk, credit risk and liquidity risk. Refer to the Ultimate Master's financial statements for information regarding financial risk to which the Trust is exposed.

Details of the investments held by the Ultimate Master, including a breakdown of the levels of their market price observability used in measuring investments at fair value, are disclosed in note 2 to the Ultimate Master's financial statements included elsewhere in this report.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in Japanese Yen)***4. Unitholders' capital**

	Number
<i>Sub-Fund A</i>	
Series 1:	
Balance at beginning of year	3,165,426
Redeemed during year	(73,943)
	3,091,483
<i>Sub-Fund B</i>	
Series 1:	
Balance at beginning of year	3,112,410
Redeemed during year	(57,772)
	3,054,638

Each Sub-Fund is subject to a minimum investment amount for each series: for Sub-Fund A, the minimum amount for subscription is 5,000 units or more in increments of 100 units and for Sub-Fund B, the minimum amount for subscription is 10,000 units or more in increments of 100 units. The Distributor may, in consultation with the Manager, waive such minimums in whole or in part for certain subscriptions at their discretion.

The Trust maintains a separate account in respect of each series of units in order to calculate the net asset value of each series. A different series of units are issued on the issuing day and on each subsequent issuing day. All of the units shall, except as described in the Trust Deed, rank parri passu and have substantially the same rights, terms and conditions.

There is a sales charge applicable to subscriptions of units. The sales charges applicable to a particular investor's subscription is based upon the aggregate purchase price for the relevant subscription for each series by the investor (the "Purchase Amount"). The sales charges applicable to each subscription is an amount equal to the Purchase Amount for such subscription multiplied by a rate of up to 5.25% (5% without tax).

At such times as the Manager shall determine in consultation with the Trustee, the Manager may cause all or a part of units in all or a part of series of the relevant Sub-Fund to be consolidated into the initial series of that Sub-Fund. In case there may be resulting fractional units of less than the minimum denomination of the allotted series (1 unit) in such consolidation, the Manager shall determine a fair manner of consolidation upon due consultation with the Trustee and the Distributor.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in Japanese Yen)***4. Unitholders' capital (continued)**

The unitholders will generally be permitted to request to repurchase all or some of their units effective as at the last day of each month, by providing a prior written notice to the Distributor of the Trust. Any such repurchase will take place at the net asset value per unit, determined on the last day of a given month.

Where requests for repurchase of the units are made within twelve months of initial subscription or where a compulsory redemption is made by the Trust, a repurchase fee of two percent of the repurchase price may be charged by the Trust to the unitholder, at the sole discretion of the Manager. Such repurchase fee shall be for the benefit of the Trust.

In no event may a unitholder make a partial repurchase request that would result in such unitholder holding units that are less than the amount of the relevant minimum initial investment for each series, unless otherwise waived by the Manager in their sole discretion.

5. Management fees

The Trust's investment activities are managed by the Manager, a related party by virtue of common control. Under the terms of the Advisory Agreement, the Manager receives a management fee monthly in arrears at the rate of 0.1% per annum of the net asset value of each Sub-Fund.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2016, are management fees payable of ¥20,525 for Sub-Fund A and ¥20,726 for Sub-Fund B.

6. Incentive fees

There are no incentive fees payable at the Sub-Fund level. The Master Fund pays incentive fees as disclosed in Note 8 of its financial statements, which are attached elsewhere in this report.

7. Distribution fees

There were no distribution fees payable in the Sub-Fund level for the year ended December 31, 2016. The Master Fund pays distribution fees as disclosed in Note 9 of its financial statements, which are attached elsewhere in this report.

8. Agency fees

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.5% per annum of the net asset value of each Sub-Fund.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2016, are agency fees payable of ¥102,714 for Sub-Fund A and ¥103,719 for Sub-Fund B.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

9. Trustee fees

Effective May 8, 2015, Harneys Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee") has been appointed to be the trustee of the Trust.

As defined in the Trust Deed, the Trust has agreed to pay the Trustee a fee of US\$8,500 per annum per Sub-Fund.

There were no trustee fees payable in the Sub-Fund A and B for the year ended December 31, 2016.

10. Related party transactions

The Manager and the Distributor are related parties by virtue of common control. Fees payable to the Manager and to the Distributor have not been set by arms-length negotiations.

11. Fair value

At December 31, 2016, the following methods and assumptions were used by management to estimate the fair value of each class of financial instruments. For certain of the Trust's financial instruments, including cash, cash denominated in foreign currency, redemptions payable and accounts payable and accrued expenses, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates. Refer to the Ultimate Master's financial statements for information in relation to fair value measurements classification of investments held by the Ultimate Master.

12. Recent accounting pronouncements

In January 2016, the FASB issued ASU 2016-01, *'Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities'*. The amendments in this ASU intended to improve the recognition and measurement of financial instruments which contains limited amendments to the guidance in US GAAP on the classification and measurement of financial instruments. The new standard significantly revises an entity's accounting related to (1) the classification and measurement of investments in equity securities and (2) the presentation of certain fair value changes for financial liabilities measured at fair value. It also amends certain disclosure requirements associated with the fair value of financial instruments. The amendments in this ASU are effective for the annual period ending after December 15, 2018, and for annual periods and interim periods thereafter. Early application is permitted. The Investment Advisor considers that it will not have any impact on the financial positions and results of operations of the Company.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in Japanese Yen)***13. Financial highlights****Sub-Fund A (Series 1)****Per share operating performance (for a
Participating Share outstanding throughout the year)¹:**

Net asset value per Participating Share at beginning of year	93.48
---	--------------

Loss from investment operations

Net investment loss	(8.39)
---------------------	--------

Net realized and unrealized loss on investments and foreign currency	(5.67)
--	--------

Total loss from investment operations	(14.06)
---------------------------------------	---------

Net asset value per Participating Share

at end of year

¥

79.42

Total return²

(15.04%)

Supplemental data:**Ratio to average net assets**

Operating and other expenses	(9.28%)
------------------------------	---------

Net investment loss	(9.26%)
---------------------	---------

⁽¹⁾ Based on average units outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of unit subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in Japanese Yen)***13. Financial highlights (continued)****Sub-Fund B (Series 1)****Per share operating performance (for a
Participating Share outstanding throughout the year)¹:**

Net asset value per Participating Share at beginning of year		98.67
Loss from investment operations		
Net investment loss		(8.76)
Net realized and unrealized loss on investments and foreign currency		(9.81)
Total loss from investment operations		(18.57)
Net asset value per Participating Share at end of year	¥	80.10

Total return²		(18.82%)
---------------------------------	--	-----------------

Supplemental data:**Ratio to average net assets**

Operating and other expenses		(9.35%)
Net investment loss		(9.32%)

⁽¹⁾ Based on average units outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of unit subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD JAPAN

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in Japanese Yen)

14. Subsequent events

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 25, 2017 which is the date that the financial statements were available to be issued.

Subsequent to December 31, 2016, redemptions in the amount of approximately ¥13,222,541 were paid, of which ¥4,759,013 was payable at year-end.

The Directors of the Master Fund have held preliminary discussions about the reorganization and merger of the Superfund funds that are incorporated in the Cayman Islands. No official resolutions or final decisions have been made regarding the proposed reorganization.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED PORTFOLIO A

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

	Note	
Assets		
Investment in affiliated private investment fund (cost: \$3,002,590)	2(g)	3,007,031
Investment in Master Fund	4	3,620,874
Redemption receivable from Master Fund		579
Cash		20,802
Cash denominated in foreign currencies (cost: \$2,020)		2,314
Due from broker	3	432,802
Due from affiliated private investment fund		500,000
Other assets		7,566
		7,591,968
Liabilities		
Unrealized loss on open futures contracts	2(g),4,5	133,080
Redemptions payable		79,592
Due to Superfund Green Gold Segregated Portfolio B		7,552
Accounts payable and accrued expenses	7,9,10	71,262
		291,486
Net assets		US\$ 7,300,482
Net assets per Class A Participating Share, based on 2,219.30 shares outstanding expressed in United States dollars		
		US\$ 664.43
expressed in ounces of gold		Oz. 0.57
Net assets per Class A2 Participating Share, based on 5,799.15 shares outstanding expressed in United States dollars		
		US\$ 652.53
expressed in ounces of gold		Oz. 0.56
Net assets per Class A - JPY Participating Share, based on 24,692.16 shares outstanding expressed in Japanese yen		
		JPY 9,671.37
expressed in ounces of gold		Oz. 0.07

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC- SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Condensed Schedule of Investments

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Redemption terms	Number of shares	Fair value
INVESTMENT IN AFFILIATED PRIVATE INVESTMENT FUND (41.19%)			
<i>Liquidity</i>			
Superfund Cash SPC, Class B (41.19%)	1 day	3,383	3,007,031
Total investment in affiliated private investment fund		US\$	3,007,031

Description (% of net assets)	Expiration dates	Notional	Fair value
FUTURES CONTRACTS (1.82%)			
Gold (1.82%)	Feb-17	3,685,440	(133,080)
Total futures contracts		US\$	(133,080)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund		
Income		1,301
Expenses		(31,456)
		(30,155)
Fund income		
Interest income		763
		763
Fund expenses		
Management fees	7	314,054
Distribution fees	9	188,502
Professional fees		7,594
Administration fees		9,600
Directors' fees		12,514
General and administrative expenses		39,355
		571,619
Net investment loss		(601,011)
Fund realized and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency		
Net realized gain on investments and foreign currency		755,834
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(76,820)
		679,014
Realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency allocated from Master Fund		
Net realized loss on investments and foreign currency		(315,683)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(194,196)
		(509,879)
Net decrease in net assets resulting from operations	US\$	(431,876)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO A**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(601,011)
Net realized gain on investments and foreign currency		440,151
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(271,016)
		(431,876)
Capital transactions		
Payments for redemptions of Participating Shares:		
Class A (USD)		(1,400,037)
Class A2 (USD)		(1,438,436)
Class A (JPY)		(192,856)
		(3,031,329)
Decrease in net assets for year		(3,463,205)
Net assets at beginning of year	US\$	10,763,687
Net assets at end of year	US\$	7,300,482
Net assets at year end consist of:		
Class A (USD) Shares		1,474,560
Class A2 (USD) Shares		3,784,139
Class A (JPY) Shares		2,041,783
	US\$	7,300,482

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED PORTFOLIO B

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

	Note	
Assets		
Investment in affiliated private investment fund (cost: \$301,233)	2(g)	301,678
Investment in Master Fund	4	1,705,811
Due from affiliated private investment fund		200,000
Cash		52,526
Due from broker	3	138,646
Due from Superfund Green Gold Segregated Portfolio A		7,552
Due from Superfund Green Gold Segregated Portfolio C		6,621
Other assets		2,925
Total assets		2,415,759
Liabilities		
Unrealized loss on open futures contracts	2(g),4,5	20,790
Redemption payable		52,178
Accounts payable and accrued expenses	7,9,10	24,142
		97,110
Net assets		US\$ 2,318,649
Net assets per Class B Participating Share, based on 477.89 shares outstanding expressed in United States dollars		
expressed in ounces of gold		US\$ 595.54
		Oz. 0.51
Net assets per Class B - JPY Participating Share, based on 26,091.35 shares outstanding expressed in Japanese yen		
expressed in ounces of gold		JPY 9,121.17
		Oz. 0.07

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Condensed Schedule of Investments

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Redemption terms	Number of shares	Fair value
INVESTMENT IN AFFILIATED PRIVATE INVESTMENT FUND (13.01%)			
<i>Liquidity</i>			
Superfund Cash SPC, Class B (13.01%)	1 day	339	301,678
Total investment in affiliated private investment fund		US\$	301,678

Description (% of net assets)	Expiration dates	Notional	Fair value
FUTURES CONTRACTS (0.90%)			
Gold (0.90%)	Feb-17	575,850	(20,790)
Total futures contracts		US\$	(20,790)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund		
Income		1,089
Expenses		(21,264)
		(20,175)
Fund income		
Interest income		145
		145
Fund expenses		
Management fees	7	143,986
Distribution fees	9	86,424
Administration fees		7,200
Professional fees		3,973
General and administrative expenses		9,164
Directors' fees		6,545
		257,292
Net investment loss		
		(277,322)
Fund realized and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency		
Net realized gain on investments and foreign currency		227,233
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(4,731)
		222,502
Realized and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency allocated from Master Fund		
Net realized gain on investments and foreign currency		20,008
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(42,084)
		(22,076)
Net decrease in net assets resulting from operations		
	US\$	(76,896)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO B**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(277,322)
Net realized gain on investments and foreign currency		247,241
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(46,815)
		(76,896)
Capital transactions		
Payments for redemptions of Participating Shares:		
Class B (USD)		(3,064,930)
Class B (JPY)		(175,986)
		(3,240,916)
Decrease in net assets for year		(3,317,812)
Net assets at beginning of year	US\$	5,636,461
Net assets at end of year	US\$	2,318,649
Net assets at end of year consist of:		
Class B (USD) Shares		284,600
Class B (JPY) Shares		2,034,049
	US\$	2,318,649

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO C**

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

	Note		
Assets			
Investment in Master Fund	4	6,235,193	
Redemption receivable from Master Fund		15,033	
Cash		76,234	
Other assets		6,629	
		6,333,089	
Liabilities			
Due to Superfund Green Gold Segregated Portfolio B		6,621	
Accounts payable and accrued expenses	7,9,10	58,685	
		65,306	
Net assets		US\$ 6,267,783	
Net assets per Class C Participating Share, based on 14,328.18 shares outstanding			
expressed in United States dollars		US\$	437.44
expressed in ounces of gold		Oz.	0.38

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO C**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

	Note	
Net investment loss allocated from Master Fund		
Income		2,036
Expenses		(52,129)
		(50,093)
Fund expenses		
Management fees	7	257,475
Distribution fees	9	154,542
Professional fees		6,033
Administration fees		9,600
Directors' fees		9,941
General and administrative expenses		11,080
		448,671
Net investment loss		(498,764)
Realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency allocated from Master Fund		
Net realized loss on investments and foreign currency		(718,948)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(467,542)
		(1,186,490)
Net decrease in net assets resulting from operations	US\$	(1,685,254)

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD SPC – SUPERFUND GREEN GOLD SEGREGATED
PORTFOLIO C**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(498,764)
Net realized loss on investments and foreign currency		(718,948)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(467,542)
		(1,685,254)
Capital transactions		
Payment for redemptions of Participating Shares: Class C (USD)		(659,055)
		(659,055)
Decrease in net assets for year		(2,344,309)
Net assets at beginning of year	US\$	8,612,092
Net assets at end of year	US\$	6,267,783
Net assets at end of year consist of:		
Class C (USD) Shares		6,267,783
	US\$	6,267,783

The accompanying notes and the attached financial statements of Superfund Green Gold Master SPC are an integral part of these financial statements.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and principal activity

Superfund Green Gold SPC (the "Company") was incorporated as an exempted company under the Companies Law of the Cayman Islands on October 8, 2004 and was registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on September 28, 2005.

The Company's objective is long-term capital appreciation through the use of technical analysis. The assets of the Company can either be general assets or segregated portfolio assets. The assets attributable to a segregated portfolio comprise assets representing the share capital and reserves attributable to the segregated portfolio and other assets attributable to or held within that segregated portfolio. The general assets comprise the assets of the Company which are not segregated portfolio assets. Where a liability arises from a transaction in respect of a particular segregated portfolio and there are insufficient assets within that segregated portfolio, then there will be recourse to the general assets, but not to the assets of any other segregated portfolio.

The Company is a multi-class fund which has established separate and distinct portfolios of investments available to investors through the offering of Class A Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio A), Class B Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio B) and Class C Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio C), (collectively the "Funds").

The segregated portfolios are part of a "master-feeder" fund structure whereby they invest substantially all of their assets in the Superfund Green Gold Master Segregated Portfolio of Superfund Green Gold Master Fund SPC (the "Master Fund"), a Cayman Islands exempted limited company. The financial statements of the Master Fund, including the condensed schedule of investments, are included in this report and should be read in conjunction with the Company's financial statements.

At December 31, 2016, Superfund Green Gold Segregated Portfolio A ("Segregated Portfolio A"), Superfund Green Gold Segregated Portfolio B ("Segregated Portfolio B"), and Superfund Green Gold Segregated Portfolio C ("Segregated Portfolio C"), held 31.32%, 14.75% and 53.93% of the Master Fund, respectively.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies

The financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("GAAP") as detailed in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC"). The Company qualifies as an investment company under GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in FASB ASC 946, *Financial Services – Investment Companies*. The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

(a) Use of estimates

The preparation of financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(b) Investment in affiliated private investment fund

Investments in the affiliated private investment fund are accounted for on the trade date basis. Investments are initially measured at cost. Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value. Fair value is determined as the net assets attributable to the Company, as reported by the affiliated private investment fund's administrator. Realized and movement in unrealized gains and losses on investments are included in the statement of operations. At December 31, 2016 the Superfund Green Gold Segregated Portfolio A's ownership of the affiliated private investment fund was 15.04% and Superfund Green Gold Segregated Portfolio B ownership of the affiliated private investment fund was 1.51%.

(c) Investment in Master Fund

Investments in the Master Fund are accounted for on a trade date basis. Investments are initially measured at cost. Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value.

Fair value is determined as the net assets attributable to the Company, as a practical expedient, as reported by the Master Fund's administrator. Realized and movement in unrealized gains and losses on investments are included in the statement of operations. The valuation of the Master Fund's investments is discussed in the notes to the Master Fund's financial statements included in this report.

(d) Investment income and expenses

Each segregated portfolio records its proportionate share of the Master Fund's income, expenses and realized and movement in unrealized gains and losses in its statement of operations based on the value of its respective share of the net asset value of the Master Fund. In addition, each segregated portfolio also accrues its own income and expenses.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***2. Significant accounting policies (continued)***(e) Net asset value per share*

The net asset value per share (“NAV per Share”) is expressed in ounces of gold and calculated by dividing the net assets of the relevant segregated portfolio attributable to a particular class by the number of shares of that class outstanding then, for shares expressed in ounces of gold, further dividing the value obtained by the London AM gold fixing per ounce price.

(f) Futures contracts

Open futures contracts are carried at fair value calculated as the difference between the contract price and the market value based upon rates reported in published sources or those provided by the broker, if applicable rates are not readily available. Realized and movement in unrealized gains and losses are included in the statement of operations.

(g) Valuation of investments at fair value – definition and hierarchy

US GAAP establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels explained below:

Level 1: Valuations based on the unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that management has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 securities. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these securities does not entail a significant degree of judgment.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The following table summarizes the valuation of the Company’s investments based on the fair value hierarchy described above as at December 31, 2016.

Segregated Portfolio A	Total	Level 1	Level 2
Investment in affiliated private investment fund	3,007,031	-	3,007,031
Unrealized loss on open futures contracts	(133,080)	(133,080)	-
Total	US\$ 2,873,951	(133,080)	3,007,031
Segregated Portfolio B	Total	Level 1	Level 2
Investment in affiliated private investment fund	301,678	-	301,678
Unrealized loss on open futures contracts	(20,790)	(20,790)	-
Total	US\$ 280,888	(20,790)	301,678

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(h) Interest income*

Interest income is recorded on an accruals basis.

(i) Foreign currency

Assets and liabilities denominated or accounted for in foreign currencies are translated into United States dollars at the applicable exchange rates at the date of the statement of assets and liabilities. Foreign currency transactions are translated into United States dollars at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Realized and movement in unrealized gains and losses arising from translation are included in the statement of operations.

The Company does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and movement in unrealized gain or loss from investments and foreign currency.

(j) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and in accordance with the provisions of section 6 of the Tax Concessions Law, the Company has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains until November 16, 2024. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

The Company recognizes the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more-likely-than-not (i.e. greater than 50-percent) to be sustained assuming examination by a tax authority based on the technical merits of the Position. The Company analyzes all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for examination by taxing authorities, as defined by the statute of limitations in each jurisdiction. The Company identifies its major tax jurisdictions as the United States and foreign jurisdictions where the Company makes significant investments.

Management has analyzed the Company's tax positions and has concluded that no liability for unrecognized tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

(k) Allocation of income and expenses

Income and expenses that are identifiable with a particular segregated portfolio are allocated to or charged against the segregated portfolio in computing its net asset value. Other income and expenses are allocated pro-rata between the segregated portfolios or otherwise at the discretion of the Directors.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(l) Redemptions payable*

Shares redeemed at the option of the holder or the Company are classified as redemptions payable when a redemption request has been received and the redemption amount determined.

(m) Offsetting

Financial assets and liabilities including unrealized gain or loss on open futures contracts are offset and the net amount is reported in the statement of assets and liabilities when the Company has a legally enforceable right to offset the recognized amounts and the transactions are intended to be settled on a net basis or simultaneously. The Company did not meet the requirements for offsetting during the year.

3. Due from broker

Due from broker includes cash balances maintained at ADM Investor Services, Inc., net of amounts due for unsettled trades in securities and includes margin cash of US\$211,200 for Segregated Portfolio A and US\$33,000 for Segregated Portfolio B pledged as collateral against open future contracts. At December 31, 2016 due from broker included amounts receivable and payable for unsettled trades for Segregated Portfolio A and Segregated Portfolio B of US\$nil and US\$nil respectively.

4. Financial instruments*Market risk, credit risk and liquidity risk*

In the normal course of its business, the Company purchases and sells various financial instruments which may result in both market and credit risks, the amount of which is not apparent from the financial statements.

Market risk is the risk that changes in interest rates, foreign exchange rates or equity and commodity prices will affect the positions held by the Company. The Company is exposed to market risk on financial instruments held directly as well as by the Master Fund that are valued at market prices.

As part of its investment strategy, the Company enters into futures contracts. Futures contracts are traded on organized exchanges and require initial margin (collateral) in the form of cash or marketable securities. The initial margin is adjusted to reflect changes in the value of the futures contracts which is marked to market on a daily basis. Holders of futures contracts look to the exchange for performance under the contract and not to the entity holding the offsetting futures position. Accordingly, the amount of risk due to non-performance of counterparties to futures contracts is minimal.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements(continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

4. Financial instruments (continued)*Market risk, credit risk and liquidity risk (continued)*

The Company's investment in the affiliated private investment fund indirectly exposes it to various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which the affiliated private investment fund invests. The types of financial risk to which the Company is exposed through its investment in the affiliated private investment fund, are market risk, credit risk and liquidity risk. At December 31, 2016, the affiliated private investment fund held highly liquid investments in money market funds and cash balances.

Market risks arise due to the possible movement in foreign exchange rates, indices, commodities and securities' values underlying these instruments. Other market risks include the possibility that a change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies, commodities or stock indices. Certain risks exist when trading in futures contracts as they may increase the total return of the Company's investments, but may also entail greater than ordinary investment risks.

Futures markets are highly volatile and are influenced by factors such as changing supply and demand relationships, governmental programmes and policies, national and international political and economic events and changes in interest rates. In addition, because of the low margin deposits normally required in futures trading, a high degree of leverage may be typical of a futures trading account.

As a result, a relatively small price movement in a futures contract may result in substantial losses to the trader. Futures trading may also be illiquid. Certain futures exchanges do not permit trading in particular futures contracts at prices that represent a fluctuation in price during a single day's trading beyond certain set limits. If prices fluctuate during a single day's trading beyond those limits, the Company could be prevented from promptly liquidating unfavourable positions and thus be subject to substantial losses.

Credit risk is the risk of counterparty default. Credit risk is generally higher when a non-exchange traded financial instrument is involved because the counterparty for non-exchange traded financial instruments is not backed by an exchange clearing house. The Company's investment in the segregated portfolio of the Master Fund is not exchange traded.

As part of its investment strategy, the Master Fund utilizes leverage. The concept of leveraging is based on the premise that the Master Fund's cost of borrowing will be at rates that normally will be lower than the rate of return earned on the investments it holds. While the use of leverage may increase the returns on equity capital invested by the Master Fund, the use of leverage also increases the risk of loss of such capital.

Superfund Capital Management Inc. (the "Investment Adviser") acts as the investment adviser of the Company. The Investment Adviser has internal guidelines and limits to maintain levels of leverage.

The Company's investment in the Master Fund indirectly exposes it to various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which the Master Fund invests.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***4. Financial instruments (continued)***Market risk, credit risk and liquidity risk (continued)*

The types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit risk and liquidity risk. Refer to note 4 of the Master Fund's financial statements for information regarding financial risk to which the Company is exposed.

The Master Fund maintains positions in a variety of derivative and non-derivative financial instruments as dictated by its investment management strategy. The Master Fund's investment portfolio as at December 31, 2016 is comprised of futures and an affiliated private investment fund.

The investment in the Master Fund is recorded at fair value and is based on the net assets attributable to the Master Fund as reported by the Master Fund's administrator. The Master Fund records its proportionate share of the Master Fund's income, expenses, and realized and unrealized gains and losses.

Details of the investments held by the Master Fund, including a breakdown of the levels of their market price observability used in measuring investments at fair value, are disclosed in the notes to the Master Fund's financial statements which are attached.

5. Derivative contracts

The Company transacts in gold futures contracts for trading purposes and hence its primary risk exposure is gold prices. Investments in derivative contracts are subject to additional risks that can result in a loss of all or part of an investment.

The Company records its derivative activities on a mark-to-market basis. Fair values are determined by using quoted market prices. Refer to note 5 of the Master Fund's financial statements for details of the derivative contracts held by the Master Fund as at December 31, 2016, including the gains and losses on these contracts for the year ended December 31, 2016.

The fair value amounts of gold future contracts as at December 31, 2016 has been included in the condensed schedules of investments. The table below indicates the gains and losses on gold futures, as included in net realized gain/(loss) on investments and foreign currency and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency within the statements of operations for the year ended December 31, 2016:

	Liability derivatives	Notional amounts	Unrealised Gain/Loss	Realised Gain/Loss
Futures contracts				
Segregated Portfolio A	133,080	3,685,440	(84,510)	755,860
Segregated Portfolio B	20,790	575,850	(7,660)	226,560
	153,870	4,261,290	(92,170)	982,420

The derivative instruments held as at December 31, 2016 and their effect on the statement of operations are indicative of the volume of derivative activity of the Company during the period.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***6. Share capital**

Authorized:	
100 Founder Shares of US\$0.01 each	1
4,999,900 Participating Shares of US\$0.01 each	49,999
	US\$ 50,000
	Number
Issued and fully paid:	
Founder Shares	1
<i>Segregated Portfolio A</i>	
Class A Participating Shares:	
Balance at beginning of year	3,854.61
Redeemed during year	(1,635.31)
Balance at end of year	2,219.30
<i>Segregated Portfolio A</i>	
Class A2 Participating Shares:	
Balance at beginning of year	7,565.57
Redeemed during year	(1,766.42)
Balance at end of year	5,799.15
<i>Segregated Portfolio A</i>	
Class A - JPY Participating Shares:	
Balance at beginning of year	26,612.69
Redeemed during year	(1,920.53)
Balance at end of year	24,692.16

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***6. Share capital (continued)**

	Number
<i>Segregated Portfolio B</i>	
Class B Participating Shares:	
Balance at beginning of year	4,483.75
Redeemed during year	(4,005.86)
Balance at end of year	477.89
<i>Segregated Portfolio B</i>	
Class B - JPY Participating Shares:	
Balance at beginning of year	27,993.23
Redeemed during year	(1,901.88)
Balance at end of year	26,091.35
<i>Segregated Portfolio C</i>	
Class C Participating Shares:	
Balance at beginning of year	15,429.30
Redeemed during year	(1,101.12)
Balance at end of year	14,328.18

Founder Shares

Founder Shares may only be issued at par value and are not redeemable at the option of the holder. They carry one vote per share and confer on the holder thereof rights in a winding up as described below, but confer no other right to participate in the profits or assets of the Company. At December 31, 2016, the Company's Founder Shares were held by a shareholder of the Investment Adviser.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***6. Share capital (continued)***Participating Shares*

Classes A, A2, B, and C Participating Shares are issued on a weekly basis at the relevant net asset value per share. There is a Japanese yen (“JPY”) share class in Segregated Portfolios A and B, all other share classes are denominated in United States dollars. Subscriptions for Classes A, B, and C Participating Shares are accepted in United States dollars, Japanese yen, Euro or Swiss francs, however, the Company converts subscription payments received to United States dollars or Japanese yen (as the case may be).

The minimum initial subscription which is accepted by the Company in respect of USD share class is US\$5,000 for Class A Participating Shares, US\$20,000 for Class A2 Participating Shares, US\$50,000 for Class B Participating Shares and US\$100,000 for Class C Participating Shares. The minimum initial subscription which is accepted by the Company in respect of JPY share classes is JPY500,000 for Class A Participating Shares, and JPY5,000,000 for Class B Participating Shares.

The Directors may in its sole discretion accept initial subscriptions in lesser amounts. Participating Shares are redeemable at the net asset value per share of their respective segregated portfolio on the last business day before each Wednesday or, in the last week of each month, the last business day of the month, or such other day as the Directors may from time to time determine, and are non-voting except for matters allowed by the articles of association. Holders of Participating Shares are entitled to receive all dividends and are paid in proportion to the amounts paid up on shares held by them respectively.

The rights attached to any shares may be varied with the consent in writing of all the holders of the issued shares of the segregated portfolio, or with the sanction of a special resolution passed by three fourths of the votes cast at a meeting of the holders of the shares of that segregated portfolio.

On a winding up of the Company, segregated portfolio and general assets will be applied first in satisfaction of claims of the segregated portfolio creditors and general creditors, respectively. The balance of general assets, if any, will be used to repay the nominal paid-in capital on the Founder Shares, with any balance transferred to the segregated portfolios in proportion to the net asset value of each segregated portfolio.

The assets of each segregated portfolio will be paid to the shareholders of the respective segregated portfolio in proportion to the number of shares held. If there is more than one class of Participating Shares in a segregated portfolio, the assets of the segregated portfolio will be allocated pro rata to each class according to the relative net asset values and then paid to the shareholders in proportion to the number of Participating Shares of the relevant class held.

At December 31, 2016, 288.93, 24,692.15, 26,091.55 and 13,763.82 of Class A, Class A (JPY), Class B (JPY) and Class C Participating Shares were held by related parties.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

7. Management fees

The Company's investment activities are managed by the Investment Adviser, a related party by virtue of common control. Under the terms of the Investment Advisory Agreement, the Investment Adviser receives a management fee monthly in arrears at the rate of 3% per annum of the net asset value of each segregated portfolio's Participating Shares.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2016 are management fees payable of US\$37,671 for Segregated Portfolio A, US\$12,202 for Segregated Portfolio B and US\$32,374 for Segregated Portfolio C.

8. Incentive fees

The Investment Adviser is also entitled to receive an incentive fee of 20% of the increase in the NAV per Share of Segregated Portfolio A, 25% of the increase in the NAV per Share of Segregated Portfolio B, and 30% of the increase in the NAV per Share of Segregated Portfolio C above the previous high watermarks, as defined in the Investment Advisory Agreement in force at year end, of the respective share class. Incentive fees are calculated based on the net asset value after all other fees and expenses of the segregated portfolios and are payable monthly.

As at December 31, 2016 there were no incentive fees paid or payable for Segregated Portfolios A, B and C.

9. Distribution fees

Superfund Distribution and Investment, Inc. (the "Distributor"), a related party by virtue of common control, acts as distributor of the Company's shares and is entitled to a distribution fee monthly in arrears at the rate of 1.8% per annum of the net asset value of each segregated portfolio's Participating Shares.

Included in accounts payable and accrued expenses at December 31, 2016 are distribution fees payable of US\$22,612 for Segregated Portfolio A, US\$7,324 for Segregated Portfolio B and US\$19,432 for Segregated Portfolio C.

The Distributor is entitled, at the discretion of the Directors, to receive a subscription charge of up to 7% of each subscription.

As at December 31, 2016, there were no subscription fees payable for segregated portfolios A, B and C.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

10. Share redemption fees

At the discretion of the Directors, when a redemption of Class A, Class B or Class C Participating Shares is made within twelve months of the initial subscription or any compulsory redemption is made by the Directors, a redemption charge of 2% of the redemption price may be charged and paid to the Investment Adviser.

At the discretion of the Directors, when a redemption of Class A2 Participating Shares is made or any compulsory redemption is made by the Directors, a redemption charge of the redemption price may be charged and paid to the Investment Adviser as follows:

- redemption is made less than 12 months from initial subscription, 5% redemption charge
- redemption is made less than 24 months from initial subscription, 4% redemption charge
- redemption is made less than 36 months from initial subscription, 3% redemption charge
- redemption is made less than 48 months from initial subscription, 2% redemption charge
- redemption is made less than 60 months from initial subscription, 1% redemption charge
- redemption is made greater than 60 months from initial subscription, no redemption charge

At December 31, 2016, there were US\$563 redemption fees payable for Segregated Portfolio A. There were no redemption fees payable for Segregated Portfolio B and C.

11. Related party transactions

The Investment Adviser and the Distributor are related parties by virtue of common control. The fees payable to the Investment Adviser and the Distributor have not been set by arms-length negotiations. The incentive fee payable to the Investment Adviser may create an incentive to make investments which are riskier or more speculative than would be the case in the absence of such an arrangement.

12. Fair value

At December 31, 2016, the following methods and assumptions were used by management to estimate the fair value of each class of financial instruments. For certain of the Company's financial instruments, including cash, accounts payable and accrued expenses and redemptions payable, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

Open futures contract positions are recorded at market values based on quoted market prices or dealer quotes and therefore, the carrying amount approximates fair value.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgment and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates. Refer to the notes of the Master Fund's financial statements for information in relation to fair value measurement classification of the investments held by the Master Fund.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

13. New accounting pronouncements

In January 2016, the FASB issued ASU 2016-01, 'Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities'. The amendments in this ASU intended to improve the recognition and measurement of financial instruments which contains limited amendments to the guidance in US GAAP on the classification and measurement of financial instruments. The new standard significantly revises an entity's accounting related to (1) the classification and measurement of investments in equity securities and (2) the presentation of certain fair value changes for financial liabilities measured at fair value. It also amends certain disclosure requirements associated with the fair value of financial instruments. The amendments in this ASU are effective for the annual period ending after December 15, 2018, and for annual periods and interim periods thereafter. Early application is permitted. The Investment Adviser considers that it will not have any impact on the financial positions and results of operations of the Company.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights**

Segregated Portfolio A – Class A	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year)¹	
Net asset value per share at beginning of year	737.40
Loss from investment operations	
Net investment loss	(46.87)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(26.10)
Total loss from investment operations	(72.97)
Net asset value per share at end of year	US\$ 664.43
Total return²	(9.90)%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(5.73)%
Net investment loss	(5.71)%

⁽¹⁾Based on weighted average shares outstanding during the year.⁽²⁾An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio A – Class A2	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year)¹	
Net asset value per share at beginning of year	724.20
Loss from investment operations	
Net investment loss	(45.67)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(26.00)
Total loss from investment operations	(71.67)
Net asset value per share at end of year	US\$ 652.53
Total return²	(9.90)%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(5.73)%
Net investment loss	(5.71)%

⁽¹⁾Based on weighted average shares outstanding during the year.⁽²⁾An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio A – Class A JPY	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year)¹	
Net asset value per share at beginning of year	11,036.44
Loss from investment operations	
Net investment loss	(627.72)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(737.35)
Total loss from investment operations	(1,365.07)
Net asset value per share at end of year	JPY 9,671.37
Total return²	(12.37)%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(5.74)%
Net investment loss	(5.72)%

⁽¹⁾ Based on weighted average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio B – Class B	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year)¹	
Net asset value per share at beginning of year	691.74
Loss from investment operations	
Net investment loss	(44.54)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(51.66)
Total loss from investment operations	(96.20)
Net asset value per share at end of year	US\$ 595.54
Total return²	(13.91)%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(5.78)%
Net investment loss	(5.75)%

⁽¹⁾Based on weighted average shares outstanding during the year.⁽²⁾An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio B – Class B JPY	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year)¹	
Net asset value per share at beginning of year	10,889.86
Loss from investment operations	
Net investment loss	(613.80)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(1,154.89)
Total loss from investment operations	(1,768.69)
Net asset value per share at end of year	JPY 9,121.17
Total return²	(16.24)%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(5.78)%
Net investment loss	(5.76)%

⁽¹⁾ Based on weighted average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.

SUPERFUND GREEN GOLD SPC

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***14. Financial highlights (continued)**

Segregated Portfolio C – Class C	
Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year)¹	
Net asset value per share at beginning of year	558.16
Loss from investment operations	
Net investment loss	(34.12)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency	(86.60)
Total loss from investment operations	(120.72)
Net asset value per share at end of year	US\$ 437.44
Total return ²	(21.63)%
Supplemental data:	
Ratio to average net assets	
Total expenses	(5.80)%
Net investment loss	(5.78)%

⁽¹⁾ Based on weighted average shares outstanding during the year.⁽²⁾ An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.**15. Subsequent events**

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 25, 2017, which is the date the financial statements were available to be issued.

Subsequent to December 31, 2016, there were no subscriptions processed. In addition, redemptions in the amount of approximately \$2,228,076 were paid, of which \$131,770 was payable at year-end.

The Directors have held preliminary discussions about the reorganization and merger of the Superfund funds that are incorporated in the Cayman Islands. No official resolutions or final decisions have been made regarding the proposed reorganization.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

	Note	
Assets		
Investment in affiliated private investment fund (cost: \$2,209,924)	2(e),4,9	2,212,097
Cash		879,838
Due from brokers	3	47,906,367
Unrealized gain on open futures contracts	2(e),4,5	723,757
Unrealized gain on open forward contracts	2(e),4,5	36,960
		51,759,019
Liabilities		
Due to brokers	3	39,023,889
Unrealized loss on open futures contract	2(e),4,5	1,083,667
Unrealized loss on open forward contracts	2(e),4,5	58,421
Redemption Payable		15,612
Accounts payable and accrued expenses		15,551
		40,197,140
Net assets		US\$ 11,561,879
Net assets per Participating Share, based on 10,168.24 shares outstanding		US\$ 1,137.06

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Condensed Schedule of Investments

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Redemption terms	Number of shares	Fair value
INVESTMENT IN AFFILIATED PRIVATE INVESTMENT FUND (19.13%)			
<i>Liquidity</i>			
Superfund Cash SPC, Class B (19.13%)	Daily	2,489	2,212,097
Total investment in affiliated private investment fund		US\$ 2,489	2,212,097

Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FUTURES CONTRACTS (6.26%)			
Bond futures (1.31%)	March 2017	31,893,721	151,482
Currencies (0.24%)	March 2017	7,559,917	27,459
Energy (0.63%)	January - June 2017	3,194,786	72,461
Food/Fibers/Lumber/Rubber (1.05%)	February - May 2017	6,787,877	121,548
Index (2.02%)	January - March 2017	18,227,373	233,879
Metals (0.77%)	March - October 2017	2,815,532	89,056
Gold (0.24%)	February - October 2017	1,777,433	27,872
Unrealized gain on futures contracts		US\$	723,757

See accompanying notes to financial statements

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Condensed Schedule of Investments (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FUTURES CONTRACTS (-9.36%)			
Bond futures (-1.02%)	January - March 2017	43,308,864	(118,251)
Currencies (-0.57%)	March 2017	5,256,974	(66,418)
Energy (-0.15%)	February - March 2017	575,340	(17,439)
Food/Fibers/Lumber/Rubber (-1.04%)	March 2017	3,121,762	(120,005)
Index (-0.79%)	January - March 2017	11,826,594	(91,352)
Livestock (-0.84%)	February 2017	1,180,000	(96,830)
Metals (-1.33%)	March - August 2017	4,506,751	(154,322)
Gold (-3.62%)	February 2017	11,747,340	(419,050)
Unrealized loss on futures contracts		US\$	(1,083,667)
Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FORWARD CONTRACTS (0.32%)			
Foreign exchange (0.32%)	March 2017	5,111,682	36,960
Unrealized gain on forward contracts			36,960
Description (% of net assets)	Expiration date	Notional Amount	Fair Value
FORWARD CONTRACTS (-0.51%)			
Foreign exchange (-0.51%)	March 2017	5,812,190	(58,421)
Unrealized loss on forward contracts			(58,421)

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Statement of Operations

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

Income		
Interest income		4,426
		4,426
Expenses		
Administration fees		27,500
Other expenses		16,543
Professional fees		13,200
Interest expense		27,605
Directors' fees		20,000
		104,848
Net investment loss		(100,422)
Net realized and movement in unrealized loss on investments and foreign currency		
Net realized loss on investments and foreign currency		(1,014,622)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(703,821)
		(1,718,443)
Net decrease in net assets resulting from operations	US\$	(1,818,865)

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Statement of Changes in Net Assets

Year ended December 31, 2016
(stated in United States dollars)

Operations		
Net investment loss		(100,422)
Net realized loss on investments and foreign currency		(1,014,622)
Movement in unrealized loss on investments and foreign currency		(703,821)
		<u>(1,818,865)</u>
Capital transactions		
Proceeds from issue of Participating Shares		1,347,156
Payments for redemption of Participating Shares		(6,046,509)
		<u>(4,699,353)</u>
Decrease in net assets for year		(6,518,218)
Net assets at beginning of year	US\$	18,080,097
Net assets at end of year	US\$	11,561,879

See accompanying notes to financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and principal activity

Superfund Green Gold Master SPC (the “Company”) was incorporated as an exempted company under the Companies Law of the Cayman Islands on September 6, 2004 and was registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on June 12, 2013.

The Company’s objective is long-term capital appreciation through the use of technical analysis. The Company invests its assets in a variety of futures contracts, including gold futures, and also in physical gold.

The assets of the Company can either be general assets or segregated portfolio assets. The assets attributable to a segregated portfolio comprise assets representing the share capital and reserves attributable to the segregated portfolio and other assets attributable to or held within that segregated portfolio. The general assets comprise the assets of the Company which are not segregated portfolio assets. Where a liability arises from a transaction in respect of a particular segregated portfolio and there are insufficient assets within that segregated portfolio, then there will be recourse to the general assets, but not to the assets of any other segregated portfolio. The Company had no general assets at December 31, 2016.

At December 31, 2016, the Company had one segregated portfolio which was established in 2006, the Superfund Green Gold Master Segregated Portfolio. The Company invests its assets in a variety of futures, including gold futures and also in physical gold. The Company’s shares are offered to Superfund Green Gold SPC (the “Feeder Fund”) as part of a “master-feeder” structure. The Feeder Fund is a multi-class fund which has established separate and distinct portfolios of investments available to investors through the offering of Class A Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio A), Class B Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio B) and Class C Participating Shares (representing interests in Superfund Green Gold Segregated Portfolio C). At December 31, 2016, Superfund Green Gold Segregated Portfolio A, Superfund Green Gold Segregated Portfolio B and Superfund Green Gold Segregated Portfolio C held 31.32%, 14.75% and 53.93% of the Master Fund, respectively.

2. Significant accounting policies

The financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“GAAP”) as detailed in the Financial Accounting Standards Board’s (“FASB”) Accounting Standards Codification (“ASC”). The Company qualifies as an investment company under GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in FASB ASC 946, *Financial Services – Investment Companies*. The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

(a) Use of Estimates

The preparation of financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(b) Investment in affiliated private investment fund*

Investments in the affiliated private investment fund are accounted for on the trade date basis. Investments are initially measured at cost. Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value. Fair value is determined as the net assets attributable to the Company, as reported by the affiliated private investment fund's administrator. Realized and movement in unrealized gains and losses on investments are included in the statement of operations. At December 31, 2016 the Company's ownership of the affiliated private investment fund was 11.07%.

(c) Futures contracts

Open futures contracts are carried at fair value calculated as the difference between the contract price and the market value based upon rates reported in published sources or those provided by the broker, if applicable rates are not readily available. Realized and movement in unrealized gains and losses are included in the statement of operations.

(d) Forward contracts

Open forward contracts are carried at fair value calculated as the difference between the prevailing forward exchange rates and the deal rate. Realized and movement in unrealized gains and losses are included in the statement of operations.

(e) Valuation of investments at fair value – definition and hierarchy

US GAAP establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels explained below:

Level 1: Valuations based on the unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that management has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 securities. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these securities does not entail a significant degree of judgment.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***2. Significant accounting policies (continued)***(e) Valuation of investments at fair value – definition and hierarchy (continued)*

The following table summarizes the valuation of the Company's investments based on the fair value hierarchy described above as at December 31, 2016.

Assets	Total	Level 1	Level 2
Investments in affiliated private investment fund	2,212,097	-	2,212,097
Unrealized gain on open futures contracts	723,757	723,757	-
Unrealized gain on open forward contracts	36,960	-	36,960
Total	US\$ 2,972,814	723,757	2,249,057

Liabilities	Total	Level 1	Level 2
Unrealized loss on open futures contract	(1,083,667)	(1,083,667)	-
Unrealized loss on open forward contracts	(58,421)	-	(58,421)
Total	US\$ (1,142,088)	(1,083,667)	(58,421)

(f) Interest income and expense

Interest income and expense are recorded on an accruals basis.

(g) Foreign currency

Assets and liabilities denominated or accounted for in foreign currencies are translated into United States dollars at the applicable exchange rates at the date of the statement of assets and liabilities. Foreign currency transactions are translated into United States dollars at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Realized and movement in unrealized gains and losses arising from translation are included in the statement of operations.

The Company does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange on investments and cash from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized gain/(loss) and movement in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency in the statement of operations.

(h) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and in accordance with the provisions of section 6 of the Tax Concessions Law, the Company has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains until October 26, 2024. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

2. Significant accounting policies (continued)*(h) Taxation (continued)*

The Company recognizes the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more-likely-than-not (i.e. greater than 50-percent) to be sustained assuming examination by a tax authority based on the technical merits of the position. The Company analyzes all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for examination by taxing authorities, as defined by the statute of limitations in each jurisdiction. The Company identifies its major tax jurisdictions as the United States and foreign jurisdictions where the Company makes significant investments.

Management has analyzed the Company's tax positions and has concluded that no liability for unrecognized tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

(i) Allocation of income and expenses

Income and expenses that are identifiable with a particular segregated portfolio are allocated to or charged against the segregated portfolio in computing its net asset value. Other income and expenses are allocated pro-rata between the segregated portfolios or otherwise at the discretion of the Directors.

(j) Offsetting

Financial assets and liabilities including unrealized gain or loss on open futures contracts are offset and the net amount is reported in the statement of assets and liabilities when the Company has a legally enforceable right to offset the recognized amounts and the transactions are intended to be settled on a net basis or simultaneously. The Company did not meet the requirements for offsetting during the year.

3. Due from/to brokers

Due from/to brokers includes cash balances maintained at ADM Investor Services, Inc. and Bank of America Merrill Lynch and includes margin cash of US\$4,418,373 pledged as collateral against open future contracts and forwards contracts. At December 31, 2016 due from/to brokers included amounts receivable and payable for unsettled trades of US\$nil and US\$nil, respectively.

4. Financial instruments*Market risk, credit risk and liquidity risk*

In the normal course of its business, the Company purchases and sells various financial instruments which may result in market, credit and liquidity risks, the amount of which is not apparent from the financial statements.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***4. Financial instruments (continued)***Market risk, credit risk and liquidity risk (continued)*

Market risk is the risk that changes in interest rates, foreign exchange rates or equity and commodity prices will affect the positions held by the Company. The Company is exposed to market risk on financial instruments that are valued at market prices.

As part of its investment strategy, the Company enters into futures contracts. Futures contracts are traded on organized exchanges and require initial margin (collateral) in the form of cash or marketable securities. The initial margin is adjusted to reflect changes in the value of the futures contracts which is marked to market on a daily basis. Holders of futures contracts look to the exchange for performance under the contract and not to the entity holding the offsetting futures position. Accordingly, the amount of risk due to non-performance of counterparties to futures contracts is minimal.

The Company enters into forward contracts. Forward contracts contain credit risk for unrealized appreciation from various counterparties for the duration of the contract, net of collateral held. The Company seeks to reduce its credit risk for forward contracts by only transacting with creditworthy counterparties.

The Company's investment in the affiliated private investment fund indirectly exposes it to various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which the affiliated private investment fund invests. The types of financial risk to which the Company is exposed through its investment in the affiliated private investment fund, are market risk, credit risk and liquidity risk. At December 31, 2016, the affiliated private investment fund held highly liquid investments in money market funds and cash balances.

Market risks arise due to the possible movement in foreign exchange rates, indices, commodities and securities' values underlying these instruments. Other market risks include the possibility that a change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies, commodities or stock indices. Certain risks exist when trading in futures contracts as they may increase the total return of the Company's investments, but may also entail greater than ordinary investment risks.

Credit risk is the risk of counterparty default. Credit risk is generally higher when a non-exchange traded financial instrument is involved because the counterparty for non-exchange traded financial instruments is not backed by an exchange clearing house. In order to minimize the impact of credit risk, the Company utilizes a number of brokers. Management reviews the credit rating and results of the brokers and is comfortable with the concentration of credit risk by the Company.

Futures markets are highly volatile and are influenced by factors such as changing supply and demand relationships, governmental programs and policies, national and international political and economic events and changes in interest rates. In addition, because of the low margin deposits normally required in futures trading, a high degree of leverage may be typical of a futures trading account.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

4. Financial instruments (continued)*Market risk, credit risk and liquidity risk (continued)*

As a result, a relatively small price movement in a futures contract may result in substantial losses to the Company. Futures trading may also be illiquid. Certain futures exchanges do not permit trading in particular futures contracts at prices that represent a fluctuation in price during a single day's trading beyond certain set limits. If prices fluctuate during a single day's trading beyond those limits, the Company could be prevented from promptly liquidating unfavourable positions and thus be subject to substantial losses.

As part of its investment strategy, the Company utilizes leverage. The concept of leveraging is based on the premise that the Company's cost of borrowing will be at rates that normally will be lower than the rate of return earned on the investment it holds. While the use of leverage may increase the returns on equity capital invested in the Company, the use of leverage also increases the risk of loss on such capital.

Superfund Capital Management Inc. (the "Investment Advisor") acts as the investment advisor of the Company. The Investment Advisor has internal guidelines and limits to maintain levels of leverage.

5. Derivative contracts

The Company transacts in a variety of futures contracts and forward contracts for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, foreign currency exchange rate, equity price and commodity price risks. Investments in derivative contracts are subject to additional risks that can result in a loss of all or part of an investment.

The Company records its derivative activities on a mark-to-market basis. Fair values are determined by using quoted market prices. The fair value of derivative instruments held by the Company as at December 31, 2016 is included as a separate line item in the statement of assets and liabilities.

The following table indicates the fair value amounts of derivative contracts as at December 31, 2016, disaggregated by asset and liability values and by contract type. The amounts are included in unrealized gain or loss on open futures contracts and open forwards contracts within the statement of assets and liabilities. The table also includes the realised gains and losses and unrealised gains and losses on derivatives by contract type, as included in the net realised gain or loss on investments and foreign currency and the movement in unrealized gain or loss on and investments and foreign currency within the statement of operations.

The table also includes the notional amount of open contracts, by contract type as at December 31, 2016:

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***5. Derivative contracts (continued)**

	Asset derivatives	Notional amount	Liability derivatives	Notional amount	Unrealised Gain/Loss	Realised Gain/Loss
Futures contracts						
Bond futures	151,482	31,893,721	(118,251)	43,308,864	(383,292)	2,567,157
Currencies	27,459	7,559,917	(66,418)	5,256,974	96,453	(719,417)
Energy	72,461	3,194,786	(17,439)	575,340	(111,615)	(980,634)
Food/fibers/lumber /rubber	121,548	6,787,877	(120,005)	3,121,762	(52,252)	(389,861)
Index	233,879	18,227,373	(91,352)	11,826,594	41,589	(1,850,662)
Livestock	-	-	(96,830)	1,180,000	(79,280)	(224,700)
Metals	89,056	2,815,532	(154,322)	4,506,751	238,799	(709,072)
Gold	27,872	1,777,433	(419,050)	11,747,340	(391,178)	1,846,026
Total	US\$ 723,757	72,256,639	(1,083,667)	81,523,625	(640,776)	(461,163)

	Asset derivatives	Notional Amount	Liability derivatives	Notional Amount	Unrealized gain/(loss)	Realized gain/(loss)
Forward contracts						
Foreign Exchange	36,960	5,111,682	(58,421)	5,812,190	(21,461)	(109,541)
Total	US\$ 36,960	5,111,682	(58,421)	5,812,190	(21,461)	(109,541)

The derivative instruments held as at December 31, 2016 and their effect on the statement of operations are indicative of the volume of derivative activity of the Company during the period.

6. Share capital

Authorized:			
5,000,000 Participating Shares of US\$0.01 each		US\$	50,000
			Number
Participating Shares:			
Balance at beginning of year			13,116.59
Issued during year			981.29
Redeemed during year			(3,929.64)
Balance at end of year			10,168.24

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

6. Share capital (continued)*Participating Shares*

Participating Shares carry voting rights and are redeemable at the net asset value per share of their respective segregated portfolio on the first business day of each calendar month or such other day as the Directors may determine. Holders of Participating Shares are entitled to receive all dividends declared and paid in proportion to the amounts paid up on shares held by them respectively.

The rights attached to any shares may be varied with the consent in writing of all the holders of the issued shares of the segregated portfolio, or with the sanction of a special resolution passed by three fourths of the votes cast at a meeting of the holders of the shares of that segregated portfolio.

On a winding up of the Company, segregated portfolio and general assets will be applied first in satisfaction of claims of the segregated portfolio creditors and general creditors, respectively. The balance of general assets, if any, will be transferred to the segregated portfolios in proportion to the net asset value of each segregated portfolio. The assets of each segregated portfolio will be paid to the shareholders of the respective segregated portfolio in proportion to the number of shares held. If there is more than one class of Participating Shares in a segregated portfolio, the assets of the segregated portfolio will be allocated pro-rata to each class according to the relative net asset values and then paid to the shareholders in proportion to the number of Participating Shares of the relevant class held.

7. Fair value

At December 31, 2016, the following methods and assumptions were used by management to estimate the fair value of each class of financial instruments. For certain of the Company's financial instruments, including cash and accounts payable and accrued expenses, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

Investments in open futures contract positions are recorded at market values based on quoted market prices or dealer quotes and therefore, the carrying amount approximates fair value.

Investments in open forward contracts are recognized initially at fair value on the date the derivative contract is entered into. Any appreciation or depreciation arising from changes in fair value of forward contracts are taken directly to the statement of operations. Subsequent to initial measurement, forward contracts are measured at fair value.

Investments in the affiliated private investment fund are measured at fair value. Fair value is determined as the net assets attributable to the Company, as reported by the affiliated private investment fund's administrator.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgment and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

(stated in United States dollars)

8. New accounting pronouncements

In January 2016, the FASB issued ASU 2016-01, 'Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities'. The amendments in this ASU intended to improve the recognition and measurement of financial instruments which contains limited amendments to the guidance in US GAAP on the classification and measurement of financial instruments. The new standard significantly revises an entity's accounting related to (1) the classification and measurement of investments in equity securities and (2) the presentation of certain fair value changes for financial liabilities measured at fair value. It also amends certain disclosure requirements associated with the fair value of financial instruments. The amendments in this ASU are effective for the annual period ending after December 15, 2018, and for annual periods and interim periods thereafter. Early application is permitted. The Investment Adviser considers that it will not have any impact on the financial positions and results of operations of the Company.

9. Related party transactions

The Company has invested into an affiliated private investment fund, which is part of the Superfund group of investment companies. The market value of such investment as at December 31, 2016 is US\$2,212,097 representing 19.13% of the net assets of the Company.

**SUPERFUND GREEN GOLD MASTER SPC – SUPERFUND GREEN GOLD MASTER
SEGREGATED PORTFOLIO**

Notes to Financial Statements (continued)

December 31, 2016

*(stated in United States dollars)***10. Financial highlights**

Per share operating performance (for a Participating Share outstanding throughout the year) ¹		
Net asset value per Participating share at beginning of year		1,378.42
Net investment income from investment operations:		
Net investment loss		(8.69)
Net realized and unrealized loss on investments and foreign currency		(232.67)
Total loss from investment operations		(241.36)
Net asset value per share at end of year	US\$	1,137.06
Total return ²		(17.51)%
Supplemental data:		
Ratio to average net assets ³		
Expenses		(0.60)%
Net investment loss		(0.58)%

¹ Based on weighted average shares outstanding during the year.² An individual investor's return may vary due to the timing of share subscriptions and redemptions.³ Average net assets is determined using the weighted average net assets during the year.**11. Subsequent events**

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 25, 2017, which is the date that the financial statements were available to be issued.

Subsequent to December 31, 2016, subscriptions in the amount of approximately \$38,965 were processed, of which no amount was received in advance. In addition, redemptions in the amount of approximately \$2,355,783 were paid, of which \$15,612 was payable at year-end.

The Directors have held preliminary discussions about the reorganization and merger of the Superfund funds that are incorporated in the Cayman Islands. No official resolutions or final decisions have been made regarding the proposed reorganization.

(2) 【損益計算書】

当ファンドの損益計算書については、上記(1)の項目に記載したファンドの損益計算書を参照されたい。

(3) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当なし

【株式以外の投資有価証券明細表】

(2017年12月31日現在)

		国	公正価額 円
サブファンドA	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCの株式(クラスA)	ケイマン諸島	237,766,883
サブファンドB	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCの株式(クラスB)	ケイマン諸島	279,976,472

(注1) サブファンド「レッド」及び「ブルー」は、新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月31日時点の情報がない。

(注2) サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報がない。

【投資不動産明細表】

該当なし

【その他投資資産明細表】

該当なし

【借入金明細表】

該当なし

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年3月31日現在)

グリーンA	資産総額(円)	220,803,433
	負債総額(円)	1,151,149
	純資産総額(-)(円)	219,652,284
	発行済数量	2,558,284
	1単位当たり純資産額(/)(円)	85.86
グリーンB	資産総額(円)	634,073,111
	負債総額(円)	4,567,238
	純資産総額(-)(円)	629,505,873
	発行済数量	7,162,533
	1単位当たり純資産額(/)(円)	87.89
レッド	資産総額(米ドル)	9,803,075
	負債総額(米ドル)	6,629
	純資産総額(-)(米ドル)	9,796,446
	発行済数量	17,807,018
	1単位当たり純資産額(/)(米ドル)	0.5501
ブルー	資産総額(円)	566,966,130
	負債総額(円)	535,686
	純資産総額(-)(円)	566,430,444
	発行済数量	6,892,620
	1単位当たり純資産額(/)(円)	82.18

(注1)各シリーズに係る1単位当たり純資産額についての詳細な情報は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、5 運用状況、(3)運用実績、純資産の推移、(b)1口当たりの純資産額の推移」を参照されたい。

(注2)サブファンド「グリーンC」は、新設ファンドであり運用が開始されていないため、現時点では情報がない。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1. 受益証券の名義書換

本有価証券届出書(その後の訂正を含む。)により募集の対象となる受益証券については、該当事項なし。

2. 受益権者名簿の閉鎖期間

該当事項なし。

3. 受益権者に付与される特権

該当事項なし。

4. 受益証券の譲渡制限

管理会社及び受託会社は、受益証券の譲渡を制限する権利を留保する。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本の額

() 払込資本金総額は、1米ドル^{*}(108.70円)である。

^{*} 管理会社の取締役会は、2017年7月1日を効力発生日として管理会社の機能通貨及び報告通貨をユーロから米ドルへ変更することを決議した。

() 授權資本は、50,000,000円であり、50,000,000株から構成されている。

() 発行済株式は1株である。

() 最近5年間における資本の額の増減はない。

(2) 管理会社の組織

管理会社はケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)に基づき設立された適用免除有限責任会社である。

管理会社の付属定款によれば、管理会社は、少なくとも1人の者で構成される取締役会によって運営され、その者は管理会社の株主である必要はない。取締役は既存の取締役、又は管理会社の定時総会における株主によって選出され、管理会社の株主が採択した通常決議によって解任されうる。

現在の管理会社の取締役は、サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァーである。

サムウェル・ズビインデン氏は、投資会社からなるスーパーファンド・グループに2004年に入社した。2004年から2006年まで、ズビインデン氏は、スイスを拠点とする金融サービス会社であるスーパーファンド・アセット・マネジメントAGの販売チームの一員であった。2006年にズビインデン氏は、スーパーファンド・アセット・マネジメントAGの販売チームの責任者となり、主にスイスの機関投資家及びファミリーオフィスへのスーパーファンドの各ファンドの販売を担った。2011年より同氏は、スーパーファンド・アセット・マネジメントAGの常務取締役を務めている。2011年7月から同年12月の間、ズビインデン氏は、投資会社からなるスーパーファンド・グループに対しコンサルティング・サービスを提供するオーストリアのコンサルティング会社、スーパーファンド・コンサルティングGmbHの一時的な常務取締役を務めた。2014年10月より、ズビインデン氏は日本の証券会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社の非業務執行取締役も務めている。投資会社からなるスーパーファンド・グループに入社する以前は、ズビインデン氏は4年間独立でアセット・マネージャーの任にあった。同氏はスイス国籍を有する。

ヨセフ・ホルツァー氏は、1993年にウィーン工科大学を優秀な成績において卒業し、コンピューター科学の修士号を取得した。1995年にホルツァー氏はテレトレーダー・ソフトウェアGmbHを共同設立し、1998年まで同社のマネージング・ディレクターを務めた。また2000年にホルツァー氏はテレトレーダーSp. z o.o.を共同設立し、2005年まで同社のマネージング・ディレクターを務めた。テレトレーダーSp. z o.o.は金融情報及びソリューションをグローバルに提供する大手企業である。2005年に同氏は多数の投資会社から成るスーパーファンド・グループに加わり、スーパーファンド独自の受注管理システムの開発を担当した。現在、ホルツァー氏はスーパーファンド・グループのソフトウェア開発の責任者を務めている。ホルツァー氏はオーストリア国籍を有する。管理会社の取締役会は、その構成員から議長を1人選出し、かつ代理議長を選出することができる。また、秘書役を選出し、かつ管理会社の運営及び管理に必要であると考えられる場合に、マネージャー、アシスタント・ジェネラル・マネージャー、秘書役補佐及びその他の役員を随時任命することができる。

取締役は、適切であると認める場合に業務の処理のために会議を開く。取締役会又は取締役委員会の通知を受領する権利のあるすべての取締役によって署名された書面による決議は、取締役会又は(場合

により)取締役委員会により決議されたと同様に正当かつ有効であるとみなされる。かかる取締役会又は(場合により)取締役委員会は、正式に開催され、かつ1人以上の取締役によってそれぞれ署名された同様の形式の数種類の書類から構成されるが、代理取締役によって署名された決議は、かかる代理取締役を任命した者による署名を必要とせず、代理取締役を任命した取締役によって署名された場合は、代理取締役による署名を必要としない。

いずれの取締役も、管理会社の取締役会のいずれの会議においても、自己の代理として他の取締役を任命することによって、職務を執行することができる。取締役会は、少なくとも2人の取締役が取締役会の会議に出席又は少なくとも2人の代理人を出席させている場合のみ、審議し、かつ有効に機能することができる。かかる会議において出席し又は代理人を出席させている取締役の投票の過半数によって決議がなされ、取締役会の決議は書面にて可決するものとする。

取締役会は、管理会社の企業理念並びに経営及び事業に関する事項を決定する権限を持つものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、信託証書の満期まで管理会社としての職務を継続するが、受託会社が承認したその他の法人に後継を託して辞任する権利も付与されている。管理会社が当ファンドに対して提供する投資運用業務は、非排他的なものである。管理会社は、第三者に対しても自由に投資顧問業務を提供することができる(下記「4 利害関係人との取引制限」参照)。

現在、管理会社は、以下の投資信託の投資管理会社として行為している。

名 称	設 立 国	種 類 (基本的性格)	純資産額合計(通貨別) (2018年3月31日現在)
スーパーファンド・ グリーン・ジャパン(ファンド統合 により、2018年7月1日付で全受益 証券が償還される予定)	ケイマン諸島	適用免除、有限責任オーブ ン・エンド型投資信託	1,158,763,748円
			4,582,059.62米ドル (約498,069,881円)
スーパーファンド・ジャパン (当ファンド)	ケイマン諸島	適用免除、有限責任オーブ ン・エンド型投資信託	1,840,070,744円
			1,108,440.15米ドル (約120,487,444円)

3【管理会社の経理状況】

1. スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下「SJT」という。)の2017年及び2016年12月31日に終了した事業年度の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成された原文の財務書類を、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項但書の規定に従って日本語に翻訳して作成されたものである。
2. 以下に記載された2017年及び2016年12月31日に終了した期間の財務書類は、本国における独立監査人であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)であるBDOケイマンリミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを添付のとおり受領している。
3. BDOケイマンリミテッドの監査報告書に相当するものは、専らSJTによる利用にのみ供される。また、同監査報告書に相当するものは、2017年5月29日付及び2018年5月31日付で作成されており、BDOケイマンリミテッドは、同日以降、それぞれの日付を延長するようないかなる性質の手続も行っていない。
4. 当社の原文の財務書類は、米ドルで作成表示されている。翻訳された日本語の財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。以下の邦貨による金額は、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.70円)で換算され、千円未満を四捨五入して表示されている。したがって、合計数値は関係数値の合計額と必ずしも一致しない。

(1)【貸借対照表】

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド
貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2017年		2016年(修正後)*	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金		484,797	52,697	488,934	53,147
未収管理報酬	4	10,979	1,193	4,240	461
立替費用		176	19	-	-
資産合計		495,952	53,910	493,174	53,608
負債					
未払専門家報酬		4,759	517	4,886	531
未払財務諸表作成費		1,500	163	6,000	652
その他未払専門家報酬		9,948	1,081	1,112	121
負債合計		16,207	1,762	11,998	1,304
株主持分					
株式資本	3	1	0	1	0
資本剰余金	3	420,786	45,739	420,786	45,739
利益剰余金		58,958	6,409	60,389	6,564
		479,745	52,148	481,176	52,304
負債及び株主持分合計		495,952	53,910	493,174	53,608

添付の財務諸表注記参照。

*注記1参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	2017年		2016年(修正後)*	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益:					
管理報酬	4	39,118	4,252	42,593	4,630
その他の収益		-	-	2,352	256
正味為替差損益		(23,178)	(2,519)	30,706	3,338
		<u>15,940</u>	<u>1,733</u>	<u>75,651</u>	<u>8,223</u>
費用:					
取締役報酬及び費用	5	30,000	3,261	30,192	3,282
その他専門家報酬及び費用		12,017	1,306	31,771	3,454
財務諸表作成費		6,000	652	6,292	684
専門家報酬		4,759	517	4,601	500
銀行手数料		4,169	453	4,110	447
その他の費用		1,377	150	967	105
弁護士報酬及び費用		505	55	-	-
		<u>58,827</u>	<u>6,394</u>	<u>77,933</u>	<u>8,471</u>
当期純損失		<u>(42,887)</u>	<u>(4,662)</u>	<u>(2,282)</u>	<u>(248)</u>

添付の財務諸表注記参照。

*注記1参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

株主持分変動計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	株式数	株式資本 米ドル	資本剰余金 米ドル	利益剰余金 米ドル	合計 米ドル
2017年1月1日現在残高	1	1	420,786	60,389	481,176
当期純損失	-	-	-	(42,887)	(42,887)
為替換算益(注記1)	-	-	-	41,456	41,456
2017年12月31日現在残高	1	1	420,786	58,958	479,745

	株式数	株式資本 千円	資本剰余金 千円	利益剰余金 千円	合計 千円
2017年1月1日現在残高	1	0	45,739	6,564	52,304
当期純損失	-	-	-	(4,662)	(4,662)
為替換算益(注記1)	-	-	-	4,506	4,506
2017年12月31日現在残高	1	0	45,739	6,409	52,148

	株式数	株式資本 (修正後)* 米ドル	資本剰余金 (修正後)* 米ドル	利益剰余金 (修正後)* 米ドル	合計 (修正後)* 米ドル
2016年1月1日現在残高	1	1	420,786	62,564	483,351
当期純損失	-	-	-	(2,282)	(2,282)
為替換算益(注記1)	-	-	-	107	107
2016年12月31日現在残高	1	1	420,786	60,389	481,176

	株式数	株式資本 (修正後) 千円	資本剰余金 (修正後) 千円	利益剰余金 (修正後) 千円	合計 (修正後) 千円
2016年1月1日現在残高	1	0	45,739	6,801	52,540
当期純損失	-	-	-	(248)	(248)
為替換算益(注記1)	-	-	-	12	12
2016年12月31日現在残高	1	0	45,739	6,564	52,304

添付の財務諸表注記参照。

*注記1参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド
キャッシュ・フロー計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	2017年		2016年(修正後)*	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純損失	(42,887)	(4,662)	(2,282)	(248)
現金営業活動における当期純損失の調整:				
為替換算益(注記1)	41,456	4,506	107	12
未収管理報酬の増加	(6,739)	(733)	(325)	(35)
立替費用の(増加)/減少	(176)	(19)	153	17
未払金及び未払費用の増加/(減少)	4,209	458	(19,207)	(2,088)
営業活動によって使用した現金純額	(4,137)	(450)	(21,554)	(2,343)
期中の現金の純減少	(4,137)	(450)	(21,554)	(2,343)
期首現金残高	488,934	53,147	510,488	55,490
期末現金残高	484,797	52,697	488,934	53,147

添付の財務諸表注記参照。

*注記1参照。

財務諸表注記

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

1. 会社設立及び基礎情報

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除有限会社として設立され、2006年1月1日に開業した。

当社の主な事業活動は、スーパーファンド・ブルー・ジャパン、スーパーファンド・グリーン・ジャパン、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン、スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパン及びスーパーファンド・レッド・ジャパン(以下、「信託」という。)に対して、投資運用サービスを提供することである。

当社は、信託の投資運用会社を務めており、代行協会員契約に基づき、キャピタル・パートナーズ証券株式会社を日本におけるスーパーファンド・グリーン・ジャパンの代行協会員に選任し、スーパーファンド・ジャパン株式会社を日本におけるスーパーファンド・ブルー・ジャパン、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン、スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパン及びスーパーファンド・レッド・ジャパンの代行協会員に選任している。代行協会員は、1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会に財務諸表を提出する責任がある。キャピタル・パートナーズ証券株式会社及びスーパーファンド・ジャパン株式会社は、信託の販売会社としての業務も行っている。当社及び信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。

取締役会は2017年7月1日付で、当社の機能通貨及び報告通貨をユーロから、通常取引の大半を占める米ドルへと変更することを決定した。資産、負債及び資本は2017年7月1日の為替レート1ユーロ=1.142ドルで換算している。2017年1月1日から6月30日までの収益及び費用は、同期間のユーロ/米ドル平均為替レート1ユーロ=1.0932ドルで換算している。通貨の変更による為替換算差益41,456ドルが、株主持分変動計算書に直接認識されている。

当社決算を米ドル建てで報告するために、過年度の財務情報を修正している。前年度の貸借対照表計上額は、2016年12月31日の為替レート1ユーロ=1.052ドルで換算している。前年度の収益及び費用は、2016年の平均為替レート1ユーロ=1.1032ドルで換算している。その結果、2016年12月31日に終了した年度の株主持分変動計算書に、為替換算差益107ドルが認識されている。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠基準

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「US GAAP」という。)に従って作成されている。

(b) 外貨換算

当社の財務諸表は米ドル建てで表示している。2017年7月1日付での、当社機能通貨及び報告通貨のユーロから米ドルへの変更に関しては上記注記1を参照。

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで換算される。期末日現在のすべての外貨建て資産及び負債は、同日の為替レートで米ドル(\$)に換算される。換算より生じる為替換算差額は損益計算書において認識される。

(c) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額及び偶発資産及び負債の開示、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積額とは異なる可能性がある。公正価値は特定時

点における市況及び金融商品の情報を基準に見積られる。これらの見積りは主観的なものであり不確実性及び重要な判断を伴うため、正確に算出することはできない。仮定の変更は見積りに重要な影響を与える場合がある。

(d) 現金

現金は銀行預金を含んでおり、全額が、満期まで3ヶ月未満で流動性が高いとみなされている。

(e) 未収管理報酬

未収管理報酬は投資運用サービスの提供先である信託に請求した管理報酬である。

当社の方針においては一般貸倒引当金を設定しないが、すべての未収金は12ヶ月を経過した後に回収不能とみなされ償却される。

(f) 収益及び費用

収益及び費用は発生主義で計上される。

(g) 法人税等

ケイマン諸島では収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は2024年10月26日まで現地におけるすべての収益、利益及び資本に係る税金を免除する旨の合意をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

(h) 運用資産

運用中の信託の各サブファンドの資産及び負債は当社の資産又は負債ではないため当該財務諸表には表示されていない。

3. 株式資本

	2017年	2016年 (修正後) [*]
	(\$)	(\$)
授権済:		
1株当たり額面1円の償還可能参加議決権付株式50,000,000株	351,212	351,212
発行済及び払込済:		
1株当たり額面1円の償還可能参加議決権付株式1株	1	1
資本剰余金	420,786	420,786

*注記1参照。

4. 管理報酬

当社は信託の各サブファンドの純資産の0.10%(年率)の管理報酬を、各サブファンドによって、半年ごと、四半期ごと又は月ごとに後払いで受領している。管理報酬は、独立第三者間条件での交渉に基づき設定されたものではない。

2017年12月31日に終了した年度において、当社は、信託から39,118ドル(2016年:(修正後)42,593ドル)の管理報酬を稼得しており、そのうち10,979ドル(2016年:(修正後)4,240ドル)が期末日現在未払いとなっている。

5. 関連当事者間取引

当社は信託の投資運用活動に対して一定の支配力及び重要な影響力を有することから、信託の関連当事者とみなされる。

2017年12月31日に終了した年度において、取締役は当社から30,000ドル(2016年:(修正後)30,192ドル)の取締役報酬及び費用を受領しており、期末日現在における未払い残高はない(2016年:(修正後)なし)。

6. 金融商品の公正価値

金融資産及び負債の帳簿価額は満期までの期間が比較的短いため、公正価値に近似している。

7. 金融商品及び関連リスク

為替リスク

信用リスクは、取引相手先による当社への債務の不履行により当社に生じる可能性のある潜在的な損失を表す。当社を信用リスクにさらす可能性のある金融資産は、主に現金及び現金同等物並びに未収管理報酬である。信用リスクに関する最大エクスポージャーは、これらの金融資産の帳簿価額と等しい。当社は現金を信用のある金融機関に預けており、また未収管理報酬は短期的な性質であることから、現金及び現金同等物並びに未収管理報酬に関する信用リスクは低いと考えている。

当社は、米ドルの他の通貨に対する為替レートの変動により、当社の米ドル以外の通貨建ての資産及び負債の報告価値に不利な影響が及ぶリスクにさらされている。

8. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2018年5月31日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

以下に挙げた事象以外に、当社の財務諸表に係る調整若しくは開示を要する重要な事象は生じていないと経営陣は判断している。

当社が管理する信託は統合された。スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンはスーパーファンド・ジャパンへと名称を変更し、スーパーファンド・ブルー・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパンの資産は、2018年1月1日付で正貨に基づく買戻し及び申込みによって、スーパーファンド・ジャパンのサブファンドへと移管されている。

[次へ](#)

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited**Balance Sheet**

31 December 2017

(Stated in United States Dollars)

		31 December 2017	31 December 2016 (Restated)*
	Note	\$	\$
Assets			
Cash		484,797	488,934
Management fees receivable	4	10,979	4,240
Expenses reimbursable		176	-
Total assets		<u>495,952</u>	<u>493,174</u>
Liabilities			
Professional fees payable		4,759	4,886
Financial statement preparation payable		1,500	6,000
Other Professional Services Fees Payable		9,948	1,112
Total liabilities		<u>16,207</u>	<u>11,998</u>
Shareholder's equity			
Share capital	3	1	1
Share premium	3	420,786	420,786
Retained earnings		58,958	60,389
		<u>479,745</u>	<u>481,176</u>
Total liabilities and shareholder's equity		<u>495,952</u>	<u>493,174</u>

See accompanying notes to financial statements.

*Refer to Note 1

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited**Statement of Operations**Year ended 31 December 2017
(Stated in United States Dollars)

		2017	2016
	<i>Note</i>	\$	(Restated)* \$
Income			
Management fees	4	39,118	42,593
Other income		-	2,352
Net (loss)/gain on foreign exchange		(23,178)	30,706
		<u>15,940</u>	<u>75,651</u>
Expenses			
Directors' fees and expenses	5	30,000	30,192
Other professional services expense		12,017	31,771
Financial statement reporting fees		6,000	6,292
Professional fees		4,759	4,601
Bank charges		4,169	4,110
Other expenses		1,377	967
Legal Fee		505	-
		<u>58,827</u>	<u>77,933</u>
Net loss for the year		<u>(42,887)</u>	<u>(2,282)</u>

See accompanying notes to financial statements.

*Refer to Note 1

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited**Statement of Changes in Shareholder's Equity**

Year ended 31 December 2017

(Stated in United States Dollars)

	Number of Shares	Share Capital \$	Share Premium \$	Retained Earnings \$	Total \$
Balance at 1 st January 2017	1	1	420,786	60,389	481,176
Net loss for the year	-	-	-	(42,887)	(42,887)
Foreign exchange translation gain (Note 1)	-	-	-	41,456	41,456
Balance at 31 st December 2017	1	1	420,786	58,958	479,745

	Number of Shares	Share Capital (Restated)* \$	Share Premium (Restated)* \$	Retained Earnings (Restated)* \$	Total (Restated)* \$
Balance at 1 st January 2016	1	1	420,786	62,564	483,351
Net loss for the year	-	-	-	(2,282)	(2,282)
Foreign exchange translation gain (Note 1)	-	-	-	107	107
Balance at 31 st December 2016	1	1	420,786	60,389	481,176

See accompanying notes to financial statements.

*Refer to Note 1

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited**Statement of Cash Flows**Year ended 31 December 2017
(Stated in United States Dollars)

	2017	2016 (Restated)*
	\$	\$
Cash flows from operating activities		
Net loss for the year	(42,887)	(2,282)
<i>Adjustments to reconcile net loss for the year to net cash used in operating activities:</i>		
Foreign exchange translation gain*	41,456	107
Increase in management fees receivable	(6,739)	(325)
(Increase)/decrease in expenses reimbursable	(176)	153
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses	<u>4,209</u>	<u>(19,207)</u>
Net cash used in operating activities	<u>(4,137)</u>	<u>(21,554)</u>
Net decrease in cash during the year	(4,137)	(21,554)
Cash balance at beginning of the year	488,934	510,488
Cash balance at end of the year	<u>484,797</u>	<u>488,934</u>

See accompanying notes to financial statements.

*Refer to Note 1

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited

Notes to Financial Statements

31 December 2017

(Stated in United States Dollars)

1. Incorporation and background information

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated as an exempted company with limited liability under the Companies Law of the Cayman Islands on 8 October 2004 and commenced operations on 1 January 2006.

The principal activity of the Company is the provision of investment management services to Superfund Blue Japan, Superfund Green Japan, Superfund Green Gold Japan, Superfund Green One Japan and Superfund Red Japan (the "Trusts").

The Company serves as the investment manager for the Trusts and has appointed Capital Partners Securities Co., Limited as the Agent Member Company for Superfund Green Japan in Japan, and Superfund Japan Co., Limited as the Agent Member Company for Superfund Blue Japan, Superfund Green Gold Japan, Superfund Green One Japan and Superfund Red Japan in Japan, pursuant to Agent Member Company Agreements. The Agent Member Company is responsible for publicizing the net asset value per unit and submitting the financial statements to the Japan Securities Dealers Association. Capital Partners Securities Co., Limited and Superfund Japan Co., Limited also serve as distributors of the Trusts. The Company's and Trusts' annual audited financial statements are included in the Annual Securities Report and Securities Registration Statement and filed with the Kanto Local Finance Bureau Japan, as part of Japanese filing requirements.

With effect from 1 July 2017, the Board of Directors resolved that the Company's functional and reporting currency was to be changed from Euros (EURO) to United States Dollars (\$), as United States Dollars is the currency in which the majority of the underlying transactions of the Company are carried out. Assets, liabilities and equities were translated at the rate of EUR1 = \$1.142 as at 1 July 2017. Income and expenses for the period from 1 January to 30 June 2017 have been translated using the average EURO/USD exchange rate for the period of EUR1 = \$1.0932. Due to the change in currency a foreign exchange translation gain of \$41,456 has been recognised directly in the statement of changes in shareholder's equity.

The comparative financial information has been restated to report the Company's results in United States Dollars. The comparative balance sheet amounts have been translated using the 31 December 2016 exchange rate of EURO1 = \$1.052. The comparative income and expenses have been translated using the average exchange rate for the year of 2016 of EURO1 = \$1.1032. Consequently, a foreign exchange translation gain of \$107 has been recognised in the statement of changes in shareholder's equity for the year ended 31 December 2016.

2. Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP").

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited

Notes to Financial Statements

31 December 2017

(Stated in United States Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(b) Foreign currency translation

The financial statements of the Company are presented in United States Dollars (USD). Refer to Note 1 above regarding the change in the Company's functional and reporting currency from Euros to United States Dollars on 1st July 2017.

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign exchange rate ruling at the date of the transaction. All assets and liabilities denominated in foreign currencies at the year-end are translated to United States Dollars (\$) at the foreign exchange rate ruling at that date. Foreign exchange differences arising on translation are recognized in the statement of operations.

(c) Use of estimates

The preparation of the financial statements in accordance with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year. Actual results could differ from those estimates. Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

(d) Cash

Cash comprises cash at bank, all of which is considered to be highly liquid with maturities of three months or less.

(e) Management fees receivable

Management fees receivable comprise management fees billed to the Trusts, to whom investment management services have been provided.

The Company's policy is not to make a general provision for bad debts, however all amounts receivable are deemed uncollectible and written-off after a period of 12 months has elapsed.

(f) Income and expenses

Income and expenses are recorded on an accrual basis.

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited

Notes to Financial Statements

31 December 2017

(Stated in United States Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(g) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 26 October 2024 should such taxes be enacted. Accordingly, no provision for income taxes is made in these financial statements.

(h) Assets under management

The assets and liabilities of each of the sub-funds of the Trusts under management are not shown in these financial statements since such items are not assets or liabilities of the Company.

3. Share capital

	2017	2016 (\$) (Restated)*
<u>Authorized:</u>		
50,000,000 participating, redeemable, voting shares of JPY 1	351,212	351,212
<u>Issued and fully paid:</u>		
1 participating, redeemable, voting share of JPY 1	1	1
Share premium	420,786	420,786

*Refer to Note 1

4. Management fees

The Company receives a management fee at the rate of 0.10% per annum of the net assets of each sub-fund of the Trusts, paid semi-annually, quarterly or monthly in arrears, depending on the sub-fund. Management fees have not been set by arms-length negotiations.

During the year ended 31 December 2017, the Company earned management fees of \$39,118 (2016: (restated) \$42,593) from the Trusts, of which \$10,979 (2016: (restated) \$4,240) was outstanding at that date.

Superfund Japan Trading (Cayman) Limited

Notes to Financial Statements (*continued*)

31 December 2017

(*Stated in United States Dollars*)

5. Related party transactions

The Trusts are related parties by virtue of the degree of control and significant influence that the Company exerts over their investment management functions.

During the year ended 31 December 2017, the directors earned fees and expenses of \$30,000 (2016: (restated) \$30,192) from the Company, none of which (2016: (restated) \$ Nil) was outstanding at that date.

6. Fair value of financial instruments

The carrying values of financial assets and liabilities approximate fair values due to the relatively short periods to maturity.

7. Financial instruments and associated risks

Currency Risk

Credit risk represents the potential loss that the Company would incur if the counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Company. Financial assets which potentially expose the Company to credit risk consist mainly of cash and cash equivalents and management fees receivables. The maximum exposure to credit risk equals the carrying value of these financial assets. The credit risk on cash and cash equivalents and management fees receivables are considered low as the Company maintains cash balances with a reputable financial institution and the management fees receivables are short term in nature.

The Company is exposed to risks that the exchange rate of the United States Dollars relative to other currencies may change in a manner which has an adverse effect on the reported value of the Company's assets and liabilities denominated in currencies other than the United States Dollars.

8. Subsequent events

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to May 31 2018, which is the date that the financial statements were available to be issued.

Management has determined that there are no material events that would require adjustment to, or disclosure in, the Company's financial statement other than those listed below.

The Trusts that the Company manages have been consolidated. Superfund Green Gold Japan has been renamed as Superfund Japan and the assets of Superfund Blue Japan, Superfund Red Japan and Superfund Green One Japan have been transferred to sub-funds of Superfund Japan by way of an in-specie redemption and subscription effective 1 January 2018.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、上記(1)の項目に記載した管理会社の損益計算書を参照されたい。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社のその他の活動若しくは投資に関して、又は管理会社によって運用される投資ポートフォリオの活動に関して、一切制限はない。管理会社及び/又はその取締役は、当ファンドに類似する業務及び目的をもつその他のファンドの運用に関与することを許容される。かかるその他のファンドの活動は、当ファンドの活動と競争関係を生ずることがあり、この場合、管理会社の活動は利益相反とみなされることがある。

管理会社は、常に衡平かつ公正に義務を遂行することを目指す。上記の一般性を害することなく、管理会社は、サブファンドの事業及び活動を推進するために合理的に必要な時間のみを費やすことが要求される。

管理会社に支払われる報酬は、独立当事者間の交渉によって定められたものではない。サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、いずれも管理会社の取締役であり、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの取締役でもある。

サムウェル・ズビインデン氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(注)ファンドのマネジメント株式の保有者は、ファンドの実際の所有者である。マネジメント株式には議決権が付随するのに対し、パーティシペーティング株式には議決権が付随しない。ファンドの投資家はパーティシペーティング株式を保有しているため、議決権を有しない。

5【その他】

訴訟及びその他の重大な出来事等

管理会社は、その設立以来、訴訟又は仲裁手続に関与したことは一切ない。また、管理会社の取締役又は株主が認識している限りにおいて、管理会社により、又は管理会社に対して訴訟ないし仲裁手続が係争中であるか、若しくは提起が予定されているということはない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド

(Harneys Fiduciary (Cayman) Limited)

() 発行済株式資本額

500,000米ドル(54,350,000円)(2017年12月現在)

() 事業の内容

ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の銀行及び信託会社法(その後の改正を含む。)に従いケイマン諸島の金融当局により発行された免許を保有する、信託業務専門の会社である。

(2) エイペックス・ファンド・サービシズ(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店

(Apex Fund Services (Malta) Limited, Luxembourg Branch)

() 発行済株式資本額

2,880,180米ドル(313,075,566円)(2017年12月31日現在)

() 事業の内容

エイペックス・ファンド・サービシズ(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店は、ファンドの事務管理を世界的に提供し世界各地に36の事務所を有するエイペックス・グループの一部であり、当該グループはISAE 3402/SSAE16に基づく監査を受けている独立系のグループである。エイペックス・グループは、ファンドに対してファンドの専門的事務管理、株式の登録機関、企業の秘書役サービス及び役員を提供し、また世界的に集団投資スキームを提供している。

(3) スーパーファンド・ジャパン株式会社

() 資本金

275百万円(2018年3月31日現在)

() 事業の内容

金融商品取引業。

2【関係業務の概要】

- (1) ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド
(Harneys Fiduciary (Cayman) Limited)

ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの受託会社として行為する。

- (2) エイペックス・ファンド・サービスズ(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店
(Apex Fund Services (Malta) Limited, Luxembourg Branch)

エイペックス・ファンド・サービスズ(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店は、当ファンドの事務管理会社として行為する。

- (3) スーパーファンド・ジャパン株式会社

スーパーファンド・ジャパン株式会社は、当ファンドの販売会社として、受益証券の販売及び買戻しを行い、また当ファンドの代行協会員としてその一切の業務を行う。

3【資本関係】

該当なし。

第3【投資信託制度の概要】

ケイマン諸島における信託は、世界のいかなる地域に在住する者によっても、世界のいかなる地域における資産又は投資をもっても、またいかなる通貨によっても設立することができる。ケイマン諸島における信託の設立は、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)、不正処分法(その後の改正を含む。)及び永久権法(その後の改正を含む。)により規定されている。

1 ユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンドの一般規制

ユニット・トラストは、信託を規定する法律に加え、ミューチュアル・ファンドを規定する法律に従う、ケイマン諸島における信託の一種である。ユニット・トラストは、信託証書又は受託者による信託宣言により設立される。かかるユニット・トラストが「ミューチュアル・ファンド」の定義に該当し、とりわけ投資家が任意に信託受益権を償還又は買い戻すことができる場合、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンドとして登録されなければならないことがある。ユニット型投資信託はまた、そのいずれの投資家もケイマン諸島に居住又は定住していない場合、信託法(その後の改正を含む。)の規定に基づく適用免除信託として登録することができる。当ファンドは、当該法律に規定された要件を満たしており、ケイマン諸島における適用免除信託として登録されている。

ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立又は運営される、(ユニット・トラストとして設立されたか否かを問わず)すべてのミューチュアル・ファンドを規律している。ファンドの運営者の任免権を有する投資家が15人以下の一定のミューチュアル・ファンドを例外として、同法は、クローズド・エンド型ミューチュアル・ファンド以外のすべてのミューチュアル・ファンドについては金融当局に登録する必要がある旨を規定している。当ファンドは、現在ケイマン諸島において、ミューチュアル・ファンドとして登録されている。但し、当ファンドは、1名の登録された受益権者を有するのみである(但し、サブファンド「レッド」は2名の登録受益権者を有する。)ことから、今後、ケイマン諸島の金融当局に申請することによりミューチュアル・ファンド法に基づく登録を廃止する予定である。

ケイマン諸島におけるユニット・トラストの財産は、信託証書又は信託宣言に基づいて受託者に帰属し、当該信託証書又は信託宣言により、通常、譲渡自由及び買戻し可能な多数の受益権に分割される。当ファンドは、信託証書に基づき設立されるケイマン諸島におけるオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストとして設立された。

2 適用免除信託

当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、適用免除信託として登録された。適用免除信託として登録された信託には、当該信託、受託者又は受益権者に対して発生する資産又は収入に対し、当該信託証書の日付から50年の間に成立し、収入、固定資産、利益若しくは増額分に対する税金、又は相続税を課す、ケイマン諸島におけるいかなる法律も適用されない旨の保証を受けるための申請を行うことができる。

ユニット・トラストを、適用免除信託として登録するためには、信託登録所は、当該信託の受益権者にはいかなる時点においてもケイマン諸島に居住又は定住する者(この目的上は、企業を含む。)も含まないという要件を満たすことを確認する必要がある。ケイマン諸島において、適用免除又は通常非居住企業として設立された企業は、当該目的においてのみケイマン諸島に居住していないとみなされる。ユニット型投資信託は、一度適用免除として登録されると、いずれかの受益権者がある時点においてケイマン諸島に居住又は定住したという理由で適用免除信託としての登録を取り消されることはないが、かかる受益権者は、ユニット・トラストにおける利益に関して、税制上の恩恵を失う。

ユニット・トラストが一度適用免除信託として登録されると、受託者は、ケイマン諸島の信託の信託登録所に対し、当該ユニット・トラストの信託財産、権限及び規定を記載又は記録したすべての書類を提出しなければならない。登録の申請は、信託証書の締結後に行われる。信託が適用免除信託として登録された後、税制上の登録が行われる。当ファンドは、すでにかかる税務登録を取得している。

3 ユニット・トラストの構造

ケイマン諸島におけるユニット・トラストは、通常、()単一シリーズの受益権又は()複数シリーズの受益権をもって設立される。単一シリーズのユニット型投資信託においては、単一種類の買戻可能受益権が、通常は当初募集金額により募集され、その後は純資産価額により、投資家に対して販売される。すべての投資家は、信託証書の規定に基づき、受益権者集会に参加する権利を有している。複数シリーズのユニット・トラストにおいては、様々な種類の買戻可能受益権が、当初募集金額で、投資家に対して販売される。

当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、複数シリーズのユニット・トラストとして設立された。

4 ミューチュアル・ファンドの免許

当ファンドを含むすべての規制対象であるミューチュアル・ファンドは、()金融当局に提出書類及びその提出書類に生じた変更についての届出書類を提出し、()金融当局に監査済みの年次決算報告書を提出し、並びに()約4,268米ドル(約463,932円)の年間手数料を支払う必要がある。

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンドにかかる募集書類は、受益権に関してあらゆる重要な点についての記載があり、その他、将来において投資家が、投資を行うか否かに関して、詳細な情報を得た上で決断を下すために必要な情報を含むものでなければならない。

5 マネー・ロンダリング防止規則

ケイマン諸島

ケイマン諸島におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とした規則を遵守するため、事務管理会社は、すべての潜在的な投資家に対し身元証明書の提出を求める(但し、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。))に基づき免除が事務管理会社に適用される場合を除く。)。申込の際の状況が以下のとき、完全な身元証明の書類を必要としない場合がある。

- (a) 潜在的な投資家が、承認された金融機関における当該投資家名義の口座から投資活動の支払いを行うとき
- (b) 潜在的な投資家が、承認された行政当局の規制を受け、かつ承認された法域を基盤とする若しくはかかる法域において設立された又はかかる法域の法律を準拠法としているとき
- (c) 潜在的な投資家の代理として、承認された行政当局の規制を受け、かつ承認された法域を基盤とする若しくはかかる法域において設立された又はかかる法域の法律を準拠法としている仲介者が申込を行うとき

上記の例外措置のための金融機関、行政当局又は法域の確認は、ケイマン諸島が十分と認める他の法域のマネー・ロンダリングの防止に関する規則を参考に、マネー・ロンダリング防止規則に従い決定される。

受託会社及び事務管理会社は、潜在的な投資家の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事務管理会社はまた、本受益証券の譲受人に関する身元証明書を要求する権利を有する。潜在的な投資家又は譲受人が、確認のために求められた情報を提出することが遅れた又は提出しなかった場合、受託会社及び事務管理会社は、申込の受付又は(状況により)特定の譲渡の登録を拒否することが

できる。このとき、本受益証券の申込において、受領した資金は当初の支払金引落とし口座に利息を付さずに返却される。

また、受益権者への償還金の支払いが、特定の法域において適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する規則若しくは他の法令に違反する結果となる、又は受託会社若しくは事務管理会社がかかる規則若しくは法令を遵守するために受益権者に対して償還金の支払いを拒否することが必要若しくは適当であると、受託会社若しくは事務管理会社が判断又は通知した場合、受託会社及び事務管理会社は受益権者に対して償還金の支払いを拒否する権利を有する。

何らかの情報等により、ケイマン諸島の居住者(受託会社、事務管理会社及びその従業員を含む。)が、ある者がマネー・ロンダリングに関与していることを知った若しくはその疑いを持った又はそれを知り若しくはその疑いを持つ合理的な理由を有する場合、かかる居住者はケイマン諸島の犯罪収益法(その後の改正を含む。)及びテロリズム法(その後の改正を含む。)に従い、かかる情報等を報告することが要求される。かかる報告は、法律等で規制された情報開示制限の違反とみなされることはない。

日本

販売会社は、受益証券の発行又は譲渡に関して、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)その他の販売会社に適用のあるマネー・ロンダリングの防止に関する法令を遵守するものとし、これらの法令に従って必要な詳細情報を入手するものとする。

なお、前記にかかわらず、管理会社又は受託会社からの書面による請求があった場合には、販売会社は、マネー・ロンダリングの防止に関するその他の法令を遵守するものとする。

販売会社が、かかるマネー・ロンダリングの防止にかかる法令を遵守することができなかった場合、又はこれらの法令に従って必要な詳細情報を入手することができなかった場合、販売会社は、当該申込を拒否し、かかる申込は、事務管理会社に送付しないものとする。

第4【その他】

1. 当ファンドにつき作成された目論見書の表紙及び裏表紙に、管理会社及び販売会社(それぞれの属するグループ及びグループ関連会社を含む。以下同じ。)の名称及びロゴマークを表示し、イラスト、写真その他の図案を採用することがある。また、目論見書の表紙及び表紙裏に、以下のような文言を記載することがある。
 - (a) 受益証券を購入する際の注意事項。
 - (b) 「オープン・エンド型外国投資信託」「アンブレラ型外国投資信託」「ケイマン籍」等、当ファンドの概略的性格を表示する文言。
 - (c) 当ファンドの概略的性格に関連するキャッチフレーズ。
 - (d) 当ファンドの申込方法を表示する文言。
 - (e) 「管理会社、ポートフォリオ・マネージャー又はこれらの関連会社の過去の業績は必ずしも将来の業績を示すものではない。収益が上がる又は大きな損失を被ることはないという保証はできない。」等、当ファンドに投資することに関するリスクについての断り書き。
2. 目論見書の末尾に、信託証書全文の和訳を記載することがある。
3. 目論見書の冒頭に、本書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の要約を記載することがある。
4. 目論見書に、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面に関する事項を記載することがある。
5. 目論見書は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがある。
6. 受益証券(券面)を発行する予定はない。

(翻訳)
独立監査人の監査報告書

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(ケイマン諸島グランドケイマン)の
受託会社御中

監査意見

我々は、サブファンドAとサブファンドBで構成されるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(以下、「当信託」という。)の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2017年12月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、並びに重要な会計方針の要約を含む財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表はすべての重要な点において、2017年12月31日現在の当信託の財政状態及び同日に終了した年度の財務業績を米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下、「ISA」という。)に従って監査を実施した。同基準に基づく我々の責任については、監査報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」のセクションで詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」(以下、「IESBA規程」という。)に従い、当信託とは独立しており、IESBA規程に従って倫理的責任を果たした。我々の得た監査証拠は監査意見の根拠を成すに十分かつ適切であると我々は判断している。

財務諸表に関する受託会社の責任

受託会社には、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、及び、不正又は誤謬による重大な虚偽記載のない財務諸表の作成にあたり受託会社が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

財務諸表の作成にあたり、受託会社は、継続企業としての当信託の継続能力を評価し、必要に応じて継続企業に係る事項を開示し、経営陣が当信託を清算するか営業を停止するかのいずれかを行うことを意図している、又はそうする以外の現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業ベースの会計を行う責任がある。

財務諸表の監査についての会計監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当信託の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当信託の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当信託が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

その他の事項

本報告書は2017年11月22日付のエンゲージメント・レターの条件に従い、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン及びその受託会社のためにのみ作成されたものであり、その他の目的をもたない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO

(署名)

2018年5月23日

Independent Auditor's Report

To the Trustee of
Superfund Green Gold Japan
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Green Gold Japan, comprising Sub-Fund A and Sub-Fund B (the "Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities as of December 31, 2017, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of December 31, 2017, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Trustee for the Financial Statements

The trustee is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the trustee is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant

doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report has been prepared for and only for the Superfund Green Gold Japan and its trustee in accordance with the terms of our engagement letter dated November 22, 2017 and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

May 23, 2018

[次へ](#)

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島グランド・ケイマン)

取締役会御中

意見

我々は、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2017年12月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した年度の損益計算書、株主持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約が含まれる財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、当社の2017年12月31日現在の財政状態、並びに同日に終了した年度の営業成績を、すべての重要な点において適正に表示している。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下、「ISA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士の倫理規程(以下、「IESBA規程」という。)に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該IESBA規程で定められる倫理上の責任を果たした。我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

事項の強調

我々は、取締役会が2017年7月1日付で当社の報告通貨をユーロから、通常取引の大半を占める米ドルへと変更した決定について説明している財務諸表注記1に注目した。当社の2017年7月1日時点の貸借対照表は、同日の為替レートを用いてユーロから米ドルへと換算されている。2017年1月1日から2017年6月30日までの期間の損益計算書は、同期間の平均為替レートを用いて換算されている。当社決算を米ドル建てで報告するために、2016年度の財務情報は修正されている。この事象に関して、我々の監査意見に変更はない。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がない財務諸表の作成に必要であると取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、継続企業としての当社の存続能力の評価、継続企業に関する事項の開示(該当する場合)及び継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営者が当社を清算若しくは事業を停止する意思を有する場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

その他の事項

当報告書は、2017年11月22日付のエンゲージメント・レターの条件に従って、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド及びその取締役のためにのみ作成されているのであり、その他の目的を持たない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BD0(署名)

2018年5月31日

Independent Auditor's Report

To the Directors of
Superfund Japan Trading (Cayman) Limited
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the balance sheet as of December 31, 2017, and the statement of operations, statement of changes in shareholders' equity and statement of cash flows for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2017, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of matter

We draw attention to note 1 to the financial statements which describes that with effect from July, 1 2017 the Directors resolved to change the Company's reporting currency from Euros to United States Dollars, as the United States Dollar is the currency in which the majority of the underlying transactions of the Company are carried out. The balance sheet of the Company as at 1 July 2017 was translated from Euros into United State Dollars using the current rate and the statement of operations for the period from January 1, 2017 to June 30, 2017 was translated using the average rate for the period. The 2016 comparatives have been restated to report the Company's results in United States Dollars. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report has been prepared for and only for the Superfund Japan Trading (Cayman) Limited and its directors in accordance with the terms of our engagement letter dated November 22, 2017 and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

May 31, 2018

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(ケイマン諸島グランドケイマン)の
受託会社御中

監査意見

我々は、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン(以下、「当信託」という。)の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2016年12月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、並びに重要な会計方針の要約を含む財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表はすべての重要な点において、2016年12月31日現在の当信託の財政状態及び同日に終了した年度の財務業績を米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下、「ISA」という。)に従って監査を実施した。同基準に基づく我々の責任については、監査報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」のセクションで詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」(以下、「IESBA規程」という。)に従い、当信託とは独立しており、IESBA規程に従って倫理的責任を果たした。我々の得た監査証拠は監査意見の根拠を成すに十分かつ適切であると我々は判断している。

財務諸表に関する受託会社の責任

受託会社には、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、及び、不正又は誤謬による重大な虚偽記載のない財務諸表の作成にあたり受託会社が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

財務諸表の作成にあたり、受託会社は、継続企業としての当信託の継続能力を評価し、必要に応じて継続企業に係る事項を開示し、経営陣が当信託を清算するか営業を停止するかのいずれかを行うことを意図している、又はそうする以外の現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業ベースの会計を行う責任がある。

財務諸表の監査についての会計監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当信託の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当信託の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当信託が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

その他の事項

本報告書は2017年1月26日付のエンゲージメント・レターの条件に従い、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン及びその受託会社のためにのみ作成されたものであり、その他の目的をもたない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO

(署名)

2017年5月25日

Independent Auditor's Report

To the Trustee of
Superfund Green Gold Japan
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Green Gold Japan(the "Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities as of December 31, 2016, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of December 31, 2016, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Trustee for the Financial Statements

The trustee is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the trustee is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are

required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report has been prepared for and only for the Superfund Green Gold Japan and its trustee in accordance with the terms of our engagement letter dated January 26, 2017 and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

May 25, 2017

[次へ](#)

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島グランド・ケイマン)

取締役会御中

意見

我々は、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2016年12月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した年度の損益計算書、株主持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約が含まれる財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、当社の2016年12月31日現在の財政状態、並びに同日に終了した年度の営業成績を、すべての重要な点において適正に表示している。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下、「ISA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士の倫理規程(以下、「IESBA規程」という。)に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該IESBA規程で定められる倫理上の責任を果たした。我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がない財務諸表の作成に必要であると取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、継続企業としての当社の存続能力の評価、継続企業に関する事項の開示(該当する場合)及び継続企業的前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営者が当社を清算若しくは事業を停止する意思を有する場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

その他の事項

当報告書は、2017年1月26日付のエンゲージメント・レターの条件に従って、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド及びその取締役のためにのみ作成されているのであり、その他の目的を持たない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO(署名)

2017年5月29日

Independent Auditor's Report

To the Directors of
Superfund Japan Trading (Cayman) Limited
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the balance sheet as of December 31, 2016, and the statement of operations, statement of changes in shareholders' equity and statement of cash flows for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2016, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report has been prepared for and only for the Superfund Japan Trading (Cayman) Limited and its directors in accordance with the terms of our engagement letter dated January 26, 2017 and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

May 29, 2017